

神奈川県

自治総合研究センター

平成 17 年度部局共同研究チーム報告書

# かながわのユニバーサルデザイン

2006（平成18）年3月



## まえがき

神奈川県自治総合研究センターでは、研究事業の一環として、地方自治体の行政運営上の課題を研究テーマに設け、テーマに関する部局の職員と当センターの職員等で研究チームを設置して研究を行っています。

平成 17 年度は、自治総合研究センターの自主的な研究である独自研究を進めるとともに、部局共同研究チームを 2 チーム発足させています。

本報告書は、このうち部局共同研究チームによる「ユニバーサルデザイン」を研究テーマとした調査研究の成果をまとめたものです。

平成 12 年 3 月に設置されたバリアフリーに関する関係閣僚会議は、平成 16 年 6 月の会議において政府が一体となって社会のバリアフリー化に取り組む指針として「バリアフリー化推進要綱」を決定しました。その後、国土交通省が設置した「ユニバーサルデザイン政策推進本部」(平成 16 年 10 月)はユニバーサルデザインの考え方を踏まえた社会資本、交通の整備を推進するため、平成 17 年 7 月に「ユニバーサルデザイン政策大綱」をとりまとめました。この大綱を基にいわゆるハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(案)」が平成 18 年 2 月 28 日付けで閣議決定されており、今後、ユニバーサルデザインがあらゆる政策分野の土台となる考え方として導入されていくことが期待されます。

そこで、本研究では、県がユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施策を総合的に進めるに当たっての考え方を整理し、具体的な施策のあり方について検討しています。

本報告書が、今後の行政施策を進める上で参考となれば幸いです。

最後になりましたが、今回の研究に際して、助言をいただいた多数の関係者の皆様に対し、心より感謝します。

2006(平成18)年3月

神奈川県自治総合研究センター  
所長 松本 浩

# 目 次

---

## 概要編

報告書の概要	3
--------	---

## 本 編

序 章 はじめに	1 7
----------	-----

### 第 1 章 従来の取組と県民意識

第 1 節 従来の県の取組	2 5
---------------	-----

1 福祉のまちづくりの取組	2 5
---------------	-----

2 交通・道路に関する取組	3 4
---------------	-----

3 その他の取組	4 3
----------	-----

4 各種計画におけるユニバーサルデザインなどの取扱い	4 6
----------------------------	-----

第 2 節 県内市町村の取組状況	5 4
------------------	-----

1 アンケート結果等から	5 4
--------------	-----

2 県内市町村における特徴のある取組	5 5
--------------------	-----

3 まとめ	6 1
-------	-----

第 3 節 現状に対する県民意識	6 2
------------------	-----

1 調査結果	6 2
--------	-----

2 調査結果からみる県民意識	6 7
----------------	-----

### 第 2 章 他の都道府県及び国等の動向から

第 1 節 都道府県の動向	6 8
---------------	-----

1 これまでの取組	6 8
-----------	-----

2 取組を進める組織体制	7 0
--------------	-----

3 地方自治体の役割	7 0
------------	-----

4 まとめ	7 1
-------	-----

第 2 節 先進自治体の取組からみる今後の方向性	7 1
--------------------------	-----

1 指針の実効性を確保する仕組みづくり	7 1
---------------------	-----

2 その他の取組	8 0
----------	-----

第 3 節 国の動向	8 1
------------	-----

1 内閣府	8 2
-------	-----

2 国土交通省	8 2
---------	-----

3 経済産業省	8 3
---------	-----

第 4 節 民間企業や民間団体の取組	8 3
--------------------	-----

1 コクヨ(株)	8 4
----------	-----

2	(財)共用品推進機構	85
第3章 神奈川県におけるユニバーサルデザインの推進		
第1節	神奈川県がユニバーサルデザインを推進する意義	86
1	県を取り巻く状況	86
2	県がユニバーサルデザインを推進する意義	87
第2節	県の取組方向	89
1	かながわユニバーサルデザイン推進指針	90
2	ユニバーサルデザインの推進体制	96
3	ユニバーサルデザインを推進するためのその他の仕組み	98
4	広域自治体としての取組	102
5	公共施設管理者・公共事業施行者としての取組	104
第4章 まちづくりのユニバーサルデザイン		
第1節	建築物	106
1	だれもが利用しやすい建物にする法的仕組み	106
2	利用者の声を施設整備に反映させる仕組み	117
3	既存施設のバリアフリー化	127
4	小規模施設のユニバーサルデザイン化	131
5	今後の方向性	134
第2節	交通	139
1	交通計画・施策の現状	139
2	移動制約者等に対応した交通手段	140
3	今後の方向性	144
第5章 神奈川県福祉の街づくり条例の今後		
1	神奈川県福祉の街づくり条例の位置付け	152
2	神奈川県福祉の街づくり条例の改正に当たっての論点	154
3	神奈川県福祉の街づくり条例改正(案)	158
おわりに	～ 残された課題	159
資料編：		
1	かながわユニバーサルデザイン推進指針(案)	163
2	県政モニターアンケート「ユニバーサルデザイン」調査票	179
3	神奈川県におけるハートビル条例(案)	181
4	神奈川県福祉の街づくり条例改正(案)	185



# 概 要 編





# 報告書の概要

## 序章 はじめに

### 1 ユニバーサルデザインを研究する目的

平成 12 年 3 月に設置されたバリアフリーに関する関係閣僚会議は、平成 16 年 6 月の会議において政府が一体となって社会のバリアフリー化に取り組む指針として「バリアフリー化推進要綱」を決定した。その後、国土交通省が設置した「ユニバーサルデザイン政策推進本部」(平成 16 年 10 月)はユニバーサルデザインの考え方を踏まえた社会資本、交通の整備を推進するため、平成 17 年 7 月に「ユニバーサルデザイン政策大綱」をとりまとめた。この大綱を基にいわゆるハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(案)」が平成 18 年 2 月 28 日付けで閣議決定されている。今後、ユニバーサルデザインがあらゆる政策分野の土台となる考え方として導入されていくと期待される。そこで、県がユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施策を総合的に進めるに当たっての考え方を整理し、具体的な施策のあり方について検討する。

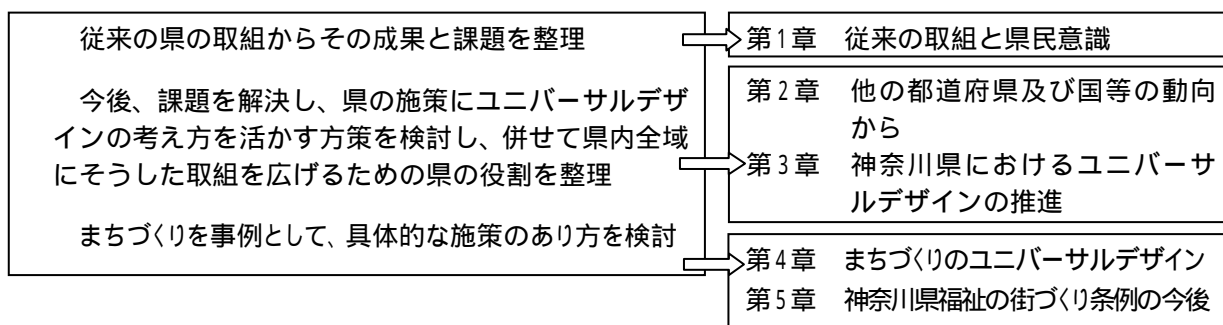
### 2 ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、「だれもが利用可能であるように、製品や建物、環境をデザインする」考え方で、より多くの人が使えデザインを例示することにより、人々の意識を変え、社会を変える戦略として米国ノースカロライナ州立大学の故ロナルド・メイス氏(建築家・工業デザイナー)によって 1985 年に提唱されている。ユニバーサルデザインはすべての人々が利用しやすいように、あらかじめバリアがないように設計する考え方であり、バリアフリーを包含し、発展させた考え方といえる。

ユニバーサルデザインの実現に当たってはプロセス(過程)が、具体的には、デザインに利用者の声を反映させること、繰り返しによりデザインを進化させていくこと(スパイラルアップ)が重視される。中でもスパイラルアップは、変わり続ける利用者のニーズにも応える観点から重要である。

### 3 研究の進め方

これまでの県の取組を発展させ、今後、ユニバーサルデザインを県政全般で展開するための方策に重点を置き、以下の視点から課題の整理と対策の検討を進めた。



#### 4 研究を進めるに当たっての基本的な認識

研究チームでは、「ユニバーサルデザイン」について研究を進めるに当たって、特に「継続的な改善を生み出す仕組みづくり」の観点を踏まえつつ、以下の点を重視して県政への導入や県の役割等を検討した。

ユニバーサルデザインは県の施策の基本  
まず、県職員の認識を変える  
できるところからはじめる  
人的対応と心のユニバーサルデザイン

## 第1章 従来の取組と県民意識

従来の県の取組について、福祉のまちづくりや交通等を中心に概観した後、県内市町村の取組状況を調査した。また、県政モニターに対するユニバーサルデザインに関するアンケート調査により県民意識の把握に努めた。

### 1 県の取組における課題

福祉のまちづくりについては、福祉の街づくり条例を中心に様々な取組を進めてきたが、課題として、福祉の街づくり条例に利用者参加等のユニバーサルデザインの考え方を盛り込む必要がある、ハートビル法に基づく条例の制定等により、福祉のまちづくりの実効性を確保する必要がある。さらに、建築物や公共交通の相互の関連性を考慮したまちづくり、市町村がモデル的なまちづくりを推進するよう、積極的に働きかける、既存施設（公共施設、民間施設）のバリアフリー化の推進が必要であり、こうして整備された施設を利用する利用者の意識啓発が必要である。

交通・道路については、ノンステップバスの導入の促進、交通施策と福祉施策を総合的に考えた、移動制約者のモビリティ確保が必要である。

その他各所属における取組及び各種計画については、県の事業や業務の運営上で配慮している内容には所属間で温度差があり、分野によっても偏りがみられる。また、各種計画についても「ユニバーサルデザイン」という言葉の使い方に微妙な違いがみられ、位置付けも分野によって偏りがあることから、ユニバーサルデザインを県全体の施策の基本となる考え方として位置付け、その概念を職員が共有する必要がある。

### 2 県内市町村の取組状況

まちづくりというハード面では各市町村で取組が進み、利用者の意見反映も一定程度実績が蓄積され、ソフト面もある程度取組が進められている。一方で、ユニバーサルデザインの考え方を行政施策に広く導入する動きは限られているように見える。

### 3 県民意識（県政モニターを対象としたアンケート調査結果から）

ユニバーサルデザインという言葉の認知度は7割と、言葉自体はかなり浸透している。また、だれもが暮らしやすいまちづくりはある程度進んでいるとの認識はある一方で、県に期待するのは「まちや公共施設をユニバーサルデザインに基づいて整備すること」の回答が一番多く、依然としてハード面に対する関心が高いことが分かった。さらに、

行政サービス全般を誰もが利用しやすくすることについても回答が多かった。

## 第2章 他の都道府県及び国等の動向から

ユニバーサルデザインフォーラムが実施した調査結果等から、都道府県のユニバーサルデザインに関する取組状況をみたと、まちづくりを中心としたユニバーサルデザインの取組から行政全般への導入に進みつつある。さらに、先進的な団体（静岡県、熊本県、福島県、滋賀県、兵庫県）では、指針を軸にしっかりと推進体制が組まれているほか、職員に対する研修の実施や業務に関するガイドライン、マニュアルづくりが進んでいる。

このほか、国や他の都道府県では共通して、職員をはじめとする関係者の意識改革の必要性が強く叫ばれていた。

## 第3章 神奈川県におけるユニバーサルデザインの推進

少子高齢化の進行や外国籍県民の増加等の社会環境の変化、県民や企業のユニバーサルデザインへの関心の高まりに対応し、すべての県民が自分らしく生活することのできる社会をつくり上げていくためにユニバーサルデザインの考え方を施策全般に取り入れる必要がある。そのために、県は、指針を軸とするユニバーサルデザインの推進体制を整えること、その上で、広域自治体として、市町村支援に取り組み、公共施設管理者、公共事業施行者としてユニバーサルデザインに配慮して公共事業に取り組みの必要があり、これら3つに関する提言をまとめた。

### 1 かながわユニバーサルデザイン推進指針を軸とした体制整備

#### (1) かながわユニバーサルデザイン推進指針

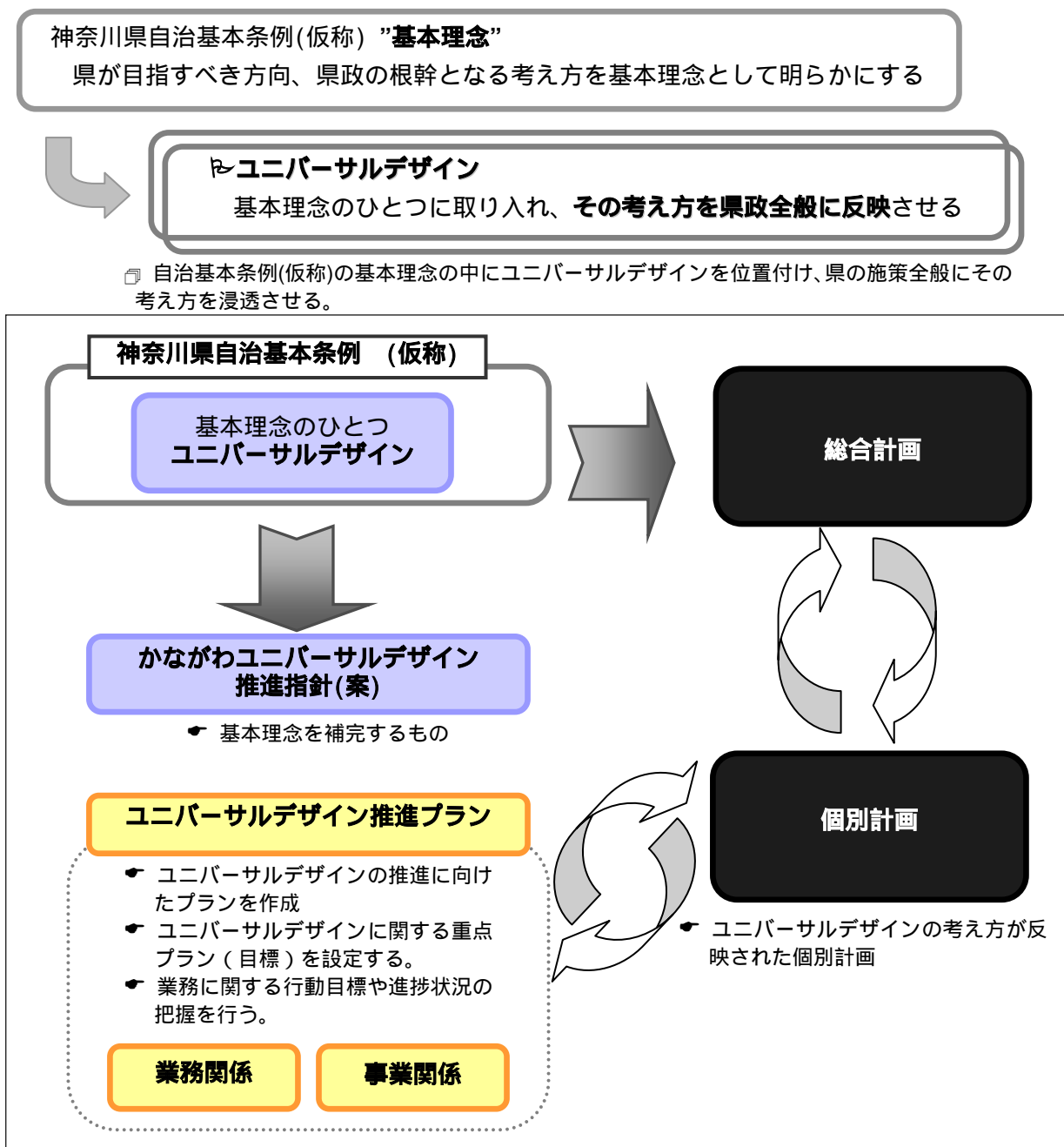
ユニバーサルデザインは非常に概念的なものであり、様々な行政分野に関係するため、これを県の個別施策の一つとするよりも、その考え方を指針にまとめ、県としての関わりを明確にし、県政全般に反映するほうが有効であると考え、研究チームでは、「かながわユニバーサルデザイン推進指針（案）」（以下「指針案」という。）を作成した（資料編参照）。指針案は、次のように構成される。

- 1 かながわユニバーサルデザイン推進指針策定の趣旨
- 2 ユニバーサルデザインとは
- 3 なぜ今、ユニバーサルデザインか
- 4 めざす姿
- 5 分野別施策の方向
- 6 ユニバーサルデザインの推進

#### (2) 指針の位置付け

研究チームではユニバーサルデザインを、現在県が制定を検討している「神奈川県自治基本条例（仮称）」（以下「自治基本条例」という。）に位置付けることを提案する。具体的には条例中の、県が目指すべき方向や県政の根幹となる考え方を明らかにした「基本理念」に位置付けることを提言する。自治基本条例に位置付けることにより、

図表 1 県における指針の位置付けと自治基本条例、施策との関係



ユニバーサルデザインを行政全般に導入する実効性を担保し、神奈川県らしいユニバーサルデザインを推進することができる(図表1)。

(3) かながわユニバーサルデザイン推進プラン(仮称)

指針案は主として理念的、あるいは県の施策の方向性を示したものにすぎず、それだけでユニバーサルデザインを推進することは困難であるため、推進に当たっての具体的な事項を盛り込んだ「かながわユニバーサルデザイン推進プラン(仮称)」(以下「推進プラン」という。)を指針の下に策定することを提言する。

推進プランは、ユニバーサルデザインを重点的に推進する事業(以下「重点事業」

という。)に関する重点目標と 各所属に共通する業務関係の行動目標を明らかにし、進捗状況を把握する。

#### 重点事業

重点事業は優先的に達成すべき目標を設定し、スピードを意識して、ユニバーサルデザインを重点的に推進する。なお、重点事業以外の事業については個別計画等の中で進捗状況の把握等を行う。

#### 業務関係の行動目標

だれもが利用できるか、必要な情報はすぐ得られるかなど、職員一人ひとりが業務を見直し、ユニバーサルデザインの考え方に則って改善するために、業務をユニバーサルデザインの視点から点検し、改善システムを構築する必要がある。

#### (4) 推進プランの進行管理

継続的な改善（スパイラルアップ）を基本とするユニバーサルデザインでは、施策を適正に評価するシステムづくりが重要である。そのためには、何を、どう評価するのかをまず設定し、推進プランを作成するといった、評価の実施を前提とした計画づくりが必要である。

施策評価に当たっては、県民等からの意見を改善に反映させるなど、外部による評価を検討すべきである。

#### (5) ユニバーサルデザインの推進体制

以上のユニバーサルデザイン推進指針及び推進プランに基づいてユニバーサルデザインを推進するための庁内体制を提案した（次頁図表2）。

#### (6) 職員のやる気を引き出す仕組みなど

指針、推進プランを策定し、推進体制が構築されても、実際にユニバーサルデザインを推進するのは一人ひとりの職員である。職員全員がやる気を持って、楽しく気軽に取り組める仕組みをつくることが重要である。

##### 職員の意識の醸成

職員にユニバーサルデザインの意識を醸成するために 全職員への研修、 担当部局での研修、 管理監督者への研修が必要である。

##### 職員のインセンティブ

職員が楽しく取り組むことができる「仕掛け」として、以下を提案した。

ア 県職員の表彰制度の創設

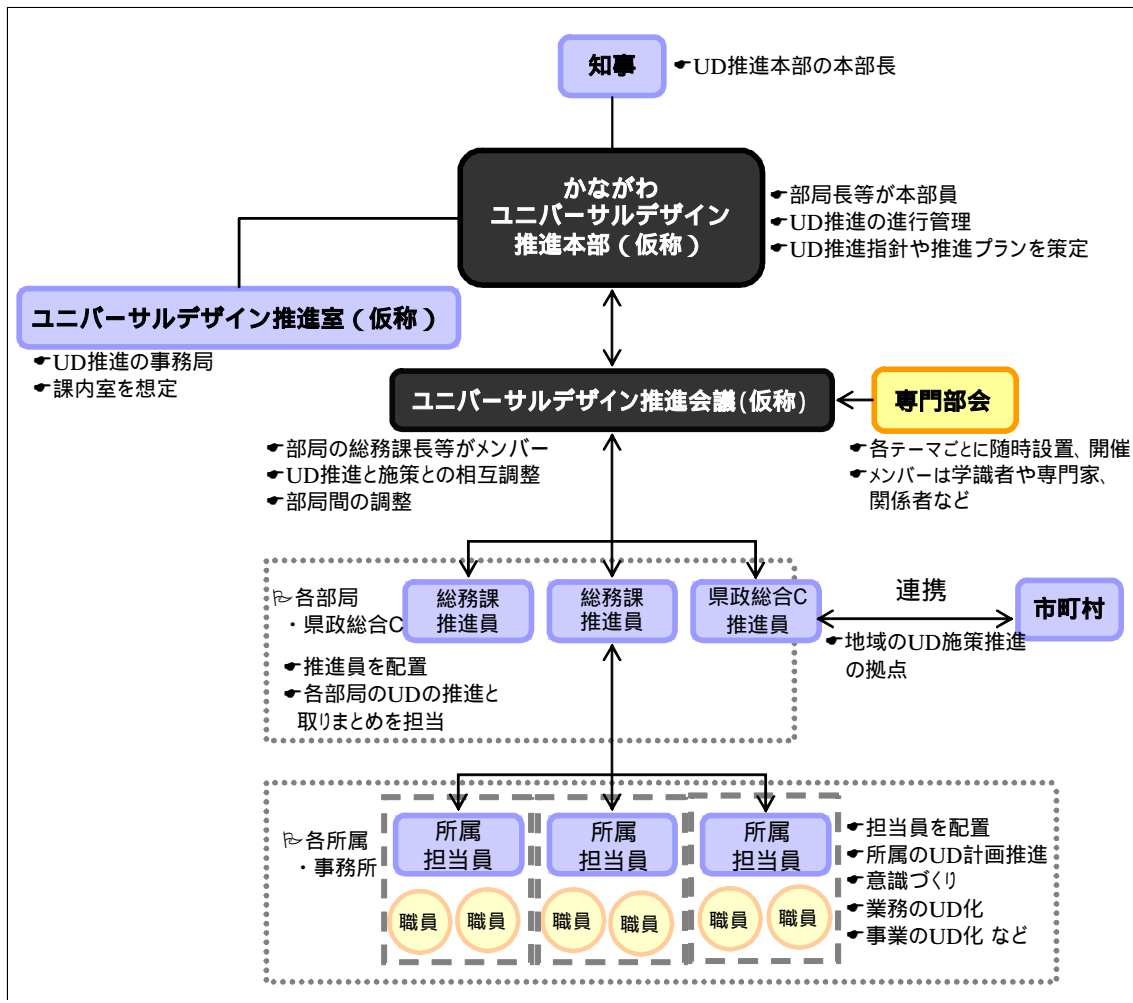
イ ユニバーサルデザインに関する様々な情報をイントラネット（かながわ情報プラザ）等で提供

ウ ユニバーサルデザインの考え方を導入した事業に予算を優先的に配分する。

##### 県民・NPO等との協働

ユニバーサルデザインをNPO等と協働して推進する仕組みとして県民・NPO・企業等が参加し、意見を聴取できる「かながわユニバーサルデザイン県民会議

図表2 ユニバーサルデザインの推進体制



かながわユニバーサルデザイン推進本部（仮称）：知事を本部長、各部局長を本部員とし、ユニバーサルデザイン推進の進行管理やユニバーサルデザイン推進指針や推進プランの策定を行う。

ユニバーサルデザイン推進会議（仮称）：推進本部の下に、各部局の総務課長等がメンバーとなる庁内会議。部局間の調整、ユニバーサルデザインの推進と施策との相互調整を図る。

専門部会：推進会議の下に随時設置。学識者や専門家、関係者を中心メンバーとし、テーマごとに随時開催し、専門的な見地から意見をまとめ、推進会議に答申する。

ユニバーサルデザイン推進員：各部局総務課に配置し、部局におけるユニバーサルデザインの推進と取りまとめ役とする。

担当員：各所属の主幹級が担い、所属におけるユニバーサルデザインの推進や職員の意識づくり、サービスなどの業務のユニバーサルデザイン化を図る。

ユニバーサルデザイン推進室（仮称）：推進本部の事務局として設置し、推進指針や推進プランの進行管理や、県政全般のユニバーサルデザイン化を推し進める。

地域県政総合センター：各地域でのユニバーサルデザインへの取組への窓口となり、市町村と連携して地域におけるユニバーサルデザインを推進できる体制を築く。将来的には、センターを地域のユニバーサルデザイン推進の拠点とする。

(仮称)」の設置や、県民意見が反映されるシステムの構築を提案した。

## 2 広域自治体としての取組

県には広域自治体として、市町村間の取組が円滑に推進されるよう支援する、また、市町村では対応しきれない広域的な課題に取り組む役割がある。こうした観点から、ひとづくりについて、市町村職員等を対象とした講習会等の開催や、県で設置を検討している「コミュニティ・カレッジ」に地域の人材育成に関する講座を設けることを提案し、ものづくりについては、事業者にユニバーサルデザインの導入を促すような環境をつくること、さらにまちづくりについては、市町村におけるモデル的な事業実施の促進、支援を提案した。

## 3 公共施設・公共事業施行者としての取組

公共施設整備のあり方や都市基盤の整備におけるユニバーサルデザイン化については、利用者の意見を取り入れる仕組みづくりを、工事過程におけるユニバーサルデザイン化については、ガイドラインの作成、そして、県の工事情報をインターネット上で提供する「工事情報案内システム」の運用を提案した。

# 第4章 まちづくりのユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインに関する県政モニターへのアンケートでは、まちづくりについて県への期待が高かった。そこで、この章ではまちづくりの中でもすべての人の社会参加に必要であり、今後解決すべき課題に直面している建築物と交通のユニバーサルデザインについて掘り下げ、具体的な施策を提案した(次頁図表3)。

## 1 建築物

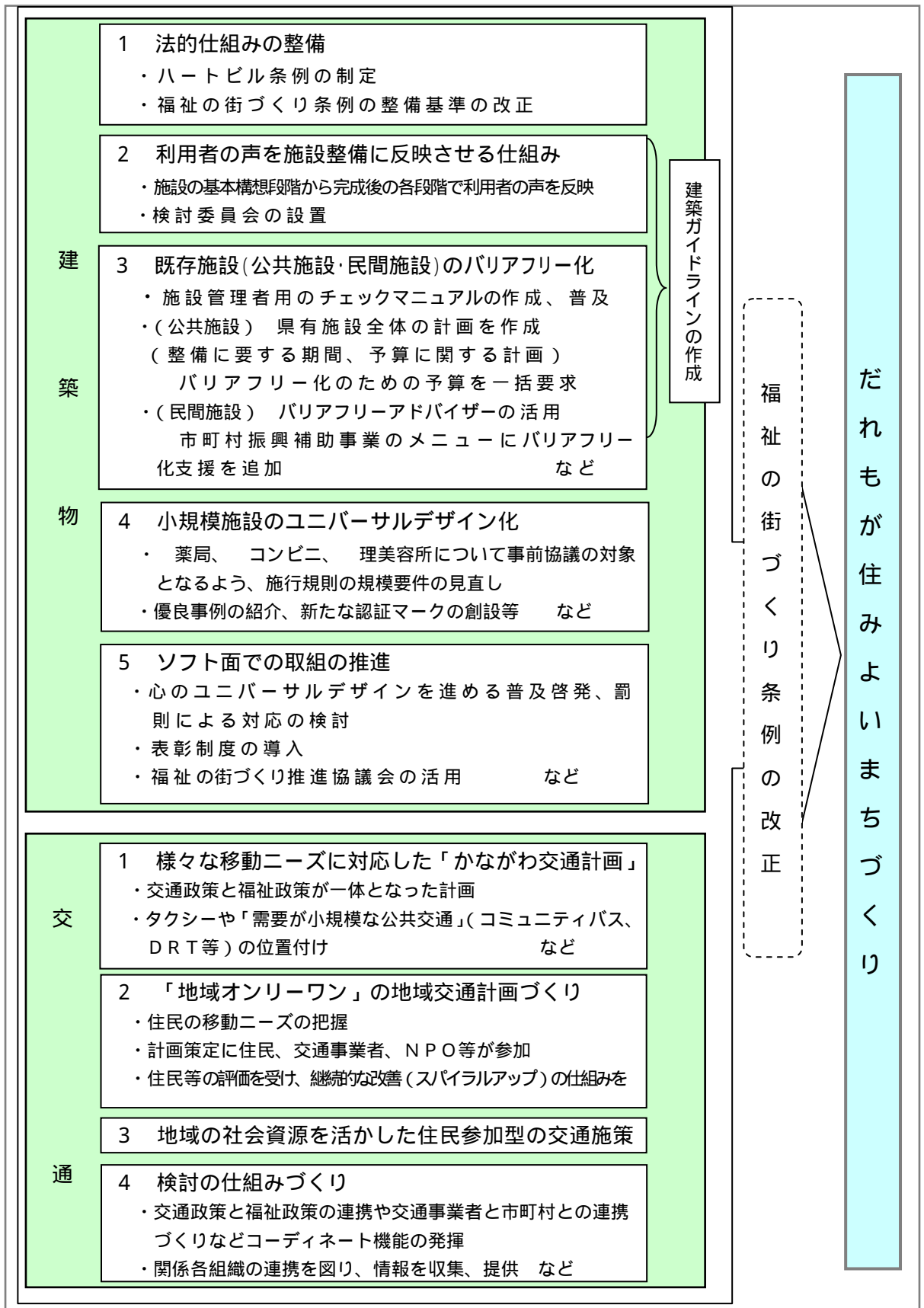
### (1) だれもが利用しやすい建物に関する法的仕組み

福祉の街づくり条例の制度的限界や建築確認業務の民間開放により福祉のまちづくりの実効性が低下しており、従来とは違った方法で実効性を確保する方策が必要である。そこで、ハートビル法に基づくハートビル条例と福祉の街づくり条例の整備基準の改正を提案した(110頁以降参照)。

### (2) 利用者の声を施設整備に反映させる仕組み

福祉の街づくり条例やハートビル法に定められている整備基準に従って建設されればだれもが利用しやすい施設がつくられるはずである。しかし、施設の形態は様々であり、あらゆる形態を想定した配置の基準を設けることは困難である。そこで、利用しやすい施設を実現するため、想定される利用者の意見を施設整備の計画段階

図表3 だれもが住みよいまちづくりに向けての具体的な施策





から取り入れることが必要である。そのために、県は

公共施設の整備に当たっての利用者参加等について記したガイドラインを作成し、施設整備の各段階（基本構想・設計段階、施工段階、完成後の検証段階、改修への反映段階）において利用者の意見を反映させる。

参加から得られたノウハウをデータバンクとして蓄積し、別の施設の整備の際に活用する。

参加手続の流れの中に、学識経験者を含めた、障害者等の利用者を主体とした検討委員会を組み込む。委員会には第三者的な立場から議論を整理できる、専門的な知識を兼ね備えたコーディネーターが必要である。

### (3) 既存施設のバリアフリー化

遅々として進まない既存施設のバリアフリー化を促進する策としてまず、施設管理者が建物のバリアを認識するため、定期的にバリアフリー点検を実施することが重要である。そこで、主な点検箇所と点検項目を提案するとともに、こうした内容を含むマニュアルを作成することを提案した。このほか、以下を提案した。

#### 公共施設のバリアフリー化促進

バリアフリー化のための予算を一括して要求し、県有施設全体のバリアフリー化を計画的・効率的に推進する。そのために県有施設全体の課題を把握し、整備に要する期間や予算に関する計画を作成する。

ハード整備が困難な場合は、ソフト的な対応等、できることから早急に取り組む。

#### 民間施設のバリアフリー化促進

実際に整備された事例についての情報提供

施設の改善に向けた助言を行うバリアフリーアドバイザーの活用

既存の市町村振興補助事業のメニューにバリアフリー化支援を追加

### (4) 小規模施設のユニバーサルデザイン化

現在、福祉の街づくり条例の事前協議の対象とはなっていない小規模な施設についても、その施設が担う公共性等からユニバーサルデザイン化を促す必要がある。

#### 条例による対応

事前協議の対象となるよう 薬局、コンビニ、理美容所の規模要件を引き下げる。

#### 条例以外の取組

整備された施設を優良事例として広報紙で紹介し、法的枠組外の施設のために整備項目を絞ったガイドラインを設定し、それを満たしている施設には認証マークを交付する。さらに、店員の心のユニバーサルデザインの推進に向けた啓発活動を行う。

### (5) 今後の方向性

ユニバーサルデザイン建築ガイドラインの作成

相互の関連性を考慮したまちづくり

ソフト面での取組の推進

ア 心のユニバーサルデザインを進める普及啓発・罰則による対応の検討

イ 表彰制度の導入

ウ ユニバーサルデザイン化された施設の周知

エ 福祉の街づくり推進協議会の活用

## 第2節 交通

だれもが移動しやすい交通を目指し、地域の実情に基づいた交通計画・施策のあり方や「移動制約者」の交通の確保について検討した。

### 1 様々な移動ニーズに対応した「かながわ交通計画」の提案

交通政策と福祉政策が一体となった「かながわ交通計画」を作成し、すべての県民の移動ニーズを汲み取ることができる体制を部局横断的に図る。

多様な交通手段を確保する視点から、移動制約者の交通手段としてタクシーと「需要が小規模な公共交通」としてコミュニティバス、乗合タクシー、DRT等を「かながわ交通計画」に位置付ける。

### 2 地域交通計画

市町村が地域交通計画を策定する際には、住民の移動ニーズを把握し、住民、交通事業者、NPO等が参加するようにして、随時、住民の評価を受け、見直しをすることでいった継続的に改善(スパイラルアップ)する仕組みを持った計画として運用することにより、地域交通の利用者と事業者と市町村が連携した計画づくりと事業の実施が図られ、「地域オンリーワン」の交通計画の構築が可能である(図表4)。

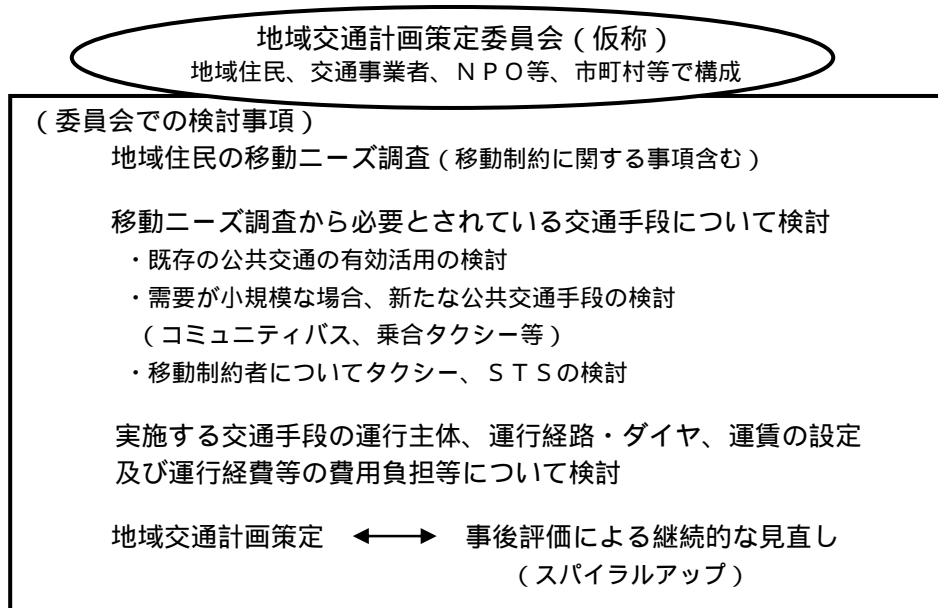
### 3 住民参加型の交通施策の展開

利用者として地域住民が積極的に地域の交通に関わりを持ち、また、運営者として地域住民、NPO等や交通事業者等、地域の社会資源を活用していく仕組みづくりが必要である。

### 4 検討の仕組みづくり

県は、交通政策と福祉政策の連携を図り、交通事業者と市町村の連携づくりといったコーディネート機能を担い、一地域の取組を他へ波及させるといった広域的な仕組みづくりを担い、関係組織の連携を図り、幅広く情報を収集し、提供する必要がある。

図表4 地域交通計画策定の流れ(イメージ)



## 第5章 神奈川県福祉の街づくり条例の今後

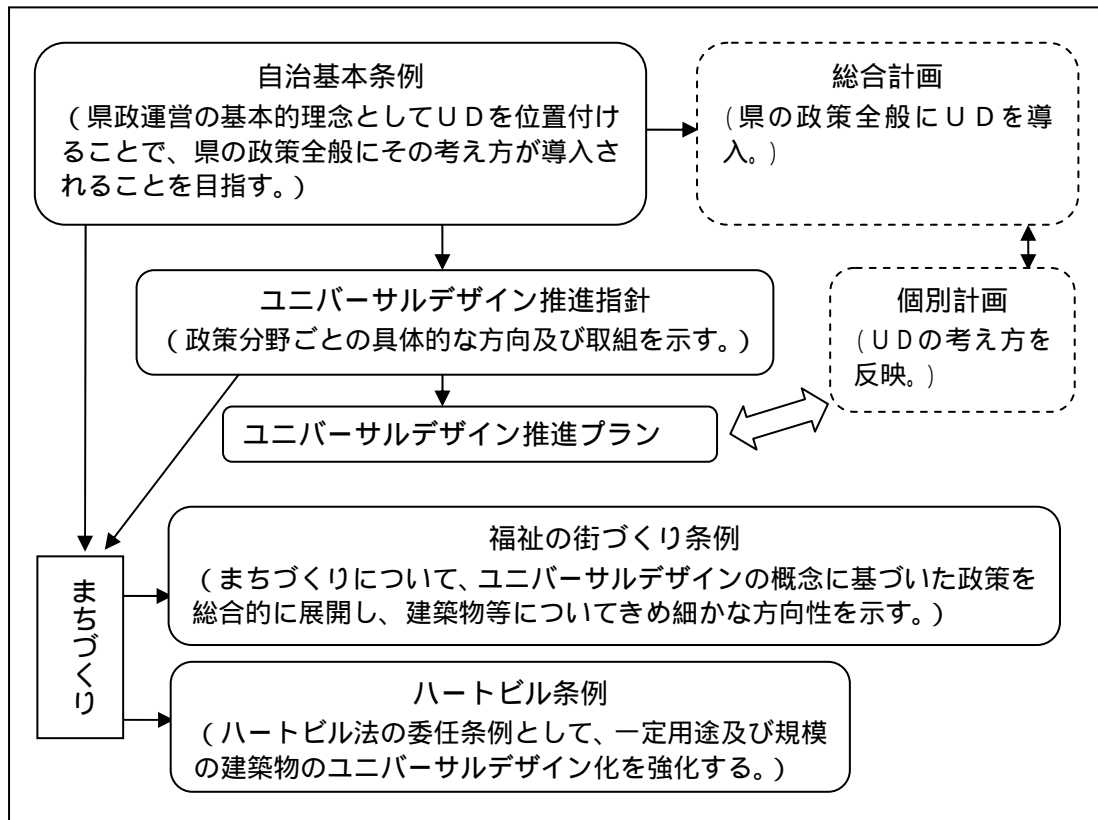
今後、ハートビル法と交通バリアフリー法の統合が予定されていることを考えると、福祉のまちづくり条例の再検討の動きは加速すると思われる。県においてまちづくりのユニバーサルデザイン化を推進するためには、従来の神奈川県福祉の街づくり条例の役割の見直しや整理が必要であることから、条例の位置付け（図表5）やその改正に当たっての論点を検討し、条例改正案を提案した。

### 1 神奈川県福祉の街づくり条例の改正に当たっての論点

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| (1) 条例の名称及び対象となる者       | (6) 公共工作物           |
| (2) 利用者意見の反映            | (7) 安全・安心な生活の確保     |
| (3) 県有施設のユニバーサルデザイン化の推進 | (8) 意識啓発・自主的な活動等の促進 |
| (4) 重点推進地区              | (9) 表彰制度            |
| (5) 公共交通                |                     |

### 2 神奈川県福祉の街づくり条例改正（案）（資料編参照）

図表5 福祉の街づくり条例の位置付け





# 本 編



## 序章 はじめに

---

平成 12 年 3 月に設置されたバリアフリーに関する関係閣僚会議は、平成 16 年 6 月の会議において「バリアフリー化推進要綱」を決定し、これを政府が一体となって社会のバリアフリー化に取り組む指針とした。この要綱は、国民だれもが社会に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たすことを基本理念とし、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策を強力に推進するとしている。

まちづくりの分野では平成 6 年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が、平成 12 年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、建築物や歩行空間等のバリアフリー化が進められた。

さらに、国土交通省が設置した「ユニバーサルデザイン政策推進本部」（平成 16 年 10 月）はユニバーサルデザインの考え方を踏まえた社会資本、交通の整備を推進するため、平成 17 年 7 月に「ユニバーサルデザイン政策大綱」をとりまとめ、これを基に「ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化」等、法制度面の整備を含めた総合的な施策の展開を進めている。

今後、ユニバーサルデザインがあらゆる政策分野の土台となる考え方として導入され、事業が展開していくことが期待される。

県においては福祉のまちづくりを中心にバリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた取組が進められてきた。国による法制度の整備等が進み、社会のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が進む中で、今後、県においても福祉のまちづくりにとどまらず、あらゆる分野でユニバーサルデザインの考え方が導入され、これに基づいた取組が総合的に進められていくことが期待される。

そこで、年齢、性別、個人の能力、文化等の違いに関わりなく、だれもが地域社会の一員として安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活躍できる神奈川を目指していくため、県がユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施策を総合的に進めるに当たっての考え方を整理し、具体的な施策のあり方について検討する。

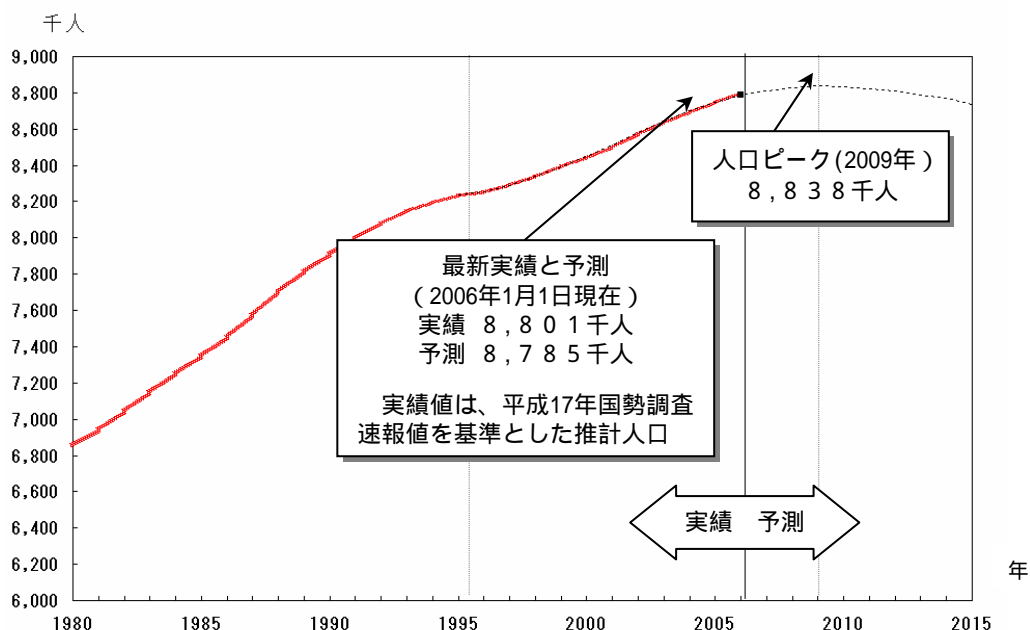
### 1 神奈川県の実況

今日、県では高齢者人口割合（65 歳以上の人口が県の人口に占める割合）が 15% を超え、本格的な高齢社会を迎えている。今後県の人口は出生数の低下から平成 21（2009）年をピークに減少していくと予想されており、平成 27（2015）年には高齢者人口は 23% に達すると見込まれ、高齢化の進展は全国的にみても急速に進むといわれている<sup>1</sup>。一方、

---

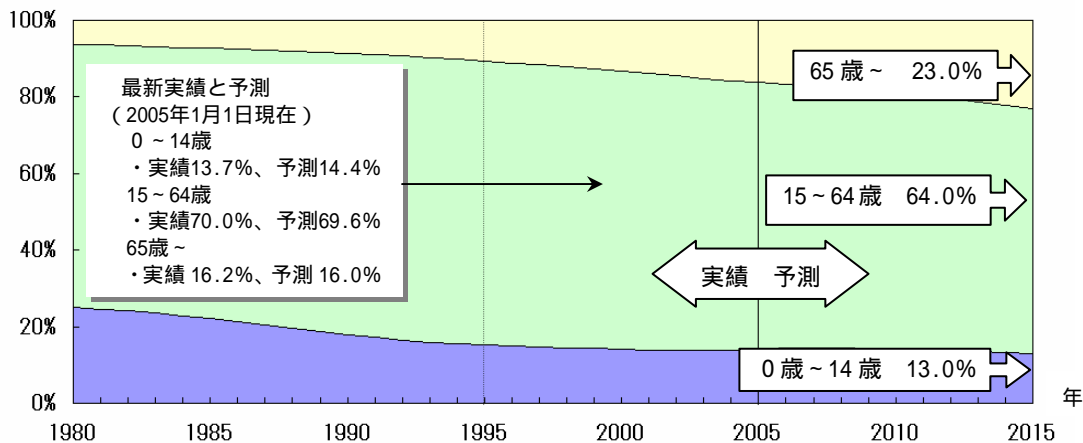
<sup>1</sup> 「平成 16 年少子化社会白書」によれば、「大都市圏では、高度経済成長期に地方から大量に移動してきた第 1 次ベビーブーム世代が老年人口（65 歳以上人口）入りすることなどにより、地方の県よりも老年人口の伸びが大きく、老年人口そのものも巨大化する。2030 年の段階で老年人口数が多いのは、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県等大都市圏に属する都府県である。これらの都府県は、2000 年の段階で

図表1 神奈川県内の総人口



(県政策課)

図表2 年齢3区分別人口割合の推移



(県政策課)

0歳～14歳の人口は13.0%となる見込みで、10年後の県は一層、少子高齢化が進展した社会となる。

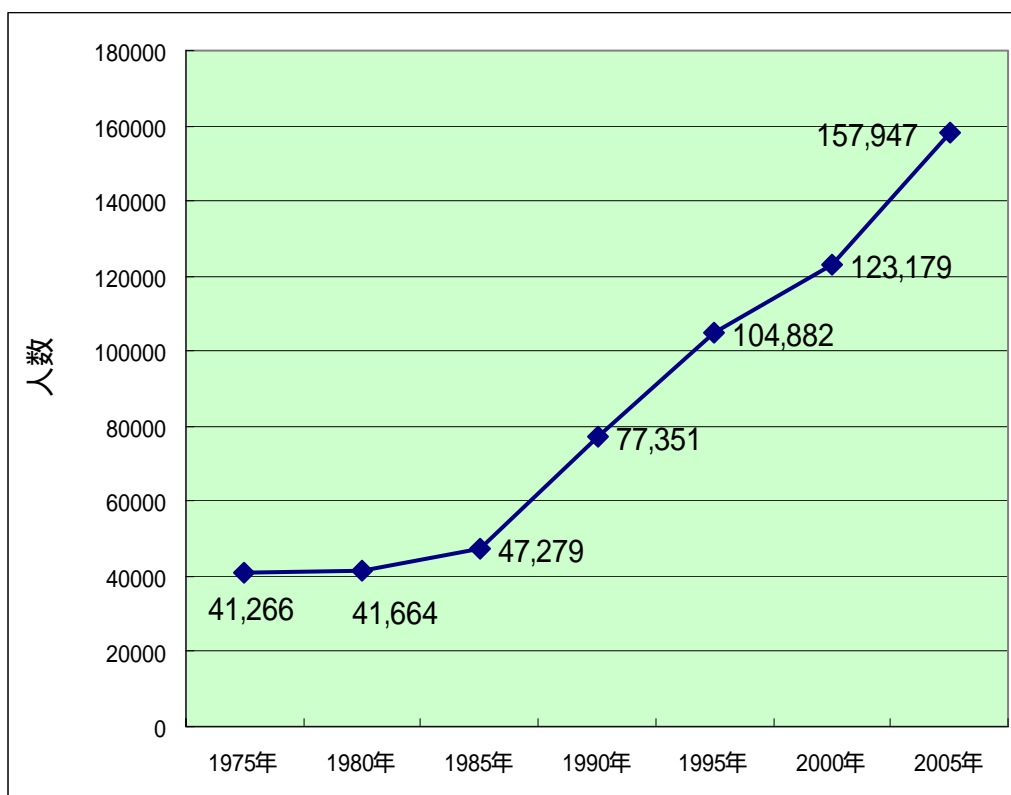
また、県の外国人登録者は県人口の1.8%を占め、県民の約56人に1人が外国籍であり、全国で4番目に多い。外国人登録者数は平成7(1995)年末の約10万5千人から平成17(2005)年末には約15万8千人と、10年間に約50%の増加となっており、国際化

は地方の県に比べて高齢化率が低い、今後の伸びは急速」であるとされている。



が進展している。

図表3 県内外国人登録者数の推移



(県国際課ホームページ「県内外国人登録者の状況」を元に研究チームで作成  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/seisaku/data2.htm>)

図表4 県内障害者数の状況

(平成17年3月31日現在)

	人数	内訳	人数
身体障害者手帳交付者数	218,347	視覚障害	16,789
		聴覚・平衡機能障害	19,054
		音声・言語・そしゃく機能障害	2,370
		肢体不自由	122,738
		内部障害	57,396
知的障害児者把握数	38,901	重度	17,029
		中度	11,280
		軽度	10,592
精神障害児者数	23,867		
合計	281,115		

知的障害児者把握数は、18歳以上は福祉事務所「知的障害児者数名簿登載状況」、18歳未満は「児童相談所把握数」による。精神障害児者数は、精神障害者保健福祉手帳交付者数。(県障害福祉課)

また、県内の障害者数は図表4のとおりであり、県人口の3.2%を占めている。

こうした様々な違いを持つ人々が共に生きる社会、すべての人々が参加できる社会実

現のため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた環境整備が必要となっている。

## 2 ユニバーサルデザインとは

### (1) ユニバーサルデザインとバリアフリー

ユニバーサルデザインとは、「だれもが利用可能であるように、製品や建物、環境をデザインする」考え方で、より多くの人が使えデザインを例示することにより、人々の意識を変え、社会を変える戦略として米国ノースカロライナ州立大学の故ロナルド・メイス氏（建築家・工業デザイナー）によって1985年に提唱されている。

ユニバーサルデザインは、人が男女の性差や年齢、肉体的・知的等の違いがある存在であることを前提とし、こうした違いを踏まえて、だれもが暮らしやすい社会をつくるという考え方である。

ユニバーサルデザインはバリアフリーとよく比較されるが、両者ともにすべての人が暮らしやすい、活動しやすい環境づくり、社会づくりを目指すものである。それではなぜバリアフリーではなく、ユニバーサルデザインについて検討するのか。

かつて、障害者や高齢者が社会に関わろうとしてその障害等のために不利益を受けても、それは障害等のある個人の責任とされた。こうした考え方を打破したのがバリアフリーである。バリアフリーは社会に関わりづらい状況は個人の責任にあるのではなく、そうした状況に陥っている人たちを支援しない社会に責任があるとして発想を転換させ、社会はバリア（障壁）を取り除く努力をしなくてはならないとした。

一方で、バリアフリーは障害者や高齢者等の「特定の人たち」に焦点を置き、その人たちにとってのバリアを取り除くことに重点を置く。バリアの存在を前提として、それへの対応を検討するため、バリアフリー対応の設備は時として、バリアの存在自体を強調することがあった。例えば、車いす使用者が駅でエスカル等の階段昇降機を使用する場合、階段というバリアは昇降機によって取り除かれる一方で、駅員の介助が必要となり周囲の注目が集まる。これはバリアの存在自体の強調である。また、特定の人たちのためという考えから、エレベーター等の設備が車いす使用者等の特定の人たち以外は使ってはいけないといった受け止め方も生まれた。その上、こうした設備が他の人から分かりづらい場所に設置された結果、障害者や高齢者等にとっても使いづらい状況が生じた例もあった。

こうしたバリアフリーの限界を乗り越えるために一歩進んだ考え方が必要となった。それは、

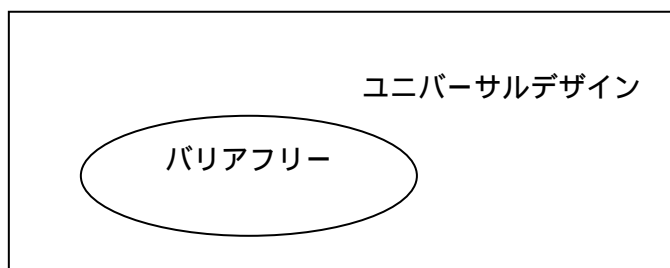
バリアを特別視して対応するのではなく、バリア自体を社会からなくすこと  
特定の人たちのためではなく、すべての人にとって使いやすいようにすること  
すべての人が対象であり、参加すること

という考え方であり、そこで提唱されたのがユニバーサルデザインである。

ユニバーサルデザインはすべての人々が利用しやすいように、あらかじめバリアがないよう設計するという考え方であり、バリアフリーを包含し、発展させた考え方と

いえる。

図表5 ユニバーサルデザインはバリアフリーを包含し発展させた概念



(2) ユニバーサルデザインの考え方～変化する概念

ユニバーサルデザインには、次の7つの原則がある。

原則1 公平性の原則

だれにでも利用できるようつられており、かつ、入手が容易であること

原則2 柔軟性の原則

利用者の好みや能力に応じた使い方ができること

原則3 単純性と直感性の原則

利用者の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方が分かりやすく、つられていていること

原則4 認知性の原則

必要な情報がすぐに分かること

原則5 安全性の原則

うっかりミスや危機につながらないデザインであること

原則6 効率性の原則

効率がよく、心地よく、しかも疲れないで使えるようになっていること

原則7 快適性の原則

利用者の体格や姿勢、移動能力を問わず、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさであること

この原則には数値基準等はなく、あくまでもユニバーサルデザインを「考えていく上での道しるべ」<sup>2</sup>であり、それゆえ、7原則すべてが満たされていないとユニバーサルデザインではないということではないし、すべてを満たしていてもユニバーサルデザインといえるとも限らない。そういう意味で7原則には弾力的な適用が求められる。

また、ユニバーサルデザインの考え方そのものがその時代や地域に住む人々の考え方により影響を受け、変化するものであることから、研究チームでは、7原則に加えて次のことを考慮すべきとした。

<sup>2</sup> 川内美彦「ユニバーサル・デザイン～バリアフリーへの問いかけ」、(株)学芸出版社、2001、p116

#### 環境への配慮

ユニバーサルデザインの推進に当たって、環境に負荷をかけないように配慮し、工夫すること

環境問題に対する意識が高まり、地球温暖化対策等具体的な対応も求められている中でユニバーサルデザインだからといって環境問題の例外となることはない。

#### 地域特性への配慮

歴史や文化、自然を尊重しつつ、より多くの人々がそれらを楽しむことができるように、ユニバーサルデザインを推進すること

歴史的なもや自然は時にバリアになる可能性がある。しかし、そのバリアを排除すると長年にわたり親しまれてきた歴史や自然の良さが壊されてしまうことになる。そうした良さを守り、引き継いでいくためにも、ハードの整備と人的支援を併せてユニバーサルデザインを推進することが大切である。

### (3) ユニバーサルデザインの進め方～プロセスの重視

ユニバーサルデザインが目指す「様々なものをだれもがバリアを感じることなく利用しやすくする」ことは大変難しい。しかし、だからこそ、できるところから取組を進めること、そして取組の一つひとつを評価し、次の取組へつなげること、それにより少しずつ目標に近づいていくことが重要であり、こうした継続的な改善（スパイラルアップ）を生み出すための仕組みづくりがユニバーサルデザインの最も重要なポイントといえる。

継続的な改善を生み出すための仕組み（次頁図表6参照）をつくるに当たっては、特に以下の点が重要である。

#### 利用者との協働

前述した7原則の「原則1 公平性の原則」にも挙げられているとおり、だれもが利用できるようにするためには、施設やサービスの利用者の視点に立って施策を進めていく必要がある。そのために、利用者の意見をできるだけ多く反映させること、またそうした意見を施策の計画段階から実施後までの各段階にわたって反映させる仕組みが重要である。

また、利用者との協働を進める前提として、利用者と県が情報を共有する必要がある。そのため、県は関連した情報を積極的に公表することが求められる。

#### 事後評価のデータ蓄積とデータの活用

ユニバーサルデザインを目指し、継続的に改善していくためには、取組の実施後にその評価を行い、評価から得られたデータを蓄積し、その後の取組に活かすというプロセスの繰り返しが重要である。

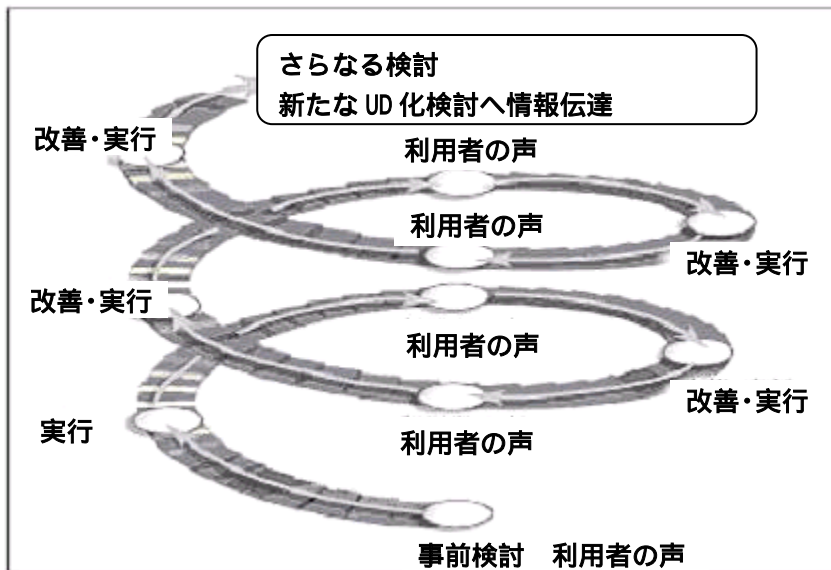
以上からも分かるように、継続的な改善を生み出す仕組みの良し悪しが、ユニバー

サルデザインの行方を左右する。県においてユニバーサルデザインの考え方に基づいた行政運営に取り組んでいくには、こうした仕組みを一つひとつ積み重ね、継続的な改善を生み出す道筋をつくるのが一番のポイントとなる。

例えば、県の福祉の街づくり条例施行規則に定める整備基準も、それ自体が固定的なものではなく、利用者のニーズの変化とともに変わり得ることに留意する必要がある。

なお、こうした継続的な改善を生み出す仕組みをつくる際の参考として、「《参考》仕組みが機能するための考え方」がある。

図表6 継続的な改善（スパイラルアップ）の考え方



東京都福祉保健局とりまとめ「福祉のまちづくりの新たな展開 ~ユニバーサルデザインの推進~ 中間のまとめ(意見具申)」(平成16年7月)参照

《参考》仕組みが機能するための考え方

- 参画の原則 多様な人の幅広い参画があること
- 公開の原則 情報の共有化が図られ、検討過程がわかりやすく公開されていること
- 配慮の原則 直接、参画していない人のニーズにも配慮があること
- 柔軟性の原則 ニーズに応えるため柔軟な組織体制になっていること、社会情勢等の変化に伴うスケジュール変更にも柔軟に対応できる予算のつくり、事業計画となっていること
- 納得の原則 合意形成が重視されていること
- 確認の原則 現状や現地調査等を踏まえて、計画の妥当性(利用者のニーズを反映しているか)について確認が行われていること
- 評価の原則 特に、「参画の原則」、「公開の原則」、「配慮の原則」、「確認の原則」に留意して、評価が行われていること
- 蓄積の原則 評価情報の蓄積、その分析と整理が行われていること
- 伝達の原則 蓄積された評価情報が、関係者や次の事業へ十分かつ適切に伝達され

ていること

出典：川内美彦著「ユニバーサル・デザイン」(2002年・学芸出版)

### 3 研究の進め方

研究テーマである「ユニバーサルデザイン」を検討するに当たって、研究チームではこれまでの県の取組を発展させ、今後、県政全般で施策を展開するための方策に重点を置き、以下の視点から課題の整理と対策の検討を進めてきた。

従来の県の取組からその成果と課題を整理

今後、課題を解決していくに当たって、ユニバーサルデザインの考え方をどのように県の施策に活かしていけばよいかを検討し、併せて県内全域にそうした取組を広げるための県の役割を整理

まちづくりを事例として、具体的な施策のあり方を検討

### 4 ユニバーサルデザインの県政への導入を検討するに当たっての基本的な認識

研究チームでは、ユニバーサルデザインの考え方を県政に導入する方法や県の役割を検討するに当たって、「継続的改善を生み出す仕組みづくり」のほか、以下を重視した。

ユニバーサルデザインは県の施策の基本

ユニバーサルデザインは、だれもが暮らしやすい、活動しやすい環境づくりを目指す考え方であり、人権尊重の立場から公平な社会基盤をつくることを目指した考え方である。これは県の施策を進めていく上での基本となる考え方といえる。

まず、県職員の認識を変える

県が丸となってユニバーサルデザインに基づいた施策を実施していくには、まず、職員の意識改革が求められる。すべての職員がユニバーサルデザインを理解し、担当事業に取り入れる姿勢を徹底し、併せて、組織全体の取組として推進していくことが重要である。

できるところからはじめる

財政状況が厳しい中であって、ユニバーサルデザインに基づいた施策の実進を進めるには、施策の優先順位を決め、できるところから、着実に進めていくことが重要である。

人的対応と心のユニバーサルデザイン

どれだけユニバーサルデザインに基づいたハード面での整備が普及してもそれを活かす周囲の人々の助け、人的支援が得られる環境づくりが必要である。そのために、県職員はもちろんのこと、広く県民一人ひとりがユニバーサルデザインを理解し、積極的に協力することが求められ、そうした意識を醸成するための学校教育や社会教育、従業員教育等、様々な機会を捉えた意識啓発の取組が重要である。

## 第1章 従来の取組と県民意識

### 第1節 従来の県の取組

ユニバーサルデザインという言葉が日本に広がり始める前から、各自治体では福祉のまちづくりや交通といった分野においてユニバーサルデザインやその発端ともいえる取組が進められてきた。以下では、福祉のまちづくり、交通施策に関する取組等や県の各種計画におけるユニバーサルデザインの位置付けを概観し、これまでの取組の成果と課題について検討する。

#### 1 福祉のまちづくりの取組

##### (1) 福祉の街づくり条例ができるまで

県における福祉のまちづくりに関する取組は、昭和52年に障害者のための住宅整備のポイントを示した手引書「住まいのデザイン」を作成したところから始まる。

その後、昭和56年には「身体障害者等の利用を考慮した施設整備要領」及びその整備基準を策定した。この整備基準は施設の出入口までのアプローチの確保や車いす用トイレの設置等、身体障害者等への福祉的配慮を求めたもので、合同庁舎、病院、博物館等、不特定多数の県民が利用する県立施設の整備に適用されるものであった。また、要領では身体障害者や高齢者だけでなく、すべての県民が施設を安全・快適に利用できることを目的としており、この時既にユニバーサルデザインに通じる考え方が芽生え始めていたといえる。

昭和57年には「だれもが住み良い福祉の街づくり推進指針」を施行した。この指針では「だれもが住みよい社会の創造」を「目的」としてうたうとともに、官公庁だけでなく福祉施設や金融機関、劇場、店舗等の不特定多数が利用する施設で、県立施設に加え市町村施設や民間施設の整備にも整備基準を適用することとした。

#### 「福祉の街づくり条例」にいたるまでの制度のあゆみ

昭和52年	障害者のための住宅整備のポイントを示した手引書「住まいのデザイン」を作成
56	「身体障害者等の利用を考慮した施設整備要領」及びその整備基準の策定
57	「だれもが住み良い福祉の街づくり推進指針」施行
63	「神奈川県だれもが住み良い福祉の街づくり推進指針」施行 「神奈川県だれもが住み良い福祉の街づくり推進要綱」施行
平成2年	「神奈川県建築基準条例」に身体障害者等に対する福祉的配慮基準を盛り込む
6	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)の制定
8	「神奈川県福祉の街づくり条例」施行 「神奈川県だれもが住み良い福祉の街づくり推進要綱」廃止 「神奈川県建築基準条例」の福祉的条項削除
14	「神奈川県福祉の街づくり条例施行規則」改正整備基準を施行 ハートビル法改正(翌年施行)

さらに、建築物のほかに道路、公園の整備基準も定めるなど、ここで初めて福祉の街づくり全体の実現に向けたルールが形成されたといえる。

この指針に代わって、昭和 63 年には「神奈川県だれもが住みよい福祉の街づくり推進指針」を施行した。この指針は新たに学校をその対象に加えるとともに、基本理念を定め、「街は障害の有無にかかわらず全ての県民にとって利用しやすい場でなければならない」とし、障害者等のためにハード、ソフトの両面からの取組の必要性をうたっている。またこれと同時に「神奈川県だれもが住みよい福祉の街づくり推進要綱」を施行した。これは指針の実効性を高めるための指導要綱で、建築物の管理者に対し、当該建築物の新築等に先立ち、その計画についてあらかじめ知事との協議を義務付ける事前協議制度を導入した。

これらの福祉のまちづくりの制度と並行して、平成 2 年には「神奈川県建築基準条例」に身体障害者等に対する福祉的配慮の基準が全国に先駆けて盛り込まれた。建築基準条例は建築基準法第 6 条で規定する建築基準関係規定であり、この条例の基準に適合しなければ法的に建築が認められない。そうしたことから、同条例に定められた福祉的配慮の基準は福祉のまちづくりの一層の推進に寄与した。

その後、要綱に基づく行政指導の実効性確保が課題となる中で、平成 6 年には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下「ハートビル法」という。)が制定された。一方、全国的にも福祉のまちづくり条例制定の流れが促進され、さらに、行政運営の公正性、透明性を確保することが求められてきたことから、「神奈川県福祉の街づくり条例」を制定し、平成 8 年度から施行することにより「神奈川県だれもが住みよい福祉の街づくり推進要綱」は廃止された。(条例の概要については、次頁を参照)



この条例は、その目的(第 1 条)において、すべての人があらゆる分野の活動に参加する機会を保障されることの重要性を明確にしており、ユニバーサルデザインの考え方がその根底にあることが伺える。また、事前協議等の手続に従わない場合は勧告や氏名を公表することができるとしており、条例の実効性の確保を図っている。しかし、条例の施行と同時に、福祉のまちづくりを推進する条例を一本化するために、平成 2 年度から福祉のまちづくりに強力に寄与してきた神奈川県建築基準条例の福祉的条項は削除された。

その後、福祉の街づくり条例制定後の急速な少子高齢化の進展や「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下「交通バリアフリー法」という。)」の制定等を背景としたバリアフリーに対する関心の高まりなどを受け、福祉のまちづくりのより一層の推進を図るべく、福祉の街づくり条例施行規則の整備基準を改正し、平成 14 年度から施行している。



なお、改正に際しては、障害者・高齢者等の関係者の参加を得て検討委員会を設置したほか、より多くの意見を得るために福祉のまちづくり懇談会を開催するなど、利用者意見を反映した内容としている。

さらに、平成 15 年になるとハートビル法が改正施行された。従来は努力義務とされていたバリアフリー基準への適合が、改正法では、基準に適合していない建築物は建築が認められないという強制力のある制度となった。

今後は、福祉の街づくり条例とハートビル法等の法令が互いに連携しながら福祉のまちづくりを進めていくことが求められている。

## 神奈川県福祉の街づくり条例の概要

### 1 条例の対象施設（第 2 条）

公共的施設、道路、公園、公共車両、住宅

〔公共的施設、道路、公園については、施設を障害者等が安全・快適に利用できるように、構造、設備の整備に関する基準（整備基準）を定めている。〕

### 2 整備基準として定める内容（第 11 条）

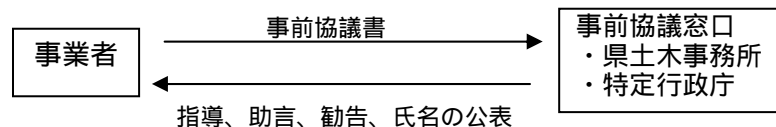
- (1) 車いす使用者等が通行できる幅員の確保
- (2) 車いす使用者等が通行できる傾斜路の設置
- (3) 滑りにくい踏面、床面等とするための措置
- (4) 階段等への手すりの設置
- (5) 障害者等の利用に配慮したエレベーター、便所、駐車場の設置
- (6) 視覚障害者誘導ブロックの敷設等、障害者等の利用に配慮した誘導又は案内の表示
- (7) 以上のほか、障害者等の利用に配慮すべき事項

### 3 整備基準の遵守義務（第 12 条）

公共的施設、道路、公園の新築等をしようとする者には整備基準の遵守義務が課せられる。既存施設については、整備基準に沿った整備の努力義務が課せられる。

### 4 事前協議（第 16 条）

公共的施設のうち規則で定める施設の新築等をしようとする者は、その計画についてあらかじめ知事と協議（事前協議）をしなければならない。整備基準に適合しない場合には知事は必要な指導、助言等を行うことができる。



### 5 適合証（第 15 条）

施設を整備基準に適合させた場合には、適合証の交付を申請することができる。

### 6 適用除外（第 27 条）

市町村が施設等の整備に関して障害者等の利用及び移動に配慮した街づくりの見地から制定する条例の内容が県福祉の街づくり条例の趣旨に即したものであり、かつ、県条例と同等以上の効果が期待できると知事が認めるときは、第 3 章の規定は当該市町村の区域における施設等の整備については適用しないとしている。このため、条例を制定した横浜市は平成 10 年 3 月 20 日、川崎市は平成 10 年 1 月 1 日より適用除外としている。

## (2) 福祉のまちづくりを進める施策

### ア 福祉の街づくり条例等関係事業

関係団体相互の理解を深め、福祉のまちづくりを協調して推進することを目的に、県は、県民、事業者、行政等で構成する「神奈川県福祉の街づくり推進協議会」を福祉の街づくり条例の施行に併せて設置し(平成8年)意見や情報の交換を行っている。このほか、広報紙「かながわ夢タウンニュース」を定期的に発行し、バリアフリー情報の提供や条例の普及・啓発を行っている。

また、福祉の街づくり条例では努力義務とされている既存施設のバリアフリー化を促進するために、民間既存施設の条例適合調査を実施し、バリアフリーの実態の把握や、施設管理者の意識啓発に努めているとともに、施設管理者の希望に応じてバリアフリーアドバイザーを派遣している。

このほか、福祉のまちづくりへの取組を支援するために、市町村が実施するバリアフリーのまちづくり基本計画の策定や同計画に基づき実施する公共施設のバリアフリー化に対して補助を行っている。



駅に設置されたエレベーター

### イ 民間施設等の整備事業

社会福祉法人等が設置する福祉施設やその設備の整備に対し補助を行っているほか、在宅重度障害者世帯の住宅改造費や高齢者向けの民間優良賃貸住宅の家賃の一部に対して補助を行っている。

### ウ 公共交通機関の整備

民営鉄道駅舎におけるエレベーター設置や、市町村が実施する車いす用リフト付車両(ハンディキャブ)の導入やその運行費に対し補助を行っている。

### エ 個別の交通手段の確保

要介護者や身体障害者、知的障害者等で、単独では公共交通機関の利用による移動が困難な人の移動手段を確保するため、福祉有償運送事業の推進に取り組んでいる。具体的には、構造改革特区制度に基づく県域でのセダン型車両特区の申請や、

地域における運営協議会への参加、NPOとの協働による輸送サービス提供者への人材育成等の支援を行っている。

#### オ 公共施設の整備事業

県有施設については、施設ごとに視覚障害者誘導用ブロック（以下「点字ブロック」という。）の整備やトイレの整備等のバリアフリー化に取り組んでいる。

県営住宅の整備においては高齢者世帯向け、身体障害者世帯向け住宅の整備をそれぞれ進めている。

交差点等においては、音響信号機や高齢者等感応信号機の設置を順次進めているほか、県道の整備では、段差を改善した歩道の整備や広幅員歩道の整備に取り組んでいる。

このほか、県立辻堂海浜公園をバリアフリーのモデル公園として位置付け、平成10年度より出入口やトイレのバリアフリー化に取り組んでおり、他の県立都市公園施設のバリアフリー化にも順次取り組んでいる。

なお、こうした公共施設の整備においては利用者の意見の反映が重要であることから、平成14年度にかながわ県民センターに「みんなのトイレ」を整備した際には、様々な障害者や子育てグループ、設計者、事業者の参加を得て検討会議を開催し、その成果を整備に反映させている（次頁参照）。

以上の取組を体系的に表したものとして図表1 - 1 (31頁)を参照されたい。

## かながわ県民センター「みんなのトイレ」整備検討会の概要

### 1 整備検討会設置の経緯

かながわ県民センターでは平成14年度に、11階～15階の改修工事を行った。この工事の中で、同センター15階に、「福祉の街づくり条例」に基づく「みんなのトイレ」を新たに設置することになり、「みんなのトイレ」整備検討会を設置した。

### 2 整備検討会の概要

開催日 平成14年11月11日(月)

開催場所 かながわ県民センター15階(「みんなのトイレ」整備場所)

出席者 (委員長) 高橋儀平 東洋大学工学部教授

(委員) 車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者、オストメイト<sup>1</sup>、子育てグループ代表

(事業者) 設計業者、工事業者、トイレメーカー

(その他) 施設管理者及び建築工事課<sup>2</sup>、建築設備課

(事務局) 地域福祉推進課

#### 検討内容

##### ア 趣旨説明

- ・技術的に整備に反映できる部分は取り入れ、反映できない部分は今後の整備に向けての参考とする。
- ・それぞれの立場から、各設備の使い勝手、他に必要な設備等を確認する。

##### イ 現場確認

###### 【現場設営】

- ・実際の整備場所に、実施設計に基づき軽量鉄骨壁を設置
- ・実際に取り付ける便器、手すり、洗面器等の設備を実施設計に基づき仮留め
- ・仮板等の材料費、仮留め等労務費は事業者負担

###### 【現場確認】

- ・各当事者が各設備をより使いやすい位置へ変更するなどの意見を提出
- ・実施設計に含まれていない設備の設置を要望

##### ウ 講評

- ・現場確認による設備の位置変更等の要望内容を再確認
- ・後日、地域福祉推進課、建築工事課、建築設備課及び工事業者で位置変更等が可能か、実施設計にない設備の取付方法について改めて調整することとした。



<sup>1</sup> 臓器に機能障害を負い、腹部に人工的に排泄のための孔を造設した人

<sup>2</sup> 県所属名は検討当時

図表1-1 平成17年度 福祉のまちづくり推進事業体系図

			関係部局	
県条例施行等 関係事業		(ア) 県条例の推進及び普及・啓発	福祉の街づくり推進協議会の運営、広報紙等の発行による条例の周知活動 かながわともしびセンターによるバリアフリー普及事業の実施	保健福祉部 保健福祉部
		(イ) 県条例等施行事務費	条例施行事務を建築確認窓口を持つ市に移譲していることに伴う移譲事務交付金	企画部
		(ウ) 福祉のまちづくり活動事業費補助	市町村が実施するバリアフリーのまちづくり基本計画の策定等に対する補助	保健福祉部
		(エ) 福祉のまちづくり基盤整備事業費補助	市町村がバリアフリーのまちづくり基本計画に基づき実施する公共施設のバリアフリー化に対する補助	保健福祉部
民間施設等整備事業	ア 公共的施設の整備	(オ) デイサービスセンター整備費補助	市町村、社会福祉法人等が設置する施設や設備の整備に対する補助	保健福祉部
		(カ) 民間障害福祉施設整備費補助		保健福祉部
		(キ) 老人福祉施設整備費補助		保健福祉部
		(ク) 介護老人保健施設整備費補助		保健福祉部
	イ 住まいづくり	(ケ) 重度障害者住宅設備改良費補助	市町村が実施する在宅重度障害者世帯の住宅設備改良等経費助成事業に対する補助 ( 限度額 40万円等 )	保健福祉部
		(コ) 高齢者向け優良賃貸住宅供給事業	民間事業者が建設する高齢者向け優良賃貸住宅の家賃の一部に対する助成	県土整備部
	ウ 公共交通機関の整備	(サ) 民営鉄道駅舎福祉施設整備費補助	市町村が実施する駅舎の障害者対応型エレベーター、エスカレーター整備費助成事業に対する補助	保健福祉部
		(シ) ハンディキャブ運行費補助	市町村が実施する車いすリフト等付車両の設置・運行費に対する補助	保健福祉部
		(ス) 福祉バス運行事業	車いすリフト付大型観光バス等の運行	保健福祉部
		(セ) 福祉有償運送推進事業	NPO等が行う福祉有償運送の運転者や運行管理責任者への研修実施、相談窓口開設 ( 県提案型協働事業 )	保健福祉部
県有施設等整備事業	エ 公共的施設の整備	(リ) 県有施設の整備	エレベーター、みんなのトイレ等の整備	関係部局
		オ 住まいづくり	(タ) 公営住宅整備事業	高齢者・身体障害者世帯向け住宅の整備の推進
	カ 道路の整備	(チ) 段差のない歩道等の整備事業	段差の改善等による歩道の平坦化	県土整備部
		(ツ) 幅の広い歩道の整備事業	広幅員歩道の整備	県土整備部
		(テ) 交通安全施設等の整備	音響信号機、高齢者等感应信号機及び歩行者支援装置の設置	警察本部
	キ 公園の整備	(ト) 都市公園整備事業	都市公園施設のバリアフリー化推進	県土整備部

### (3) 福祉のまちづくりの今後の課題

#### ア ユニバーサルデザインの考え方の反映

福祉のまちづくりにおいては、だれもが利用しやすい施設等となるよう施設整備における利用者参加等のユニバーサルデザインの考え方をより反映させることが求められている。

そのため、福祉の街づくり条例の規定の中にこうした考え方をより明確に盛り込むことを検討する必要がある。

#### イ 福祉のまちづくりの実効性の確保

福祉の街づくり条例は、これまで神奈川県福祉のまちづくりの推進の柱として役割を果たしてきたが、ハートビル法と比べると強制力がないことが課題となっている。この課題を補うためにハートビル法に基づく条例の制定を検討する必要がある。

#### ウ 相互の関連性を考慮したまちづくり

まちづくりにおいては建築物や公共交通等の課題があるが、それぞれ別々に整備されるのではなく、相互のプロジェクトの関連性を考慮して面的整備を進めることが必要である。

例えば、点字ブロックは平成13年に日本工業規格(JIS)にその形状が定められているが、規格が統一される前に敷設された点字ブロックは敷設時期や敷設者の違いから、その形状に統一性がない。改修はその規模や費用も莫大となることから、関係する敷設者が連携して計画的に進める必要がある。平成18年2月28日に国会に提出された、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(案)」(ハートビル法と交通バリアフリー法を統合した法案)では、建築物、旅客施設、道路等について一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るとしている。今後は、まちづくり全体でユニバーサルデザインを進めていく必要がある。

#### エ モデル的なまちづくり

様々な補助制度が有効に活用されるためには、補助を受ける側に対する動機付けも必要である。「バリアフリーのまちづくり基本計画」の策定に関する県の補助制度は現在までに3市(平塚市、伊勢原市、三浦市)が活用している。こうした事業を他の市町村にも普及させていくことが県全体の福祉のまちづくりの推進につながる。

#### オ 既存施設のバリアフリー化<sup>3</sup>

県有施設、民間施設ともに既存施設のバリアフリー化が課題である。中でも、県有施設は、民間施設の模範にもなることから、積極的な取組が必要であり、県有施設の計画的なバリアフリー化に向けた推進体制を確立すべきである。さらに、民間の既存施設のバリアフリー化を推進するために、施設管理者を対象とした普及啓発や指導助言等の活動が必要である。

#### カ ユニバーサルデザインのまちづくりの意識啓発

意識啓発については、様々な対象、内容について常に検討していく必要があり、

<sup>3</sup> ここでは既存の建築物の障壁(バリア)を取り除いていくという意味で「バリアフリー化」を使用する。目指すところはユニバーサルデザインと同様である。

福祉の街づくり推進協議会や広報紙のより有効な活用が求められる。

一方、だれもが住みよいまちを実現するには、行政サイドばかりが取り組むのではなく、県民一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解しなければならない。

例えば、道路の構造をいくらユニバーサルデザイン化（歩道の段差改善や広幅員化）しても、無秩序に自転車が歩道に放置されたり、あるいは点字ブロックの上に駐輪し視覚障害者の通行の妨げとなってしまうのは何の意味もない。

市町村においては、住民と協力し、街頭指導を行うなどの対策をしているが、注意されても違う場所へ移すだけということもある。また、駐車場に車いす使用者用駐車区画が整備されていても、車いす使用者以外の人を使用しているために、本来必要としている人が使えないといった声も多くあり、今日、こうしたモラルの低下が問題となっている。

さらには、不特定多数の者が利用する施設においては、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を伴う施設利用を拒んではならないと法律（「身体障害者補助犬法」）で定められているにもかかわらず、こうしたことに対する認識が不十分なために、補助犬を伴った入店が拒否されるといった例もあり、障害者等が社会に参加するにはまだまだ受け止める側の意識が高まっているとは言い難い。

こうしたことから、ユニバーサルデザインの意識づくりを重要な課題と位置付け、施策として取り組むことが必要である。



歩道に放置された自転車

## 2 交通・道路に関する取組

### (1) 道路管理者としての取組

県は、道路管理者として、管理道路のバリアフリー化（無電柱化や歩道の拡幅、段差改善等）の推進や新たな道路整備等を行っているが、これらの整備により、道路構造が一般の歩行者のみならず、自転車や傘の使用時等、また高齢者や身体障害者等だれもが容易に通行できるものとなるよう、「歩道等の構造に関する基準」を定めている。この基準は、交通バリアフリー法の「移動円滑化のための基準」のほか、福祉の街づくり条例における整備基準を基に、県の考え方や現状等を勘案し作成されている。

#### 【歩道等の構造に関する基準の一例】

歩道形式：車道等に対する高さ 5 cm のセミフラット（ 1 ）

（ただし、バス停においては 15cm のマウントアップ（ 2 ））

歩道幅員：車いすがすれ違える幅の 2 m を確保

歩道縦断勾配：5 % 以下とする。（やむを得ない場合 8 % 以下）

歩道横断勾配：2 % 以下とする。

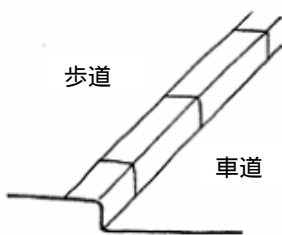
歩道の車道に対する高さ：5 cm を標準とする。（横断歩道部を除く）

歩道の舗装：水はけの良い透水性舗装を標準とする。

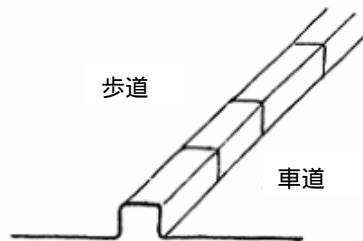
1 セミフラット：車道面に対して歩道面の高さが 5 cm 程度で、縁石を歩道面より高くした歩道の形式。マウントアップに比べ、車の乗入部（民地との出入りのため、歩道が切り下げられている部分）等での歩道の波打ちを改善することができる。

2 マウントアップ：車道面に対して歩道面の高さを 15～20cm 程度とした歩道形式。従来はこの高低差により車道と歩道を明確に区分することとしていたが、駐車場の入口等、車の乗入部はスロープですりつける必要がある。

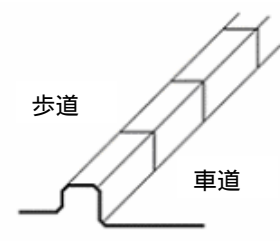
マウントアップ方式



フラット方式



セミフラット方式



特に、横断歩道部等の歩行者動線部分の切り下げに使用する「歩車道境界ブロック」については、県が独自に開発した「セーフティブロック」の使用を原則としている。

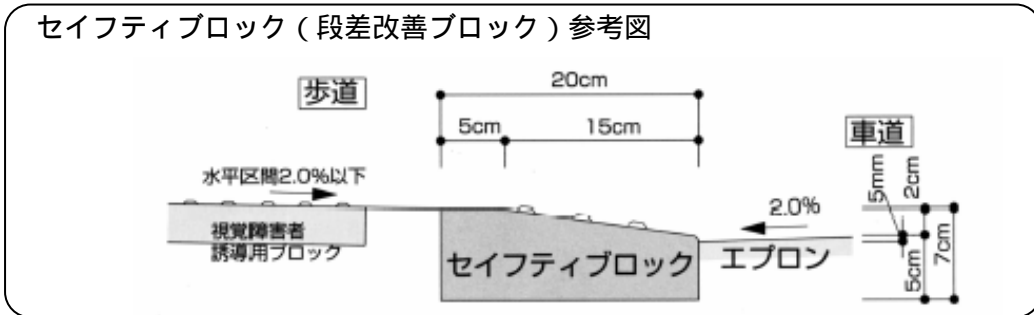
このセーフティブロックの開発に当たっては、当初（平成 6 年）2 cm 標準であった段差を 0 cm すりつけとして試作し、車いすやベビーカー等の使用者には大変好評であったものの、視覚障害者からは段差は車道と歩道の境界区別を認識するための重要な要素であり、セーフティブロックは安全性に大きな問題があるとの意見が多かった。

こうした意見の対立を解決するため、その後も学識者や障害者団体等との県道 61 号（平塚伊勢原線）での現場検証や意見交換会を重ね、視覚障害者の認識性（蝕感性）



の向上から、平成7年度より5mmの段差を付けることと3本の滑り止めゴムを埋め込んだ現在の形態に改良された。

しかし、視覚障害者の中で段差が小さいことに対する不安があることから、その後も現場検証（平成16年3月、平塚市湘南海岸公園内）を再び開催するなど、利用者の意見を集約した検討が継続的に行われている。



## (2) 交通バリアフリー法における取組

交通バリアフリー法では、駅周辺のバリアフリー化は基本的に市町村が主体となって取り組むものと位置付けられており、市町村が自らの意思に基づいて基本構想を策定できることとされている（県内市町村の基本構想策定状況については、38頁参照）。

こうした市町村の取組に対し、県は道路管理者や交通管理者等としての協力や、広域自治体として市町村への指導・助言を行っている。

### ア 管理者としての役割

既に述べたように県は道路管理者の役割を担っており、その立場から市町村に対して基本構想の策定時に協力するとともに、策定された基本構想に基づいて、「道路特定事業計画」を作成し、段差を改善した歩道の整備や広幅員歩道等、優先的に特定経路のバリアフリー化を行っている（39頁参照）。

また、県は交通管理者（都道府県公安委員会）の役割も担っており、市町村に対して基本構想の策定時に信号や道路標識等の管理者として協力するとともに、策定された基本構想に基づいて音響信号機や高齢者等感応信号機等のバリアフリー対応型信号機<sup>4</sup>の設置を行っている。

### イ 広域自治体としての役割

交通バリアフリー法第6条第9項では、「主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる」と規定している。これは、「基本構想策定の際に都市計画との整合性や都

<sup>4</sup> バリアフリー対応型信号機の例として以下がある。

「高齢者等感応信号機」：専用の押ボタンや携帯型のカード装置の操作により、歩行者の青時間を延長する。

「歩行者等支援情報通信システム(PICS)」：高齢者や身体障害者の歩行を支援するため、信号灯機の色を音声で知らせたり、青信号を延長するなどして横断時の交通安全を確保するシステム

「歩行者感応信号機」：歩行者感知器により横断歩道を渡る歩行者の数を計測し、歩行者用青信号の時間を延長して制御する。

## 交通バリアフリー法の概要

### (1) 制定の経緯と背景

我が国は諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進み、平成27(2015)年には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会が到来すると予測されている。また、障害者が障害のない者と同様に社会に参加できる「ノーマライゼーション」の考え方も広まっている。このため、高齢者や障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境の整備が急務となっており、平成12年5月17日(同年11月15日施行)に交通バリアフリー法が制定された。

### (2) 法律の趣旨と枠組み

法は、高齢者、身体障害者、妊産婦等による公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、鉄道駅等の旅客施設及び車両等について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進し、市町村が策定する基本構想に基づき、旅客施設を中心に、周辺道路、駅前広場等を含む地区のバリアフリー化を重点的に行うこととしている。

市町村は主務大臣が作成する「基本方針」に基づき、一定規模の駅等の旅客施設、その周辺道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、これを「重点整備地区」とし、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、実施事業等を内容とする「基本構想」を策定することができる。重点整備地区では、公共交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化の事業を重点的・一体的に推進することとしている。

また、公共交通事業者は、旅客施設の新設・大改良及び車両等を新しく導入する場合には「バリアフリー基準(移動円滑化基準)」に適合させる義務があり、既設の旅客施設及び車両についても適合するよう努める義務がある。

なお、「基本方針」は、移動円滑化を進めるに当たっては高齢者、身体障害者等に十分に意見を聴き、それを整備に反映させることが重要であるとしており、原則として平成22年度までに1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の鉄道旅客施設や車両等のほか、重点整備地区の主要な特定経路<sup>5</sup>を構成する道路、駅前広場、通路等について移動円滑化を実施することとしている。

### (3) 交通バリアフリー法の見直し

この法律は、施行後5年経過したところで、その達成状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとされていたため、同法はハートビル法と統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(案)(以下「新法」という。)」として平成18年2月28日に閣議決定がなされた。新法は、従来身体障害者に限られていた「障害者」の範囲を精神障害者、知的障害者にも拡大するとともに、基本構想の「重点整備地区」について、従来は対象外だった旅客施設から徒歩圏外のエリアや旅客施設を含まないエリアについても対象にすることとし、住民等による基本構想の作成提案も盛り込まれている。

<sup>5</sup> 特定旅客施設を中心として設定された重点整備地区内における、当該特定旅客施設と官公庁施設、福祉施設とを結ぶ経路を言う。交通バリアフリー法第10条では、道路管理者は、基本構想に即して道路特定事業計画を作成・実施するものとされている。

道府県の支援措置等関連施策の紹介をすることを意図」<sup>6</sup>しており、県では法の考え方を踏まえ、広域自治体として、市町村が円滑に基本構想を策定し実施できるよう、必要な指導・助言を行うとともに、関係する交通事業者や施設管理者等との調整、各種関連事業への助成等を行ってきた。

- ・ 基本構想を作成する市町村への助言・指導等の実施や基本構想策定の参考となる情報の収集・提供
- ・ 鉄道駅舎のエレベーター・エスカレーター等整備への補助（民営鉄道駅舎福祉施設整備事業補助）
- ・ 市町村のバリアフリー推進活動への補助（福祉のまちづくり活動事業費補助事業）
- ・ 平成 13～17 年度に購入される低床化された乗合バスについて、自動車取得税、自動車税の 1/2 を減免
- ・ ホームページを作成し、県内交通バリアフリー化状況について、県民に周知

### (3) 交通手段に関する取組

だれもが移動しやすい交通を目指す場合、多様な交通手段が確保されている必要がある。これまでは、交通不便地域の住民や単独での公共交通機関の利用が困難な高齢者・身体障害者等の移動制約者の交通手段の確保に当たり、統一された考え方が整理されておらず、個々の施策がそれぞれ実施されている。具体的には、交通施策としては公共交通である乗合バス交通の確保対策がなされ、福祉施策としては高齢者や身体障害者等を対象とした個別の交通手段が確保されている。

#### ア 生活交通の確保（県土整備部）

平成 14 年 2 月に乗合バスの需給調整撤廃を内容とする道路運送法の改正施行が行われ、路線廃止が 6 ヶ月前の事前届出制となったことから、地域住民の日常生活を支える上で必要不可欠なバス路線廃止の可能性に対処するため、県では次のような取組を講じている。

##### (ア) 神奈川県地域交通研究会

平成 12 年 5 月に地域交通全般についてや、生活交通確保方策及びバス活性化施策等を検討するために、県が独自に設置し、必要に応じて随時開催している。

平成 17 年 8 月には公共交通の連続性や利便性向上に関する事項まで広く検討する組織に拡大改組した。

##### (イ) 神奈川県生活交通確保対策地域協議会

平成 13 年 6 月にバス路線退出等に係る生活交通確保方策について協議するために設置している。地域協議会では、毎年度 2～3 月に定期的に退出等意向申出に関する調査を実施し、その結果を踏まえて関係地域ごとに分科会を設置し、生活交通確保について具体的な協議を行っている。

##### (ウ) 生活交通確保の支援制度

---

<sup>6</sup> 建設省都市局都市政策課ほか監修「わかりやすい交通バリアフリー法の解説」より

図表 1 - 2 県内市町村基本構想策定状況（平成17年11月末現在）

区 分	市 町 村 名 （ 旅 客 施 設 ）
基本構想を策定済	【基本構想策定・公表】
	相模原市（相模大野駅） H14年3月
	秦野市 H14年3月 （秦野駅、鶴巻温泉駅、東海大学前駅、渋沢駅）
	藤沢市（藤沢駅〔JR東日本、小田急、江ノ電〕 湘南台駅〔小田急、相鉄、横浜市交通局〕） H14年9月
	藤野町（藤野駅） H15年3月
	小田原市（小田原駅〔JR東日本、JR東海、 小田急、箱根登山鉄道、伊豆箱根鉄道〕） H15年9月 （鴨宮駅） H17年11月
	厚木市（本厚木駅、愛甲石田駅） H15年3月
	鎌倉市（鎌倉駅、大船駅、湘南町屋駅） H15年10月 （湘南深沢駅） H16年11月
	大和市（鶴間駅） H16年6月
	逗子市（逗子駅、東逗子駅、新逗子駅、神武寺駅） H16年9月
	横浜市（関内駅、鶴見駅） H16年8月
	川崎市（川崎駅〔JR東日本、京急〕、武蔵溝ノ口駅、 溝ノ口駅） H16年11月 （武蔵小杉駅〔JR東日本、東急〕） H17年3月
	伊勢原市（伊勢原駅、愛甲石田駅） H17年3月
	座間市（相武台前駅） H17年10月
平塚市（平塚駅） H17年11月	
協議会等を設置し、既に策定を開始済	横浜市（横浜駅〔JR東日本、東急、横浜高速鉄道、京急、 相鉄、横浜市交通局〕 新横浜駅〔JR東日本、 JR東海、横浜市交通局〕） (H17年度完成予定)
	川崎市（新百合ヶ丘駅） (H17年度完成予定)
H17、H18年度に着手予定	横浜市（戸塚駅〔JR東日本、横浜市交通局〕 上大岡駅〔京急、 横浜市交通局〕 三ツ境駅、港南中央駅） 三浦市（三浦海岸駅、三崎口駅）
将来着手予定	海老名市、茅ヶ崎市、大磯町、開成町、寒川町

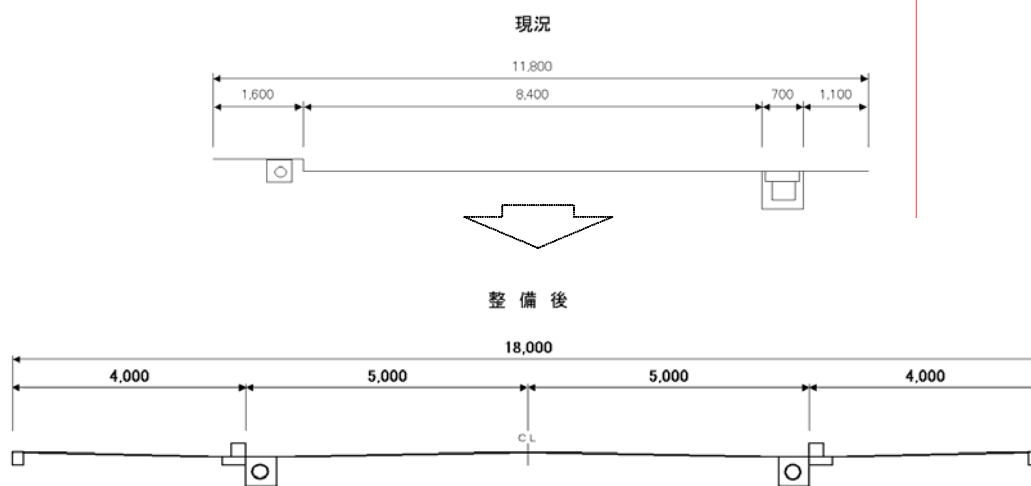
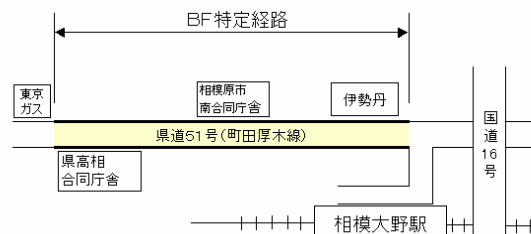
\* [ ]内は、複数の鉄道事業者が乗り入れている駅の場合、各鉄道事業者名を表記。

県都市計画課作成

## 交通バリアフリー法に基づく特定経路の県道(県道51号(町田厚木線))の整備事例

当特定経路は、都市計画道路としての道路拡幅や交差点改良に併せ、歩道の広幅員化及び段差・勾配改善等が行われている。

重点整備地区名：相模大野駅周辺地区  
路線名：県道51号(町田厚木線)  
箇所名：相模原市相模大野6丁目地内  
着手年度：平成16年度  
完成予定：平成19年度



整備後の道路の状況



広域圏の交通を支える骨格的な乗合バス路線について、国や市町村と協調して補助を行っている。また、それ以外の地域内交通を支える生活交通については、市町村が乗合バスのみならず福祉バス、乗合タクシー等地域の实情に応じた様々な工夫によって生活交通を確保することにしているが、その運行実験や初期投資経費について支援を行っている。

図表 1 - 3 生活交通確保の支援制度

	補助事業の内容	補助内容・割合
国との協調補助	広域圏交通を支える骨格的な公共交通として維持することが適当な路線で、国の補助要綱に該当するもので、事業者に対し補助を行う。	運行経費（経営費の欠損額）及び車両購入費について補助 補助割合：国(1/2), 県(1/2)
市町村との協調補助	広域圏交通を支える骨格的な公共交通として維持することが適当な路線で、国の補助要綱の対象とならないものについて、国の要件を緩和して、事業者に対し補助を行う。	運行経費（経営費の欠損額）及び車両購入費について補助 補助割合：市町村(1/2), 県(1/2)
市町村補助	地域的路线の生活交通確保対策実施にかかるものについて、市町村に対し補助を行う。	運行実験、初期投資経費

#### イ 個別の交通手段の確保（保健福祉部）

##### (ア) 福祉有償運送

平成 16 年 3 月に国土交通省が示したガイドラインに基づき道路運送法第 80 条の許可を取得し、市区町村社会福祉協議会、訪問介護事業者、NPO 等が高齢者や身体障害者等、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャー等を目的に有償で行うサービスである。福祉有償運送実施管理のため当該地方自治体を含む関係者による運営協議会を設けることが義務付けられており、県では、単独 3 市（横浜市、川崎市、大和市）と共同 6 ブロックで運営協議会が開催されている。運営協議会で了承を得た団体数は、135 団体（平成 18 年 2 月 15 日現在）<sup>7</sup>となっている。

##### (イ) 重度障害者移動支援事業（ハンディキャブ）

公共交通機関を利用することが困難な車いす使用者等の移動を支援するため、市町村が行うハンディキャブ（車いす用リフト付乗用車）の運行を支援している。実施市町村は無料又は低額の利用者負担となるよう運行支援<sup>8</sup>を行っている。

<sup>7</sup> 県地域保健福祉課ホームページより

<sup>8</sup> 平成 17 年度現在の国庫補助事業（補助割合 国 1/3、県 1/3）

#### ハンディキャブ使用例



葉山町社会福祉協議会提供

#### (4) 交通・道路に関する今後の課題

##### ア ノンステップバスの導入の促進

交通バリアフリー法の「移動円滑化の促進に関する基本方針」では、平成 22(2010)年までにバス車両の 20～25%をノンステップ仕様にするという目標を掲げている。県内のノンステップバスの導入は県内バス総車両数の 14.7%（平成 17 年 3 月現在、県バス協会調べ）で、目標に届いていない状況である。また、乗合バス車両の多数を占める民営バスにおける導入率は、公営バスと比較して低くなっている。県では、民間バス事業者が導入するノンステップバスなどについて、自動車税・自動車取得税の 2 分の 1 を減免する措置を行っており、今後、バス事業者に対して更に導入を促進するよう働きかける必要がある。

##### イ 移動制約者のモビリティの確保

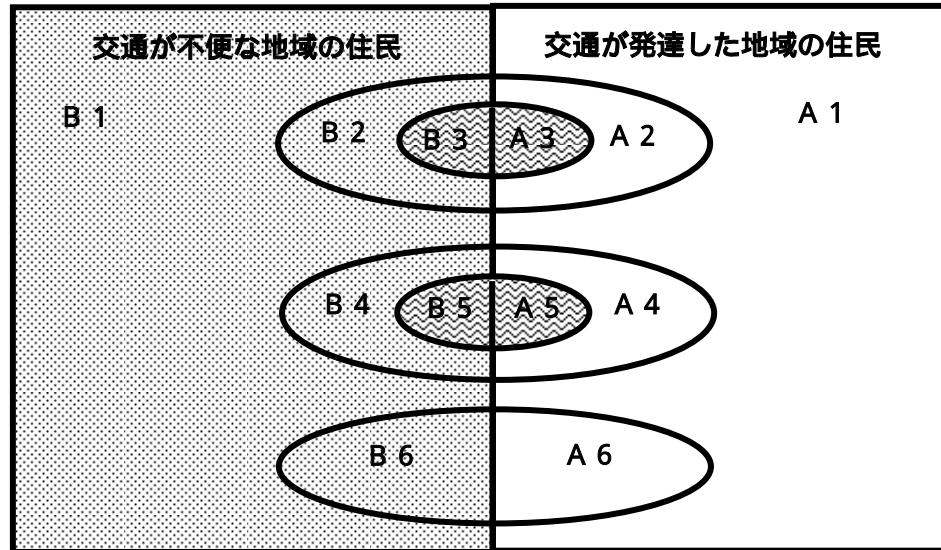
旅客施設等のユニバーサルデザイン化だけでは、交通不便地域の住民や、高齢者・身体障害者等の移動制約者のモビリティ（移動しやすさ）の確保は担保されない。これまでは、原則として公共交通は運賃収入による独立採算を前提とする民間事業で運営されてきたこともあり、地方自治体が地域住民の移動手段について積極的に関与することはほとんどなかった。

現在、県は交通政策の面から生活交通の確保策として乗合バス交通を中心に市町村と連携した取組を進めており、公共交通での対応が困難な場合に、福祉政策の面から福祉有償運送等の個別輸送サービスを推進している（図表 1 - 4 次頁参照）。

今後は地域の実情に応じてだれもが利用しやすい公共交通を守り、活性化させていくことが重要であり、交通政策と福祉政策を総合的に考えた展開が求められる。

図表 1 - 4 移動制約者への県政策対応イメージ

交通不便地域の住民や高齢者、障害者等の移動制約者について、県で現在実施している交通、福祉政策の交通手段の確保の状況をイメージ化したものである。A 2・4・6 は交通が発達した地域に居住しているが、移動の制約への対応はなされていない。また、B 2・4・6 は、交通が不便な地域に居住しており、生活交通確保対策等の交通政策が実施されているが、移動の制約への対応はなされていない。(研究チーム作成)



(凡例)

	移動制約者 以外	移動制約者		
		高齢者	身体障害者等	妊産婦等*
交通が発達した 地域の住民	A 1	A 2 A 3 (要介護)	A 4 A 5 (要介護)	A 6
交通が不便な 地域の住民	B 1	B 2 B 3 (要介護)	B 4 B 5 (要介護)	B 6

\* 子ども連れの人、一時的にけが・病気をした人、車や車の免許を持たない人



交通政策対応 (生活交通バス確保)



福祉政策対応 (福祉有償運送、ハンディキャブ等)



### 3 その他の取組

研究チームでは県の各所属における「ユニバーサルデザイン」、「バリアフリー」に関する取組状況の調査（平成 17 年 9 月実施）を行った。その結果、いくつかの所属では、既に関連した施策等の取組が始まっている、又は行う予定があるとしている。また、具体的な事業等のほかにも、業務を行う上で、「ユニバーサルデザイン」、「バリアフリー」の観点から配慮していることが分かった。

#### (1) 代表的な取組状況

##### ア 商工労働部

商業観光流通課は、平成 16 年度生活支援型サービス業振興実践プラザ事業としてサービス事業者等を対象に、ユニバーサルデザインをテーマとした講習会を実施している。平成 17 年度からはサービス業振興支援事業として、地域にふさわしいユニバーサルサービスのあり方の調査・検討のために、マーケティング調査、セミナー開催、県政モニターアンケートを実施している。

工業振興課では、課内のデザイン支援室が実施しているデザイン相談において「ユニバーサルデザイン」、「バリアフリー」についての基本的な考え方、事例紹介を行っている。また、川崎市での「かわさき福祉産業・UDフェア」に県として出展している。

産業技術総合研究所は平成 12 年度に「中小企業のユニバーサル化技術」をテーマに産学公交流研究を行い、研究成果の工業的利用を促進し、企業支援を研究報告し、フォーラムを開催、情報をデータベース化し一般公開している。

##### イ 県民部

外国籍県民が言葉の壁が原因で生活に不便を感じることなく、住みやすさを実感できるよう、国際課では、県が提供する情報の多言語化をより一層推進するため、「外国籍県民への情報提供に関する基本方針」及び、基本方針を具体化するための手続として「外国籍県民への情報提供に関する実施要領」を平成 17 年度に策定している。また、外国籍県民が災害時に的確に行動できるような防災情報等を提供するため、「多言語等による緊急情報の提供に関する実施要領」を別に定めている。

また、庁内案内表示については、「庁内多言語案内表示の方法について」を別に定め、情報提供や庁内サインの多言語表示を推進するための庁内ルールを策定している。

##### ウ 保健福祉部

障害福祉課では、身体障害者補助犬法<sup>9</sup>の施行に伴い、補助犬の育成及び、補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、補助犬の役割について県民の理解を深めるよう努めている。また、重度障害者がパソコン等情報機器を使用する上で必要な周辺機器やソフト等の購入費用を助成することにより情報バリアフリー化を推進し、IT 機器利活用支援の相談に応じるボランティアの養成や派遣等、

<sup>9</sup> この法律は、身体障害者が盲導犬や介助犬等を伴って社会で活動できるように支援することを目的とした法律で、平成 15 年 10 月より全面施行されている。具体的な内容としては、例えば、「不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。（第 9 条）」とされている。

障害者の社会参加を促進する事業を展開している。

地域保健福祉課では、色覚障害者が日常生活のどんなところに不便を感じているのか、その不便さを解消するための工夫について解説した「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン」を全国に先駆けて作成し広く配布している。

#### エ 教育局

藤沢工科高校では、学校設定科目「ユニバーサルデザイン」を設置し、授業を行っている。また、神奈川県立生命の星・地球博物館では、誘導・案内ボランティア、トーキングサイン・ガイドシステムなど、だれにもやさしい博物館づくりに取り組んでいる（次頁参照）。

#### オ 議会事務局

従来から本会議場における手話通訳を実施したり、傍聴者席に車いすで聴くことができる場を設けるなど、取組を進めてきた。平成 18 年 2 月定例会からは、中途失聴者等からの要望を受け、要約筆記についても対応している。

### (2) その他各所属の配慮事項

(1)以外のほか、業務を行っていく上で「ユニバーサルデザイン」、「バリアフリー」の観点から、各所属ではイベント、広報・情報、県有施設工事等の各分野において以下の事項に配慮している。

#### ア イベント関係

行事等開催時に、だれもが分かりやすい場内案内サービスとして、手話通訳者、要約筆者、ボランティアを配置している。車いす、ベビーカーを常備し、自由に貸し出しているほか、託児室、授乳室、おむつ換えシート等を設けている事例もある。

#### イ 広報・情報関係

広報媒体における多言語化、点字版、録音テープの作成、弱視者に配慮した色使い、文字放送の放映等の配慮を行っている。情報分野では、県のホームページ作成時に情報バリアフリーガイドラインに対応している。

#### ウ 県有施設工事関係

県有施設の新・増築及び改修工事の際に、スロープの設置やトイレ改修、点字ブロック等のバリアフリー化を行っている。

### (3) その他の取組の今後の方向性

取組状況、配慮事項ともに、部局間、所属間で温度差があり、また分野によっても偏りがみられる。また「バリアフリー」は、対応について具体的に取り上げられているケースも多くみられるが、「ユニバーサルデザイン」については認知度が低く、用語の意味についてもコンセンサスがとれていないことが分かる。

今後は、まず、部局ごとに独自に取り組んでいる状況を改善するため、県全体の施策として目指すべき方向を明確にし、行政運営上の概念として共有化していく必要がある。

## だれにでもやさしい「ユニバーサル・ミュージアム」を目指して (神奈川県立生命の星・地球博物館)

神奈川県立生命の星・地球博物館(神奈川県小田原市)は、平成7年の開館以来、だれにでも「開かれた博物館」として、様々な博物館活動を展開している。

同館では、建設計画段階からバリアフリーの考え方が採用されており、エレベーターや障害者用トイレ等が整備されているほか、館内の展示についても、ガラスケースや柵をできるだけなくしたり、展示台を低くするなど来館者により近づけた展示を行っているほか、触れることのできる展示物(ハンズ・オン)も多く設置している。

また、視覚障害者の利用に対しては、「トーキングサイン・ガイドシステム」(下記参照)等の音声ガイド機器の設置等のハード面での支援のほか、学芸員や誘導・案内ボランティアによる人的な支援も行っている。

さらに、同館ではこれらの取組を模索・試行する過程でバリアフリーからより進んだユニバーサルデザインの考え方へと発展させており、平成10年には開館三周年記念行事として「ユニバーサル・ミュージアムをめざして～視覚障がい者と博物館」と題したシンポジウムを開催したほか、平成16年には職員による「ユニバーサルデザイン検討ワーキンググループ」を設置し、点字ブロック敷設箇所の再点検と改善、ガイダンス映像への文字情報の追加、点字解説書の作成等、すべての人が楽しめる博物館を目指して様々な取組を行っている。

### <「トーキングサイン・ガイドシステム」>

「トーキングサイン・ガイドシステム」とは、赤外線による音声歩行案内解説装置であり、赤外線信号を発信する「発光部」(電子ラベル)と「受信機」(レシーバ)から構成されている。

壁や天井に取り付けられている発光部から赤外線により音声メッセージが送信されており、受信機を発光部に向けると音声メッセージを受信し、聞くことができるようになっている。

なお、システムの開発においては、視覚障害者の方に実際に機器を使用してもらい、使い勝手等を検証しており、このシステムは先駆的な取組として、他の博物館や公共機関等にも導入されている。



神奈川県立生命の星・地球博物館

#### 4 各種計画におけるユニバーサルデザインなどの取扱い

##### (1) 各種計画における用語の取扱い

総合計画（神奈川県力構想・プロジェクト51） 【平成16年3月策定】

戦略プロジェクト6「福祉のまちづくりの推進」においてバリアフリー化について取り上げ、特に都市公園施設では、ユニバーサルデザイン化の取組を明記している。

以下、各計画中使用されている「バリアフリー」の網掛け及び、「ユニバーサルデザイン」の枠囲いについては研究チームが付記した。

「神奈川県力構想・プロジェクト51」より抜粋

##### 福祉のまちづくりの推進

###### <現状と課題>

・日常利用する駅舎、道路、公園などにおけるバリアフリー化の推進が必要となっています。

###### <めざすがた>

障害者、高齢者などすべての人が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、積極的に社会参加でき、生き生きとした暮らしができるまちになっています。

###### <目標>

バリアフリー化駅舎整備数(累計)

###### <取り組む事業>

障害者や高齢者などの社会参加を促進するために、市町村におけるバリアフリーのまちづくり計画策定などを支援するほか、公共交通機関のバリアフリー化への支援、歩道などの移動空間のバリアフリー化や都市公園施設のユニバーサルデザイン化に取り組めます。

No.	構成事業	項目	単位
1	地域における福祉のまちづくりの推進 バリアフリーのまちづくり計画を進める市町村を支援するほか、協議会の開催により福祉のまちづくりを進めます。	バリアフリーのまちづくり計画を進める市町村への支援	市町村
		県民・事業者などで構成する協議会の開催	回
2	公共交通機関のバリアフリー化の推進 交通バリアフリー法の目標達成に向けて、駅舎に車椅子利用者も利用できるエレベーターなどを設置する事業者を支援します。	鉄道駅舎のバリアフリー化への支援	駅
3	歩道や公園などのバリアフリー化の推進 障害者などの安全かつ円滑な通行を確保するために、歩道などにおいて通行の支障となる電柱の撤去や段差・勾配などを解消し、だれもが利用しやすい構造として整備します。また、だれもが公園を不自由なく利用できるよう、園路や出入口の段差解消、駐車場などの改良の取組を進めます。	横断歩道に接続する歩道部のバリアフリー化率 <sup>*1</sup> (県)	%
		バス停のバリアフリー化率 <sup>*1</sup>	%
		幅広歩道(有効幅員2m以上)の整備率 <sup>*1</sup>	%
		市街地など無電柱化率 <sup>*1</sup>	%
		県立都市公園のユニバーサルデザイン化 <sup>*2</sup>	箇所

\*1 対象は、県管理道路分

\*2 県立都市公園の出入口などの改良が必要な主な箇所は2003年現在で84箇所となっています。

##### 神奈川県地域福祉支援計画 【平成17年3月策定】

『地域福祉推進のための支援策 6 まちづくり (1)「福祉のまちづくり」の推進』の中で、まちづくりのバリアフリー、心のバリアフリー、カラーバリアフリーについて取り上げている。

「神奈川県地域福祉支援計画」より抜粋（以下同じ）

支援 26：市町村における計画的な「福祉のまちづくり」に財政的支援を実施します。

市町村と連携した福祉の街づくり条例の推進方策として、市町村における計画的な「福祉のまちづくり」に財政的支援を実施します。

福祉のまちづくり活動事業費補助

当事者を主体としたバリアフリー推進チームによる、まちの点検活動の実施、推進チームからの提言を踏まえたバリアフリーのまちづくり計画の策定、バリアフリー化された施設などの情報提供への補助

福祉のまちづくり基盤整備事業費補助

バリアフリーのまちづくり計画を策定した市町村が、当該計画に基づき実施する既存公共施設のバリアフリー化への補助

市町村振興補助金（バリアフリー対策事業）

市町村が行う既存公共施設のバリアフリー対策としての改良、改造事業に対する補助

支援 27：お互いを認識し合う心のバリアフリーを推進します。

県では、パンフレットや広報紙による「福祉のまちづくり」の普及啓発を推進しています。さらに、効果的な広報に努めるとともに、バリアフリーアドバイザーを養成し、より多くの県民、関係団体に「福祉のまちづくり」推進の担い手となっていただくことを目指します。

また、「福祉のまちづくり」の推進は、施設などのハード面を整備するだけではありません。県民一人ひとりが、障害者などが道路や建物などを利用する際の困難さや、施設のバリアフリー化の意味を理解し、行動していただくことも大切な要素です。整備された施設の利用を妨げるような行為、例えば、「誘導ブロックの上への自転車の放置や商品の陳列」、「車いす使用者用駐車区域への一般車両の駐車」などを行わないといったことが重要になります。そのため広報媒体の積極的な活用や、学校教育との連携により福祉のまちづくりへの理解に努め、心のバリアを取り除くことを目指します。

「福祉のまちづくり」の一層の周知のため、啓発事業に取組み、お互いを認識し合う心のバリアフリーを推進します。

支援 28：カラーバリアフリーの取組みを推進します。

日常生活のいたるところで、色による表示がなされていますが、色の識別をしにくい人がいることを認識し、配慮する必要があります。このため、色覚障害のメカニズム、色覚障害者の色の見え方や不自由な場面、見分けられやすい色使いの方法などを示した「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン」を作成しました。市町村・事業者・県民などへの啓発により一層努め、カラーバリアフリーの取組みを推進します。

また、『 地域福祉推進のための支援策 4 協働・情報提供 (2)効果的な情報提供の推進』で、情報バリアフリーについて取り上げている。

支援 18：県の発信する情報のバリアフリー化を推進します。

情報を提供するには、情報の受け手に確実に情報が伝達されるような心配りが必要になります。子ども向けのパンフレットには対象年齢に留意した語句を使用したり、高齢者には大きな文字を使用したりといった工夫が大切です。また、文字の読み書きの困難な人や、身体障害、知的障害などによるコミュニケーション障害のある人に配慮し、情報格差の解消を目指すため、県の発信する情報のバリアフリー化を推進します。また、外国籍県民への多言語による行政情報の提供の充実に取組みます。

## かながわ高齢者保健福祉計画 【平成 18 年 3 月改定予定】

平成 17 年度中に計画改定の予定であり、素案では、福祉のまちづくりの推進における施策展開の中で、道路や公共交通機関のバリアフリー化、都市公園施設のユニバーサルデザイン化を取り上げている。

「かながわ高齢者保健福祉計画」より抜粋

### 第 2 章 施策の展開

#### 安心して元気に暮らせる基盤づくり

#### 3 高齢者に配慮した生活環境の整備

#### 2 福祉のまちづくりの推進

##### 福祉のまちづくり事業の促進

市町村と連携した福祉のまちづくりを推進するため、高齢者や障害者を中心としたバリアフリー推進チームによる「まちの点検活動」の実施やバリアフリー推進チームからの提言を踏まえた「バリアフリーのまちづくり計画」の策定、バリアフリー化された施設などの情報提供に対して支援します。また、バリアフリーのまちづくり計画を策定した市町村が、当該計画に基づき実施する既存公共施設のバリアフリー化や市町村が行う既存の公共施設の改良や改造事業に対して支援します。

##### 道路や公共交通機関のバリアフリー化の促進

高齢者や障害者の方が自由に移動できるよう、道路や駅舎等のバリアフリー化を進めます。

##### 都市公園施設のユニバーサルデザイン化の推進

高齢者や障害者など誰もが安全で快適に公園を利用できるよう、園路の段差解消や高齢者等が利用しやすいベンチの設置など、県立都市公園のユニバーサルデザイン化を推進します。

## かながわ障害者計画 【平成 16 年 3 月策定】

基本方針の一つである「社会のバリアフリー化の推進」において、ユニバーサルデザインの用語注釈を付け、ハートビル法、福祉の街づくり条例と並ぶ形で取り扱っている。

「かながわ障害者計画」より抜粋

すべての人が安全で安心した生活を送り、また、障害者の自立と社会参加を促進するため、県民誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」、施設づくりのための「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」及び街や施設づくりのための「神奈川県福祉の街づくり条例」を推進します。そのため、すべてのバリアフリー化に社会全体で取り組むとともに、障害者など当事者の意見や合意に基づく計画的な街や建築物におけるバリアフリー対応を促進し、交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）におけるエレベーター等の施設、安心して通行できる幅の広い歩道などの整備を促進します。また、障害の特性に応じた日常生活を支援する視点からの情報バリアフリー化の推進や手話通訳者などのコミュニケーション支援人材の養成を推進します。

### ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## かながわ人権施策推進指針 【平成 15 年 3 月策定】

分野別施策の方向「障害者」及び「高齢者」における「福祉のまちづくりの推進」にて取り上げている。

「かながわ人権施策推進指針」より抜粋

### 障害者

障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁等のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加に支障をきたしている状況があります。障害のある人もない人もお互いに支え合い、共に生活し、活動できる社会の実現をめざします。

#### (1) 主な取組みの方向

##### エ 福祉のまちづくりの推進

障害者が暮らしやすい住まいの環境づくりを推進するとともに、誰もが利用しやすい、**ユニバーサルデザイン** によるまちづくりを促進します。

「すべての人のためのデザイン」ということです。障壁(バリア)を取り除いて障害者や高齢者が社会に参加できるようにしていこうというバリアフリーの考え方をさらに進め、障害や年齢、国籍、性別などの違いをこえて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていこうとする考え方です。

### 高齢者

高齢者への身体・精神面や財産面での権利侵害が生じています。高齢者が安心して、いきいきと暮らせる社会の実現をめざします。

#### (1) 主な取組みの方向

##### ウ 福祉のまちづくりの推進

高齢者が暮らしやすい住まいの環境づくりを推進するとともに、誰もが利用しやすい、**ユニバーサルデザイン** によるまちづくりを促進します。

## かながわツーリズム推進指針 【平成 16 年 3 月策定】

「施策の課題、方向」の中で、宿泊観光施設の「バリアフリー化」等を取り上げている。

「かながわツーリズム推進指針」より抜粋

### 第 1 章 指針策定の背景

#### 3 県の観光施策の課題

##### (1) 観光施策の実施状況

##### ア 体系を実現するための取組み

体系を実現するための主な施策として、次の取組みを進めてきました。

[新たな観光関連マーケットの創出]

・ **バリアフリー** 宿泊観光施設ガイドブック作成など

### 第 3 章 基本目標を達成するための施策の方向

#### 4 観光客を温かく迎える仕組みづくり

##### (1) 地域におけるホスピタリティ向上の促進

・ 観光施設等のバリアフリー化の促進

## かながわ男女共同参画推進プラン 【平成 15 年 3 月策定】

『重点目標 2 就業の分野における男女共同参画の促進 施策の基本方向 1

男女平等な雇用環境の整備』等において、制度上以外の男女平等問題、人権問題、雇用環境整備等あらゆるバリアの解消について記述があるが、具体的用語としては使用していない。

かながわ国際施策推進指針 【平成 16 年 9 月策定】

『基本目標 3 外国籍県民とともに生きる地域社会づくり 施策の方向 7 外国籍県民がくらしやすい環境づくり』において、「外国籍県民への情報提供・相談事業の充実」を施策の展開として取り上げ、その他でも、「ユニバーサルデザイン」の考え方に近い(どこでも、だれでも、自由に、使いやすく)ものはみられるが、具体的な用語としては使用していない。

かながわ都市マスタープラン 【平成 17 年 3 月改定】

社会資本整備、市街地整備の方針の中で「バリアフリー」を取り上げている。

「かながわ都市マスタープラン」より抜粋

2 社会資本整備の方針

(2) 選択の多様性を支える効果的な社会資本の整備

豊かさ志向への対応及び防災性の観点から、選択の多様性を備え、防災性も高い、県土・都市づくりをめざし、交流連携の基礎となる交通、情報などの社会資本整備を進めます。

これらの社会資本整備にあたっては、代替性のあるネットワーク形成をめざすほか、高齢者や障害者など、だれもが自由に活動できる、ノーマライゼーションの理念に基づいた、バリアフリーな施設整備を進めます。

(5) 都市の魅力高める社会資本整備

オ 長寿社会に対応した安心できる住まいづくり

だれもが安心して暮らせる長寿社会をめざし、バリアフリー化を積極的に進めるなど、ノーマライゼーションの視点に立った住まい・まちづくりを展開します。

3 市街地整備の方針

(1) 人と自然にやさしいエコロジカルな市街地の整備

誰もが住みやすい市街地を形成するため、ノーマライゼーションの理念に立ち、施設のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者や障害者の生活の質の向上を図るため、福祉関連施設と一体となった公共住宅の整備等を促進します。

施策形成の方針

(1) 既成市街地のリニューアル

ウ 高齢者や障害者をはじめすべての人にやさしい市街地の整備

高齢者や障害者にとって身近な日常生活圏において、段差のない幅の広い歩道の整備、バス停、駅前広場、駅舎などのバリアフリー化、歩行者専用道路、歩車共存道路や交通安全施設の整備など安全な移動空間のネットワークづくり、高齢者や障害者が利用しやすい公園、ポケットパーク、多目的施設などのふれあいの場の整備などを総合的、計画的に展開します。

かながわ交通計画 【平成 9 年 3 月策定(平成 17 年 3 月追録策定)】

「交通機関等の現況と課題 (6) 徒歩交通の現況」で「バリアフリー」が取り上げられている。



「かながわ交通計画」より抜粋

2 交通機関の現況と課題

(6) 徒歩

ア 現況

- ・ 歩行者交通量の多い道路等においては、十分な通行空間やたまり空間が確保されていない、歩道等が連続的に整備されていない、また自転車走行とのふくそうがみられるなどの問題が生じています。
- ・ また、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすい**バリアフリー**な歩行空間の整備や情報提供が不十分であり、高齢者は歩行中の死亡事故が多くなっています。

高齢者や障害者が生活する上で障害となるものを取り除くことです。都市づくりにおいては、段差の解消、手すりの設置など物理的な障害の解消をめざすのが**バリアフリー**の第一歩といえます。

かながわ住宅計画 【平成 14 年 3 月策定】

平成 13 年に施行された「高齢者居住法」に**バリアフリー**化推進が盛り込まれたことに沿った形で取り上げられている。

「かながわ住宅計画」より抜粋

《主な施策展開の方向》

総合的な高齢者対策の推進

横浜地域の高齢者世帯率は、ほぼ県平均となっていますが、高齢者世帯は県全体の概ね過半の世帯が横浜地域に居住している状況にあります。このようなことから、高齢者が安心して居住することができるように、高齢者向けの住宅の供給や住宅における**バリアフリー**化などを推進していきます。

安全で安心な住まい・まちづくりの推進

住宅の安全性の向上を図るため、住宅の**バリアフリー**改修相談体制の充実、福祉のまちづくり条例の推進や居住環境の改善と防災面などの安全性の確保に努め、安全で安心な住まい・まちづくりを推進していきます。

良好な居住環境の維持・保全

県北地域の高齢者世帯率は低くなっていますが、その増加率は非常に高いものとなっています。また、県北地域は木造住宅率や比較的新しい住宅の割合が高く、居住水準も全体的に達成率が高いなど、良好な居住環境が形成されています。

このため、住宅の**バリアフリー**化などによる高齢者世帯の増加への対応や地区計画などによる良好な居住環境の維持・保全を推進していきます。

かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン 【平成 17 年 3 月策定】

子ども連れの人等が安心して外出し、気兼ねなく施設等を利用できるよう、公共的施設の**バリアフリー**化について配慮すること、また、都市公園施設のユニバーサルデザイン化について取り上げている。

「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」より抜粋

5 子育てしやすく、安全なまちづくりの推進

(1) 子育てに配慮した公共的施設の整備・運営や事業実施の促進

主な取組み事業

福祉の街づくり条例の普及推進

**バリアフリー**のまちづくり計画を進める市町村への支援

都市公園施設のユニバーサルデザイン化  
幅の広い歩道を備えた道路の整備  
段差のない歩道等を備えた道路の整備  
歩行者感应信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備  
県民を対象とした集いや催し等における保育の実施  
魅力ある都市公園などの整備

(注1) バリアフリー化

高齢者や障害者が日常生活していく上で、障害(バリア)となるものを取り除くこと。建物における段差の解消や手すりの設置、歩道への視覚障害者誘導用ブロックの敷設などであるが、こうした施設面での障害除去だけでなく、社会的、制度的、心理的な全ての障害を取り除くという意味でも用いられています。

(注3) ユニバーサルデザイン

製品、建物、環境を障害のある人、高齢者、子ども、外国人、けがをしている人や妊娠中の人など、あらゆる人が利用できるようにデザインするという考え方です。

### その他指針、ガイドライン等

#### ア 神奈川県県有施設長寿命化指針 【平成14年12月策定】

『2 長寿命化実現のための取組 (2)施設の基本的性能 オ』として、項目出しして取り上げている。

「神奈川県県有施設長寿命化指針」より抜粋

県有施設は、健常者はもちろんのこと、児童、高齢者、障害者、外国人など多様な利用者が想定されることから、誰にとっても使いやすいもの、いわゆるユニバーサルデザインでなければならない。

そのため、神奈川県福祉の街づくり条例を基本とし、施設用途に応じて、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」の誘導的基準を適用することなどにより、誰にでも使いやすい施設(ユニバーサルデザイン)の実現を図る。

#### イ 情報バリアフリーガイドライン 【平成17年4月改定第3版】

県のホームページ等情報発信におけるバリアフリーへの取組について、ガイドラインが定められている。

「情報バリアフリーガイドライン」より抜粋

##### 第1編 概要編 1 ガイドラインの目的と必要性

近年情報化が急速に進む中で、現在の情報通信技術は、バリアフリーへの対応が充分されていないため、必ずしも「誰もが簡単に利用できるもの」とはなっていない。「電子県庁・自治体の実現」等、今後の情報化の進展にあわせ、身体などに障害がある人や加齢により身体能力が低下している人なども情報通信技術を容易に利用できる環境整備(=情報バリアフリー)の推進を行い、すべての県民が等しく情報化の恩恵を受けられることが必要となる。情報バリアフリーに対応した環境を実現するには、県としてバリアフリーの視点に立った統一的な基準等を整備していくことが必要であるため、推進体制の整備などと合わせて、具体的な技術や手法の採用方法を明確に規定するガイドラインを作成した。

#### ウ カラーバリアフリー 色使いのガイドライン 【平成16年3月策定】

弱視や色覚障害の方への配慮事項をまとめたガイドラインとして全国に先駆けて作成された。

「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン」より抜粋

近年バリアフリーという考え方が広く普及するようになりました。しかし、視覚に関しては、目が見えない人に比べ、弱視や色覚障害の人への配慮はこれまで不十分でした。このガイドブックは、色覚障害の人が日常どんなところに不便を感じているのか、それに配慮するにはどのような工夫をすればよいのかを解説しています。色覚障害の人にも配慮することによって、そうでない人にもいっそう分かりやすい、**ユニバーサルなデザイン**につながるのです。

(2) 今後の課題

ここで取り上げた計画等以外でも、「ユニバーサルデザイン」の考え方に近い文言が含まれているものもあるが、実際に使用されるまでにはいたっていないことがほとんどである。「バリアフリー」については交通バリアフリー法等により言葉として浸透してきているが、全体的に「障害者」、「高齢者」等の福祉関連で、その中でも「まちづくり」、「情報」分野での使用が多く、偏りがみられる傾向にある。同じ「まちづくり」分野でも、福祉関連以外の各種計画、指針においては用語の使用頻度にばらつきがある。

実際に「ユニバーサルデザイン」という用語を使用している上記に取り上げたいいくつかの計画等においても、その意味や内容において微妙な違いがみられる。また、「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」を併記している場合も、その関連性が不明確なものが多い。

これらのことから、「ユニバーサルデザイン」、「バリアフリー」という用語、考え方について、県として共有化を図っていくことが必要である。

図表 1 - 5 各種計画等一覧表

計画等名称	策定年月(改訂)	ユニバーサルデザイン	バリアフリー
総合計画(神奈川力構想・プロジェクト51)	16年 3月	○	○
神奈川県地域福祉支援計画	17年 3月		○
かながわ高齢者保健福祉計画	18年 3月	○	○
かながわ障害者計画	16年 3月	○	○
かながわ人権施策推進指針	15年 3月	○	
かながわツーリズム推進指針	16年 3月		○
かながわ男女共同参画推進プラン	15年 3月		
かながわ国際施策推進指針	16年 9月		
かながわ都市マスタープラン	17年 3月		○
かながわ交通計画	9年 3月 (17年3月追録)		○
かながわ住宅計画	14年 3月		○
かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン	17年 3月	○	○

図表 1 - 6 その他指針ガイドライン等一覧表

指針ガイドライン等名称	策定年月(改訂)	ユニバーサルデザイン	バリアフリー
神奈川県県有施設長寿命化指針	14年 12月	○	
情報バリアフリーガイドライン	17年 4月		○
カラーバリアフリー 色使いのガイドライン	16年 3月	○	○

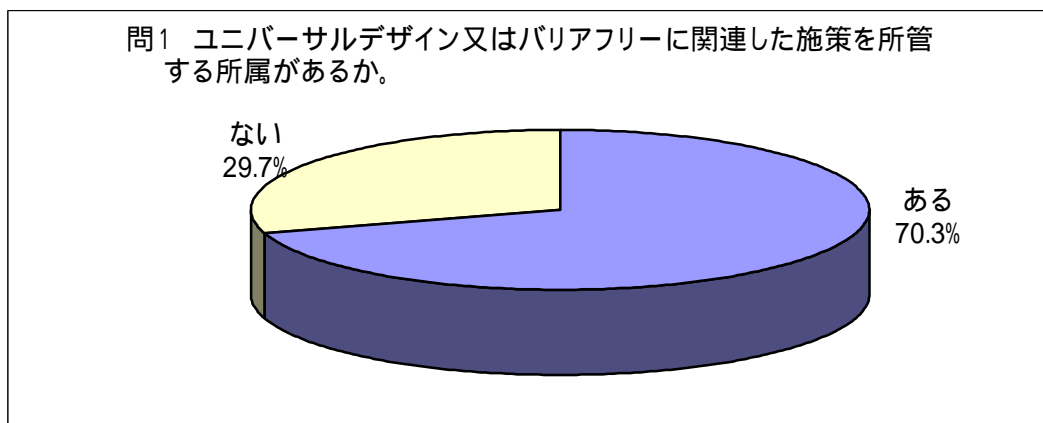
## 第2節 県内市町村の取組状況

### 1 アンケート結果等から

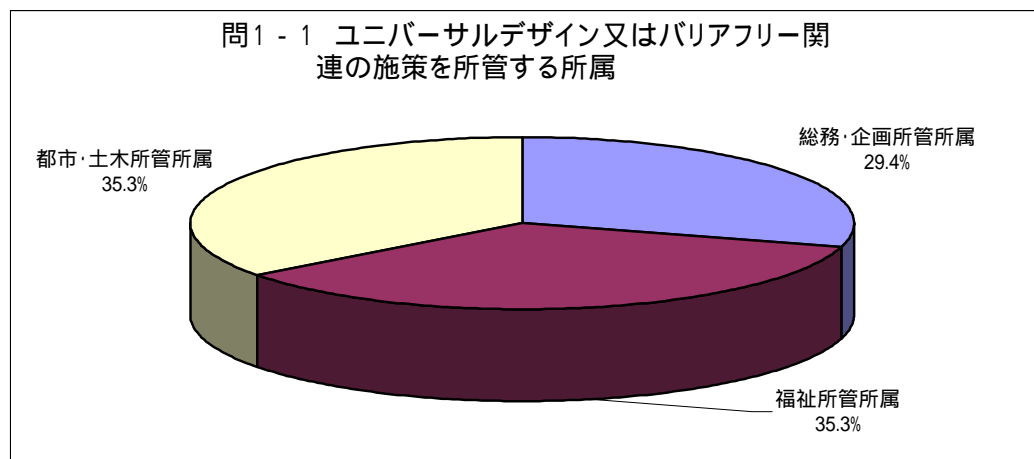
研究チームでは、県内の市町村を対象に、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに関する取組状況について平成17年8月から9月にかけてアンケート調査を行った。その結果をみると、まず、ユニバーサルデザイン又はバリアフリーに関連した施策を所管する所属があると回答した市町村は26団体あり、全体の7割である(図表1-7参照)。これら26団体の所属をみると、総務・企画所管所属、福祉所管所属、都市・土木所管所属の3つで所管されている(図表1-8)。ただし、この中には個別の事業としてユニバーサルデザインに取り組んでいる所属が含まれており、必ずしもユニバーサルデザインやバリアフリーを総合的に推進する所属というわけではない。実際、これらの所属による取組内容をもて、そのほとんどがまちづくりや交通バリアフリー法関係の事業であり、それ以外の取組も行っているところは16団体である(図表1-9、56~57頁参照)。

ここで、まちづくりなどのハードの面から各市町村の取組状況をみると、前述の26団体のうち23団体において何らかの取組が進められているほか、交通バリアフリー法の基本構想については策定済み、取り組んでいる、又は将来取り組む予定とした市町村は対象となる30団体中、22団体に上るなど(図表1-10、58頁参照)、各市町村でできるところから着手している様子が伺える。こうした基本構想を策定している団体、あるいは県の補助事業を活用している団体(伊勢

図表1-7



図表1-8



原市や三浦市)では、住民参加型のワークショップなどを実施しながら施策を進めており、ユニバーサルデザインの重要な要素である利用者の意見の反映に関する実績、ノウハウの蓄積も一定程度進んでいると推測される。

またソフト面の取組として(図表1-9次頁参照)職員に対する研修、住民を対象としたまち点検やバリアフリーの体験講座のほか、小・中学校の総合学習で授業として取り入れるなど、意識啓発(心のバリアフリー)に関する取組がみられた。このほか個別に配慮している事項として(図表1-11、59頁参照)イベント開催時により多くの人が参加できるような配慮、窓口における手話通訳や筆談対応等、業務運営上の配慮もみられた。

地域福祉計画については、28団体で策定済み又は策定予定としている(図表1-10、58頁参照)。

以上から、ハード面については大半の市町村でバリアフリーやユニバーサルデザインに関する一定の取組実績がみられ、その過程において利用者の意見反映も一定程度進んでいるほか、ソフト面についてもそれぞれの取組が進められていることが分かる。全体として、まちづくりを中心とした施策の推進、実績の蓄積がなされているといえる。一方で、ユニバーサルデザインの考え方を行政施策に広く導入する動きは限られているようにみえる。

以下では、県内の市町村から特に特徴のある取組を取り上げる。

## 2 県内市町村における特徴のある取組

### (1) 伊勢原市

市が平成5年度に「障害者のためのガイドマップ作成事業」を民間団体に調査・作成委託したのをきっかけに発足した「伊勢原・誰もが住みよいまちづくり懇話会」<sup>5</sup>(以下「懇話会」という。)による「福祉のまち点検」活動が行われている。

この活動の特徴は、点検が市民主体・市民主導で行われており、それが現在まで長期にわたり継続している点にある。年1回多様な市民の参加(点検を夏休み中に行うため、一般公募で集まる人の中には、小・中学生も多く含まれている。)の下に福祉のまちづくり点検を行い、その結果をレポートにして市に提案している。点検の際には、健常者と障害者が一緒にグループを作り、健常者は車いすやアイマスクを使い障害者等の立場を身をもって体験し、また、障害者等からどんなことに困っているかの説明を受けるなど、当事者が参加し、市民協働により問題点の把握が行われている。

なお、毎年行っている懇話会の提案や市の委託により懇話会で作成した「バリアフリーのまちづくり活動事業 報告・提案書」を踏まえ、市では平成16年度に「伊勢原市バリアフリーのまちづくり基本構想」及び「伊勢原市交通バリアフリー基本構想」を策定している。

### (2) 座間市

市では、平成17年度に「座間市交通バリアフリー基本構想」を策定しているが、この基本構想の策定に当たっては、市民協働型まちづくりのための検討組織「相武台前駅周辺交通まちづくり研究会」(以下「研究会」という。)を設立している。この研究会は達成したい活動目標として、まち歩きなどを実施し、現状を理解する、様々な立場の方々の意見や考え方を聞

<sup>5</sup> この団体は、平成15年度にバリアフリー社会の推進に貢献した団体や個人の功績を讃えるために制定された『バリアフリー化推進功労賞』の内閣官房長官賞を受賞している。

図表1 - 9 所管所属名及び取組内容

地域区分	市町村名	所管所属名	具体的取組内容	
			福祉のまちづくり、交通バリアフリーなど ハード面の取組	左記以外の取組やソフト面の取組
政令市	横浜市	福祉局福祉のまちづくり課（バリアフリー施策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉のまちづくり条例推進のための事業として、推進会議の運営、推進指針策定、施設整備基準の策定、事前協議、福祉のまちづくり重点推進地区事業（市民・事業者・市協働の福祉のまちづくり）を実施</li> <li>鉄道駅舎エレベータ等設置事業</li> <li>高齢者、障害者に配慮した路線バス導入補助事業（ノンステップバス導入補助） など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉のまちづくり条例推進のための事業として、福祉のまちづくりホームページ運営（バリアフリー情報を集めたホームページ）</li> <li>職員向け福祉のまちづくり研修</li> <li>福祉教育（教員向け講習会等）</li> </ul>
	川崎市	まちづくり局総務部企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉のまちづくり条例に基づく、公共施設へのバリアフリー対応に対する指導、誘導</li> <li>交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定</li> </ul>	
横須賀三浦	横須賀市	企画調整課（バリアフリーについては事業に応じて所管課が異なる）	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会、自治会等の活動の活性化を図るため、バリアフリーを目的としたものについて助成</li> <li>駅舎エレベータ等の整備に対する助成</li> <li>公園のバリアフリー化の推進</li> <li>歩道の切り下げや点字ブロックの設置</li> <li>市内の公共施設を結んだ福祉バスの運行やノンステップバス導入に対する助成</li> </ul>	外国人向けの必要情報を記載したマップの作成
	鎌倉市	企画課 都市政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市政策課においてはいわゆる交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基本構想及び関連施策の実施</li> </ul>	企画課においてはユニバーサルデザインに関する全庁的啓発事務
	逗子市	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「逗子市バリアフリー基本構想」を策定し、重点地区内の公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業のそれぞれの実施計画により、平成17年度より5ヶ年計画で整備していく予定である。</li> <li>公共施設整備福祉適合検討委員会の設置</li> </ul>	
	三浦市	企画情報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度事業として（仮称）三浦市バリアフリーのまちづくり基本構想の策定に向けた、住民参加型のワークショップ・ヒアリングを実施し、バリアフリーのまちづくり活動事業報告・提言書を作成した。</li> </ul>	
	葉山町	管財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の整備</li> </ul>	
湘南	平塚市	都市政策課（交通バリアフリー） 障害福祉課（福祉のまちづくり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>平塚市交通バリアフリー基本構想の策定</li> <li>バリアフリー店舗支援事業（店舗のバリアフリー化を含む改装工事に補助）</li> <li>「平塚市福祉のまちづくりモデル地区整備計画」を基に推進委員会を設置し、順次整備を進めている。</li> <li>学校や病院施設等において段差の解消を順次実施（市庁舎関連では、窓口に「耳マーク」の表示、誘導ブロック、オストメイトトイレ、みんなのトイレ設置等）</li> </ul>	情報バリアフリーガイドラインの策定（平成16年3月）
	藤沢市	公共建築課（公共建築物） 土木計画課（交通バリアフリー） 障害福祉課（心のバリアフリー） 情報管理課（ホームページのバリアフリー化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」に基づき、公共建築物の建築時にユニバーサルデザイン化を行っている。</li> <li>「藤沢市交通バリアフリー基本構想」に基づき、整備計画策定地区（藤沢駅周辺、湘南台駅周辺）のバリアフリー化工事を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害のある人への理解を深めるため「バリアフリー体験教室」を実施している。</li> <li>藤沢市ホームページのバリアフリー化を図り、テキストの読み上げや拡大文字表示機能を有したものに改修した。</li> </ul>
	秦野市	道路安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民参加による公共施設等の整備</li> <li>建築確認事務において、ハートビル法及び神奈川県福祉の街づくり条例対象施設のバリアフリーに関する指導並びに認定を実施</li> <li>秦野市交通バリアフリー特定事業計画及び神奈川県福祉の街づくり条例に基づく道路の整備</li> <li>市内小田急線4駅に設置された公衆便所（バリアフリー）の維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営温泉施設の大風呂に入浴困難な方について、貸切浴場（バリアフリー）を無料提供</li> <li>小学校6年生社会科の中でバリアフリーについて学習</li> <li>市内小中学校の「総合的な学習の時間」において、「ユニバーサルデザイン、バリアフリー理念を大切にしたい生活づくり・まちづくり」をテーマにして、取り組み学級（児童、生徒）がある。（全校一律実施ではない）</li> </ul>
	伊勢原市	各取組の所管課	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊勢原市バリアフリーのまちづくり基本構想の策定（福祉総務課）</li> <li>観光施設公衆便所のバリアフリー化（商工観光振興課）</li> <li>伊勢原市バリアフリーまちづくり基本構想に即した公共施設等の整備（都市整備課）</li> <li>既存駅舎通路を利用した適正な幅員化、歩行支援施設（エスカレータ）の設置（都市整備課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内小中学校の「総合的な学習の時間」等を活用した、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する出前講座の実施（福祉総務課）</li> <li>インスタントシニアなどのバリア体験機材の貸出（福祉総務課）</li> <li>災害時要援護者支援マニュアルの策定（福祉総務課）</li> <li>ホームページに音声読上げソフト対応のテキスト版作成（保健・医療モデル事業推進室）</li> <li>安心！医療施設ガイドの点訳版発行、各施設のバリアフリー情報の提供、配色の工夫など（保健・医療モデル事業推進室）</li> </ul>
	大磯町	企画室（原則として各所管課にて対応）	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民参加による公共施設等の整備</li> </ul>	
二宮町	都市整備課		<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程（小中学校）の中でユニバーサルデザインについて扱っている。（教育総務課）</li> </ul>	

研究チーム調べ「ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する取組状況調査」（平成17年8～9月実施）より

次頁に続く

図表 1 - 9 所管所属名及び取組内容(続き)

地域区分	市町村名	所管所属名	具体的取組内容	
			福祉のまちづくり、交通バリアフリーなどハード面の取組	左記以外の取組やソフト面の取組
県央	相模原市	都市交通計画課 保健福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年3月に相模原市交通バリアフリー基本構想を策定</li> <li>重点整備地区である相模大野駅周辺地区の事業の推進を図るため、相模原市交通バリアフリー基本構想推進連絡協議を設置し、各特定事業者による進捗状況の確認及び事業調整を行っている。</li> <li>平成15年3月に相模大野駅周辺地区を重点整備地区とした交通バリアフリー道路特定事業計画(相模大野駅周辺)を策定</li> <li>交通バリアフリー道路特定事業計画に基づき、エレベータの設置、点字ブロックの改修、歩道の段差解消などを実施中</li> <li>バス事業者ノンステップバス車両を導入する際、補助金の交付により、導入を促進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相模原市福祉のまちづくり環境整備指針による市民への啓発</li> </ul>
	厚木市	広域政策課 福祉総務課 道路総務課 生活道路課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「厚木市移動円滑化基本構想」を策定</li> <li>駅から主要な公共施設等や各施設間の移動に利用する特定経路のバリアフリー化を図るため、「厚木市交通バリアフリー道路特定事業計画」を策定(一部エリアについては、スーパーモデル地区「バリアフリー重点整備地区」として指定)</li> </ul>	
	大和市	都市総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大和市交通バリアフリー基本構想」の策定</li> <li>都市再生整備計画に基づくバリアフリーのまちづくりを推進</li> </ul>	
	海老名市	都市計画課(ユニバーサルデザイン) 障害福祉課・高齢福祉課(バリアフリー)		<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリーセミナーの実施(高齢福祉課)</li> <li>えびな新障害者プラン2010の策定</li> <li>えびな高齢者プラン21の策定</li> </ul>
	座間市	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「座間市交通バリアフリー法基本構想」を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校訪問の際にカラーバリアフリーについての話をしている。</li> </ul>
	綾瀬市	福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>綾瀬市バリアフリー都市宣言(H12.12.12)</li> <li>綾瀬市バリアフリー推進協議会設置</li> <li>「綾瀬市バリアフリーのまちづくり推進計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政情報の外国語版の発行</li> <li>バリアフリーに関する学習発表会の開催</li> <li>バリアフリー講演会の開催</li> </ul>
	愛川町	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設のバリアフリー化</li> <li>ノンステップバスの導入(町内循環バス)</li> <li>既存の町営住宅の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが参加できる行事の実施</li> <li>外国籍住民への相談、通訳体制の充実</li> </ul>
西湖	小田原市	障害福祉課(市のユニバーサルデザインマニュアルの管理・調整)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小田原市交通バリアフリー基本構想(都市政策課)</li> <li>中心市街地アメニティ整備推進委員会の設置(企画政策課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインマニュアル(障害福祉課)</li> </ul>
	箱根町	企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川福祉の街づくり条例に基づく施設整備</li> <li>オストメイト対応トイレの設置</li> <li>音声誘導の導入と点字案内</li> <li>ローカウンターの設置</li> </ul>	
	真鶴町	福祉健康課		<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリーに関するパネル展示</li> </ul>
足柄上	大井町	企画調整課	<ul style="list-style-type: none"> <li>町施設のバリアフリー化を進める。(県の福祉の街づくり条例に準ずる方針である。)</li> </ul>	
	山北町	企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民参加によるユニバーサルデザインの視点に立った公共施設等の整備</li> </ul>	
津久井	城山町	政策秘書課 福祉推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、建築物のバリアフリー化の推進</li> <li>移動・交通手段、歩行空間等のバリアフリー化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報バリアフリー化の推進</li> </ul>

研究チーム調べ「ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する取組状況調査」(平成17年8～9月実施)より

図1 - 10 県内市町村における障害者等の割合や基本構想の策定状況等(研究チーム調べ)

地域区分	市町村名	総人口に占める障害者の割合 <sup>1</sup> (%)	総人口に占める高齢者の割合 <sup>2</sup> (%)	総人口に占める外国人登録者の割合 <sup>3</sup> (%)	交通バリアフリー法基本構想 <sup>4</sup> (駅数)	市町村振興補助金(バリアフリー対策事業)活用市町村 <sup>5</sup>	地域福祉計画 <sup>6</sup>
政令市	横浜市	3.2	16.3	1.9	2(6)		
	川崎市	2.7	14.2	2.1	4(1)		
横須賀三浦	横須賀市	3.7	20.2	1.1		2	
	鎌倉市	3.9	23.8	0.7	4	1	
	逗子市	4.1	24.4	0.7	4		
	三浦市	4.1	23.2	0.3	(2)		
	葉山町	3.7	22.9	0.8			
湘南	平塚市	3.8	16.7	1.9	1	1	
	藤沢市	3.4	16.0	1.5	2		
	茅ヶ崎市	3.0	17.4	0.6	将来		
	秦野市	3.7	15.1	2.1	4		
	伊勢原市	3.4	14.6	1.4	2		
	寒川町	3.7	14.7	1.4	将来		
	大磯町	4.5	21.9	0.4	将来		
二宮町	4.0	21.2	0.6	将来			
県央	相模原市	2.7	13.9	1.5	1	2	
	厚木市	3.3	12.9	2.3	2		
	大和市	3.2	14.4	2.9	1	1	
	海老名市	2.7	13.4	1.6	将来		
	座間市	3.2	13.9	2.2	1		
	綾瀬市	3.2	14.3	3.7			
	愛川町	3.8	14.1	6.1			
	清川村	4.4	19.8	0.7			
西湘	小田原市	3.8	19.4	0.9	2		
	箱根町	5.9	23.5	1.1	将来		
	真鶴町	4.9	25.8	0.7			
	湯河原町	5.3	26.0	1.2		1	
足柄上	南足柄市	3.9	19.1	0.8			
	中井町	3.9	18.0	1.1		2	
	大井町	3.3	15.0	0.4			
	松田町	4.5	21.1	0.5			
	山北町	5.0	24.2	0.3		1	
	開成町	3.1	17.6	1.0	将来		
津久井	城山町	3.8	14.5	0.7			
	津久井町	3.9	16.8	1.0			
	相模湖町	3.5	19.3	0.5			
	藤野町	4.3	22.8	0.8	1		
	県全体	3.2	16.2	1.8			

1 障害者の割合については：県保健福祉総務課「平成17年度保健福祉行政の概要」の身体障害者手帳交付者数、知的障害児者把握数、精神障害者保健福祉手帳交付者数の和（それぞれ平成17年3月31日現在）を県統計課「神奈川県人口統計調査結果（平成17年4月1日現在）」の総人口で除したものの

2 高齢者の割合については：県統計課「神奈川県年齢別人口統計調査結果（平成17年1月1日現在）」より

3 外国人登録者の割合については：県国際課「外国人登録者市区町村別主要国籍別人員調査表（平成17年12月31日現在）」の登録者数を県統計課「神奈川県人口統計調査結果（平成18年1月1日現在）」の総人口で除したものの

4 交通バリアフリー法項目の記載について  
（ ）内数字は基本構想作成に向けて取り組んでいる件数  
将来は将来的に作成する予定の駅がある市町村

斜線をひいてある市町村は域内に鉄道駅がないため、基本構想を作成しないとしたもの

5 市町村振興補助金活用市町村については平成13年度～平成16年度の実績を掲載

6 地域福祉計画については 〇が策定済み、△は策定予定



図表 1 - 11 具体的な施策のほか、配慮している点(前掲県内市町村調査より)

地域区分	市町村名	ユニバーサルデザインやバリアフリーの観点から配慮している内容	
政令市	横浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に従い、施設の新設、改修時に基準に適合するよう事前協議を行う。</li> <li>・また、特に大規模な改修や公共交通機関の新設等の際には、障害当事者の意見を実際に聞きながら工事を行うよう、事業者や関係する機関に働きかけている。</li> <li>・公共施設の多目的トイレの整備にあたっては、できる限りオストメイト対応設備や大人のおむつがえ等もできる大きめのシートを設置するようにしている。</li> <li>・工事中でも歩行者の安全と安心を高めるため、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」を策定し、平成17年7月1日より実施している。市が行う工事のうち、公共の歩行者空間を使用している工事には、このガイドラインの遵守を義務付け、市以外が行う工事についても、市内の公共の歩行者空間を使用する場合は、道路占用申請時等にガイドラインの遵守をお願いしている。(所管：総務局公共事業課)</li> <li>・市の作成するホームページは、「横浜市インターネット利用ガイドライン WEBページの作成基準」に基づき、だれもが使いやすいページとなるよう、アクセシビリティに配慮することとしている。(所管：総務局IT活用推進課)</li> </ul>	
横須賀三浦	横須賀市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演やイベント実施時には、「だれでも」をベースとして考え、諸条件により制約がある場合には、そのことを事前に周知するよう努める。</li> </ul>	
	鎌倉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「カラーバリアフリー(色使いのガイドライン)：平成16年3月神奈川県地域福祉推進課」の庁内紹介</li> <li>・国土交通省ユニバーサルデザイン政策大綱の庁内紹介</li> </ul>	
	三浦市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害の方に対し、市関連全窓口にて「筆談が必要な方は申出てください」という内容のポスターを掲示している。</li> </ul>	
湘南	平塚市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報政策における取組(ホームページ作成におけるJIS8341-3への対応等)</li> <li>・防災における取組(障害者用備蓄トイレ、避難所用スロープなどの準備)</li> <li>・窓口でも取組(筆談や点字ブロックまでの誘導等)</li> <li>・イベント開催時の取組(保育や要約筆記、マップやホームページに障害者用トイレの表記等)</li> </ul>	
	藤沢市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口業務における筆談対応</li> <li>・課名のひらがな表記</li> <li>・外国人相談窓口の設置(スペイン語、ポルトガル語による在住外国人への日常生活に関する相談(平成8年から実施))</li> <li>・バリアフリーに関するコラムの広報掲載による啓発</li> </ul>	
	茅ヶ崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織単位において必要であれば、それぞれの立場から配慮している可能性がある。</li> </ul>	
	寒川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者の配置(常設ではない)</li> <li>・講演会等のイベント時の手話対応</li> </ul>	
	秦野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課名表示等案内板に英語表示</li> <li>・窓口業務における通訳の配置(中国語、スペイン語、ポルトガル語)</li> <li>・障害福祉部署に手話通訳者を設置(毎週水曜日)</li> <li>・ユニバーサルデザインに配慮したホームページの作成</li> <li>・住民票等自動発行機を利用せず、人による発行所を市内一円に配置</li> <li>・イベント開催、各種事業等の通知、案内板、自治会回覧板等の通知において、文字を大きくするなど、見やすさ、わかりやすさに配慮</li> <li>・聴覚障害者協会と高校生ボランティア団体が協同で手話コーラスを実施(たばこ祭)</li> </ul>	
	伊勢原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等のチラシのカラーバリアフリー(文字の大きさ、見やすさ等への配慮)(福祉総務課)</li> <li>・点字変換システムの全庁的な運用(福祉総務課)</li> <li>・開発担当者会制度を利用した開発事業者へのバリアフリー啓発・指導(福祉総務課)</li> <li>・コミュニティ防災センター玄関のスロープ化</li> <li>・人権啓発講演会実施時の手話通訳の提供と託児室の設置(人権同和対策室)</li> <li>・高齢者・障害者への対応の仕方をテーマに車いす介助方法等の実技指導を行う職員研修の実施(総務課研修厚生係)</li> <li>・市有建築物の設計過程でのユニバーサルデザインの視点からの評価を実施(建築指導課)</li> </ul>	
	二宮町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントや講座開催時に、わかりやすい場所案内サービスや託児室の設置を行っている。(生涯学習課)</li> </ul>	
	県央	海老名市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページにてユニバーサルデザインの啓発</li> </ul>
		座間市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口業務における筆談対応</li> <li>・庁舎内に貸出用車いすの設置</li> <li>・庁舎案内板を2カ国語、点字表記、広域避難場所案内板を3ヶ国語表記</li> </ul>
		愛川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や物品の購入</li> </ul>
西湘	真鶴町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口業務における簡単な手話対応</li> </ul>	
足柄上	南足柄市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の窓口に「耳のシンボルマーク」を設置</li> <li>・駅前ビルなどに障害者用トイレの案内を掲出</li> </ul>	
	大井町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口業務における筆談対応</li> </ul>	
	山北町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインに配慮した町内循環バス事業の導入</li> </ul>	
津久井	藤野町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎回ではないが、一時保育を実施したり、手話のできる職員がいるので、必要に応じて柔軟に対応している。</li> </ul>	

く機会をもうける、行政や警察、交通関連企業などに対する提案をつくる、の3つを掲げている。

研究会の特徴は、交通安全対策とバリアフリー化を一体化して検討した点にある。より身近な問題としての交通安全対策を事前の参加ステップとして検討し、問題意識を深めた上で、次に交通バリアフリーの実現を目指す交通環境改善を考えたのである。

研究会は平成16年1月から平成17年1月までの間計13回開催され、3つのステップ(「地域の方々の日々の交通安全を考える」、「お年寄りや障害を持った方などの交通環境を考える」、「お年寄りや障害を持った方などの道路環境を考える」)について段階的に検討を行い、市民協働のもとに様々な意見やアイデアをまとめ、市に提案している。(バリアフリー化が求められる路線ごとに整備の優先度を市民により選定し、提案している。)(図表1-12参照)

また参加者の合意により、この研究会は基本構想策定後も継続することになり、今後の事業の進捗状況を監視(進行管理)していくことにもなっている。

**図表1-12 相武台前駅周辺交通まちづくり研究会の活動経過**

<b>設 立〔第1回研究会〕</b>
メンバーは、自治会等地域住民団体、高齢者・障害者団体、公募市民、交通事業者、市等により構成 月1回の割合で開催
<b>地域の方々の日々の交通を考える〔第2～5回研究会〕</b>
地域内道路の構造や形状に関する課題(ハード面)、運転者・道路利用者のモラルの低下や交通ルールの無視に関わる課題(ソフト・意識面)の把握 改善のための検討とその必要度について問題路線ごと検討を進め、その結果をカルテ化してまとめる 「あんしん歩行エリア」の形成に向けた提案をまとめ庁内の検討会議へ提出
<b>お年寄りや障害を持った方などの交通環境を考える〔第6～10回研究会〕</b>
まち点検で調査の対象とする地区(重点整備地区)の選定を協議 なお、事前に市民アンケート(高齢者や身障者500名を対象)を実施し、地区選定の参考にした 選定した地区についてまち点検の実施(68名参加) まち点検の結果、指摘されたバリアフリー対策の必要箇所について、 バリアフリー対策の実施・改善方法 バリアフリー対策に必要な想定費用 バリアフリー対策の緊急性 を中心に協議し、特にバリアフリー化が求められる路線ごとに整備の優先度を住民の視点でまとめる 2010年までにバリアフリー化対策が必要な道路として重要経路を5ルート選定 提案をまとめ、交通バリアフリー基本構想の策定協議会へ提出
<b>お年寄りや障害を持った方などの道路環境を考える〔第11～13回研究会〕</b>
重要経路の5ルート(特定経路指定)に加え、長期的にバリアフリー化が求められる3ルート(準特定経路指定)について、ルートごとにバリアの現状を再確認し、市民の目線で整備課題の整理と事業内容を検討 提案をまとめ、庁内の検討組織である道路特定事業計画策定調整会議へ提出

座間市のホームページ:「相武台前駅周辺交通まちづくり研究会」([http://www.city.zama.kanagawa.jp/index\\_m/shisei/seisaku/baria\\_free/setsume\\_i\\_2.pdf](http://www.city.zama.kanagawa.jp/index_m/shisei/seisaku/baria_free/setsume_i_2.pdf))を参考に研究チームで作成。

### (3) 平塚市

市では、「平塚市福祉のまちづくりモデル地区整備計画」を平成 11 年度に策定し、その中で、「不特定多数の人が利用する施設や障害者、高齢者等が多数利用する施設などいろいろな利用形態が想定される施設が集まっている地区...このため、市役所、福祉会館、総合公園などが立地し、市内で最も多くの公共施設が集まっている、...」として、モデル地区の選定を行っている。

また、「障害者、高齢者等の利用に配慮したまちづくりは、健常者を含めたすべての市民にとって暮らしやすいまちをつくることにつながるというユニバーサルデザインの考え方も、今後、大いに広がっていくことと考えられます。」としており、全体としては、バリアフリー化(ハード面、ソフト面)の推進を基本としている計画となっている。

計画策定に当たっては、「平塚市福祉のまちづくりモデル地区整備計画策定協議会」が中心となり、障害者・高齢者疑似体験会(3ルートで実施) 障害者・高齢者等に対するアンケート調査やヒアリングを実施して計画に反映させている。

さらに、「平塚市交通バリアフリー基本構想」を平成 17 年度に策定している。この基本構想は「平塚市交通バリアフリー研究会」が中心となって策定したもので、研究会による現地調査(平塚駅から市役所までの3ルートで調査) 市民アンケート調査、パブリックコメントを実施している。

### (4) 横浜市

市では、「ヨコハマの良さ」をソフトとハード両面にわたって市民のだれもが享受できるように、ヨコハマの都市環境を整えていく「きまり」としての「横浜市福祉のまちづくり条例」を平成 9 年度に施行している。また、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、「福祉のまちづくり推進指針」を策定し、市民・事業者・市が連携して福祉のまちづくりを推進するため推進会議を設置している。

さらに、「横浜市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」(ハートビル条例)を制定し、平成 17 年度から施行している。この条例は、ハートビル法に基づく条例であり、対象建築物の拡大、対象規模床面積の引下げ及びバリアフリー基準の強化を行っている。

## 3 まとめ

県内市町村では、ユニバーサルデザインの考え方を行政施策の基本として本格的に取り組んでいるところはまだないが、いくつかの団体では住民主導の下にまち点検が行われ、その結果が行政に提案されるなど住民参加、当事者参加型のまちづくりが行われており、ユニバーサルデザインの推進のポイントであるプロセスを重視した取組が進んでいるといえる。

市町村は住民に最も身近な基礎自治体として、ユニバーサルデザインの推進に主体的、積極的に取り組むことが期待される。またその推進に当たっては、住民との協働により推進する仕組みづくりが必要であり、その取組を継続的に進めることが求められる。

県としてもこれらの先進的な市町村の取組事例を積極的に他の市町村に情報提供するなどの支援が求められるほか、各市町村が策定した交通バリアフリー基本構想に基づき、特定経路を整備する際は、県が自ら道路管理者として、住民参加、当事者参加の下に整備を行う必要がある。

### 第3節 現状に対する県民意識

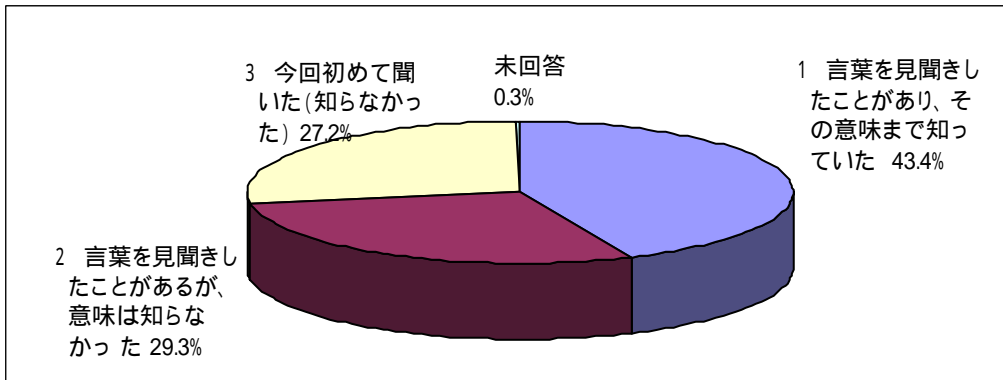
#### 1 調査結果

平成17年8月10日から9月5日にかけて県広報県民課が実施した県政モニターアンケートの調査結果の一部を紹介する。

対象	平成17年度県政モニター 400人(男性:200人 女性:200人) 〔内訳〕郵送コース 200人(男性:93人 女性:107人) インターネットコース 200人(男性:107人 女性:93人)
調査方法	郵送による配布・回収、インターネットによる送信・受信
回収状況	県政モニター400人のうち321人から回答(80.3%) 〔内訳〕郵送コース 168人(男性:81人 女性:86人 不明:1人) インターネットコース 153人(男性:81人 女性:71人 不明:1人)

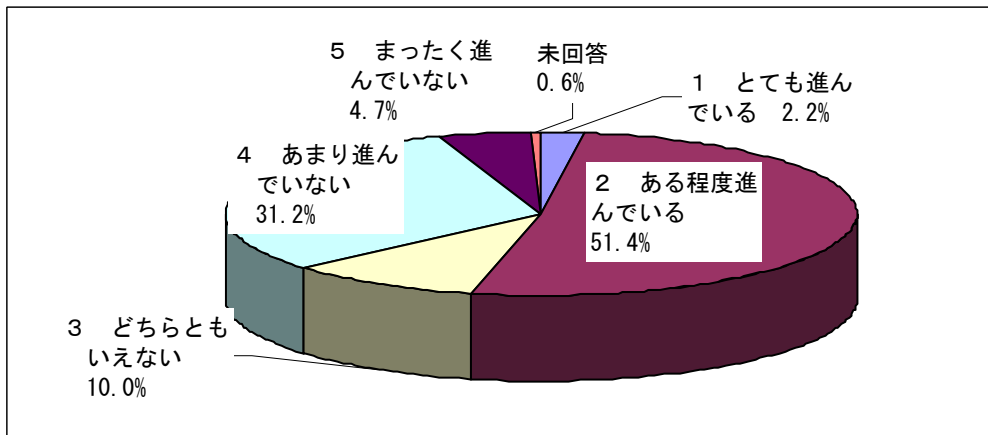
問1 あなたは「ユニバーサルデザイン」という言葉をご存じでしたか。

(回答者数:321 回答数:320)



「ユニバーサルデザイン」をその意味まで知っているのは4割強(43.4%)である。

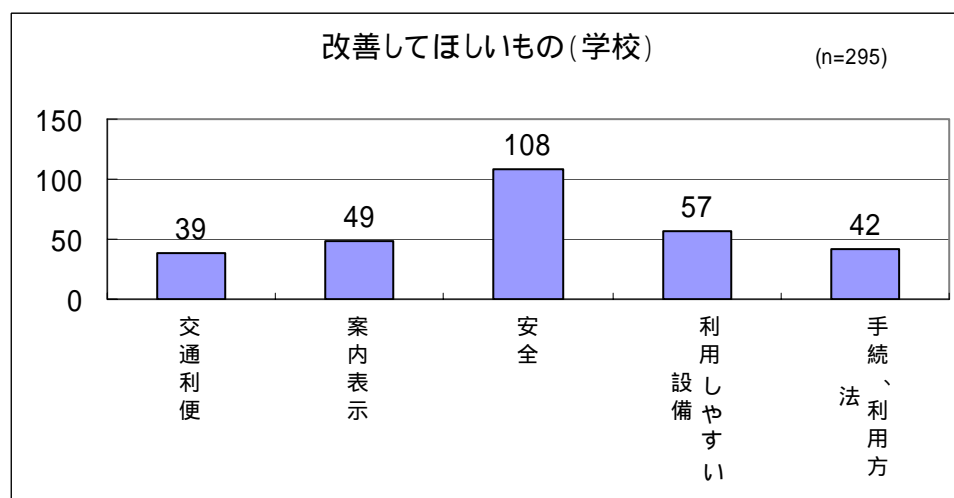
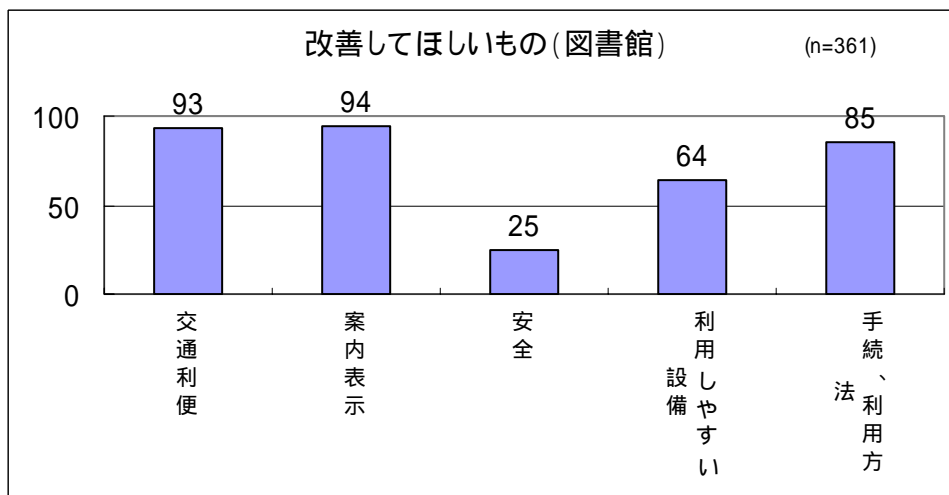
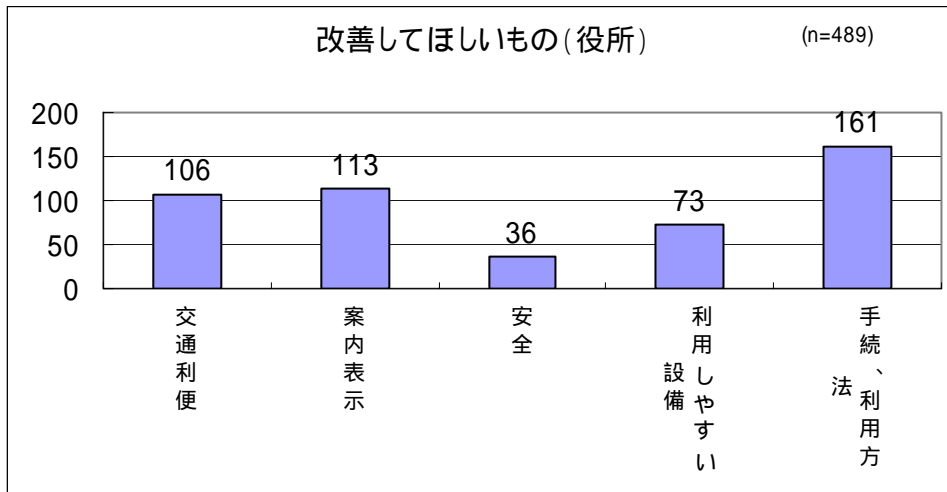
問2 あなたの身の回りでは、歩道の段差解消や鉄道駅へのエレベーター設置、誰もが乗り降りしやすい超低床ノンステップバスの導入など、誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると思いますか。(回答者数:321 回答数:319)

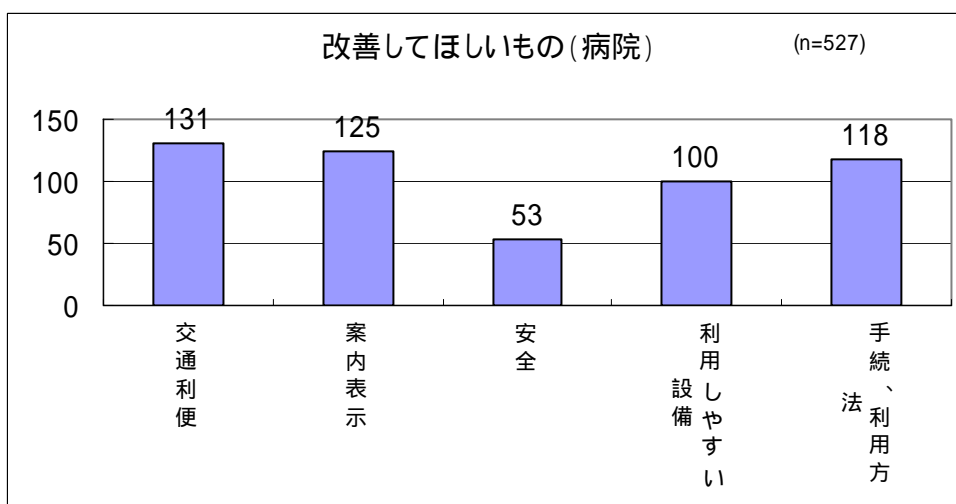
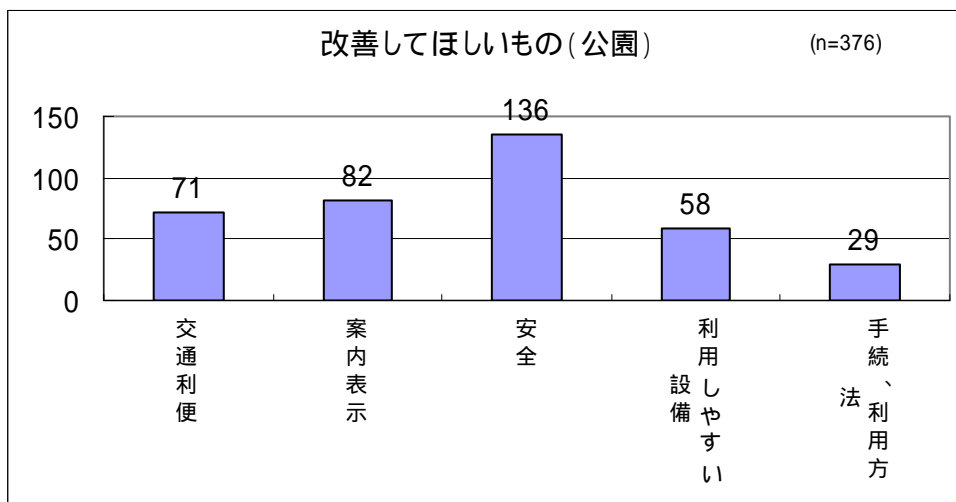
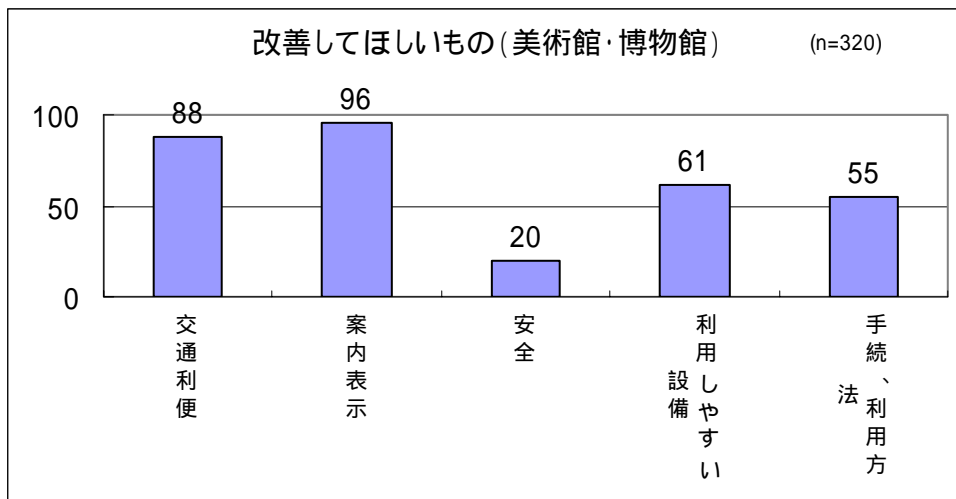


「とても進んでいる」と「ある程度進んでいる」をあわせると5割強(53.6%)の人が誰もが

暮らしやすいまちづくりが進んでいると認識している。

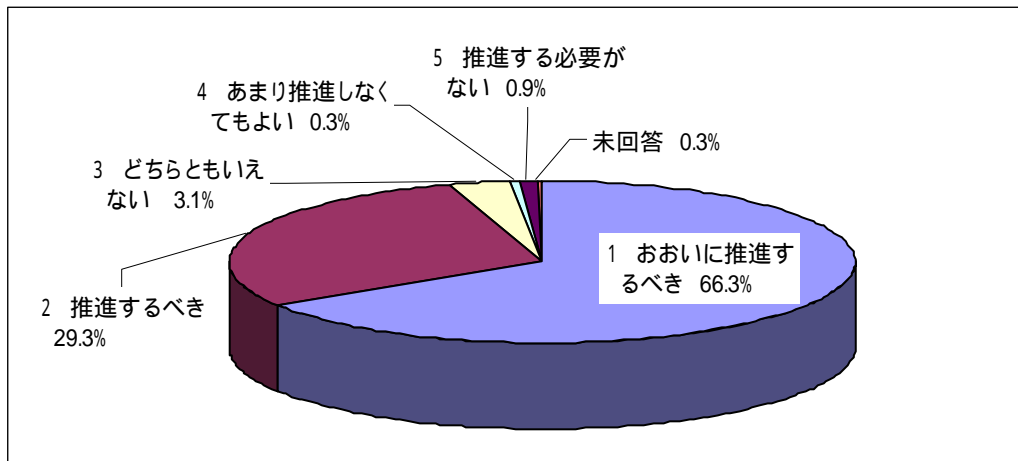
問3 あなたは、身近にある次の施設について改善してほしいと感じたことがありますか。それぞれ改善してほしいものすべてに「」（チェック）をつけてください。





改善してほしいものについては、役所では「手続、利用方法を分かりやすくしてほしい」、図書館では「案内表示を分かりやすくしてほしい」、学校では「安全にもっと配慮してほしい」、美術館・博物館では「案内表示を分かりやすくしてほしい」、公園では「安全にもっと配慮してほしい」、病院では「施設までの交通便利を改善してほしい」が一番多かった。

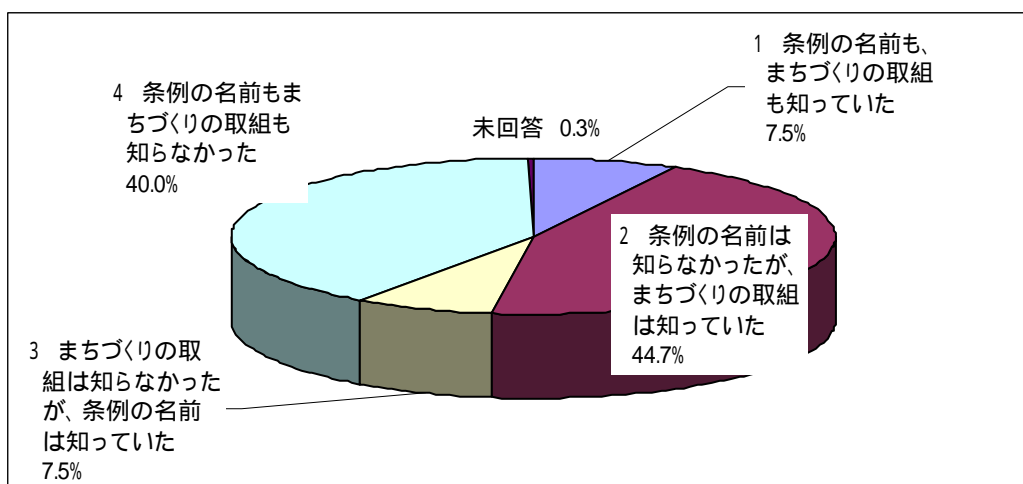
問4 施設の整備などのハード面だけでなく、電車等で席を譲ることや点字ブロックの上に駐輪しないなど心の面でのユニバーサルデザインを推進することについてどのようにお考えですか。 (回答者数：321 回答数：320)



「おおいに推進すべき」と「推進すべき」をあわせると9割以上(95.6%)の人が心の面でのユニバーサルデザインを推進するべきとしている。

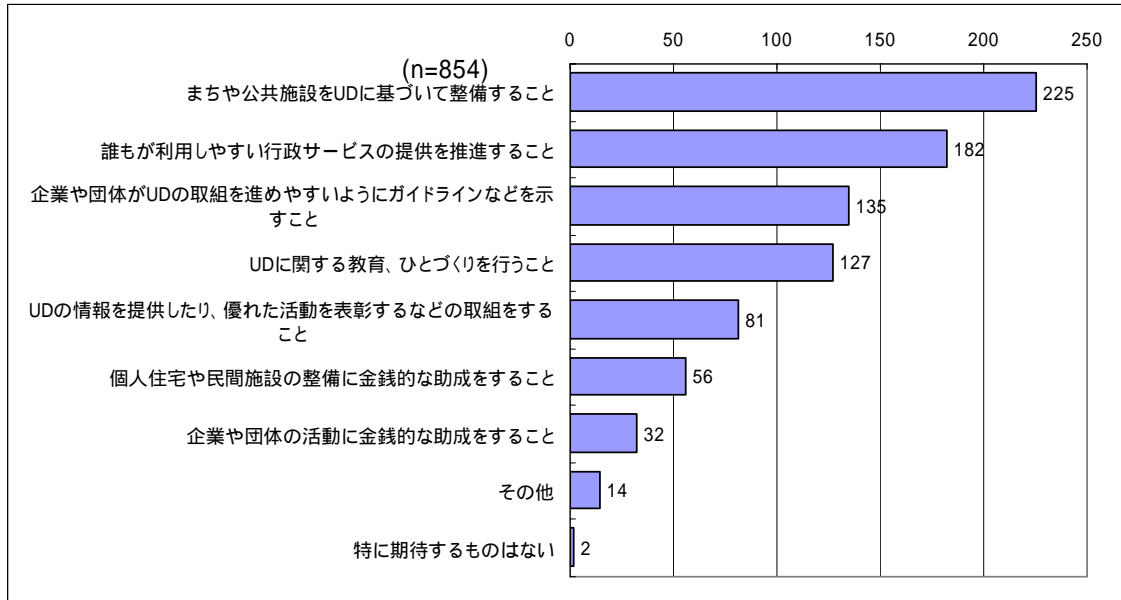
問5 県では、これまで「福祉の街づくり条例」により、公共施設や道路の段差をなくしたり、エレベーターや手すりを設置するなど、高齢者や身体障害者をはじめ誰もが暮らしやすいまちづくりを推進してきました。このことについてご存じでしたか。

(回答者数：321 回答数：320)



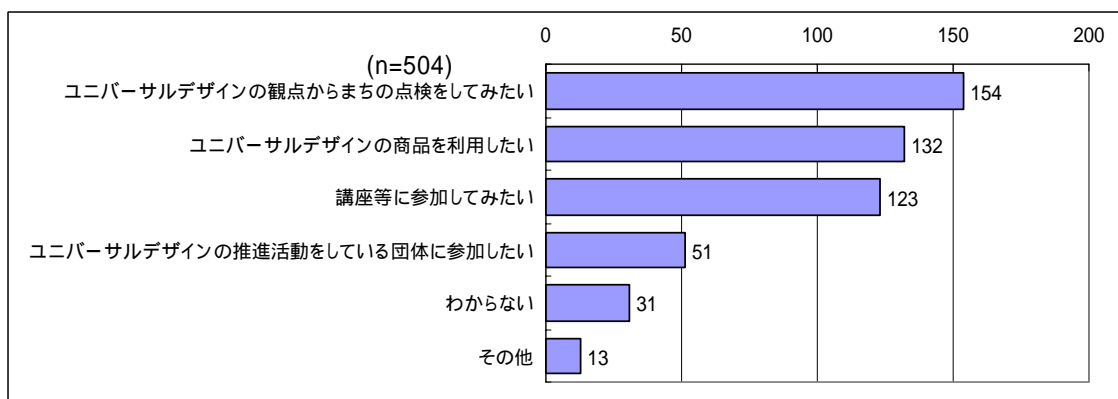
4割(40.0%)の人が「福祉の街づくり条例」の名前もまちづくりの取組も知らないとしている。

問6 あなたは、ユニバーサルデザインを進めていくために、県にどのようなことを期待しますか。あてはまるものを3つまで○をつけてください。(回答者数：321 回答数：854)



ユニバーサルデザインを進めていく上で、県に期待することは「まちや公共施設をユニバーサルデザインに基づいて整備すること」、「誰もが利用しやすい行政サービスの提供を推進すること」、「企業や団体がユニバーサルデザインの取組を進めやすいようガイドラインなどを示すこと」の順で多くなっている。

問7 ユニバーサルデザインについて、あなたが参加したいと思う活動すべてに○をつけてください。(回答者数：321 回答数：504)



ユニバーサルデザインについて参加したいと思う活動は、「ユニバーサルデザインの観点からまちの点検を試みたい」、「ユニバーサルデザインの商品を利用したい」、「講座等に参加してみたい」の順で多くなっている。



## 2 調査結果からみる県民意識

県政モニターアンケートの調査結果からユニバーサルデザインに対する県民意識をみてみると、まず「ユニバーサルデザイン」という言葉に対する認知度（問1）については、その意味まで知っていると回答した人が4割強おり、また言葉を見聞きしたが意味までは知らなかった人を合わせると7割強の人が「ユニバーサルデザイン」という言葉を見聞きしており、「ユニバーサルデザイン」という言葉自体はかなり浸透しているといえる。

次に、ハード面については、誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいるかという質問（問2）に対しては、5割強の人が進んでいると回答している。またユニバーサルデザインを進めていくために県に何を期待するかという質問（問6）に対しては、「まちや公共施設をユニバーサルデザインに基づいて整備すること」が一番多くなっていることや、ユニバーサルデザインについて参加したい活動（問7）については、「ユニバーサルデザインの観点からまちの点検をしてみたい」が一番多くなっていることから、誰もが暮らしやすいまちづくりはある程度進んでいると認識しているものの、依然としてハード面に対しての関心は高いことが伺える。

また、ソフト面については、心の面でのユニバーサルデザインを推進すること（問4）に対しては、9割以上の人が推進するべきと回答しているほか、ユニバーサルデザインについて参加したい活動（問7）については、「ユニバーサルデザインの商品を利用したい」という回答が二番目に多くなっていることから、ソフト面に対しての関心もあるといえる。

## 第2章 他の都道府県及び国等の動向から

### 第1節 都道府県の動向

ここでは、47 都道府県を対象に実施された下記調査の結果を中心に都道府県の動向について述べる。

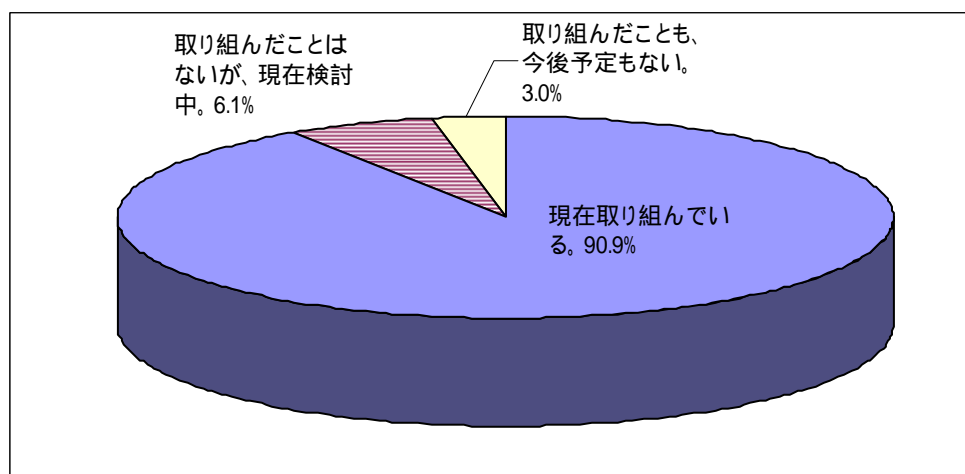
ユニバーサルデザインフォーラム実施「自治体のユニバーサルデザインの取り組みに関するアンケート」(2004.5 現在)

回答：47 都道府県中 33 団体 (回答率：70.2%)

#### 1 これまでの取組

まず、各団体におけるユニバーサルデザインに関する取組の状況についてみると、現在、ユニバーサルデザインに関して何らかの取組があるとする団体は 30 団体あり(図表 2 - 1 参照)、47 都道府県のうち、既に 3分の2 の団体で取組が始まっている。

図表 2 - 1 ユニバーサルデザインに関する取組がありますか。(回答数：33 団体)



ユニバーサルデザインフォーラム実施「自治体のユニバーサルデザインの取り組みに関するアンケート」(2004.5 現在)より

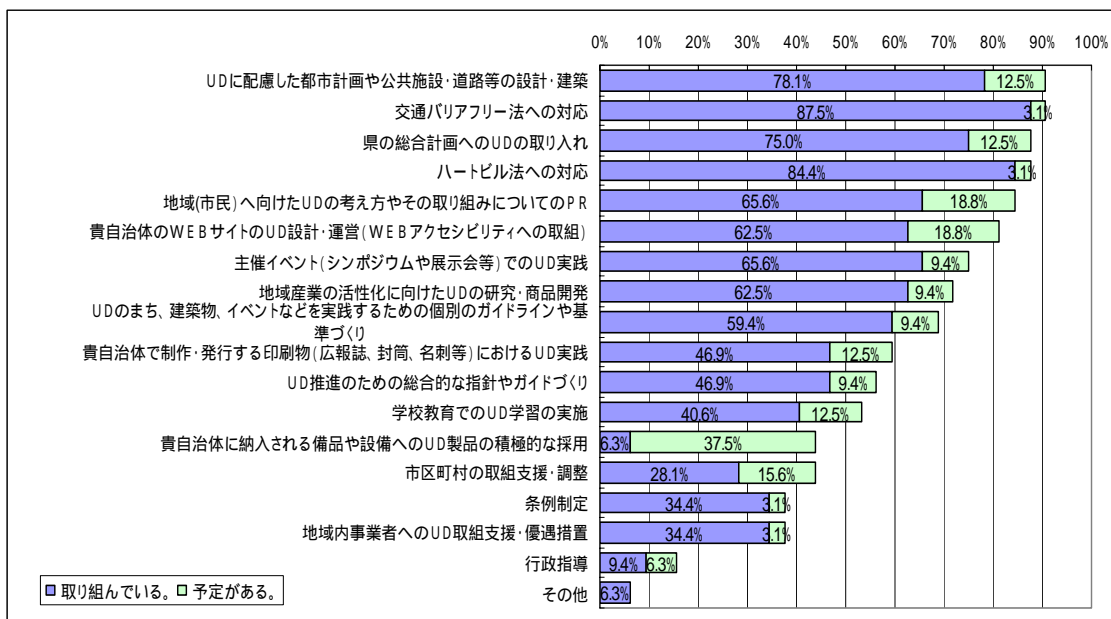
取組(予定があるを含む)の具体的な内容についてみると(図表 2 - 2 次頁参照)、交通バリアフリー法への対応(90.6%)やハートビル法への対応(87.5%)といった法律への対応のほか、ユニバーサルデザインに配慮した都市計画や公共施設・道路等の設計・建築(90.6%)といったまちづくり、ハードを中心とした取組が圧倒的に多い。

こうした取組は、県の総合計画へ取り入れ(87.5%)ながら進められているようである。ただし、政策全般を考える上での基本となる理念として総合計画で明確に位置付けているのは、福島県や徳島県等少数にとどまるようである<sup>1</sup>。一方で、総合的な指針やガイド

<sup>1</sup> 研究チーム調べ。ユニバーサルデザイン指針を策定済みの県の総合計画を確認したところ、この2県で政策全般の基本となる考え方としてユニバーサルデザインが位置付けられていた。

づくり(56.3%)による政策全般への導入に向けた取組も進んでいる。ユニバーサルデザインに関する推進指針の策定状況については図表2-3のとおりであった。指針の策定期間をみると、平成17年以降に指針を策定した団体が全体(16団体)の内の7団体と半数近くを占めており、近年特に、ユニバーサルデザインの考え方を行政全般に活用していく動きがでてきているといえる。

図表2-2 取組の実績や予定はありますか。(複数回答、回答数32団体)



前掲ユニバーサルデザインフォーラム実施アンケート調査結果(2004.5現在)より

図表2-3 指針策定団体名及び指針名

団体	指針等
静岡県	行動計画「しずおかユニバーサルデザイン2010」(H12.2策定、H17.2改定)
熊本県	くまもとユニバーサルデザイン振興指針(H14.2)
埼玉県	埼玉県ユニバーサルデザイン推進基本方針(H14.2)
広島県	ユニバーサルデザインひろしま推進指針(H14.3)
福島県	ふくしまユニバーサルデザイン推進指針(H14.10)
青森県	あおもりユニバーサルデザイン推進基本方針(H15.3)
山口県	山口県ユニバーサルデザイン行動指針(H15.3)
岡山県	おかやまユニバーサルデザイン推進指針(H16.3)
新潟県	新潟県ユニバーサルデザイン推進基本指針(H16.5)
沖縄県	沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針(H17.3)
滋賀県	淡海ユニバーサルデザイン行動指針(H17.3)
徳島県	とくしまユニバーサルデザイン基本指針(H17.3)
兵庫県	ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針(H17.4)
長崎県	長崎県ユニバーサルデザイン推進基本指針(H17.7)
茨城県	いばらきユニバーサルデザイン推進指針(H18.2)
佐賀県	佐賀ユニバーサルデザイン推進指針(H18.3)

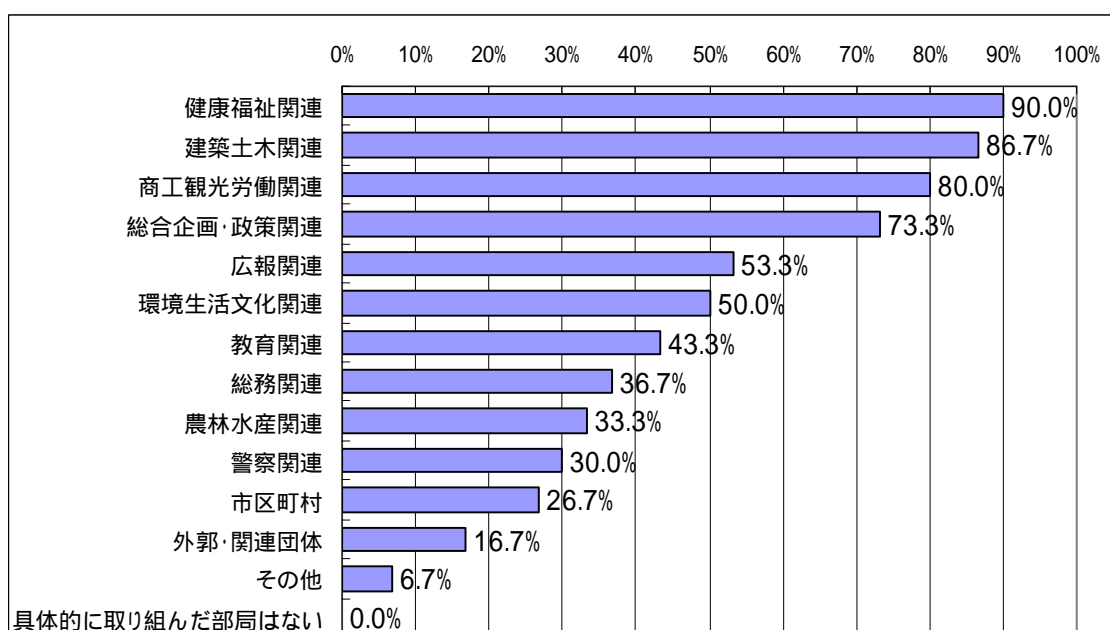
16 団体中、7 団体は平成 17 年以降に指針を策定している。

研究チーム調べ(平成18年3月現在) ( )内の数字は指針策定年月

## 2 取組を進める組織体制

同様のことは組織面からもみえてくる。内閣府調査<sup>2</sup>によると、都道府県におけるユニバーサルデザイン又はバリアフリーに関する係等の設置は22団体（担当の設置は33団体）であり、多くの団体で何らかの取組を進めていることが分かる。さらに、ユニバーサルデザインフォーラム実施の調査によれば、ユニバーサルデザインに取り組んでいる部局は、健康福祉関連部局や建築土木関連部局による取組が圧倒的に多いが、総合企画・政策関連部局による取組も一定程度あり、部局横断的な取組、行政全般への活用を意識した取組が進められている。

図表2 - 4 ユニバーサルデザインに取り組んでいる部局はどこですか。  
（複数回答、回答数30団体）



前掲ユニバーサルデザインフォーラム実施アンケート調査結果（2004.5現在）より

## 3 地方自治体の役割

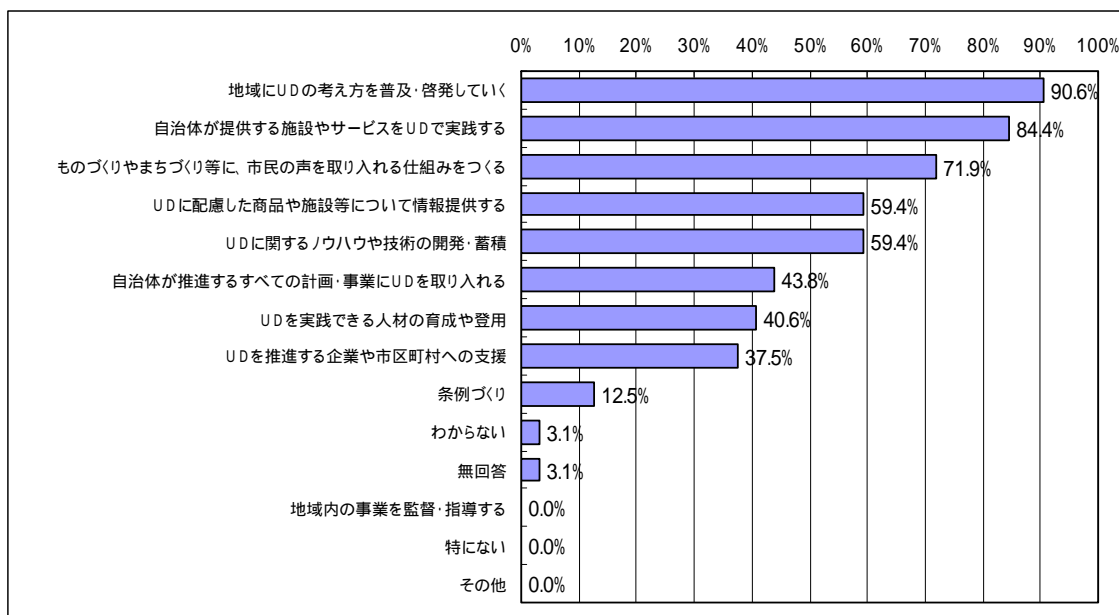
地方自治体が今後担うべき役割への回答をみると（図表2 - 5次頁参照）「地域にUDの考え方を普及・啓発していく」（90.6%）に次いで「自治体が提供する施設やサービスをUDで実践する」（84.4%）や「ものづくりやまちづくり等に、市民の声を取り入れる仕組みをつくる」（71.9%）、「UDに配慮した商品や施設等について情報提供する」（59.4%）など、従来のまちづくり等のハード面での取組から「ものづくり」といった他の分野への波及、行政全般への導入の必要性が認識されていることが伺え、またユニバーサルデザインで重要とされる「利用者重視の視点」が強く認識されていることが分かる。

<sup>2</sup> 内閣府実施「バリアフリー・ユニバーサルデザイン化推進に関する自治体施策調べ」（2004.1.1現在）より。回答：47都道府県（回答率100%）

#### 4 まとめ

これまでみてきた調査結果から、都道府県におけるユニバーサルデザインに関する取組は、まちづくりを中心とした取組から行政全般への導入の方向に進みつつあるといえる。一部の団体では、そうした導入に向けての素地（指針の策定等）が既にできあがっており、次のステップへ進みつつある。

図表 2 - 5 今後、自治体が担うべき役割はなんですか。（複数回答、回答数 32 団体）



前掲ユニバーサルデザインフォーラム実施アンケート調査結果（2004.5 現在）より

#### 第2節 先進自治体の取組からみる今後の方向性

行政全般へのユニバーサルデザインの考え方の導入が進む中で、ここでは、特にユニバーサルデザインに関する指針を策定した先進自治体の特徴的な取組を概観する。

##### 1 指針の実効性を確保する仕組みづくり

とりまとめた指針に沿って着実にユニバーサルデザインの考え方に基づいた施策を展開していくには、そのための体制や制度といった仕組みづくりが必要となる。ここでは、指針を軸に施策を展開している5県（静岡県、熊本県、福島県、滋賀県、兵庫県）の事例を取り上げ、指針策定にいたった経緯やその後の体制、仕組みづくりについて概観する。

##### (1) 静岡県（特徴：目標値を設定した行動計画、これを推進する内外の体制づくり）

###### ア 取組の経緯

静岡県では、それまで静岡県福祉のまちづくり条例の下で進めてきた取組をさらに発展させることなどをねらいとして知事の強力なリーダーシップの下、ユニバーサルデザインを県政推進の基本的考え方として取り入れることとした。

平成11年度にユニバーサルデザイン室を設置し、庁内推進組織として推進本部を設置した。併せて、県内外の専門家や有識者からなる「しずおかユニバーサルデザ

イン懇話会」を開催し、この懇話会からの提言を踏まえ、平成 12 年 2 月に「しずおかユニバーサルデザイン行動計画」を策定した。

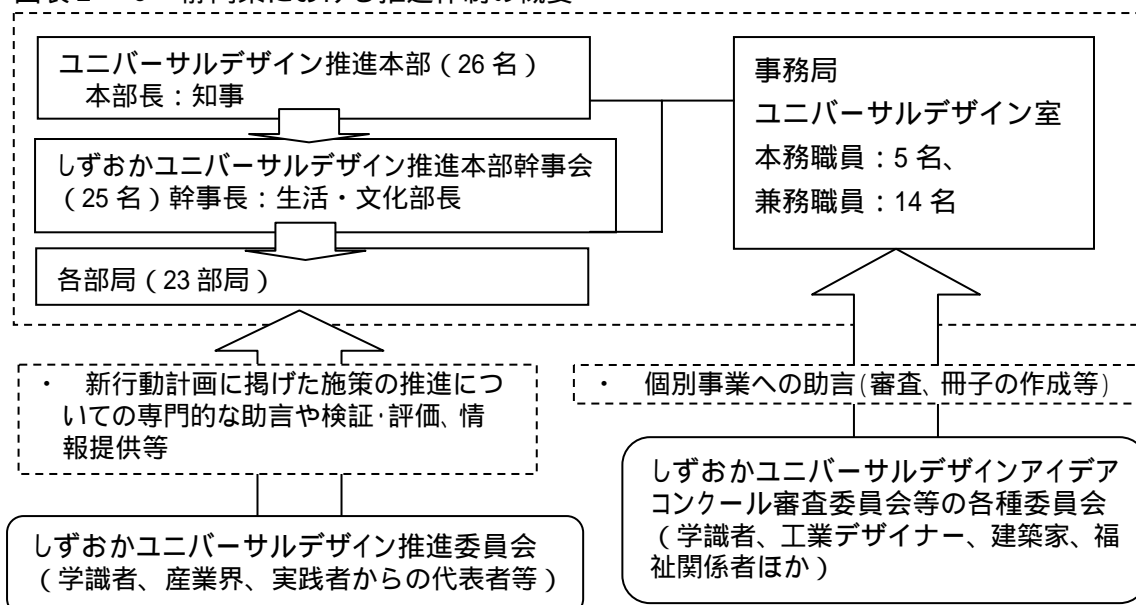
## イ 指針

行動計画の計画期間は平成 12 年度から平成 16 年度までの 5 年間とされ、意識啓発、人材育成、施設・建物や交通システムの整備、製品の開発・利用促進等について具体的な施策を掲げた。その後、平成 17 年度以降もユニバーサルデザインの取組を継続するため、県内外の専門家や有識者からなる「しずおかユニバーサルデザイン行動計画策定検討委員会」を設置し、平成 17 年 2 月「しずおかユニバーサルデザイン 2010」に改定されている。新しい行動計画ではこれまでの取組を強化するため、重点的に取り組む分野を定め、各施策について数値目標を設定し、取組の評価と検証が可能となるよう工夫している。

## ウ 推進体制

静岡県では、ユニバーサルデザインを推進するに当たり、知事を本部長、副知事を副本部長とし、各部署長による本部員からなるユニバーサルデザイン推進本部を設け、その事務局としてユニバーサルデザイン室を設置している<sup>3</sup>（図表 2 - 6）。

図表 2 - 6 静岡県における推進体制の概要



静岡県ホームページ(<http://www.pref.shizuoka.jp/ud/cases/index.html>)及び前掲松浦康夫(p33)を参考に研究チームで作成

ユニバーサルデザインの具体的な推進は、行動計画に基づいて、各所属により施

<sup>3</sup> 以上、「ユニバーサルデザインへの挑戦 静岡県 全庁一丸となって取り組むユニバーサルデザインの社会づくり」、『農』No. 6、Vol.19、2000年6月、松浦康夫「静岡県におけるユニバーサルデザインの取組について」、『月刊自治フォーラム』Vol.500、2001年5月、及び 静岡県ホームページ「しずおかユニバーサルデザイン」(<http://www.pref.shizuoka.jp/ud/index.html>)を参考に執筆

策、事業の形で進められており、その検証や評価を第三者の立場から「しずおかユニバーサルデザイン推進委員会」が行う仕組みとなっている。

全体としてどういったユニバーサルデザインを目指していくのかという方向性については、県内外の有識者による懇話会や行動計画策定検討委員会において、それまでの県の取組等を参考に検討し、決定している。

## (2) 熊本県（特徴：県民運動としてのユニバーサルデザインの推進）

### ア 取組の経緯

熊本県においてもユニバーサルデザインの推進は知事の強力なリーダーシップの下に進められた。まず、平成12年から各部局(全22部局)の職員が参加し、公募によって募った県民、企業・団体等の参加者からなる「熊本県ユニバーサルデザイン研究会」を設置した。研究会ではユニバーサルデザインに関する学習と議論を重ね、県としてユニバーサルデザインを推進する方向性が検討された。次に「熊本ユニバーサルデザイン国際シンポジウム」において、広く県民にユニバーサルデザインを理解してもらい、ユニバーサルデザインを取り入れた熊本づくりについて議論を深めた後、ユニバーサルデザインをテーマとしてインターネット博覧会に参加し、推進に向けての課題や具体的方策等について、幅広い層からの意見や提案を集めた。

これらを踏まえ、熊本県は県内の関係団体等及び有識者を委員に迎えた「熊本県ユニバーサルデザイン懇話会」での意見を取り入れながら「県民や企業・団体、行政等のパートナーシップによって」平成14年2月に「くまもとユニバーサルデザイン振興指針」を策定している。

### イ 指針

熊本県は、ユニバーサルデザインの推進には、「多くの人の主体的な参加によって、お互いが協力していくことが不可欠」であり、このため、「県民、企業・団体と行政等がパートナーシップによって取り組み、県全体の運動として広がっていくことが必要」であるとし、そのために「県は、行政という立場で産業、教育、環境等の幅広い分野にわたり、適切なリーダーシップを発揮することが」望まれるとしている<sup>4</sup>。こうした観点から指針はまちづくりやものづくりといった4分野についてそれぞれ行政、企業・団体等、県民等に求められる役割を明記し、県民運動として取り組むための県の体制を表している。

### ウ 推進体制

県民運動としてユニバーサルデザインを推進するに当たり、知事をはじめとする各部局のトップが全庁的な連携・調整等を行っていくための「パートナーシップ及びユニバーサルデザイン推進会議」を設置し、各部局においてパートナーシップやユニバーサルデザインの視点に立って取り組む事業「パートナーシップ・ユニバーサルデザインプロジェクト」の進捗状況等を確認している（以下参照）。

<sup>4</sup> 引用部分は「くまもとユニバーサルデザイン振興指針」（平成14年2月）より

( 推進会議の審議事項 )

PS 及び UD の全庁的な取組の基本方針に関すること

各部局間の PS 及び UD 推進の調整に関すること

PS 及び UD 推進の観点で職員の意識づけができるとともに、県民等に分かりやすい形で経過や成果等を提示でき、他への波及効果が期待できる事業や取組等に関すること

その他 PS 及び UD 推進の観点から必要な重要事項に関すること

(「熊本県パートナーシップ・ユニバーサルデザイン庁内推進体制の整備及び運営要領」より。文中「UD」はユニバーサルデザイン、「PS」はパートナーシップの意味。以下同じ。)

また、こうした取組を県のユニバーサルデザインに関するホームページ、「ユニバーサルデザイン・ネット くまもと」で紹介している。

このほか、各部局における政策担当課の班長をパートナーシップ・ユニバーサルデザイン推進員と位置付け、下記の職務を担わせることで、ユニバーサルデザインを具体的な業務や事業へ着実に反映させている。なお、については、地域振興局の班長を充てている。

( 推進員の職務 )

基本方針に沿った PS 及び UD の各部局ごとの具体的推進等に関すること

PS ・ UD プロジェクトの進行管理及び必要な支援に関すること

各部局内職員に対する PS 及び UD 導入に向けた支援に関すること

地域振興局内の市町村職員及び住民等に対する PS 及び UD 導入に向けた支援に関すること

その他 PS 及び UD 推進の観点から必要な事項に関すること

( 前掲に同じ )

熊本県の場合、くまもとユニバーサルデザイン振興指針の策定より前に総合計画を策定していることもあり、現在の総合計画の中で指針の明確な位置付けはない<sup>5</sup>。しかしながら、知事の強力なリーダーシップにより、県の他の計画・指針を策定、改定の際は、着実にユニバーサルデザインに関する記述が盛り込まれている。

知事による強力なリーダーシップと各部局政策担当課におけるパートナーシップ・ユニバーサルデザイン推進員配置という県の隅々にわたる体制等により、「すべての施策に UD の視点を取り入れることが職員の“共通理解”となつて<sup>6</sup>」おり、ユ

<sup>5</sup> ただし、指針において、「県は、県政運営の理念としてユニバーサルデザインを意識し、期待されるリーダーシップを発揮しなければなりません……」と明確に記述されている。また、前述のユニバーサルデザイン研究会において行われた潮谷知事による講演では、「(研究会での講演を)伺っただけで終わりにされてしまったは大変困りまして、それぞれの部署に持ち帰られた時に、是非、何らかの形の中で自分たちの領域の中にこれを活かしていくというのはどういう点からアプローチすればいいのかなということだとか、見直しをやっていくとかということで、主体的にこれを是非皆様たちの中で消化をし、発展をさせていただきたい……(「熊本県ユニバーサルデザイン研究会実施完了報告書」平成 12 年 12 月)」と明確なメッセージが送られている。

<sup>6</sup> 「振興指針をベースに、全庁的・全県的に UD を展開～熊本県」、『ガバナンス』2005,10 月、p17



ユニバーサルデザインは着実に県の計画・指針や事業の中で推進されているといえる。

(3) 福島県（特徴：総合計画におけるユニバーサルデザインの明確な位置付けときめ細かな推進体制）

ア 取組の経緯

福島県では、新長期総合計画『うつくしま 21』（平成 13～22 年度）が策定された際、「美しいふくしま」を築く県づくりの理念を実現するため、「ユニバーサルデザイン」を新しい世紀にふさわしい重要な価値観の一つとして挙げている。このユニバーサルデザインの考え方を県政に取り入れる方策について県民の視点から検討するため、公募された県民と行政職員、それに専門家等からなる「ふくしまユニバーサルデザイン研究会」が設置された。研究会は、ユニバーサルデザインの意義、目標、目標達成の具体的方法等を討議し、平成 14 年 3 月に提言書を作成した。これを踏まえ、新たに「ユニバーサルデザイン推進県民アドバイザー会議」が設置され、平成 14 年 10 月に「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」が策定された。

その後、同県がいのちや人権の尊重に関しての基本的な考え方や施策の方向性について検討するため設置した「『人間・人格・人権』の尊重推進懇話会」から提言がなされ、その内容については、あらゆる「いのち」を大切にしたい新しい社会システムを構築していく上で極めて重要な考え方であり、県政に最大限反映させる必要があることから、平成 16 年 7 月には指針が改訂され、「いのち・人権・人格の尊重」の理念をユニバーサルデザインによりシステム化して実現することとされている。

イ 指針

改訂された指針の位置付けは、県が行う事業等にユニバーサルデザインの考え方を取り入れていく際の基本的な考え方や方向性等を示す総合的な行動指針、市町村、県民、民間団体、事業者が県と共通の理解・認識を持ち、連携・協働してユニバーサルデザインの推進に取り組んでいくためのガイドラインとなっている。指針において、ユニバーサルデザインを県政の基本に据え、幅広く導入するとしており、意識づくりやまちづくり、ものづくりといった各分野における施策の方向性及び取組の具体例を挙げている。

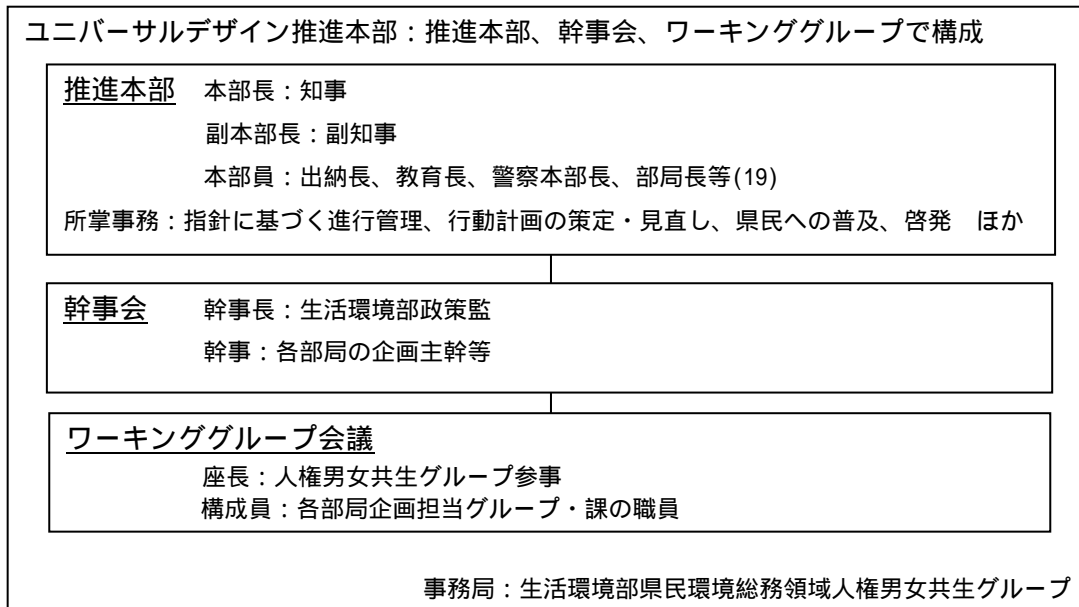
また、指針に基づいて「計画的、体系的に」取組を進めるための分野別行動計画「ふくしまユニバーサルデザイン推進プラン」を策定し、このプランを活用して指針に基づいた取組の進行を管理するとしている。プランの計画期間は平成 15 年度から平成 18 年度の 4 年間とされ、その内容は毎年度見直されている。また、各分野別の取組について達成度を図る指標及びその数値目標が設定されている。

ウ 推進体制

指針の内容やユニバーサルデザインの実施状況を把握するために福島県は知事を本部長とする全庁的な組織「ユニバーサルデザイン推進本部」を平成 14 年に設置しており、その所掌事務は要綱により、以下のとおり定められている。

ふくしまユニバーサルデザイン推進指針の見直し及び同指針に基づく取組の進行管理に関すること  
 分野別の行動計画の策定・見直しに関すること  
 県民への普及、啓発に関すること  
 推進体制の整備に関すること  
 その他ユニバーサルデザインの計画的かつ体系的な推進に関すること

図表 2 - 7 福島県における推進体制



(福島県ホームページ「ふくしまユニバーサルデザイン」中  
[http://www.pref.fukushima.jp/kenmin/u\\_d/fud/fud\\_c001.html](http://www.pref.fukushima.jp/kenmin/u_d/fud/fud_c001.html) より)

また、「ユニバーサルデザインの考え方を県の事務事業の細部にまで広く浸透させるとともに、県民、民間団体、事業者、市町村等への迅速な普及を図るため<sup>7</sup>」、平成15年4月よりユニバーサルデザイン推進リーダーが配置されている。本庁の各部局ごとに総括ユニバーサルデザイン推進リーダーが、本庁及び出先機関にユニバーサルデザイン推進リーダーが配置され、県民等に向けた普及啓発のほか、ユニバーサルデザインに関する職員の理解・意識の向上やリーダー的な人材の育成が図られている。なお、具体的な職務は以下のとおりである<sup>8</sup>。

<p>総括ユニバーサルデザイン推進リーダー：          各部局及び出先機関における「ユニバーサルデザイン推進プラン」の進行管理          ユニバーサルデザイン推進リーダーの支援</p>
--

<sup>7</sup> 福島県の「ユニバーサルデザイン推進リーダー設置要綱」第1条より引用

<sup>8</sup> 前掲要綱を参考に研究チームで作成

各部局、出先機関において収集したユニバーサルデザインに関する情報の一元管理と人権男女共生グループ参事への連絡  
ユニバーサルデザイン推進リーダー：  
「ふくしまユニバーサルデザイン推進プラン」の実施  
職員に対するユニバーサルデザインの考え方の普及啓発、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた事業の企画立案・実施に関する指導助言  
県民等へのユニバーサルデザインの考え方の普及啓発  
ユニバーサルデザインに関する情報の積極的な収集とそれについて総括ユニバーサルデザイン推進リーダーへの連絡

以上のようにユニバーサルデザインの推進が総合計画で明確に位置付けられ、指針を軸とした推進体制が組まれていることから、職員の間ユニバーサルデザインを県政全般に反映させるという共通理解ができています。

こうした県内部の体制づくりのほか、事業者や団体と生活者の双方が参加し県全体でユニバーサルデザインを推進するため、「ふくしまユニバーサルデザイン推進会議」を設置している<sup>9</sup>。推進会議は、一般公募の県民、学識経験を有する者、関係団体等の代表者により構成され、協議事項は以下のとおりである。

各主体（県民、企業、団体）への普及・啓発及び、各主体の取組の促進に関すること  
ユニバーサルデザインの総合的な取組を推進する仕組みづくりに関すること  
県が行う具体的な取組への助言に関すること  
その他ユニバーサルデザインの推進に関すること

また、「ふくしまユニバーサルデザイン推進パートナー」として、県と一緒にユニバーサルデザインを推進する団体・個人を公募・養成している。推進パートナーはユニバーサルデザインに関する取組を率先して実施するとともに、県民からの相談への助言や県の取組への具体的な提案を行うとしている。

#### (4) 滋賀県（特徴：条例に指針を位置付け、推進員の配置で実効性を高める）

##### ア 取組の経緯

滋賀県は平成6年に「住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、施設整備等の取組を進めてきたが、平成16年にこれまでのバリアフリーの取組に加え、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた、だれもが「住んでみたい」と思えるような滋賀県になるよう、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」として改正した。

この条例で施策の方向等を定めた指針を策定することとし<sup>10</sup>、指針の位置付けを

<sup>9</sup> 福島県のホームページ「ふくしまユニバーサルデザイン推進会議」  
[http://www.pref.fukushima.jp/kenmin/u\\_d/fud/fud\\_d001.html](http://www.pref.fukushima.jp/kenmin/u_d/fud/fud_d001.html) 参照

<sup>10</sup> 第7条の2 知事は、前条の規定に基づき福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するに当たり、施策の方向その他必要な事項に関する指針(以下「指針」という。)を策定するものとする。

2 知事は、指針を策定するに当たっては、あらかじめ県民および事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

明確にした上で、ユニバーサルデザインの推進を進めている。

#### イ 指針

ユニバーサルデザインの指針「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」は、福島県同様、ユニバーサルデザインの考え方を県の施策・事業に取り入れ、実施するに当たっての基本的な考え方等を示す取組方針として位置付けられているほか、県民、事業者、団体等が県と共通した認識の下、ユニバーサルデザインを推進するガイドラインとされている。普及啓発、まちづくり、ものづくりなどの分野ごとに方向性が示され、指針の内容については、必要に応じて見直すとなっている。

#### ウ 推進体制

指針に基づいた施策を推進するために、各部局等におけるユニバーサルデザインの推進、及びその情報に関する総括を行う「ユニバーサルデザイン総括推進員」が配置され（19名）、職員に対するユニバーサルデザインの考え方の普及啓発、ユニバーサルデザインの視点を反映した施策及び事業の実施、県民・事業者等への普及啓発を行うユニバーサルデザイン推進員（267名、ほぼ各所属に1名）が配置され、ユニバーサルデザインに関する事業が着実に実行される体制がつけられている。

なお、実施される施策の評価は県のその他の施策と同様に行われている。

### (5) 兵庫県の場合（特徴：評価を念頭においた行動計画により推進）

#### ア 取組の経緯

兵庫県は全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を制定（平成4年10月）して建築物等の整備を進めるとともに、「障害のある方への声かけ運動」の展開や就労支援等、障害のある人の社会参加に向けた様々な取組を展開してきた。一方、阪神・淡路大震災から10年を経過して、この間、ボランティアやNPO等の県民の主体的な地域づくり活動が広がってきた。こうしたことを踏まえ、「障害の有無や年齢等にかかわらず、だれもが...(中略)...主体的に生き、社会の支え手となるユニバーサル社会の構築を目指すこととし」た。そのために、「県民、地域団体、NPO、企業、行政など、地域社会を構成する多様な主体が、共通の理念のもと、主体性をもって協働した取り組みを展開できるよう」<sup>11</sup>指針を策定することとし、平成16年5月には知事、副知事及び部局長からなる「ユニバーサル社会づくり推進本部」を設置するとともに、公募委員や専門家からなる「ユニバーサル社会づくり総合指針検討委員会」を設置した。この間、県が提供するサービス全般（建物の利用しやすさ、情報提供のあり方などハード・ソフト両面にわたる）について、県民の意見も聞きながら県職員が総点検する「行政サービスの総点検」を行い、また県民との意見交換

---

3 知事は、指針を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

<sup>11</sup> 以上、兵庫県健康生活部生活企画局ユニバーサル社会担当課長「『ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針』および『兵庫県率先行動計画』について」平成17年4月25日記者発表資料より抜粋

やアンケート調査を実施し、これらの結果を踏まえ、指針を策定している。

## イ 指針

ユニバーサル社会を目指して策定された「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」は、「ひと」、「もの」、「情報」、「まち」、「参加」の5つの分野において基本目標を掲げ、分野ごとに具体的な取組の目標を示している。また指針に関する情報の発信や地域の先導的な取組の顕彰等を行うためのネットワーク組織として、県民、地域団体、NPO、企業、行政等で構成する「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議」の設立をうたうとともに、各主体に期待される役割、ユニバーサル社会づくりを推進するための県の推進体制を示している。

## ウ 推進体制

兵庫県は、「指針を実効あるものとするため、行政サービスの主体であり、地域社会における協働のパートナーとして県自らが率先した行動をとることとし」<sup>12</sup>、平成18年度を目標年次として具体的な取組を定めた『『ユニバーサル社会づくり』兵庫県率先行動計画』をまとめ、これに基づいた取組を進めている。

この行動計画は、行政サービスの向上に関する取組と事業に関する取組に分けて整理されており、については前述した「行政サービスの総点検」の結果を基に、「ひと」、「もの」、「情報」、「まち」、「参加」のそれぞれについて、知事部局、議会事務局、教育委員会等の各種行政委員会事務局、警察本部、企業庁、病院局におけるすべての所属で取り組む具体的な行動項目を挙げている。これらの行動項目には、それぞれ成果指標が設定されている。成果指標は前述した「行政サービスの総点検」を実施した際の調査項目と同じ項目について100%達成を目指すとしている。特に「まちづくり」については、既存の庁舎・県立施設について福祉のまちづくり条例に基づいた整備を行うとしているほか、オストメイト対応トイレや多機能トイレの整備、補助犬マークの掲示等、具体的な目標を掲げている。

の事業に関する取組では、各所属において具体的に取り組む施策や事業は、それぞれの業務の性格に応じて進めるとしている。

行動計画を推進する体制としては、知事を本部長とする「ユニバーサル社会づくり推進本部」を設置して取組の進行を管理するとともに、「ユニバーサル社会づくり推進責任者」及び「推進リーダー」を設置している（図表2-8次頁参照）。ユニバーサル社会づくり推進責任者は行動計画に基づいた所属の取組の進捗状況をユニバーサル社会担当課長（推進本部事務局）に報告することとされている。

兵庫県は指針を、県民をはじめとする各主体と協働して取り組む基本方向、目標を示すものとしつつ、県は「率先」して行動するとして、取組の当初から評価を前提とした調査の実施、行動計画を策定し、そのための推進体制をつくり上げている。指針を軸とした分かりやすい計画と県の取組体制がしっかりと組まれている。

---

<sup>12</sup> 前掲記者発表資料より

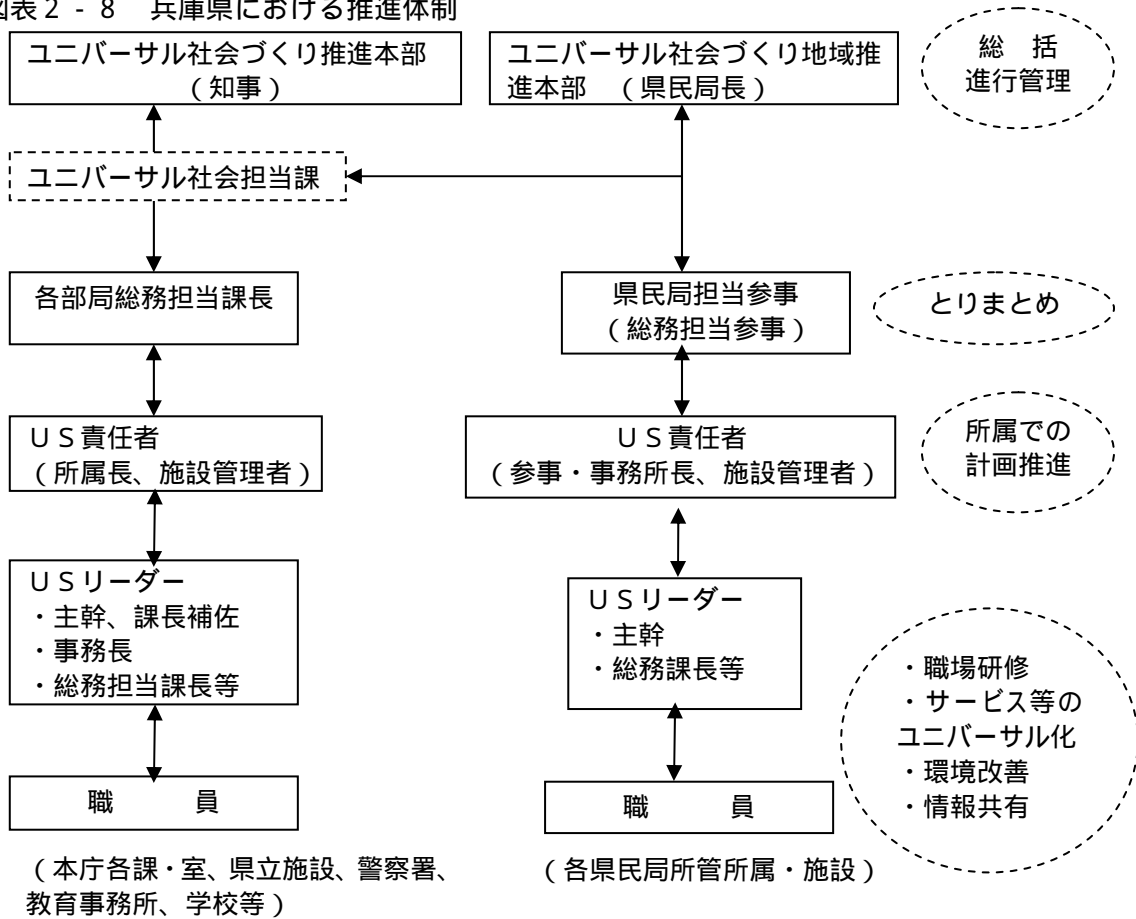
ユニバーサル社会づくり推進責任者（US責任者）：本庁の所属長、県民局の参事及び事務所の長、並びに施設の管理者は、計画推進責任者として、ユニバーサル社会づくりの視点を取り入れた所属、施設での率先行動を推進する。

ユニバーサル社会づくり推進リーダー（USリーダー）：本庁の主幹、課長補佐、事務長、県民局等の主幹、総務課長等、各所属に設置し、以下の役割を担う。

ユニバーサル社会づくり推進責任者である所属長を補佐し、所属の率先行動を推進・チェック  
 所属のサービス、業務、環境のユニバーサル化の配慮  
 年1回以上、職場会議等を活用したユニバーサル研修を開催  
 職員へのユニバーサル社会づくりに関する情報提供

（『ユニバーサル社会づくり』兵庫県率先行動計画」平成17年4月より）

図表2-8 兵庫県における推進体制



「『ユニバーサル社会づくり』兵庫県率先行動計画」より

## 2 その他の取組

### (1) 職員に対する研修

着実な基盤づくりという面では、まず、職員にユニバーサルデザインの考え方が定着していることが出発点となる。この点、先進自治体では重点的な取組が進められて

いる。静岡県は平成 12 年から職員研修を開催して周知を図り、現在は新規採用職員向けに講義を行っている。また、熊本県では、平成 12 年に幹部職員を対象とした研修会を実施し、部局横断的な研究会を立ち上げ、職員のユニバーサルデザインへの理解を深めた。その後、新規採用職員等に対する研修を実施するとともに、ユニバーサルデザインを職員一人ひとりに根付かせるため、職場研修を重視している。

(2) 業務に関するガイドライン、マニュアル

具体的な業務についてユニバーサルデザインの考え方に沿って実施するには、ガイドライン・マニュアルやチェックリストの作成も重要である。先進自治体においては、こうしたガイドライン・マニュアルが積極的に作成されていた。ここで、各団体のホームページから確認できた取組の一部を挙げる（埼玉県、静岡県、岡山県、熊本県のホームページを参考に研究チームが作成）。

広報関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ わかりやすい印刷物のつくりかた</li> <li>・ わかりやすい文書・資料・印刷物</li> <li>・ 印刷物のユニバーサルデザイン</li> <li>・ わかりやすい広報の視点</li> <li>・ ホームページ作成のガイドライン</li> <li>・ UDに対応した県庁ホームページガイドライン</li> </ul>
イベント関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント開催の手引き</li> <li>・ 誰もが参加しやすい会議・講演会実施</li> <li>・ だれもが参加できるイベントづくり</li> </ul>
建物関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見やすく分かりやすい案内表示</li> <li>・ ユニバーサルデザインによる既存施設サイン計画ガイドライン</li> <li>・ 既存建築物の視覚情報サインマニュアル</li> <li>・ 既存建築物のUD評価マニュアル</li> </ul>

(3) その他

その他、先進自治体の多くにみられた傾向として、ユニバーサルデザインについてのホームページからの積極的な情報発信がある。特に注目したいのは、各団体ともそれぞれの公共施設はもちろん、民間施設の詳細な設備状況（エレベーター等）が示される、分かりやすい地図を掲載している点である。多くの場合、こうした地図では、市町村別や施設別、設備別での検索が可能となっており、利用者が外出前に知っておきたい情報を得やすいよう配慮されている。また、地図の中でいわゆる福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した施設、地域内に立地する宿泊施設のユニバーサルデザインの対応状況を紹介しているなど、利用者ニーズに沿って情報を発信する工夫がみられる。

### 第3節 国の動向

国においては都道府県の取組を追認し、支援するように、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する取組が進められている。中でも、平成 6 年に制定したハートビル法及び平成 12 年に制定した交通バリアフリー法の見直し作業を迎えた国土交通省のまちづくりに関する取組は近年、注目を要する。

## 1 内閣府

平成12年3月に、「高齢者、障害者を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送れるよう、ハード面、ソフト面を含めた社会全体のバリアフリー化を効果的かつ総合的に推進する」ことを目的として、バリアフリーに関する関係閣僚会議が設置された。その後、この閣僚会議は関係府省が一体となってハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策を強力に推進するため、バリアフリー化推進要綱を定め、これに基づき取組を進めている。同要綱では、バリアフリー化された生活環境の形成、中でも、観光振興との効果的な連携を当面の重点的な取組と位置付け、その他にも教育・文化、雇用・就業、情報・製品、そして広報・啓発と多岐にわたる分野について方向性を定め、これらについて実施状況等をフォローアップするとともに、必要に応じて見直しを行うとしている。

## 2 国土交通省

国土交通省では、「今後のバリアフリー施策を検討するに当たっては、ユニバーサルデザインという考え方にに基づき、個々の施設が備えるべき基準のあり方や建築物と公共交通機関相互の連携、施設整備等のハード面のみならず人的介助等のソフト面も含めた施策の検討等が必要である。」とし、そのため、関係者からなるユニバーサルデザインの考え方にに基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会を設けた。同懇談会は平成17年5月に報告書を取りまとめ、今後のまちづくりのあるべき方向性を明らかにしている。

また、この懇談会と連携をとる形で、平成16年10月から省内に「ユニバーサルデザイン政策推進本部」を組織し、国土交通行政の全分野について総点検を実施し、また、内外の有識者との討議を行い、ユニバーサルデザイン政策大綱を取りまとめた。大綱では「...国土交通省としても、職員一人一人に至るまで意識改革を行い、組織全体としてユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、国土交通行政を進めていくこと...」とし、省が一丸となって取り組んでいくことを宣言した上で、利用者の目線に立った参加型社会の構築、バリアフリー施策の総合化、だれもが安全で円滑に利用できる公共交通、

だれもが安全で暮らしやすいまちづくり、といった取組を示している。特に、まちづくりだけでなく、心のバリアフリーや情報の面でのバリアフリー化等、総合的な取組の必要性を訴えていることは都道府県が行政全般にユニバーサルデザインの考え方を導入し、取組を広げていこうとしている姿勢と共通する。

なお、交通バリアフリー法はハートビル法と統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（仮称）（以下「新法」という。）」となる予定である。新法では、従来身体障害者に限られていた「障害者」の範囲を精神障害者、知的障害者にも拡大することや、市町村が策定する基本構想の対象エリアの拡大（旅客施設を含まない地域等も対象とする）、タクシー事業者を法の対象とすること、また住民等による基本構想の素案提案制度の構築等が予定されている。



### 3 経済産業省

経済産業省は他の府省に比べると早期からユニバーサルデザイン、アクセシブルデザイン、バリアフリーという言葉を意識し、製造分野をはじめとした検討を進めている。

平成10年には国際標準化機構(ISO)の消費者政策委員会総会において、同省が「高齢者・障害者ニーズへの配慮に関する国際的ガイドライン」の作成を提案し、可決された。これを受けて「ISO/IEC政策宣言」及び「ISO/IECガイド71」をとりまとめ、平成12年には宣言が採択され、平成13年にはガイドが制定されている。

こうした製品・建物やサービスの標準化といった大きな流れと同時進行で、「高齢化や情報化が急速に進展する中で、誰もが暮らしやすく豊かな社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインによる製品・サービス等の供給の重要性が高まっている<sup>13</sup>」という認識の下、平成11年11月に設置したユニバーサルデザイン懇談会では、生活者及び事業者を対象とした調査結果等を踏まえ、特に設計段階への反映を念頭に置いたものづくりの配慮事項等を盛り込んだ報告書を発表した(平成12年4月)。

その後設置した第2次ユニバーサルデザイン懇談会では、販売・普及段階まで視野を広げ、ユニバーサルデザイン製品市場の形成を促進する観点から検討・整理を行うとともに、ユニバーサルデザイン製品の設計・開発等に資する情報として、業界団体や自治体等の取組状況のほか、寸法・視覚・聴覚特性等の人間特性データベース及び関連JIS・ISO規格や、ユニバーサルデザイン製品開発の成功要因等の情報を提供している。

また、消費者政策特別委員会では、高齢者及び障害者に配慮する標準化を今後の標準化政策の重点分野として位置付けるとともに<sup>14</sup>、その具体的な手引きとして、平成15年6月には、日本工業標準調査会と共同で、「高齢者・障害者の標準化にかかる配慮の進め方について」という提言書を取りまとめている。

最近では、平成17年10月に、ものづくりの中でも特に情報バリアフリー分野、具体的には携帯電話等における規格(JIS X 8341-4)が制定され、コピー、プリンタ、複合機等の事務機器については、日本工業標準調査会標準部会情報技術専門委員会が高齢者や障害者に配慮すべき事項のガイドラインとして、工業標準「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス：事務機器(JIS X 8341-5)」を制定すべきと議決するなど、ユニバーサルデザインに向けた国内のものづくりの標準化の動きが着実に進められている。

#### 第4節 民間企業や民間団体の取組

民間企業においても、ユニバーサルデザインの考え方を導入した商品やサービスの開発が幅広い分野で進められている。積水ハウス(株)、トヨタ自動車(株)、松下電器(株)や東陶機器(株)<sup>15</sup>においては、ユーザーの協力を得て使いやすい商品を研究し、社内の人材育成に取り組み、ユニバーサルデザインに関する社内方針を設けるなど、様々な取組がなされている。特に、最近ではユーザーの参加を重視した製品開発が各社に共通してみられる。

このほか、民間団体においても様々な取組が進んでいる。

<sup>13</sup> 第2次ユニバーサルデザイン懇談会とりまとめ報告書より

<sup>14</sup> 「標準化における消費者政策の在り方に関する提言書」参照

<sup>15</sup> 同社は平成18年2月1日に神奈川県茅ヶ崎市にユニバーサルデザイン研究所を開設している。

以下では、民間企業の中から、平成 16 年に「ユニバーサルデザインに積極的に取り組んできていると思われる企業」<sup>16</sup>の第 1 位に選ばれたコクヨ(株)の取組について紹介し<sup>17</sup>、民間団体の中から、平成 3 年から活動を続けてきた(財)共用品推進機構について紹介する。

## 1 コクヨ(株)

同社では、現在、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた商品が 800 を超え、販売収益につながっている。こうした企業活動に正当なユニバーサルデザインの位置付けができていくゆえに、無理なく取組を続けることができ、結果として、社員も「ユニバーサルデザインといえばコクヨ」という自負を持つことにつながっている。

### (1) 取組の経緯

コクヨ(株)がユニバーサルデザインの取組を始めた平成 10 年は、ユニバーサルデザインが一般にはもちろん、社員の間でもあまり知られておらず、まず社員の理解を深める取組の一環として、最初の 1 年は開発部門で月 1 回の勉強会を実施した。その後、最初に開発したユニバーサルデザイン商品(クリアファイル)に対してユーザーの反応が良かったことが、社員のユニバーサルデザインに対する意識を大きく変える転機となった。

### (2) ユニバーサルデザインの考え方を生かす開発の仕組みづくり

社員のユニバーサルデザインに関する意識は、商品の開発を通じて高まってきた。具体的には、独自の「6つの要件」を設け<sup>18</sup>、これらに配慮して開発を進めている。また、開発した商品が「本当にユニバーサルデザインと呼べる製品かどうか？」をチェックするため、「プロダクト・パフォーマンス・プログラム(PPP)」と呼ばれる独自の 10 原則を設け、ユニバーサルデザインの達成度を評価している。さ

らに、ユーザーの意見をより一層取り込むために、商品についてお客様相談室に問い合わせのあった人の中から本人の了承を得た上で、モニターとして登録している。現在 500~600 名程度のモニターに商品のサンプルを送って意見をもらい、商品の改良につなげる取組を進めている。

### (3) やる気を盛り上げる「コクヨデザインアワード」・普及を図る「教材キット」

■ ハサミ(テピタ)



使う人の手にフィットするやさしいデザイン!

同社が開発した使いやすいハサミ、「テピタ」  
[http://www.kokuyo.co.jp/eco\\_ud/ud/products/tepita.html](http://www.kokuyo.co.jp/eco_ud/ud/products/tepita.html) より

<sup>16</sup> ユニバーサルデザインフォーラム実施 第 4 回 UDF 調査「暮らしの中のデザインに関するアンケート結果」(2004 年)より

<sup>17</sup> ここで紹介する内容は、第 2 回東洋大学ユニバーサルデザイン公開研究会「企業と行政の最先端のユニバーサルデザイン」及びコクヨ(株)のホームページに基づく。

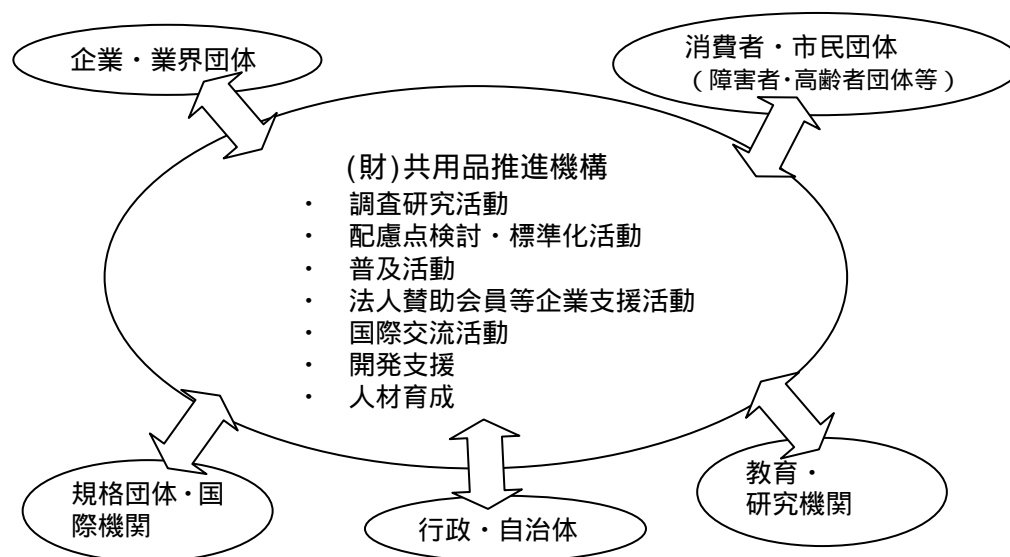
<sup>18</sup> 6つの要件とは 製品としての基本機能・性能が確保されている、あらゆる状況での安全が確保されている、表示・色彩・形状等に配慮する、単純・普遍的な操作性・インターフェイスを追求する、操作の可否や残量等の情報が判定できる仕組みを追求する、従来品と比較しても遜色ない価格設定にする。

こうしたユニバーサルデザインに関する取組をさらに盛り上げるために平成 14 年より実施している「コクヨデザインアワード」では、平成 14 年と平成 15 年の募集テーマをユニバーサルデザインとして実施した。最初の年は 400 件を超える応募があり、ユニバーサルデザインへの関心が高いことも分かった。

また、ユニバーサルデザインに対する理解を子どもたちから広げていくために、教室でユニバーサルデザインを実感できる「ユニバーサルデザイン教材キット」を開発し、キットを利用した授業の進め方と併せて提案している。

## 2 (財)共用品推進機構

(財)共用品推進機構は、平成 3 年から個人の資格で参加するメンバーによって自主的な活動を続けてきた市民団体「E & C プロジェクト」を発展的に解散し、平成 11 年 4 月に設立した公益法人である。身体的な特性や障害に関わりなく、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービスを共用品・共用サービスとし、その開発と普及のために多角的な活動を行ってきた。活動成果は企業、消費者、行政・自治体をはじめ広く社会全体に提供するとともに、世界に向けて情報発信している。同機構の普及啓発活動は不便さ調査や、そのデータベース化等、多岐にわたっており、地方自治体が積極的に同機構と情報共有、連携していくことによって、ものづくり分野におけるユニバーサルデザインへの取組にもつながるものと思われる。



### 共用品・共用サービスの原則：

- 1 多様な人々の身体・知覚特性に対応しやすい。
- 2 視覚・聴覚・触覚など複数の方法により、わかりやすくコミュニケーションできる。
- 3 直感的でわかりやすく、心理的負担が少なく操作・利用できる。
- 4 弱い力で扱える、移動・接近が楽など、身体的負担が少なく利用しやすい。
- 5 素材・構造・機能・手順・環境などが配慮され、安全に利用できる。

上記図及び原則について(財)共用品推進機構のホームページ(下記アドレス参照)を基に研究チームが作成。<http://kyoyohin.org/03foundation/introduction.html>

## 第3章 神奈川県におけるユニバーサルデザインの推進

### 第1節 神奈川県がユニバーサルデザインを推進する意義

#### 1 県を取り巻く状況

序章でもふれたように、今日、県は本格的な高齢社会を迎えている。今後、いわゆる団塊の世代が高齢者の仲間入りをしていくことから、少子化の影響も相まって、高齢化が急速に進む見込みである。また、県人口の約1.8%を占める県の外国人登録者数は、都道府県別の比較で見ると、全国第4位となっており、今後も増加が予想され、国際化が進展している。

県民が多様化するとともに、社会のニーズが複雑化する中、人々が共通して求めるのは心の豊かさや潤い、活力ある生活である。人間は、年齢や性別、身体的な特性、言語等、様々な個性や違いを持っているが、お互いの個性や違いを認識する大切さは感じてはいても、人々の意識や社会環境にはまだ多くの課題がある。

また、現在の社会システムの設計は、多数を占める平均的な人々を前提としている。高齢者や障害者には、今あるバリアを取り除くというバリアフリーの考え方を適用して対応することが多く、人々の違いや個性を前提とした社会になっているとは言い難い。

こうした状況に対し、県は神奈川県福祉の街づくり条例を平成8年度から施行するなど、主にまちづくりに関する取組を推進してきた。このほか、県が策定している各種計画や指針では、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方を一部で取り入れている。さらに、だれもが移動しやすい、多様な交通手段を確保するため、バス交通対策や福祉有償運送、ハンディキャブなどの事業に取り組んでいる。市町村においても、主にまちづくりの分野で取組を進めている。

一方、研究チームで実施した県政モニターのアンケート結果によれば、県民のユニバーサルデザインに対する認識は、「言葉を見聞きしたことがあり、その意味まで知っていた」者が43.4%と高い。また、県に期待することとしては、「まちや公共施設をユニバーサルデザインに基づいて整備すること」に次いで、「誰もが利用しやすい行政サービスの提供を推進すること」という行政サービスのユニバーサルデザイン化を求める声が多いとの結果が出ている。

また、国や他の自治体の中にはユニバーサルデザインの指針を作成し、先進的な取組を進めている団体もある。国では、国土交通省等を中心に交通やまちづくりのバリアフリー化を推進し、都道府県では、既に16県でユニバーサルデザインの推進に関する指針が策定され、その推進が図られている。このうち、静岡県や熊本県等の、いわゆるユニバーサルデザイン先進県では、策定したユニバーサルデザインに関する指針を軸に推進体制を整え、ユニバーサルデザイン施策を実施している。

県民のユニバーサルデザインへの関心が高まり、また国や他の自治体のユニバーサル

デザインへの対応が広がる中で、県の現状の取組には、次の課題がある。

#### ユニバーサルデザインに対する共通理解の不足

第1章第1節でもふれたように、県では、総合計画をはじめ、最近策定した様々な計画・指針等にユニバーサルデザインやバリアフリーの用語が使われ、各所属でもこれらに関する取組を進めるなど、施策にユニバーサルデザインの考え方を導入しようとしている。しかし、策定された計画を詳細にみると、使われているユニバーサルデザインの言葉の意味や内容には微妙な違いがあり、ユニバーサルデザインの考え方が、県の施策の中で統一されているとは言い難い。また、現在のユニバーサルデザインなどへの取組が各所属でばらばらに行われている。

県は今後、目指すべき方向を明確にし、職員のユニバーサルデザインに対する共通理解を深め、計画全体の見直しを図りながら、ユニバーサルデザインの考え方や用語の統一を行う必要がある。

#### 福祉のまちづくりにおける課題

県は、福祉のまちづくりにおいて早くからユニバーサルデザインに通じる考え方を取り入れてきた。今後は、利用者参加の仕組みづくりなど、ユニバーサルデザインの考え方をより一層、まちづくりに反映させることや、ハートビル条例の制定等によるユニバーサルデザインのまちづくりに向けた実効性の確保や既存施設の整備等、今までの取組をより発展させる必要がある。

#### 交通における課題

交通手段の取組については、個人のニーズに合わせたモビリティ（移動しやすさ）をどのように確保するのが課題となっており、地域の実情に合わせた交通施策の展開等が必要である。

#### 県内市町村における課題

県内の市町村では、まちづくりや交通バリアフリーなど、ハード面を中心とした取組が進んでいるものの、ユニバーサルデザインに関する指針を策定している自治体はない。市町村がユニバーサルデザインの取組をより一層進めるために、県は広域自治体として支援していく必要がある。

県は、国等の動向も踏まえながら、これらの諸課題を解決していくためにも、ユニバーサルデザインに対する取組をさらに進めていく必要がある。

## 2 県がユニバーサルデザインを推進する意義

県がユニバーサルデザインを推進する意義は、次のとおりである。

### (1) 社会環境の変化と人々の多様化

神奈川県は、社会環境は、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化、急速な国際化等、時代の大きな変動期にあり、人々の暮らし方や働き方や価値観も多様化している。

「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」という日本国憲法第14条の精神に則って考えれば、このような県民の多様な価値観や意思が尊重される社会を築かなければならない。県は、すべての県民が、自分らしく生活することのできる社会をつくり上げる役割を担っている。

ユニバーサルデザインでは、様々な違いを持つ人々が、身体的な条件や国籍、年齢等を問わず、生き生きと自立し生活できる社会環境をつくることを目指している。県政モニターアンケートの結果をみても、ユニバーサルデザインに対する関心は高く、こうした意見を反映した施策が、今、県に求められている。また、昨今のCSR<sup>1</sup>に対する社会的需要の高まりとも相乗してか、第2章第4節でもふれたように、民間企業等でもユニバーサルデザイン製品の開発等、社会全体でユニバーサルデザインへの取組が進みつつある。こうしたことから、県でもユニバーサルデザインを施策に取り入れ、積極的に推進すべき局面にある。

## (2) バリアフリーとユニバーサルデザイン

第1章でもふれたように、バリアフリーについては、県も従前から取り組んできた。しかし、バリアフリーは特定の人たちを対象とし、その人たちにとってのバリアを取り除くことに力点を置くため、すべての人々にその効果が行き渡るとは限らない。また、今まで県が進めてきた取組は、福祉分野、とりわけ福祉のまちづくりに関する施策において先行して進められてきたが、県政全般に広がることはなかった。

これに対し、すべての人々を対象としたユニバーサルデザインは、対象範囲の広さと、バリアそのものを生み出さないという考え方から、県の施策全般に馴染みやすい。また、ユニバーサルデザインの考え方を施策に導入し、業務を進めることで、県民にとってより快適な神奈川をつくりあげることができると考える。

## (3) 県を取り巻く環境への適応

暮らし方や働き方が多様化する一方で、人々のニーズに応えるために必要な県の人的資源及び財源は縮小の傾向にあり、無限・無尽蔵ではない。そうした中で県がより多くの人々のニーズに応えていくためには、ユニバーサルデザインの観点、つまり利用者の立場から施策を検討することが有効である。

例えば、国立国語研究所では阪神大震災をきっかけに、在日外国人らのために「やさしい日本語」を広める目的で研究を進め、その一環として、在日外国人と小学生を対象とした避難誘導の実験を行った。その結果、「やさしい日本語」は在日外国人だけでなく、日本語の習得段階にある小学生の避難にも効果があることが分かったという。このように、利用者の立場から対応を考えると、当初想定していた利用者以外の人た

<sup>1</sup> Corporate Social Responsibilityの略で、企業が果たすべき社会的な責任のこと。

ちにとっても、より便利な、効果的な結果をもたらすことになる。「外国人のための」、「高齢者のための」というグループごとの観点でなく、より多くの人に共通するニーズは何か、という観点から検討すると、施策や事業の可能性が広がる。

また、公共的な役割を担っているのは公的機関のみとは限らない。例えば、公共料金の支払窓口は銀行や公共施設ばかりではなく、コンビニエンスストアなどでも同様のサービスを提供しており、そこへは支払いのために様々な人々が訪れる。公共料金の支払窓口という機能を考えれば、これらの店舗は公共性の高い場所であり、施設のユニバーサルデザイン化が必要である<sup>2</sup>。施設の機能という側面を考えると、ユニバーサルデザインを展開すべき場所が広がり、まち全体のユニバーサルデザインにも自ずと結びつく。県は、企業等が率先してユニバーサルデザインに取り組むよう、施策を推進していかねなければならない。

ユニバーサルデザインの観点を施策や事業に導入することは、財政事情の厳しい県において施策や事業の効率性を高め、より暮らしやすい社会の実現のために必要な考え方といえる。

#### (4) 広域自治体としての役割

社会環境の変化に対応した行政運営が求められているのは、基礎自治体である市町村も同様であろう。特に、道路等のまちづくりの分野では、市町村の行政境により状況が大きく異なると、県民にとって不便や不自由なまちになりかねない。

基礎自治体を支援する役割を担う県が、市町村と連携しながらユニバーサルデザイン施策を推進することで、より住みやすい環境を提供することができる。住民と直接接する機会の多い市町村でのユニバーサルデザイン施策の推進は必要不可欠であり、広域自治体である県が、旗振り役を果たす意義は大きい。

これまでみてきたとおり、人々の多様なニーズに対応した県政運営を行うにはユニバーサルデザインの視点に立った施策が有効であり、神奈川県を一人ひとりが尊重され、共によりよく生きる社会とするために、県は、今後、県政全般において、ユニバーサルデザインを推し進めていく必要がある。ユニバーサルデザインの考え方を導入すれば、限られた資源の下、県が、少子高齢化時代の次世代育成や、豊かな心の醸成等の様々な課題に対し、解決の糸口をつかむことができる可能性もある。

## 第2節 県の取組方向

研究チームでは、各種計画における用語の統一はもちろんのこと、県の施策全般にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、施策のユニバーサルデザイン化を進めることを提言

---

<sup>2</sup> 福祉の街づくり条例では、小規模施設については事前協議が義務付けられていないなど、バリアフリー化の推進が難しい。

する。

そのために、県は、まず 指針を軸としたユニバーサルデザインの推進体制を整えること、その上で、市町村を支援する広域自治体として取り組み、公共施設管理者・公共事業施行者として取り組む必要がある。そこで以下ではそれぞれについて、順次述べる。

## 1 かながわユニバーサルデザイン推進指針

### (1) 指針の必要性

ユニバーサルデザインは非常に概念的なものであり、また、様々な行政分野に関係するため、これを県の個別施策の一つとするよりも、その考え方を指針としてまとめ、県政全般に反映するほうが有効であると考えられる。すべての人々を対象とするユニバーサルデザインの考え方は県の様々な施策をつなぐキーワードとなり、県民すべてが暮らしやすく、活力ある地域社会を創出することができる。

そのため、研究チームでは、県としてユニバーサルデザインにどのように関わりを持つのかを明確にし、県の施策等にその考え方を浸透させることを目的に、県のユニバーサルデザインに関する指針を策定することを提案する。この具体的な案として研究チームが作成したのが、「かながわユニバーサルデザイン推進指針(案)」(以下「指針案」という。)である(資料編参照)。指針案は神奈川県の特徴を踏まえ、県としてユニバーサルデザインを推進するためにすべきことを記載している。指針案は、次のように構成される。

- 1 かながわユニバーサルデザイン推進指針策定の趣旨
- 2 ユニバーサルデザインとは
- 3 なぜ今、ユニバーサルデザインか
- 4 めざす姿
- 5 分野別施策の方向
- 6 ユニバーサルデザインの推進

指針の策定に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に鑑み、次のような事項に留意することとする。

- ・ 行政だけではなく、外部からの意見を取り入れる。
- ・ 県民の意見を広く募集し、指針に反映させる。改定に当たっても同様とする。
- ・ ユニバーサルデザインの考え方は、時代とともに変化していく。こうした変化を取り入れながら、継続的な改善(スパイラルアップ)を図る。

### (2) 指針の位置付け

県の施策に広くユニバーサルデザインの考え方を取り入れるためには、策定した指針をどのように県政に位置付けるかが問題となる。ユニバーサルデザインの先進県であ



る静岡県や熊本県では、指針等を次のように位置付けている。

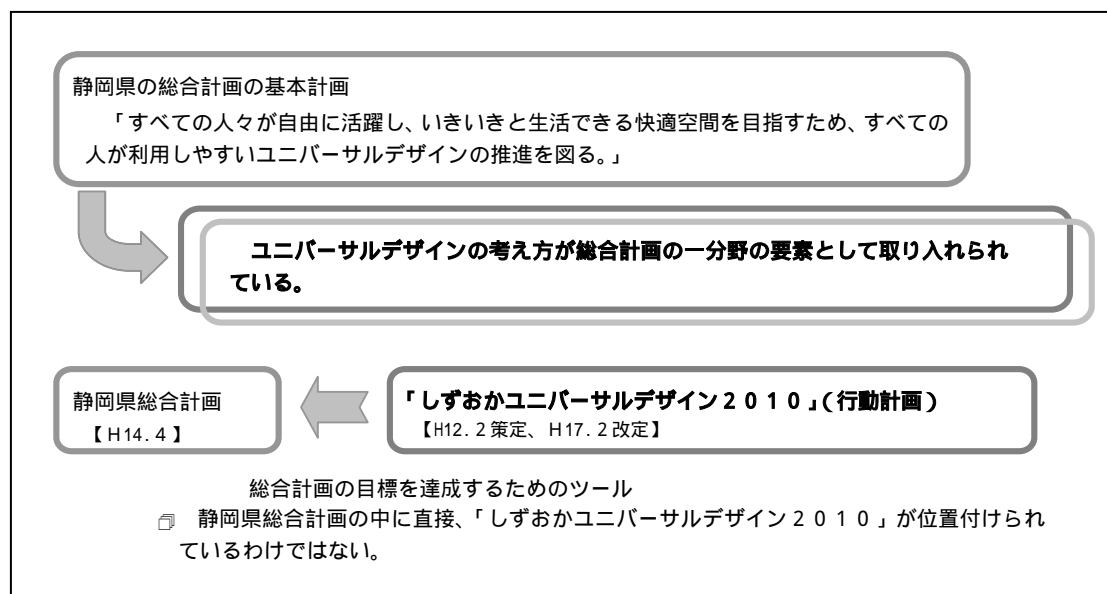
#### ア 静岡県

静岡県では、平成 14 年 4 月に策定した静岡県総合計画の基本目標として「豊かな快適空間と有徳の志が織り成す『魅力ある“しずおか”』の実現」を掲げている。そして、これを達成するため、施策の分野別基本方向の安心社会づくりの分野で、「誰もが快適に暮らせるよう…ユニバーサルデザインの普及を図り…」として、ユニバーサルデザインの考え方を盛り込んでいる。また、基本計画では、「すべての人々が自由に活躍し、いきいきと生活できる快適空間を目指すため、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの推進を図る」として、同じくユニバーサルデザインの推進を盛り込んでいる。

一方で、ユニバーサルデザインの行動計画である「しずおかユニバーサルデザイン 2010」(平成 17 年 2 月改定)は、総合計画の中に直接位置付けられてはいない。しかし、ユニバーサルデザインの考え方が総合計画の一分野の要素となっており、この行動計画自身が、総合計画の目標を達成するためのツールとなっていると思われる。

なお、研究チームでは、静岡県におけるユニバーサルデザインの行動計画と総合計画との関係を図表 3 - 1 のように整理した。

図表 3 - 1 しずおかユニバーサルデザイン 2010 と静岡県総合計画



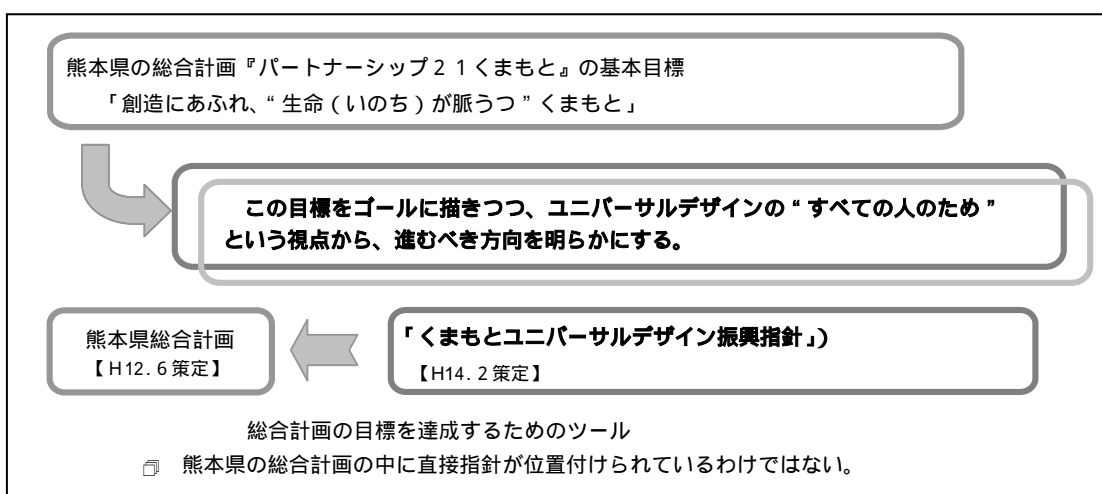
#### イ 熊本県

熊本県は総合計画を平成 12 年 6 月に、ユニバーサルデザインの指針である「くまもとユニバーサルデザイン振興指針」を平成 14 年 2 月に策定している。総合計画の

中に指針が直接位置付けられているわけではないが、指針の中では、総合計画「パートナーシップ21 くまもと」の基本目標である「創造にあふれ、“生命(いのち)が脈うつ”くまもと」をゴールに描きつつ、ユニバーサルデザインの“すべての人のため”という視点から、進むべき方向を明らかにしている。指針は、総合計画の目標を達成するためのツールであると思われる。

なお、研究チームでは、熊本県におけるユニバーサルデザインの指針と総合計画との関係を図表3-2のように整理した。

図表3-2 くまもとユニバーサルデザイン振興指針と熊本県総合計画



このように、ユニバーサルデザイン先進県では、ユニバーサルデザインの考え方を広く県政に反映させるため、その考え方そのものを総合計画等と関連付けている。

#### ウ 神奈川県における指針の位置付け

今後、県がユニバーサルデザインの考え方を県政に深く浸透させるためには、県政運営の基本的考え方等にそれを反映させるなどの工夫が必要である。

研究チームでは、ユニバーサルデザインを、現在県が全国の都道府県に先駆けて制定を検討している「神奈川県自治基本条例(仮称)」(以下「自治基本条例」という。)に位置付けることを提案する。具体的には、自治基本条例中、県が目指すべき方向や県政の根幹となる考え方を明らかにした「基本理念」の中に位置付けることを提言する。これは、地方自治体の憲法ともいえる自治基本条例の中にユニバーサルデザインを法的に位置付けることにより、県がユニバーサルデザインの施策に取り組む際の実効性を担保しようとするものである。

自治基本条例の「基本理念」にユニバーサルデザインを位置付けることができれば、他の都道府県とは異なる、神奈川県らしいユニバーサルデザインを推進できる。さらに、自治基本条例の「基本理念」を基に総合計画や個別計画等が策定されるこ

とから、県の施策全般にユニバーサルデザインの考え方が等しく反映されることにつながる。

県における指針の位置付けと自治基本条例、施策との関係を、研究チームでは図表 3 - 3（次頁参照）のように整理した。

なお、研究チームで作成した指針案は、一義的に県内部向けとしている。これは、行政運営に携わる県職員自身がユニバーサルデザインを理解し、ユニバーサルデザインを推進する役割を果たすべきであるとの研究チーム員の思いからである。国や他の都道府県の取組をみても、共通して、職員をはじめとする関係者の意識改革の必要性が強く叫ばれていた。県民と共に推進するよりも、まず自らの襟を正し、ユニバーサルデザインの考え方に則って、行政の運営を進めなければならない。

県での取組が進んだ後は、ユニバーサルデザイン先進県のように指針を県民に向けたものに改定し、県民運動としてユニバーサルデザインに取り組む方向に移行することが必要である。

### (3) かながわユニバーサルデザイン推進プラン（仮称）

研究チームで示した指針案は非常に幅広い内容であり、県のすべての施策に関わりを持つ。一方で、指針案の内容は主として理念的であり、県の施策の方向性を示したものに過ぎず、これだけでユニバーサルデザインを推進することは困難である。

このため研究チームでは、指針案の下に実際にユニバーサルデザインを推進する事業や業務に即し、具体的な事項を盛り込んだ「かながわユニバーサルデザイン推進プラン（仮称）」（以下「推進プラン」という。）を策定することを提言する。

推進プランでは、ユニバーサルデザイン施策の推進に向けたスケジュールの設定や、個別のユニバーサルデザインを重点的に推進する事業の目標設定、業務をユニバーサルデザイン化するための行動目標や進捗状況の把握を行うこととなる。

県で行う仕事は、まちづくりやものづくりなどの各所属ごとの事業に関するもの（事業関係）と、受付業務やイベントといったすべての所属に共通する業務に関するもの（業務関係）とに分類できる。

研究チームでは、図表 3 - 3（次頁参照）でも示したとおり、ユニバーサルデザインを重点的に推進する事業（以下「重点事業」という。）に関する重点目標と各所属に共通する業務関係の行動目標を推進プランで明らかにし、進捗状況を把握することを提案する。

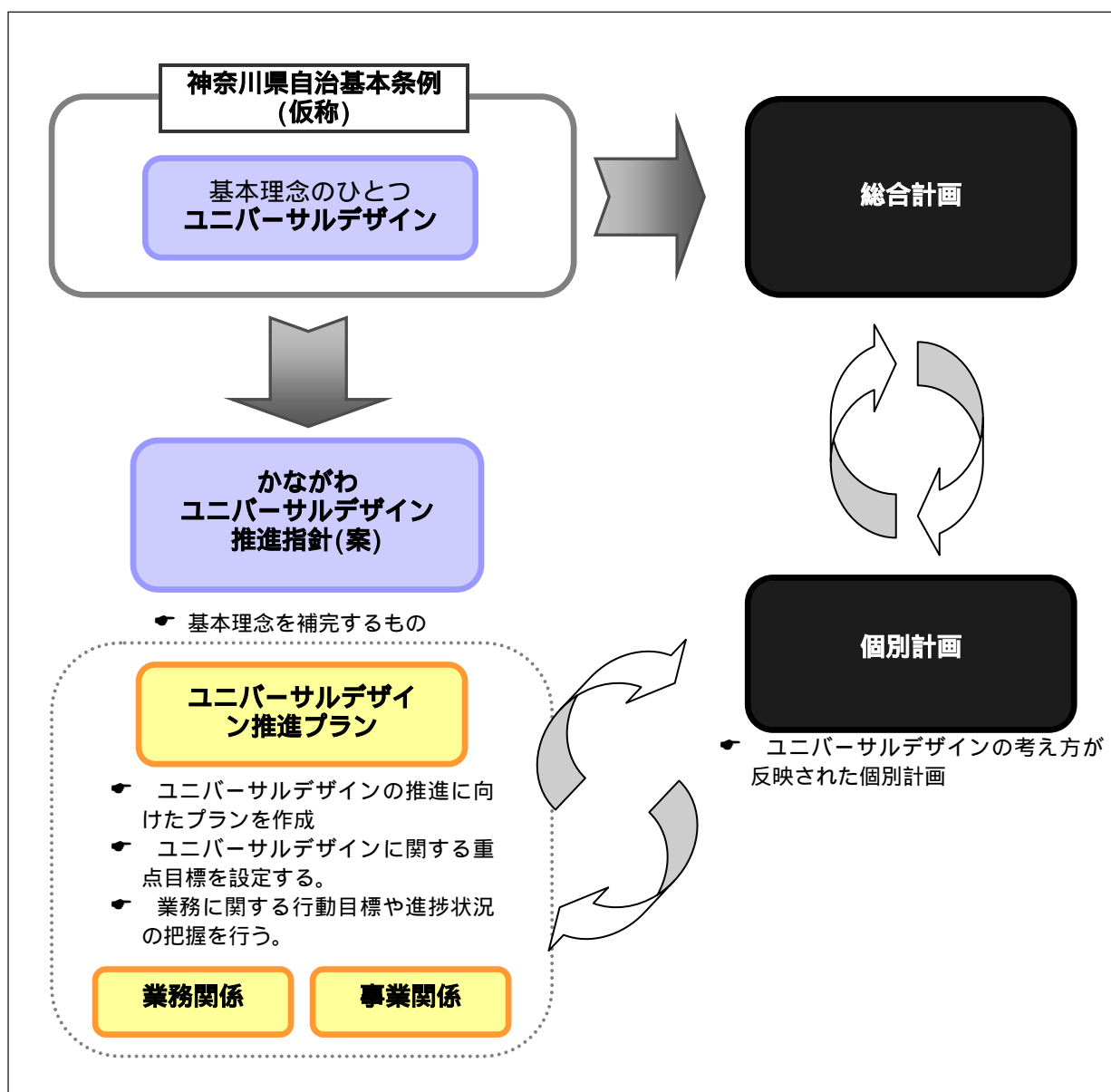
図表 3 - 3 県における指針の位置付けと自治基本条例、施策との関係

神奈川県自治基本条例(仮称) ”**基本理念**”  
 県が目指すべき方向、県政の根幹となる考え方を基本理念として明らかにする



☞ **ユニバーサルデザイン**  
 基本理念のひとつに取り入れ、**その考え方を県政全般に反映させる**

☐ 自治基本条例(仮称)の基本理念の中にユニバーサルデザインを位置付け、県の施策全般にその考え方を浸透させる。



## ア 重点事業

重点事業では優先的に達成すべき目標を設定し、ユニバーサルデザインを重点的に推進する。岡山県ではユニバーサルデザイン化のスピードを重視し、平成 16・17 年度の 2 年間を対象とした「ユニバーサルデザイン重点取組」を設定、ユニバーサルデザイン推進本部における議論を踏まえ、取り組む分野ごとに事業名・事業概要・予算額・担当部局名を定めている。県でも、スピードを意識して取組を進めることが大切である。なお、重点事業以外の事業については個別計画等の中で進捗状況の把握等を行うとして整理した（図表 3 - 3 前頁参照）。

## イ 業務関係の行動目標

推進プランで取り組む業務関係の項目としては、図表 3 - 4 のようなものが考えられる。

図表 3 - 4 推進プランにおける業務関係の行動目標（イメージ）

<b>ユニバーサルデザインの意識づくり</b>	
<b>項目</b> <ul style="list-style-type: none"><li>職員対象のユニバーサルデザイン研修</li><li>窓口対応研修(聴覚・視覚障害者への対応等)</li><li>ユニバーサルデザイン関連情報ホームページの開設</li></ul>	<b>目標</b> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 全職員の 3 分の 1 が研修を受講</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 窓口業務を担当する職員の半数が研修を受講</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 週 1 回程度更新し、最新情報を発信</li></ul> など
<b>サービス・情報のユニバーサルデザイン</b>	
<b>項目</b> <ul style="list-style-type: none"><li>利用しやすい施設運営</li><li>分かりやすい表現方法</li></ul>	<b>目標</b> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 施設運営の手引きを作成</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 表現方法の検討会を開催</li></ul> など
<b>社会参加におけるユニバーサルデザイン</b>	
<b>項目</b> <ul style="list-style-type: none"><li>だれもが参加しやすいイベントの実施</li></ul>	<b>目標</b> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> イベントのガイドラインを作成</li></ul> など

業務関係の行動目標（イメージ）のうち、例えば「窓口対応研修」では聴覚・視覚障害者等への適切な対応のほか、施設の案内表示は分かりやすいか、窓口でのたらい回しはないか、来庁者・来所者に分かりやすい説明を行っているかなど、日々の業務をユニバーサルデザインの観点で見直すことを想定している。

このように、ユニバーサルデザインを県の施策に導入するに当たっては、まず、業

務をユニバーサルデザインの視点で点検し、その考え方に合致しているかを検討する必要がある。だれもが利用できるか、必要な情報はすぐ得られるのかなど、県民の多様なニーズに対応できるよう、職員一人ひとりが業務を見直し、ユニバーサルデザインの考え方に則って、改善することが大切である。

兵庫県では、「ひょうごユニバーサルデザイン社会づくり総合指針」で示す基本目標達成に向けた取組を着実に推進するために、行政サービスの総点検を実施している。県でもこうした業務改善システムを構築し、職員が改善に取り組みやすい環境をつくる必要がある。

#### (4) 推進プランの進行管理

継続的な改善（スパイラルアップ）を基本とするユニバーサルデザインでは、施策を適正に評価するシステムづくりが重要である。評価の結果を次の事業展開にフィードバックすることができるとともに、事業実施者が「評価」に携わることで、自ら事業の課題を把握することにもつながることから、各事業のスパイラルアップに寄与することが期待できる。

スパイラルアップに寄与するような評価を行うためには、評価の実施を前提とした計画づくりが重要である。何を、どう評価するのかをまず設定し、事業計画を立て、これを基に事業を実施し、適切な評価を行い、必要があれば改善し、継続するというPDCAサイクル<sup>3</sup>を繰り返す必要がある。

ユニバーサルデザインの施策評価については、外部による施策の評価、見直しも検討すべきである。特に、県民等から直接意見を聞き、その意見を改善に反映させることが大切である。どのように外部評価を得るか、またそれをどのように施策に反映するのかという手法については、検討を続ける必要がある。

## 2 ユニバーサルデザインの推進体制

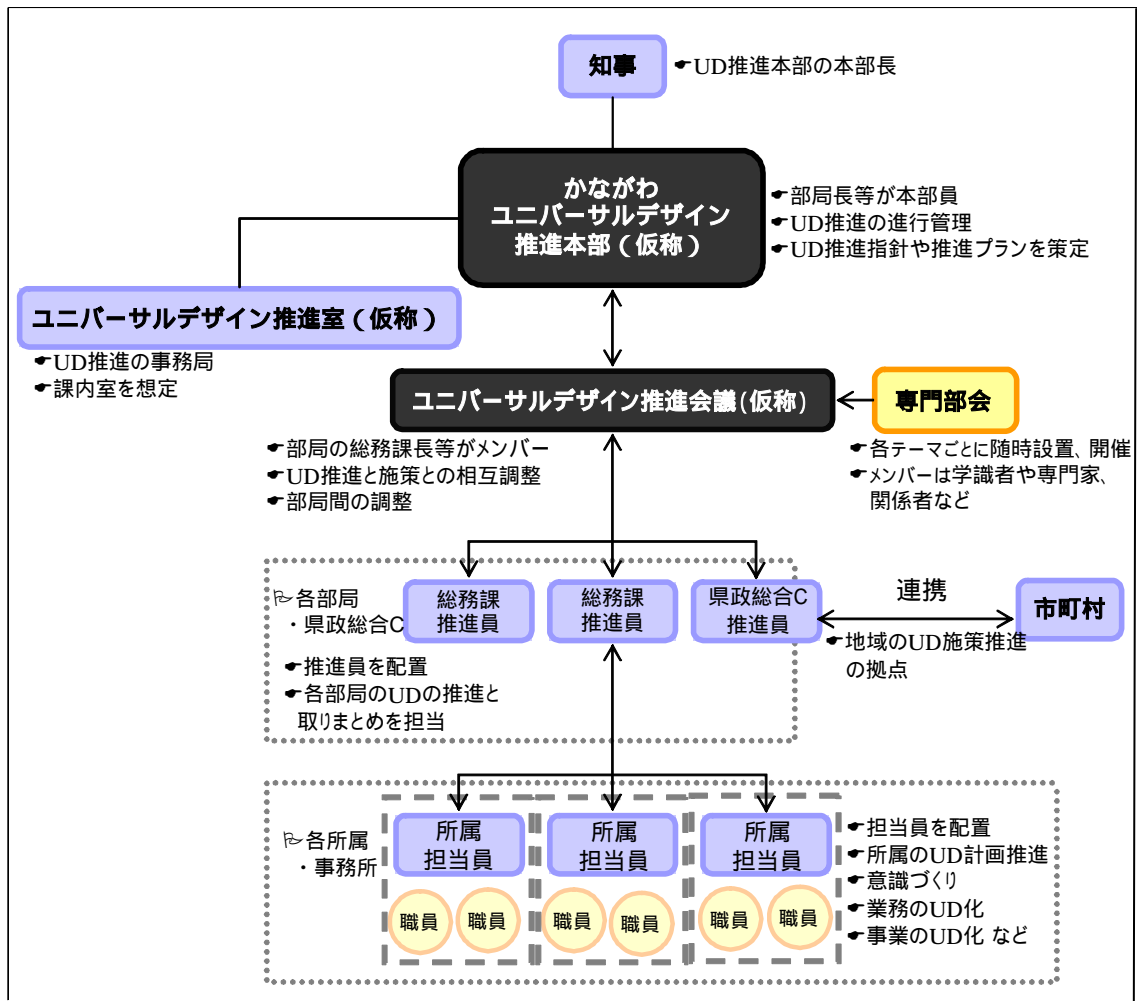
県でユニバーサルデザインを推進するためには、庁内推進体制の整備が必要である。ユニバーサルデザインは様々な分野にわたり、県の考え方を統一する必要があることから、研究チームでは、ユニバーサルデザインの取組について協議・検討するための、庁内の全部局から構成される推進本部を設置し、一体的かつ計画的に推進することを提言する。

第2章でもふれたように、いわゆるユニバーサルデザイン先進県では、ユニバーサルデザインの考え方をすべての施策に反映すべく、指針を軸にした推進体制を全庁一体となって進めている。

研究チームが提案する推進体制は、庁内に知事を本部長とする「かながわユニバーサルデザイン推進本部（仮称）」（以下「推進本部」という。）を設置することをはじめ、図表

<sup>3</sup> 計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）を順に実施し、最後の改善を次の計画に結び付け、らせん状に施策や事業の維持・向上を推進する手法

図表 3 - 5 ユニバーサルデザインの推進体制



3 - 5のとおりである。

推進本部の下には、各部局の総務課長等がメンバーとなり、ユニバーサルデザインの推進と施策との相互調整を図り、部局間の調整を行う庁内会議である「ユニバーサルデザイン推進会議(仮称)」(以下「推進会議」という。)を設置し、推進会議には学識者や専門家、関係者を中心とした「専門部会」を設ける。専門部会は、テーマごとに随時設置、開催し、専門的な見地から意見をまとめ、推進会議に答申する。

また、各部局総務課にユニバーサルデザイン推進員を配置し、部局のユニバーサルデザインの推進と取りまとめ役とする。さらに、各所属では主幹級が担当員となって、所属におけるユニバーサルデザインの推進や職員の意識づくり、サービスなどの業務のユニバーサルデザイン化を図る。

推進本部の事務局として、「ユニバーサルデザイン推進室(仮称)」を設置し、指針や推進プランの進行管理や、県政全般のユニバーサルデザイン化を推し進める。

各地域では地域県政総合センターが窓口となり、市町村と連携して地域におけるユ

ユニバーサルデザインを推進できる体制を築く。地域県政総合センターはユニバーサルデザインに関する市町村からの相談や、市町村の取組事例等をデータとして蓄積し、地域の特性に配慮したユニバーサルデザイン施策の推進に努める。将来的には、地域県政総合センターが地域のユニバーサルデザイン推進の拠点として機能するよう、整備する。

### 3 ユニバーサルデザインを推進するためのその他の仕組み

#### (1) 職員の意識の醸成

指針を推進する上でも、その実効性を担保する上でも最も大切なのは、職員にユニバーサルデザインの意識を醸成することである。ユニバーサルデザインを県政の隅々に広げるには、職員一人ひとりが7原則をはじめとするユニバーサルデザインの理念を十分に理解することが大切であり、そのために各階層における研修等が必要である。

##### ア 全職員への研修

まずは、すべての職員がユニバーサルデザインの考え方を理解し、ユニバーサルデザインはまちづくりなどの限られた分野に適用されるにとどまらない、行政全体に反映されるべきものであることを認識する必要がある。

そのためには、職員自身が高齢者や障害者等が感じている不便さ・不自由さを仮体験することが効果的だろう。それにより、社会にあるバリアに気づき、それを自らのものとして考えることができる。

このほか、障害者や高齢者を講師として迎え、直接話を聴くことで、職員が新たな気づきを得ることもできる。研修に講師として参加してもらうほかにも、研修で使用する教材等の作成段階で意見をもらうことにより、より充実した教材ができ、実のある研修が実現できる。

研修を受講しやすくするために、E-Learningを利用することも大切だろう。

ユニバーサルデザインの研修や講習は、一度実施すれば足りるというものではない。静岡県では、在職中の職員と新採用職員に対し研修を行い、全職員に対する研修がほぼ一巡したが、県の担当者は全職員に対する更なる研修の実施を検討しているという。静岡県の例は、職員のユニバーサルデザインに対する認識を風化させないためにもユニバーサルデザインの研修を反復して実施するという、継続した取組の必要性を示している。

##### イ 担当部局での研修

全職員を対象とした研修のほかに、実際に事業を担当する職員向けの担当部局による研修では、実務に沿った専門的な内容が求められる。

県では、平成8年に旧都市部が「まちづくり研究会」において、やさしいまちのあり方を研究している。研究会では、参加メンバーにインスタントシニアを体験<sup>4</sup>さ

<sup>4</sup> インスタントシニア体験：白内障と同じような視覚になる特殊なゴーグルや、聴覚を制限する耳栓、関



せ、まちを歩くワークショップを実施、参加者からは様々な人々に配慮した都市設計が必要との声が多く出された。まちづくりを担当する職員自身が、実際にまちの不便さ・不自由さを体感したことで、ユニバーサルデザインの必要性を強く認識することにつながったものと思われる。

こうしたまち点検等を、障害者や高齢者、外国人等の参加の下、各々の視点に基づいて行えば、さらに当事者の意見、気づきを学ぶことができるだろう。

ユニバーサルデザインの必要性を現場で確認し再認識することは、机上での理論をより現実的なものに変えることにつながる。担当者が研修を受講することにより、日頃の業務についての気づきを得、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、それをどのように解決すべきかを考える。担当事業とリンクした研修を担当部局が実施する必要がある。

#### ウ 管理監督者への研修

所属長等のいわゆる管理監督者は、事業や日々の業務を遂行する上で、所属におけるユニバーサルデザインに関する取組が円滑に進むよう努めなければならない。管理監督者がユニバーサルデザインの旗振り役を担うためには、管理監督者自身がユニバーサルデザインの考え方をしっかりと理解する必要がある。静岡県や熊本県では一般職員に先立ち、上層部からユニバーサルデザインの研修を実施している。上層部がユニバーサルデザインを意識することで、その考え方が組織の上から下へと浸透し、職員全体への波及が期待できる。

### (2) 職員のインセンティブ

こうした研修を通じた意識啓発の効果を発揮し、日々の業務改善を着実に実施していくためには、職員がユニバーサルデザインに楽しく取り組むことができる環境づくりが重要であり、そのための「仕掛け」が必要となる。ユニバーサルデザインの推進に当たっての留意点として以下がある。

ユニバーサルデザインは当たり前のことを当たり前に行き、それを継続して改善することである。こうした地道な努力を必要とする作業には、それに取り組む人々のモチベーション（やる気）をどのように維持していくかが重要である。

ユニバーサルデザインに職員が一丸となって取り組むには、職員全体で盛り上がる仕掛けが必要である。「規則や規制ばかりで、しかも業務が増えるだけ」と受け止められては、「何のために取り組んでいるのか」ということになってしまう。

ユニバーサルデザインは今までだれもが頭の中でなんとなく認識していたことを新たに社会全体で尊重すべき考え方として、より積極的に様々な場面での活用を進める動きである。様々な分野での前提・基礎となるユニバーサルデザインについてみる

---

節を曲がりにくくするパットなどを装着して、高齢者が日常的に直面する困難を人為的に造り出して体験するもの

なが積極的に取り組むには、できるところから取組を進め、その中から良い事例を称えるなど、やる気をおこす表彰制度等を設けたほうがよい。

他の自治体の取組をみると住民への普及、啓発を進める事業の一環として表彰制度を設けている事例は多い。第2章で民間企業の事例として取り上げたコクヨ（株）でも「コクヨデザインアワード」という表彰制度で、ユーザーと一体となってユニバーサルデザインを盛り上げていく取組が注目されている。

こうした表彰制度にならって、職員がユニバーサルデザインに継続的に取り組むインセンティブになる仕掛けとして、表彰制度の創設を提案する。

表彰制度は、毎年、自薦他薦を問わず、ユニバーサルデザインに取り組んだ職員の中から、特に工夫がみられた人、班や課をユニバーサルデザイン推進本部が選出し、表彰するという制度である。表彰制度を設けることで、「ユニバーサルデザイン」という言葉自体への関心が高まるとともに、その考え方を具体的にどのように事業や業務に活かすのかがより多くの職員に伝わる。

また、ユニバーサルデザインの取組が多く民間企業や団体等により進められていることを知ってもらうことでユニバーサルデザインをもっと身近に感じてもらい、日常の業務においてユニバーサルデザインに配慮することは当たり前のことであるといった雰囲気職場において作りだすことは重要である。そのために、ユニバーサルデザインに関する様々な情報をユニバーサルデザイン推進室が職員にイントラネット（かながわ情報プラザ）などで提供することが考えられる。こうした取組は民間企業においても行われている。

このほか、ユニバーサルデザインの考え方を導入した事業について予算を優先的に配分するという事も考えられる<sup>5</sup>。

指針を策定し、それを具体化する推進プランとプランを進める推進体制が構築されても、実際にユニバーサルデザインを推進するのは一人ひとりの職員である。職員全員がやる気を持って、楽しく気軽に取り組める仕組みをつくることが重要である。

### (3) 県民・NPO等との協働

昨今、地域の様々な課題に取り組む市民、NPO等による自発的な活動が広まり、地域の活性化に果たす役割が高まっている。

近年、「公共性」をめぐるのは、何が公共性なのか（公共性の範囲）だれが公共性を

---

<sup>5</sup> 新たな予算を措置するのが難しい場合、例えば、各所属の予算節減の結果、節約できた財源を翌年度以降の予算に上乗せする仕組みを活用することが考えられる。

横浜市や福岡市、神戸市では、各所属で工夫して予算を節減した場合、節約できた財源を翌年度以降の予算に上乗せする制度を運用している（横浜市ではこれを「予算のメリットシステム」と呼ぶ）。こうした制度を一步進めて、節減した予算を翌年度以降の予算に上乗せ執行する際に、「ユニバーサルデザインの考え方を生かして執行する」という条件を付すことも考えられる。厳しい財政状況が続く、ユニバーサルデザインに関する新たな事業の財源を創出することが難しいと予想される中で、ユニバーサルデザインを推進するには、こうした仕組みが効果的であろう。

考えるのか（公共性を決める主体）やだれが公共性を担うのか（公共性の担い手）などその考え方は変化しつつある。今まで「公共性」の定義や範囲を決定し、それを一手に担ってきた行政による「公共性」から、行政のみならず、市民やNPO、企業等、社会を構成する多彩な主体が協働・連携して公共性を担う「新しい公共性」を考える時期にあるといわれている。

こうした状況の中で、県がユニバーサルデザインを推進するに当たっては、ユニバーサルデザインに関する施策や事業のすべてを県が行うのではなく、県民やNPO等と協働し、それぞれの資源を生かして事業に取り組むことも重要である。現代社会は多様な価値観を持つ人々で成り立っており、彼らが求める社会像は一樣ではない。個人で解決することが難しいことに対して「思いやり」や「支え合う心」を持って、多彩な主体が解決の方向を探っていくこと、そのための議論を深めていくことが、「新しい公共性」において重要な要素であり、その過程そのものがユニバーサルデザインの考え方に通じる。行政と県民、NPO等が共にユニバーサルデザインについて考え、推進していくことが、ユニバーサルデザインが浸透した社会の実現につながる。特に、各地域の特色を活かしてユニバーサルデザインを推進するには、そこに住まう人々のニーズを施策に取り入れるなどの取組が有効であると思われる。

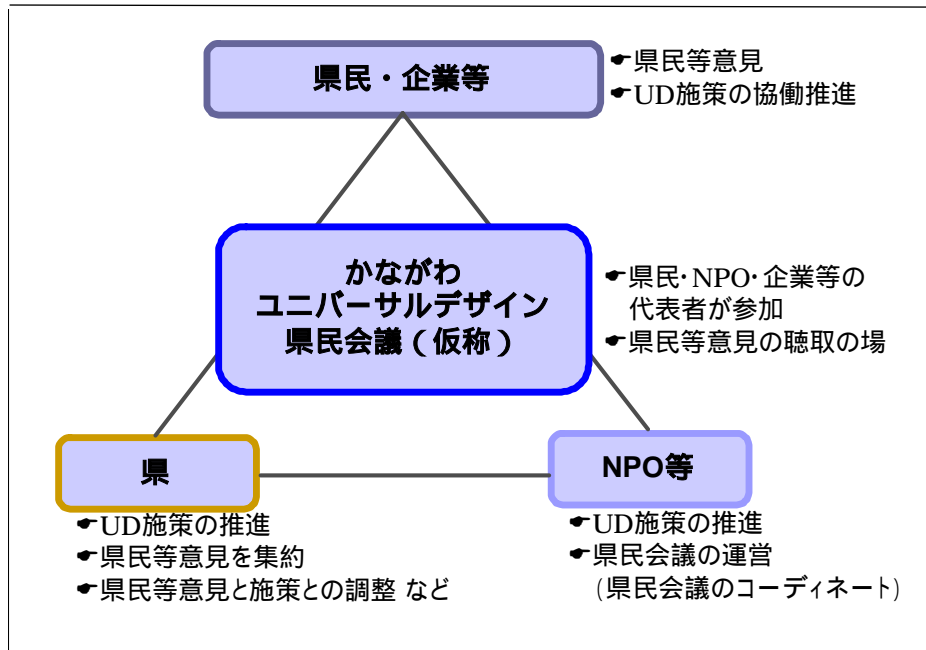
神奈川県で活動するNPO法人の数は全国で3番目に多く、ボランティア活動に積極的に参加する県民も多い。県は、平成16年度に「NPO等との協働推進指針」を策定し、平成17年9月にはNPO等との総合的な協議を行う場として「かながわ協働推進会議」を設置している。この協働の事例の一つに、第1章第1節でもふれた「福祉有償運送」の運行の許可条件の一つである「運転者として必要な研修」がある。これは、NPO法人かながわ福祉移動サービスネットワークが県との協働事業として実施している。

また、施策に対する県民意見の反映や、県民への普及啓発等、今後のユニバーサルデザインの推進に当たっては、NPO等と協働するなどの神奈川県らしい推進方法も検討していく必要がある。

そのためには、様々な分野からの意見等を取り入れる制度が必要であり、県民・NPO・企業等の意見を集約し、施策に反映させる仕組みづくりが大切である。その一つとして県民・NPO・企業等が参加し、意見を聴取できる場である「かながわユニバーサルデザイン県民会議（仮称）」（以下「県民会議」という。）の設置を提言する。

研究チームで作成した県民会議のイメージは、次頁図表3-6のとおりである。県民会議の運営は、NPO等が中心となっており、県と県民等の意見との調整役であるコーディネートを担当し、県の推進会議に県民からの意見を集約する体制としている。

図表3 - 6 かながわユニバーサルデザイン県民会議（仮称）のイメージ



#### 4 広域自治体としての取組

##### (1) 県と市町村の役割

ユニバーサルデザインの推進は、県、市町村、県民、団体、事業者等が協力し合いながら取り組む必要がある。

その中で行政の役割をみると、市町村は住民と直接接する最も基本的な役割を果たしており、また交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定の主体となっている。

これに対し、市町村間の取組が円滑に進むよう、市町村の意向を尊重しながら支援することは広域自治体としての県の役割である。市町村による福祉のまちづくり計画の策定支援や、道路整備等における技術的なノウハウの提供等はユニバーサルデザインを推進するためのそういった支援の一例といえる。

加えて、県には、市町村では対応しきれない広域的な課題に取り組むという役割がある。例えば、福祉有償運送が県内全域で推進されるよう地域ごとの運営協議会の開催を支援することは広域的な課題への対応である。

##### (2) 広域自治体としての県の取組

###### ア ひとづくり

市町村におけるユニバーサルデザインの推進に当たっては、まずそれに取り組む人材の育成が必要である。そして、育成した人材が核となって組織内の意識改革を進め

ることが重要である。

こうしたことから、広域自治体である県においては市町村職員等を対象とした講習会や研修の開催といった人材育成の支援、あるいはユニバーサルデザインに関して市町村の相談に応じるアドバイザーの養成やその派遣等の取組が考えられる。

また、県が作成する各種ガイドライン（カラーバリアフリーや情報バリアフリー、だれもが参加できるイベントなど）やユニバーサルデザインの取組事例に関する情報の提供等、市町村においてユニバーサルデザインが円滑に推進されるような環境づくりに取り組むことも重要である。

併せて、地域においてユニバーサルデザインを推進する人材の育成にも取り組んでいくことが、県民運動としてユニバーサルデザインを推進していくには有効である。愛知県では平成7年以降毎年、「人にやさしい街づくり連続講座」を開催しており、この講座を修了した人はアドバイザーとして登録され、地域や団体の求めに応じて紹介、派遣されている。県でも地域課題の解決に向けた人材育成等を目的として「コミュニティ・カレッジ」の設置を検討しており、愛知県と同様の講座をコミュニティ・カレッジで開設する講座の一つとして設けることを提案する。

## イ ものづくり

ものづくりにおける県の役割は、事業者ユニバーサルデザインの導入を促すような環境づくりにある。例としては、ユニバーサルデザインに配慮した製品の開発や販路拡大を支援する、熊本県等の取組がある。県でも、産業技術総合研究所等の試験研究機関と事業者が協力して製品開発に当たったり、開発した製品の販売促進に努めたりすることにより、事業者の取組を促すことが考えられる。

川崎市では、福祉製品やユニバーサルデザイン（UD）の理念に基づく人に優しい製品に関わるメーカー、販売事業者、研究機関等と、市内の中小企業等の出会いの場を提供する「かわさき福祉・UD逆見本市」を行い、平成4年から行っているデザインフォーラムでもユニバーサルデザインに取り組む事業者を紹介するなど、ユニバーサルデザインの発想からのものづくりや産業活性化に取り組んでいる。こうした地域の特性を生かした取組をきっかけとし、発展できるよう、県の協力が求められる。

## ウ まちづくり

まちづくりにおいては市町村が最も地域に身近な基礎自治体として、ユニバーサルデザインの推進に取り組むべき役割は大きい。しかしながら、まちづくりは財政的な負担が大きいことなどもあり、市町村における取組が進みづらい分野でもある。こうしたことから広域自治体である県が市町村を支援していく意義は大きい。

具体的な取組としては、市町村におけるモデル的なまちづくり事業の実施に対しては財政的支援が必要である。また、モデル的な取組のノウハウなどを事例集としてま

とめるなどの普及啓発を行い、取組を県内全域へ波及させていくことが考えられる。

## 5 公共施設管理者・公共事業施行者としての取組

### (1) 公共施設の整備のあり方

公共施設は不特定多数の人が利用するという性質上だれもが利用しやすいように整備する必要がある。また、同様の施設が民間の施設に広く普及するためにも、県はユニバーサルデザインの考え方に基づいて整備に取り組む必要がある。

その際、ハートビル法や福祉の街づくり条例の整備基準に則って事業を進めることは当然であるが、法や条例の整備基準に則っていても、実際には利用しにくい施設となっては意味がない。利用しやすい施設とするためにはどうすればよいか、といった視点で常に事業に取り組むことが必要である。

このことは、新たに施設を整備する際にはもちろんのこと、既に整備された施設についても、改善すべき点はないか、繰り返しチェックしていく姿勢が必要であることを意味している。そして事業に取り組む上では、計画段階から施設供用後のチェックにいたるまで、利用者の意見を取り入れていく仕組みづくりも必要である。

### (2) 都市基盤の整備におけるユニバーサルデザイン化の取組

県が実施する公共事業で大きなウエイトを占めるものとして、道路や公園、河川等の都市基盤の整備が挙げられる。特に道路は、人々が自由に移動するためには欠かすことのできない施設であり、社会参加の推進の第一歩としてそのユニバーサルデザイン化は大変重要である。

熊本県では、「道路整備におけるユニバーサルデザイン指針」を定め、現状の道路に対する課題・ニーズの把握から、設計、施工、維持管理にいたるまでの間に住民との対話や意見聴取等、県民との連携を基本とし、そうして得られたノウハウを他の道路づくりにも反映していくとしている。

一方、公園や河川、海岸等も、休息、散歩、運動等のレクリエーションの場として、県民の生活に必要な施設であり、子供や高齢者が利用することも多く、これらの整備についてもユニバーサルデザイン化は欠かせない。

県では、横断歩道に接続する歩道のバリアフリー化や道路の無電柱化等とともに、都市公園においては具体的に「ユニバーサルデザイン化」と表現し、だれもが利用しやすい公園の整備に取り組んでいる。また、第1章第1節でふれたように県では、セ이프ティブロックなど利用者意見を反映し、福祉の街づくり条例の整備基準として取り入れた実績等もある。

今後さらに、道路、公園をはじめとした施設に対する安全度や、利用者の安心・満足度をとどまることなく高めていくためには、これまで以上に各種公共事業の広報手段や利用者意見等を収集する仕組みを確立し、利用者へのサービスを継続的に改善（ス

パイラルアップ)していくことを重要な業務と位置付け、こうした業務を専門に担う部署の設置や、熊本県の指針のようにユニバーサルデザイン化に対する方向性を指針としてまとめ、県民に示すなど、その姿勢を明確にしていくべきである。

### (3) 工事過程におけるユニバーサルデザイン化の取組

公共施設のユニバーサルデザイン化はもちろん大切であるが、その整備には長い期間を要することも多々ある。そうしたことを考慮すると、整備に着手してから完成にいたるまでの期間も、当該施設やその周辺の利用に支障のないようユニバーサルデザインの視点に基づいた配慮が必要である。例えば、公共施設の工事によって従来あった歩道が通れなくなり迂回せざるを得ない場合、工事期間中はその迂回路においても配慮が求められる。

こうした考え方を具体化したものとして、平成17年7月から横浜市において運用している「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」がある。このガイドラインは、建築工事によって歩行者空間を一時的に変更する場合に配慮すべき項目をまとめたものである。このガイドラインの考え方は、道路工事において歩行者空間を変更する場合や、建築物の改修工事等でその建築物の利用を継続しながら工事を進めるような場合にも応用できる。

また、大阪府豊中市では工事中でも障害者等が安全に通行できるよう、市の主要工事について工事情報を案内するシステムとして「工事情報案内システム」を運用している。このシステムは事業者から市の担当課に情報を提供し、これを受けて市のホームページなどにおいて情報を発信する仕組みになっている。急なルート変更には対応しづらい障害者等へ配慮したものである。

県が発注する工事では、県土整備部において同部が発注する土木工事等の必要条件をまとめた「土木工事共通仕様書」がある。こういった工事に共通する仕様書において、工事中も歩道や建築物等の利用者に支障が出ることがないようにユニバーサルデザインへの配慮を条件として盛り込むべきである。そして、そうした配慮を具体的なガイドラインとして作成し、示すことで、工事過程におけるユニバーサルデザイン化を推進できる。また、このような取組によって、県以外の者(市町村や民間事業者)が発注する工事においてもユニバーサルデザイン化を促すことができる。

## 第4章 まちづくりのユニバーサルデザイン

---

ユニバーサルデザインに関する県政モニターへのアンケートでは、まちづくりについて県への期待が高かった。そこでこの章では、まちづくりに関する県の具体的な施策のあり方について、中でも、すべての人の社会参加に必要であり、今後解決すべき課題に直面している建築物や交通のユニバーサルデザインについて掘り下げていく。

### 第1節 建築物

#### 1 だれもが利用しやすい建物にする法的仕組み

##### (1) 福祉の街づくり条例の現状

福祉の街づくり条例は平成8年の施行以来、神奈川県福祉のまちづくりの推進の柱として機能してきた。条例の対象となる建築物の範囲も広範に定め、だれもが利用しやすい建築物に関する基本的な事項から、細かな配慮にいたるまで、整備基準に規定している。平成14年度からは、同条例の施行規則の整備基準を改正し、より一層の利用者への配慮を求めている。

建築物における整備基準を遵守させる仕組みとして、事前協議の制度がある（条例第16条）。これは着工予定の30日前までに、建築の計画について知事と協議するもので（施行規則第5条）、協議は特定行政庁10市（横浜市、川崎市を除く）と県土木事務所の建築確認窓口において実施している。事前協議の段階で整備基準が遵守されていない場合には、知事は指導助言し、場合によっては勧告の上、氏名を公表することができるものの、現実には勧告や氏名の公表は行わずに粘り強い指導助言により整備基準の遵守を促しており、その結果、条例の遵守率は約7割程度となっている。しかし、条例の整備基準が遵守されない場合でも法的に建築が規制されるわけではなく、そのことが福祉の街づくり条例の制度的な限界でもある。

##### (2) 民間による建築確認の増大

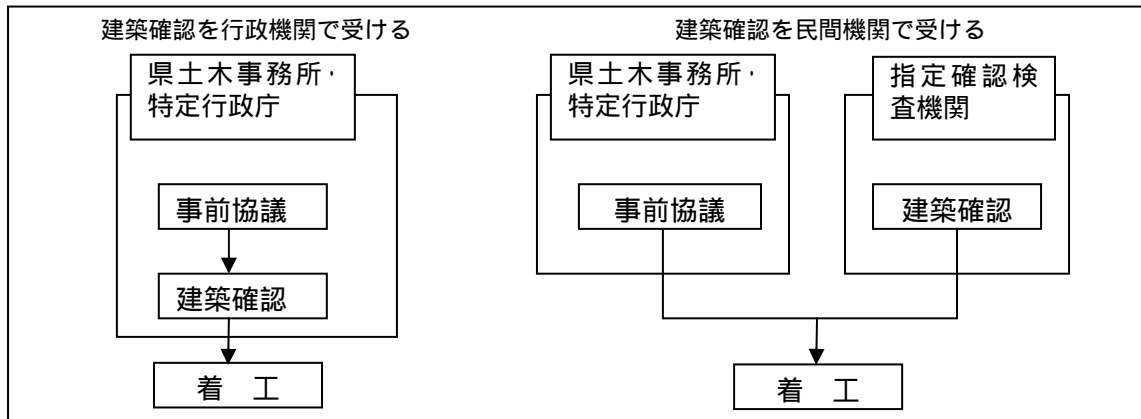
建築確認業務をすべて特定行政庁（行政機関）が担っていた平成11年5月以前は、事前協議は建築確認の前に必ず行われており、制度の実効性は一定程度確保されていた（図表4-1次頁参照）。その後、建築確認業務が民間機関にも開放され、民間の指定確認検査機関で建築確認を受ける件数が年々増加の一途をたどっている。にもかかわらず、条例の事前協議は従前と変わらず特定行政庁で受けなければならないことから、福祉の街づくり条例の事前協議を行う前に指定確認検査機関で建築確認を受けることが可能になってしまった（図表4-1次頁参照）。建築確認を先に受けられてしまうと、後から条例に基づく事前協議を行っても、建築物の構造の変更までは中々応じてもらえないのが実情である。

##### (3) 建築確認関係チェックシートの活用

こうした建築確認制度の変更による影響や条例の制度的限界を考慮すると、従来とは違った方法で福祉のまちづくりの実効性を確保する方策を検討する必要がある。



図表 4 - 1 事前協議と建築確認の関係



横浜市建築確認関係チェックシート

設計者が建築確認申請時に下記のチェックシートを指定確認検査機関に送付すると、検査機関から横浜市にチェックシートが送付され、市の関係部署で手続漏れがないか確認する。手続漏れがある場合は、設計者又は検査機関に連絡が入る仕組みとなっている。

横浜市建築確認関係チェックシート

記入日 平成 年 月 日

【敷地の地名地番】		区	【建築主】	
チェック対象 <input type="checkbox"/> 建築物（戸建住宅以外） <input type="checkbox"/> 戸建住宅（戸建住宅の場合は備考欄に（戸）印のある項目をチェックしてください。） <input type="checkbox"/> 工作物（工作物の場合は備考欄に（工）印のある項目をチェックしてください。）				
項目 (◎印は建築基準関係規定)	協議・届出先	設計者調査欄	指定確認 チェック欄	備考欄
◎都市計画法第29条に基づく開発許可	(区域面積≧1000㎡) まちづくり調整局宅地指導課 (500㎡≦区域面積<1000㎡) 各方面別建築事務所指導調整課	要 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 許可済 <input type="checkbox"/> 制限解除済 <input type="checkbox"/> 検査済 <input type="checkbox"/> 公告済	<input type="checkbox"/> 不要	(工)(戸)
◎宅地造成等規制法第8条に基づく許可	各方面別建築事務所指導調整課	要 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 許可済 <input type="checkbox"/> 検査済	<input type="checkbox"/> 不要	(工)(戸)
◎市街化調整区域内の建築制限 (都市計画法第43条に基づく許可)	まちづくり調整局宅地指導課	要 <input type="checkbox"/> 申請中・ <input type="checkbox"/> 許可済	<input type="checkbox"/> 不要	(戸)
◎都市計画法第43条に基づく許可	各方面別建築事務所指導調整課			

◎ハートビル法・ハートビル条例		<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 対象外	
福祉のまちづくり条例に基づく協議 (戸建住宅等を除く)	各方面別建築事務所 建築審査課	要 <input type="checkbox"/> 協議中・ <input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 不要	-
マンション形式集合建築物に 関する指導基準に基づく協議		要 <input type="checkbox"/> 届出前・ <input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 不要	-
開発事業の調整等に関する条例 に基づく手続き	(区域面積≧1000㎡) まちづくり調整局宅地指導課 (500㎡≦区域面積<1000㎡) 各方面別建築事務所指導調整課	要 <input type="checkbox"/> 手続中・ <input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 不要	(工)(戸)
中高層建築物等の建築に係る住環境の 保全等に関する条例に基づく手続き	まちづくり調整局相談調整課	要 <input type="checkbox"/> 手続中・ <input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 不要	(戸)
省エネルギー法に基づく届出 (延べ面積2,000㎡以上の建築物(住宅を除く))	まちづくり調整局建築指導課	要 <input type="checkbox"/> 届出中・ <input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 不要	-
横浜市建築物環境配慮制度に基づく届出 (延べ面積5,000㎡以上の建築物(戸建住宅を除く))		要 <input type="checkbox"/> 届出前・ <input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 不要	-
浄化槽指導基準に基づく届出 (公共下水道が未整備の地域に限る)	資源循環局業務課	要 <input type="checkbox"/> 届出中・ <input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 不要	(戸)
受水槽施設事前指導に基づく協議 (受水槽を設置する場合に限る)		要 <input type="checkbox"/> 協議中・ <input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 不要	-
特定建築物事前指導に基づく協議 (建築物衛生法第2条に規定する特定建築物で延べ面積 3,000㎡以上、学校の場合は延べ面積2,000㎡以上)	各区役所福祉保健センター生 活衛生課	要 <input type="checkbox"/> 協議中・ <input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 不要	-
工業地域等共同住宅建築指導基準 に基づく協議 (工業地域・準工業地域内で敷地面積 500㎡以上の共同住宅等)	経済局工業課	要 <input type="checkbox"/> 協議中・ <input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 不要	-
ごみ集積場所設置基準に基づく協議 (住宅・共同住宅・長屋等)	資源循環局各事務所	要 <input type="checkbox"/> 協議中・ <input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 不要	(戸)

上記チェックシートは、横浜市ホームページ内の下記ホームページより一部抜粋した。  
<http://www.city.yokohama.jp/me/machi/guid/kenchikuchosei/tetsuduki/sheet.pdf>

こうした状況に対して一義的には条例の事前協議を建築確認よりも前に行うように促すべきと考える。横浜市の福祉のまちづくり条例施行規則では、建築確認申請をしようとする日の30日又は40日前までに事前協議を行うこととしている。また、同市では福祉のまちづくり条例の事前協議も含め、建築確認申請の前に協議等を行う必要があるものについては漏れがないよう「建築確認関係チェックシート」を作成し、設計者等が指定確認検査機関に建築確認申請を行う場合には、併せてシートも提出するよう協力を依頼している（前頁参照）。

県では事前協議は「着工」の30日前までに行うこととしているが、現状を考えれば横浜市のように「建築確認申請をしようとする」一定期間前までに協議が行われるような規定とすることが望ましい。また、建築確認申請前に必要な協議等の手続を漏らさないようチェックシートなどを作成し、その運用については指定確認検査機関との連携を図るよう努めるべきである。

(4) ハートビル法の改正とハートビル条例

先述のように特定行政庁が指定確認検査機関と連携をとったチェックシステムをつくっても、事前協議は特定行政庁の窓口で、建築確認は指定確認検査機関でと窓口は別になっており、申請者にとっては手続に手間がかかる。

こうした状況の中、平成15年4月にハートビル法が改正施行された。従来は、バリアフリー基準（基礎的基準）への適合は努力義務とされていたのに対し、改正法では第3条第1項において特定の建物（特別特定建築物）についてバリアフリー基準（利用円滑化基準）への適合を義務化している。この規定は建築基準法第6条で規定する建築基準関係規定とみなされているため、基準に適合しない場合には建築確認を受けられず、法的に建築が認められないなど強制力のあるものになった。

図表4-2 ハートビル法と福祉の街づくり条例におけるバリアフリー化整備義務対象施設の違い

・用途による違い

【福祉の街づくり条例】	
【ハートビル法】	
盲聾養護学校、病院、劇場・映画館、集会場・公会堂、展示場、ホテル、保健所・税務署等官公署、老人ホームなど主として高齢者や身体障害者等が利用する施設、老人福祉センター、児童厚生施設、体育館・水泳場、博物館・図書館、飲食店、公衆便所等	学校、自動車教習所、保育所、共同住宅、事務所、工場、地下街等

・規模による違い

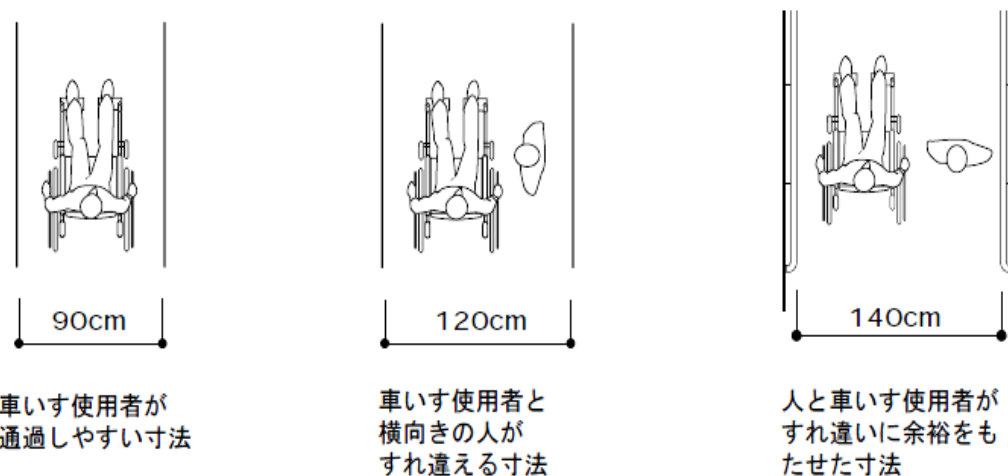
- (1) ハートビル法 2,000㎡以上
- (2) 福祉の街づくり条例

規模要件なし（すべて） 官公庁、教育文化施設、医療施設、福祉施設、公益事業所、金融機関、交通機関、公衆便所、地下街等	200㎡以上 店舗等	500㎡以上 駐車場、公衆浴場
	300㎡以上 興行遊興施設	1000㎡以上 共同住宅、事務所、宿泊施設、運動施設、展示施設、工場、複合用途

図表 4 - 3 ハートビル法と福祉の街づくり条例における整備基準の主な違い

	ハートビル法	福祉の街づくり条例
敷地内通路	・ 120cm 以上	・ 140cm 以上
駐車場 (幅 350cm 以上)	・ 1 以上	・ 100 台以下の場合は 1 以上 ・ 100 台超の場合は 1/100 以上
出入口	・ 80cm 以上	・ 主要な出入口等 90cm 以上 ・ その他 80cm 以上
廊下	・ 120cm 以上 ・ 階段上端へ点字ブロック設置	・ 120cm 以上 ・ 階段上下端へ点字ブロック設置
エレベーター	・ 3 階建て以上で設置	・ 2 階建て以上で設置
車いす対応便所	・ 出入口 80cm 以上	・ 出入口 80cm 以上 ・ 手すり、洗面器等の設置
カウンター、記載台等	規定なし	車いす使用者が利用しやすい構造とする
聴覚障害者に配慮した設備	規定なし	文字情報表示設備等の設置を義務化

(参考) 車いすの動作寸法



この結果、行政、民間どちらの窓口で建築確認を受けるにしても必ずハートビル法の利用円滑化基準への適合について審査を受けることになり、バリアフリー化<sup>1</sup>の促進に法制度が大きく動き始めたといえる。

ただし、ハートビル法によるバリアフリー化の実現にも課題がある。義務化の対象施設となる特別特定建築物には福祉の街づくり条例に含まれている学校や共同住宅等が含まれておらず、また、対象建築物の規模も 2,000 m<sup>2</sup>以上のものに限られているな

<sup>1</sup> ここでは、法律の言葉に沿って「バリアフリー」という言葉を使用することとする。この場合においても目指すべき内容は「ユニバーサルデザイン」と同様である。

ど、福祉の街づくり条例とは大きく隔たりがある。

一方、この改正法においては、同法に基づき地方自治体が制定する条例（以下「ハートビル条例」という。）により、特別特定建築物の追加、義務化の対象規模の面積の引下げ、利用円滑化基準への条件の付加を行うことができるとされた。

既に近隣の地方自治体では、東京都や横浜市においてハートビル条例が制定されており、その役割を發揮している。ハートビル法やハートビル条例は建築確認時に指定確認検査機関においても審査を受けるため、その基準に適合していなければ法的に建築が認められない。

先に述べたように、現状では福祉の街づくり条例の整備基準に適合していなくても法的には建築が可能であり、指定確認検査機関による建築確認の増加等により福祉の街づくり条例の実効性の確保が課題となっていることから、将来的にはハートビル法及びハートビル条例の制度的枠組みに県の福祉のまちづくりの柱を移行し、この枠組みで担保できない部分については福祉の街づくり条例で補完していくべきであり、そのために今後ハートビル条例の制定について検討する必要がある。

なお、条例化の手法に関しては、東京都や横浜市のように福祉のまちづくり条例とは独立したハートビル条例とする方法と、石川県や熊本県等のように福祉のまちづくり条例の中に条項を盛り込む方法があるが、神奈川県内において建築の設計を行う者は東京都や横浜市においても建築設計を行うことが多いと考えられることから、近隣の地方自治体と同様に独立したハートビル条例とする方法が、設計者側にとって分かりやすいと思われる。

図表 4 - 4 ハートビル法に基づく条例化の手法の考え方

考えられる手法	メリット	デメリット	制定自治体
独立したハートビル条例とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造がシンプルな条例で分かりやすい。</li> <li>・福祉のまちづくり条例との切り分けが明確になる。</li> <li>・隣接都市と同じ形態となり地元の設計者にとっては馴染みやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉のまちづくり関係の条例が2本になる。</li> <li>・強制力のない福祉のまちづくり条例の遵守意識が薄れる恐れがある。</li> </ul>	東京都 横浜市
福祉のまちづくり条例に盛り込む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハートビル条例の部分と同時に福祉のまちづくり条例の周知を図ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強制力のある条項が混在し、条例が複雑になる。</li> <li>・強制力のない条項の遵守意識が薄れる恐れがある。</li> </ul>	石川県 熊本県 京都府

他の制定自治体のハートビル条例の内容については図表 4 - 7 を参照

(5) ハートビル条例（案）

以上を踏まえて研究チームで検討した神奈川県のハートビル条例（案）を次のとおり提案する（条文については、資料編を参照）。

## 神奈川県のアートビル条例（案）

### 特別特定建築物の追加

・学校 ・事務所 ・共同住宅 ・保育所等の福祉施設 ・運動施設

### 義務化の対象規模の引下げ

0 m <sup>2</sup> 以上（すべて）	500 m <sup>2</sup> 以上	1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
・学校・病院、診療所（有床）・集会場又は公会堂・官公署・老人ホーム、保育所、老人福祉センター、児童厚生施設等・博物館、図書館・車両の停車場等・公衆便所	・診療所（無床） ・百貨店等の物販店 ・飲食店 ・郵便局、銀行等	・劇場 ・集会場（集会室の床面積が 200 m <sup>2</sup> 以下） ・展示場・ホテル・運動施設・公衆浴場・駐車施設	・事務所 ・共同住宅

### 利用円滑化基準の強化

建物全体にかかる基準	利用円滑化経路にかかる基準
<b>【廊下】</b> ・階段、傾斜路の下端に点状ブロック <b>【階段】</b> ・踊場に手すり設置 <b>【傾斜路】</b> ・手すりを設置・転落を防ぐ構造 <b>【便所】</b> ・出入口の幅員 80cm 以上 ・車いす便房、その他の便房の出入口 80cm 以上 ・便房、小便器に手すり設置 <b>【浴室】</b> ・浴槽、シャワー、手すりを適切に配置する ・車いす使用者が利用できる大きさ ・出入口の幅員 80cm 以上	・地上へ通じる出入口の幅員 90cm 以上 ・敷地内通路の幅員 140cm 以上 ・廊下の幅員 140cm 以上 ・エレベーターの設置 2 階以上

アートビル条例により付加できるア 特別特定建築物の追加、イ 義務化の対象規模の引下げ、ウ 利用円滑化基準の強化については以下の考え方で整理した。

#### ア 特別特定建築物の追加

福祉の街づくり条例の事前協議件数の多い特定建築物についてはアートビル法に基づく基準適合義務の対象に加えるべきであるので、最も件数の多い「共同住宅」を特別特定建築物に追加する。さらに、利用者にとって選択の余地が少ないと思われる特定施設として「保育所」、「学校」、「運動施設」を、また就業環境のユニバーサルデザインを進めるという視点から「事務所」を特別特定建築物に追加する（図表 4 - 5 次頁参照）。

図表 4 - 5 福祉の街づくり条例の用途別事前協議件数（研究チーム調べ）

（平成 14～16 年度 100 件以上を抜粋）

用途	件数	特別特定建築物	特定建築物
共同住宅	379		
商業施設	314		
福祉施設	245	○老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等	○保育所等
無床診療所	160		
学校等	142	○盲・聾・養護学校	○左記以外
官公庁	134		
集会場等	131		

すべてが該当 一部が該当

#### イ 義務化の対象規模引下げ

基準への適合義務を課す対象規模の引下げは、福祉の街づくり条例の事前協議対象施設のうち、用途ごとに 50%以上が対象となることを原則としつつ、公共性を加味して対象規模を引き下げる。

例えば、運動施設や公衆浴場は 1000 m<sup>2</sup>以上の施設で全体の 50%以上が対象となるのでこれらを対象とする。また、官公庁、学校、福祉関係施設や医療施設（有床）は公共性が特に高いことから、すべての施設を基準適合義務の対象とする。

図表 4 - 6 福祉の街づくり条例における規模別事前協議割合（研究チーム調べ）

（平成 14～16 年度）（単位：％）

用途	500 m <sup>2</sup> 未満	500～ 1000 m <sup>2</sup>	1000～ 2000 m <sup>2</sup>	2000 m <sup>2</sup> 以上	用途	500 m <sup>2</sup> 未満	500～ 1000 m <sup>2</sup>	1000～ 2000 m <sup>2</sup>	2000 m <sup>2</sup> 以上
官公庁	70.1	8.2	8.2	13.4	共同住宅	0.3	0.8	32.5	66.5
学校等	34.5	11.3	23.2	31.0	事務所	7.3	2.4	43.9	46.3
集会場等	74.0	11.5	8.4	6.1	宿泊施設	4.3	-	26.1	69.6
医療（無床）	80.0	13.8	4.4	1.9	公衆浴場	-	21.4	42.9	35.7
医療（有床）	14.3	16.3	22.4	46.9	運動施設	20.0	10.0	30.0	40.0
福祉施設	38.0	19.2	13.1	29.8	興行遊興	1.8	20.0	29.1	49.1
金融機関	33.3	52.4	14.3	0.0	工場	1.6	-	27.4	71.0
店舗等	39.2	28.7	13.7	18.5	公衆便所	100.0	-	-	-

全体では(500 m<sup>2</sup>未満)35.0%、(500～1000 m<sup>2</sup>)12.8%、(1000～2000 m<sup>2</sup>)19.1%、(2000 m<sup>2</sup>以上)33.1%

#### ウ 利用円滑化基準の強化

原則的に、可能な限り福祉の街づくり条例の整備基準に近づけるよう利用円滑化基準を強化する。

車いすでも円滑に通行ができるよう、敷地内通路や廊下の幅員を 140cm 以上に、地上へ通じる出入口を 90cm 以上にする。また、視覚障害者への配慮として階段の下

端にも点状ブロックを敷設する。さらに、便所の円滑な利用のために出入口の幅員を規定するとともに手すりを設置するほか、浴室についても手すりの配置や大きさなどについて規定を設け、2階建て以上の建物にはエレベーターを設置する。

なお、他の地方自治体のハートビル条例の内容については、115頁の図表4-7を参照されたい。

これまで述べてきたように、ハートビル法やハートビル条例により建築確認窓口においてバリアフリー基準への適合が法的には担保されるが、単に基準に適合していれば利用しやすい整備がなされるとは限らない。その意味で、審査を行う職員には適切なアドバイスを行う能力が求められる。今後は行政、民間を問わずそうした職員の人材育成を図る必要がある。

さらに、平成17年から平成18年にかけて建物の構造計算書の偽造や完成検査後の違法改造が発覚し、従来以上に審査体制の強化が求められている中で、担当職員の増員も課題の一つである。ハートビル条例による規制を設けることや、福祉の街づくり条例を含む完成検査後の審査体制を強化することは、同時に審査の現場にも一定の負担をもたらすことから、福祉のまちづくりの実効性をより確実にするためには窓口業務にあたる職員数の増員も併せて考慮すべきである。

#### (6) 福祉の街づくり条例整備基準の改正

先に述べたハートビル条例で強化できる基準はハートビル法の施行令に規定される特定施設の範囲に限られ、さらに強制力を伴うという性格上、整備義務の対象施設の範囲の拡大は慎重に行う必要がある。これに対して福祉の街づくり条例は、ハートビル条例では規定することができない施設の細かい部分まで整備基準に定めることができ、誘導条例である性格上、整備基準のレベルをより高い水準に求め協議の対象施設をより幅広く捉えることができる。こうした条例の性格の違いを活かし、福祉の街づくり条例も引き続きユニバーサルデザインのまちづくりに寄与することが期待される。

一方、先に示したハートビル条例案においては、エレベーターの設置等の対象施設の範囲が福祉の街づくり条例で義務付ける範囲よりも広がってくる。そのような不整合を防ぐために、福祉の街づくり条例の整備基準もハートビル条例の基準と整合を図るための調整が同時に必要となってくる。

併せて改正後4年が経過しようとしている福祉の街づくり条例の整備基準については、整備実態、利用実態を踏まえながら、様々な人々に配慮したユニバーサルデザインを実現するために、再度見直しを図る時期でもある。

その中で、車いす対応駐車区画は、これまで車いすを使用する人から必要なときに空いていないといった声も聞かれるなど、整備数の不足が指摘されていることから、現状の整備基準よりも設置最低数を増やす必要がある。

みんなのトイレについては、上肢に障害がある人への配慮から自動洗浄機能等の設置を標準化するほか、特に聴覚障害者への配慮としてフラッシュベルなどの緊急通報装置の設置、また子育て支援の視点からベビーカーなどの設置を義務化することで、よりユニバーサルデザイン化を図ることが必要である。

エスカレーターにはこれまで視覚障害者を誘導しない傾向があったが、視覚障害者でも安全に利用できるよう積極的にユニバーサルデザイン化を図るために音声案内の設置も求められる。

以上を踏まえ、次のような整備基準改正案を提案する。

福祉の街づくり条例整備基準の改正（案）	
ハートビル条例制定に伴う改正	その他の改正
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下の幅員 140cm 以上</li> <li>・エレベーターの設置対象規模引下げ (規模は用途により、すべて又は 500 m<sup>2</sup>以上に)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす対応駐車区画 1 台以上設置 (全体の 50 分の 1 以上)</li> <li>・みんなのトイレ ベビーチェア、ベビーベッドを設置 自動洗浄乾燥機能付き便座を設置 非常用呼び出しボタン・フラッシュベルなどの緊急通報装置を設置</li> <li>・エスカレーター 始末端部では音声等により注意喚起</li> </ul>



図表4 - 7 各地方自治体と神奈川県（案）のハートビル条例内容比較

次頁に続く

	神奈川県（案）	石川県	東京都
施行日		平成16年4月1日	平成16年7月1日
建築物の特 定追加建	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・事務所</li> <li>・共同住宅</li> <li>・保育所等</li> <li>・運動施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中高等学校、中等教育学校、大学、高専</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・共同住宅</li> <li>・保育所等</li> <li>・運動施設</li> <li>・料理店</li> </ul>
義務化の 対象規模の 引下げ	<p>【0㎡以上(すべて)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・病院、診療所（有床）</li> <li>・集会場又は公会堂</li> <li>・官公署</li> <li>・老人ホーム、保育所、老人福祉センター、児童厚生施設等</li> <li>・博物館、図書館</li> <li>・車両の停車場等</li> <li>・公衆便所</li> </ul> <p>【500㎡以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所（無床）</li> <li>・百貨店等の物販店</li> <li>・飲食店</li> <li>・郵便局、銀行等</li> </ul> <p>【1000㎡以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・劇場</li> <li>・集会場（集会室の床面積が200㎡以下）</li> <li>・展示場</li> <li>・ホテル</li> <li>・運動施設</li> <li>・公衆浴場</li> <li>・駐車施設</li> </ul> <p>【2000㎡以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所</li> <li>・共同住宅</li> </ul>	<p>【1000㎡以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての特別特定建築物</li> </ul>	<p>【0㎡以上(すべて)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・病院、診療所（有床）</li> <li>・集会場又は公会堂</li> <li>・官公署</li> <li>・老人ホーム、保育所、老人福祉センター、児童厚生施設等</li> <li>・博物館、図書館</li> <li>・車両の停車場等</li> <li>・公衆便所</li> </ul> <p>【500㎡以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所（無床）</li> <li>・百貨店等の物販店</li> <li>・飲食店</li> <li>・郵便局、銀行等</li> <li>・駐車施設</li> </ul> <p>【1000㎡以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・劇場</li> <li>・集会場（集会室の床面積が200㎡以下）</li> <li>・展示場</li> <li>・ホテル</li> <li>・運動施設</li> <li>・公衆浴場</li> <li>・料理店</li> </ul> <p>【2000㎡以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅</li> </ul> <p>* 指定規模未満の建築物で同一敷地内の他の特別特定建築物との合計面積が2000㎡以上の場合には、規模を満たしているとする。</p>
バリアフリー 基準（利用 円滑化基準） の強化	<p>【廊下】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段、傾斜路の下端に点状ブロック</li> </ul> <p>【階段】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・踊場に手すり設置</li> </ul> <p>【傾斜路】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりを設置</li> <li>・転落を防ぐ構造</li> </ul> <p>【便所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口の幅員80cm以上</li> <li>・車いす便房、その他の便房の出入口80cm以上</li> <li>・便房、小便器に手すり設置</li> </ul> <p>【浴室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽、シャワー、手すりを適切に配置</li> <li>・車いす使用者が利用できる大きさ</li> <li>・出入口の幅員80cm以上</li> </ul> <p>【利用円滑化経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地上へ通じる出入口の幅員90cm以上</li> <li>・敷地内通路の幅員140cm以上</li> <li>・廊下の幅員140cm以上</li> </ul>	<p>【利用円滑化経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地上へ通じる出入口にひさし又は屋根を設ける</li> </ul>	<p>【階段】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・踊場に手すり設置</li> <li>・幅員120cm以上</li> </ul> <p>【便所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築規模によりベビーチェア、ベビーベッドを設置</li> </ul> <p>【浴室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽、シャワー、手すりを適切に配置</li> <li>・車いす使用者が利用できる大きさ</li> <li>・出入口の幅員85cm以上</li> </ul> <p>【利用円滑化経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口の幅員85cm以上</li> <li>・地上へ通じる出入口の幅員100cm以上</li> <li>・廊下の幅員140cm以上</li> <li>・階段の下端に点状ブロック</li> <li>・一部の施設でおむつ交換の場所を設置</li> <li>・傾斜路 階段に代わり設置140cm以上 手すりを設置</li> <li>・敷地内通路の幅員140cm以上</li> </ul> <p>【共同住宅の特定経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口の幅員80cm以上</li> <li>・廊下の幅員120cm以上</li> <li>・傾斜路の幅員(階段に代わり設置)120cm以上</li> <li>・敷地内通路の幅員120cm以上</li> </ul>

	京都府	熊本県	横浜市
施行日	平成16年10月1日	平成16年10月1日	平成17年4月1日
建築物の特定追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・事務所</li> <li>・共同住宅</li> <li>・保育所等</li> <li>・自動車教習所、学習塾</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中高等学校、中等教育学校、大学、高専、専修学校、各種学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・保育所等</li> <li>・運動施設</li> </ul>
義務化の対象規模の引下げ	<p>【1000㎡以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別特定建築物（体育館、自動車停留施設、公衆便所等を除く）</li> </ul> <p>【2000㎡以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館、自動車停留施設、公衆便所等</li> </ul> <p>【3000㎡以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所</li> <li>・共同住宅</li> </ul> <p>*指定規模未満の建築物で同一敷地内の他の特別特定建築物との合計面積が2000㎡以上の場合は、規模を満たしているとする。</p>	<p>【1000㎡以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盲聾養護学校</li> <li>・病院、診療所</li> <li>・官公署</li> <li>・老人ホーム、老人福祉センター等（児童厚生施設等を除く）</li> <li>・体育館、水泳場</li> <li>・博物館、図書館</li> </ul> <p>【2000㎡以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の特別特定建築物</li> </ul>	<p>【0㎡以上(すべて)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所（有床）</li> <li>・集会場（1）、公会堂</li> <li>・官公署</li> <li>・老人ホーム、保育所、老人福祉センター、児童厚生施設等</li> <li>・博物館、図書館</li> <li>・公衆便所（地方公共団体が設置）</li> </ul> <p>【300㎡以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所（無床）</li> <li>・劇場</li> <li>・百貨店等の物販店</li> <li>・遊技場・飲食店</li> <li>・郵便局、銀行等</li> </ul> <p>【1000㎡以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・集会場（2）</li> <li>・ホテル</li> <li>・運動施設</li> <li>・公衆浴場</li> <li>・駐車施設</li> <li>・公衆便所（地方公共団体以外が設置）</li> </ul>
バリアフリー基準（利用円滑化基準）の強化	<p>【階段】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・踊場に手すり設置</li> </ul> <p>【便所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者用便房 <ul style="list-style-type: none"> <li>出入口の幅員85cm</li> <li>大きさ180×180cm以上</li> </ul> </li> <li>・床置き式便器、和式便器、腰掛便座に手すり設置</li> <li>・和式便器、小便器の足踏部分に点状ブロック設置</li> </ul> <p>【浴室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽、シャワー、手すりを適切に配置</li> <li>・車いす使用者が利用できる大きさ</li> <li>・出入口の幅員85cm以上</li> </ul> <p>【利用円滑化経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地上へ通じる出入口の幅員90cm以上</li> <li>・廊下の幅員130cm以上</li> <li>・傾斜路 <ul style="list-style-type: none"> <li>階段に代わり設置130cm以上</li> <li>手すりを設置</li> </ul> </li> <li>・エレベーター <ul style="list-style-type: none"> <li>音声案内の設置</li> <li>ロビーの点字制御装置の前に点状ブロックを敷設</li> </ul> </li> <li>・敷地内通路の幅員130cm以上</li> </ul> <p>【共同住宅等の特定経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な出入口の幅員90cm以上</li> <li>・傾斜路に手すりを設置</li> <li>・敷地内通路の傾斜路の幅員130cm以上</li> </ul>	<p>【階段】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・踊場を含む両側に手すり設置</li> </ul> <p>【便所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員120cm以上</li> <li>・出入口の幅員80cm以上</li> <li>・便房、小便器に手すり設置</li> </ul> <p>【浴室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽、シャワー、手すりを適切に配置</li> <li>・車いす使用者が利用できる大きさ</li> <li>・出入口の幅員80cm以上</li> </ul> <p>【利用円滑化経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地上へ通じる出入口の幅員90cm以上</li> <li>・廊下の幅員140cm以上</li> <li>・傾斜路 <ul style="list-style-type: none"> <li>階段に代わり設置140cm以上</li> <li>階段に併設100cm以上</li> <li>手すりを設置</li> </ul> </li> <li>・床面積5000㎡以上の昇降機の出入口90cm以上</li> <li>・敷地内通路の幅員140cm以上</li> </ul>	

(1)集会室の床面積が200㎡超又は集会室の床面積の合計が1000㎡超のもの

(2)(1)以外のもの

## 2 利用者の声を施設整備に反映させる仕組み

### (1) 整備基準の限界

福祉の街づくり条例やハートビル法にはだれもが利用しやすい施設を実現するため、それぞれ整備基準が定められている。基本的には、これに従って建設されれば障害者等にも利用しやすい施設になるはずである。しかし、施設の形態は様々であり、例えば通路やスロープの幅員までは規定できても、その配置場所までは規定できない。車いす対応トイレについても、便器、洗面器等の配置によって使い勝手が大きく変わってくる可能性があるが、あらゆる形態を想定した配置の基準を設けることは困難である。

そこで、利用しやすい施設を実現する手段として、実際に想定される利用者の意見を計画段階から取り入れることが必要である。

### (2) 利用者参加の仕組みづくり

利用者の意見を施設整備に反映させるために実際に「利用者参加」が行われている事例はまだまだ一般的ではない。ともすると、時間、予算、手間がかかるという懸念から、敬遠されがちなのが現実である。かといって、こうした仕組みを法律等でいきなり義務化することもまた現実的ではない。

この場合、まず行政において公共施設を整備する際に利用者参加の仕組みをつくり、民間の模範となるべきであろう。

国（国土交通省）では「ユニバーサルデザイン政策大綱」の基本的考え方の中で、利用者、住民、NPOなどの多様な参加の推進を第一に挙げている。具体例としては羽田空港の国際線旅客ターミナル地区の整備において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施設となるよう設計の段階から幅広い関係者からの意見・提案を反映させた「参加型」の整備運営を目指している<sup>2</sup>。

県でも、第1章第1節でふれたように県民センター15階に「みんなのトイレ」を設置した際、利用者の意見を聴取し、その整備に反映させた実績がある。しかし、当該事例は施設を所管する当時の福祉部が主導してモデル的に実施したのものとしてとどまってしまう、その後の施設整備に十分活かされているとはいえない。今後は、施設整備の施工担当課が中心となって利用者参加が行われるような仕組みづくりが必要である。

こうした方向を目指した取組事例として、熊本県では建築物のユニバーサルデザインのための考え方や参考となる基準を示した「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン」を作成している（126頁参照）。その中で建物づくりのプロセスとして、構想から設計、施工それに評価の各段階における利用者意見の聴取・反映の必要性について言及している。併せて、優れた建物も意図したとおりに利用されるかは施設管理者の意識に左右されることから、設計段階からの利用者意見の聴取の場に施設管理者が参加する必要性も訴えている。そしてアンケートやワークショップの実施等、利用者ニーズの把握のポイントや、施設供用後の利用者による検証の必要性を訴えるとともに、こうして得

<sup>2</sup> 同整備については、PFI（Private Finance Initiative：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法）により整備されることが決まっており、今後県においてPFIにより整備される施設が多くなると予想されることから、同整備における利用者参加の仕組みは大いに参考になるだろう。

られた成果をUDデータバンクに蓄積し、別の建築プロジェクトに反映させることとしている。さらに、同県の福祉のまちづくり条例である「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」の中に、努力義務ではあるが公共的施設等の設計及び施工に際しての高齢者、障害者等への意見聴取について定めている<sup>3</sup>。

また、福島県では「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」を定めている。この指針では、建築物のほか道路、河川、公園といった公共施設等の整備に携わる人がユニバーサルデザインを実現していくための手引きとして策定されたもので、「基本理念」では施設づくりの各段階でより多くの利用者ニーズを把握することの大切さを掲げ、「施設づくりのプロセス」では各段階における利用者参加のポイントも示すとともに、利用者参加の手法や考え方、それに利用者の視点からの施設の評価の必要性について言及している。

徳島県では、同県が事業主体となるすべての公共事業を対象とした「とくしま公共事業ユニバーサルデザイン推進プラン」を策定している。このプランでは事業分類ごとにユニバーサルデザインの数値目標を定めるとともに、事業手法の1番目に利用者重視のプロセスの確立をうたっている。具体的には事業のはじめから完成後の評価まで利用者が参加し、この過程で得られたデータを蓄積し、新たな計画に反映していく仕組みを確立するとしている。

県でも自ら率先してユニバーサルデザインに取り組むという観点から、これらの先行する県の取組を参考にガイドラインを作成し、施設整備に利用者の意見を反映させる取組が必要である。その際、すべての施設整備を利用者参加の対象とすることは理想ではあるが、県としてのノウハウを確立するまでは、利用者数の多い施設を中心に取り組むことが適当と思われる。

利用者意見の反映の具体的な仕組みとしては、学識経験者を含めて、障害者等の利用者を主体とした検討委員会の設置が一つの方法として考えられる。なお、このような検討委員会方式による取組は既に逗子市の公共施設整備において制度化され、実績を重ねつつある（120頁参照）。また、整備に長期間かかる、中部国際空港のような大規模施設についても、利用者の声を反映させる取組ができてきている（123頁参照）。

委員会設置に当たっては、参加者の募集方法や利用者の意見が対立した際の調整手法等、検討すべき課題は多い。特に、実際に委員会で検討を進める際に議論が偏ったり、意見が対立する場合、専門的な知識に基づいた大局的な視点からの調整が必要であり、その重要なコーディネーターとしての役割を担うのが学識経験者である。委員会には第三者的な立場から議論を整理できる、専門的な知識を兼ね備えたコーディネーターが必要である。

### (3) 各段階における利用者参加

実際に利用者の声を反映させるには、各段階に応じた様々な対応が考えられる。

まず、構想段階における利用者参加、それから基本設計、実施設計と各段階において利用者意見を取り入れながら計画を完成させていく。

<sup>3</sup> このほか、愛知県や岡山県、沖縄県でも同様の規定が条例で定められている。詳細は155頁参照

次に、施工段階から完成後の参加については、実際に施設供用後の使い勝手がどうであるかが利用者にとって最も重要なポイントである。利用者の声を聴くことで施設の改善点が明らかになり、ソフト面での対応（人による対応）で改善できることもある。

このように、様々な段階での利用者の参加によって、絶え間なく改善が繰り返されることで利用者の満足度を満たす施設ができあがっていく。こうして得られたノウハウをデータバンクとして蓄積し、さらに別の施設の整備の際に活用していくことがユニバーサルデザインをより発展させていく上で必要である。

図表 4 - 8 各段階における利用者参加の手法

基本構想・設計段階	アンケート調査やワークショップなどで多くの県民の意見を広く収集。必要とされる機能、性能を把握する。
施工段階	ある程度工事が進んだら、各障害者や高齢者等から参加者を絞り、設計では想定できなかった事柄について意見を聴く。
完成後の検証段階	施工途中と同様の参加者により、完成した施設の課題を確認。
改修への反映段階	施設の運用開始後、一定期間経過後に利用者を対象としたアンケート調査などにより施設の評価を行う。

## 利用者参加による公共施設の整備（神奈川県逗子市の取組）

ここでは「当事者が計画段階から参加して公共施設の整備を検討する」という全国的にも事例の少ない逗子市の取組について取り上げる。

### 1 公共施設整備福祉適合検討委員会

#### (1) 検討委員会発足の経緯

市では公共施設の整備後に施設の実際の使い勝手に対する苦情が寄せられるといった課題を抱えていた。そこで、設計者や行政担当者が気づきにくい、利用者が感じている不便さを施設の設計に活かし、より使い勝手の良いものとするため、当事者が公共施設の整備を検討する「逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会(以下「委員会」という。)」を平成12年6月1日に設置した。委員会の設置に当たっては、「逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会設置等に関する要綱(以下「要綱」という。)」を制定した。

#### (2) 委員会の構成

委員会は障害者等の当事者を中心に11人で構成され(図表1参照)任期は3年である。障害者等は団体からの推薦、市民は公募による。市職員は福祉部、都市整備部から部長クラス(次長)が委員となっている。

図表1 委員会の構成

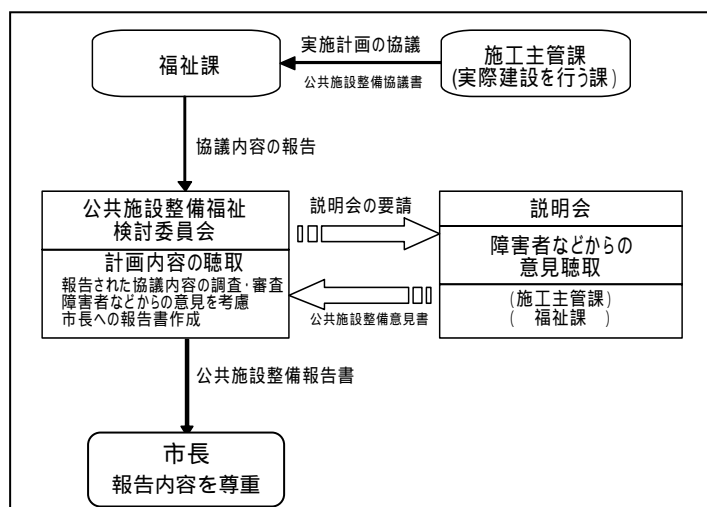
所 属	備 考
学識経験者(建築の専門家)	大学院教授(委員長)
知識経験者	身体障害者(肢体不自由)
市民	2名(公募による)
逗子市身体障害者福祉協会	身体障害者(視覚障害)
逗子市手をつなぐ育成会	知的障害者の保護者
逗葉ろうあ協会	身体障害者(聴覚障害)
逗子市老人クラブ連合会	
逗子市社会福祉協議会	
逗子市職員	2名(都市整備部次長、福祉部次長)
合 計	11名

#### (3) 委員会の概要

要綱には、市が公共施設の新築、新設、増改築、用途変更、大規模修繕又は模様替えをするときには、神奈川県福祉の街づくり条例の整備基準を遵守するよう努めることとしている。

委員会は、施工の内容について、工事主管課からの説明と資料(設計図等)により協議し、障害者等施設利用者が安全かつ快適に

図表2 委員会フローチャート



(「かながわ夢タウンニュース vol.9」より)

利用する上で必要な措置をまとめ、市長に報告する。市長は報告された内容を尊重しなければならない。

このように、設計変更が可能な計画段階から当事者・専門家によるチェックを行うことで、施設を初めから使いやすいものに近づけることができる。(図表2 前頁参照)

#### (4) 検討の具体的な流れ

施工主管課での入札実施後、主管課からの工事内容についての協議の申入れにより、委員会が開催される。委員はあらかじめ送付されている資料(設計図面等)を参考に、主管課(設計業者を含む)からの説明を踏まえて議論を交わす。検討の結果、改善点を委員会の意見とし、報告書にまとめ、市長に提出する。

#### (5) 検討の実施状況

今までに委員会で検討した案件は図表3のとおりである。

図表3 検討委員会検討案件

案件名	施工主管課	備考
グリーンヒル砂場公園	緑政課	手洗い場、砂場スロープ、東屋等
バリアフリー工事	都市整備課	道路、歩道
沼間南台市営住宅	都市整備課	駐車場、住宅設備、昇降機等
文教ゾーン整備事業	企画調整課、教育総務課、文化プラザホール	駐車場、視覚障害対応、車いすトイレ、プールなど
海岸中央トイレ	経済観光課	スロープ、照明、非常ベル等
子育て支援センター	福祉課	安全性、車いす対応等
(仮) 逗子桜山集会所	市民課	道路、玄関、和室、トイレ
新宿会館(新築)	市民課	玄関、ホール、トイレ等
新宿会館(変更分)	市民課	トイレ、カウンター等
沼間小学校屋内運動場	教育総務課	出入口通路、トイレ
海岸東トイレ(建替え)	経済観光課	
久木中学校プール	教育総務課	車いす対応
ハイランド自治会館	市民課	屋内、トイレ、周辺設備

## 2 委員会運営の留意点等

これまでの成果から委員会を運営する場合の留意点等について述べる。

- ・モックアップの活用：委員(当事者)は建築に関して専門的な知識を有していない場合もあるため、設計図面等から施設の空間を具体的にイメージすることが困難である。こうしたイメージを委員間で共有することが審査に当たって不可欠であり、そのためには実寸大の模型(モックアップ)の活用が効果的である。(市では、トイレのモックアップを製作する方向で検討している。)
- ・検討回数は複数回必要：現在は工事の施工期間等の理由から、1案件につき原則1回の検討であるが、複数回行うことが望ましい。1回目に計画案を理解して課題を出し、2回目以降はそれらの解決策を検討する。
- ・専門知識を備えたコーディネーターの存在：委員の考えや障害の違いから議論がかみ合わなかったりすることもあるが、学識経験者である委員長が他の論点を提起したり、安全性等の観点から再検討して妥協点を見出し、相互理解の上で解

決している。第三者的な立場から議論を整理できる専門知識を備えたコーディネーターの存在は重要である。

- ・ 施工途中での確認：市長に報告した内容が施工業者にうまく伝わらず、委員会の報告内容と完成した施設が違っていることがあることから、市では、現在、施工途中での視察を実施している<sup>4</sup>。
- ・ 行政側の意識改革：神奈川県福祉の街づくり条例の整備基準で定められていないきめ細かな内容について検討する目的で発足した委員会であるため、まずは職員が条例の整備基準はあくまでも最低基準であると認識することが重要である。委員会の発足以来、5年を経た中では職員にもバリアフリーの意識が浸透してきており、委員会の意見に強制力がないにもかかわらず、できる限り委員会の意見に添う努力をし、実現している。しかし限られた事業予算の中では、意見をすべて採り入れられない場合もある。
- ・ 委員会参加者の心構え：委員会は当事者、行政、業者等がより良い施設を実現するためにできることを考える「提案の場」であるという心構えを持って協議に当たっている。
- ・ 委員以外からのヒアリングの必要性：委員が審査を行うには委員以外の当事者に関する情報を知る必要があり、案件によって、委員以外の当事者のヒアリングを実施する必要がある。

### 3 まとめ

このような委員会の活動により、委員が互いの障害について認識を深め、自己主張ではなく、他者の意見や立場に配慮しながら妥協点や解決策を見出している。公共施設のユニバーサルデザイン化に当たっては、障害者等に個別にヒアリングを行う例が多くみられるが、その場合、各当事者はそれぞれの意見を主張するにとどまるため、個々の改善点にそれぞれ対応するだけになってしまう。様々な立場の当事者が一つのテーブルを囲んで検討することで利用しやすい施設への新しい改善手法が見つかることもある。

こうした議論の積み重ねをデータとして蓄積し、後の施設整備に活用することも必要である。データの蓄積は、ただ記録を取ればよいというものではない。案件ごとの論点やそれらを受協点に導いたプロセスを明らかにすることで、他の案件を検討する際のノウハウとして活用できる。大切なのは議論の結果ではなく、そのプロセスの記録なのである。

#### <参考>

- ・ 「当事者参加による公共施設のバリアフリー整備に関する研究」  
(2002年度 奥村厚洋 著 横浜国立大学大学院修士論文)
- ・ 逗子市福祉部福祉課へのヒアリング調査
- ・ 横浜国立大学大学院教授 大原 一興氏(逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会委員長)からの助言

<sup>4</sup> こうした確認は効果的であるが、様々な障害のある委員が工事現場を視察する際、安全への配慮が必要である。しかし、安全確保を重視するあまり工事の終盤での視察になると、修正したい箇所があった場合も対応が難しくなってしまうため、タイミングを見極めるのは難しい。



## 利用者参加による公共施設の整備（中部国際空港の取組）

ここでは、空港という非常に大規模な施設整備について長期にわたり障害者が計画段階から参加して検討するという全国的にも初めての、中部国際空港旅客ターミナルビルを取組を取り上げる。

### 1 中部国際空港UD研究会

#### (1) 研究会の概要

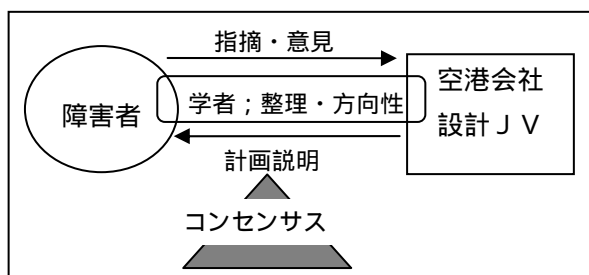
平成 11 年 7 月 15 日に愛知県内の障害者団体からなる愛知県重度障害者団体連絡協議会が空港整備の設計段階からの障害者参加の必要性について中部国際空港株式会社に文書で訴えた。これが発端となり障害者や専門家からなる中部国際空港UD研究会が平成 12 年 6 月に設置され、5 年半にわたる取組が始まった。なお、研究会の運営は空港会社から社会福祉法人 A J U 自立の家に業務委託されている（図表 2 - 2 参照）。

図表 1 会議開催数と検討期間

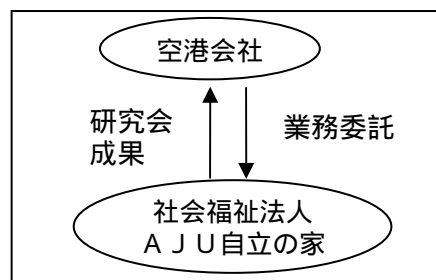
年次	H12 基本設計	H13 実施設計	H14 施工	H15 施工	H16 施工	計
研究会	2	3	2	1	1	9
部会	4	7	5	6	3	25
分科会	-	-	43	29	15	87
設備検証	1	2	15	9	3	30
合計	7	12	65	45	22	151
検討期間	H12.6~ H12.8	H13.8~ H13.12	H14.3~ H15.3	H15.3~ H16.3	H16.3~ H17.2	

障害によって関心のある設備は違うことから、参加者が関心のある分野に沿って効率的に検討できるよう、施工段階から、研究会は、学識経験者と部会長が中心メンバーの研究会、障害者がメンバーとなる部会と分科会の3層構造とした（図表 2 1、3 参照）。

図表 2 1 UD研究会の会議構成



図表 2 - 2



図表 3 UD研究会での役割

	研究会員	部会員	非部会員	空港会社	設計・施工JV
研究会		Obs.			
部会					
分科会					

出席

中心メンバーと一部が出席

適宜出席

Obs. オブザーバー参加（座長が認めたとき発言）

分科会は研究会メンバーの一人が担当し、設備テーマごとに計画や仕様の確認、検証、修正提言を行い、障害種別間のすりあわせも行った。部会は、分科会での協議や検証結果から計画や仕様を決定し、研究会は部会での協議を基に最終的な計画決定と調整を行った。

## (2) 検討メンバーの選出

研究会での検討メンバー（障害者）は空港の利用経験がある人が望ましかったが、そうした人は多くないため、外出経験が豊かな人を条件とした。また、同じ障害種別の障害者の意見についても部会等で伝えてもらえるよう、意見の伝達ができることを条件とした。

研究会設置当初は県の会議等で活躍している団体に参加してもらったが、設置後は、参加を希望するその他の団体にも参加してもらった。ただし、参加人数には限りがあるので、参加者について団体間で話し合ってもらったこともあった。

## 2 検討内容

限られた会議数の中で検討密度を上げるため、基本設計の段階では事前の計画学習会を催した。施工段階以降は、動線・昇降機、情報提供・サイン、トイレ、ユーティリティ（水飲み器、授乳室、手すりなど）、視覚障害者対応設備、空港アクセス、コンセッション・ホテル、ソフト対応、聴覚障害者対応設備について分科会を開催した。

## 3 検討に当たっての工夫

- ・ 検討の主役は当事者であるという認識の徹底：検討はあくまで当事者が主体であるという認識が重要であり、これを徹底するためにも、謝金は障害者も専門家も同額にした。検討が進むにつれ、障害者も設備のチェックポイントが分かってきて、障害者の方が学識経験者よりも鋭い指摘をする場面もあった。
- ・ 参加者の検討能力の向上に関する工夫：参加者のほとんどは飛行機を一人で利用したことがなかったため、検討能力の向上を図る狙いで、中部国際空港と同様の設備を持つ空港（国内や東南アジア）を実際に参加者に利用してもらった。その際にはモニター記録をとった。
- ・ 業者への発注要件にモックアップ（実寸大模型）による検討を盛り込む：業者への発注要件に、モックアップによる検討を経ることを盛り込み、モックアップによる検討の機会を確保した。
- ・ 合意ルールを事前に決めておく：検討中に出た意見に対する対応案を事業者が研究会等に出すことは大切であり、また合意点を見つけるまで検討を繰り返すことが重要である。とはいえ、時間切れになることもあるので、事前に時間切れの場合の決定手続を決めておくことが大切である。
- ・ 設備整備に当たってのルールを設ける：多くの人に使ってもらえる仕様（ユニバーサルデザイン）というルールの他に、案内表示の横に点字を表示するなどの具体的なルールをつくった。こうしたルールを徹底できたところは、設備完成時の検証

の際に評価が高かった。

- ・ 設備検証に当たっては、部会メンバー以外の人や初参加の人を加える：部会メンバーは検討当初から関わっているため、空間整備の過程を知っている。それが設備の検証時にプラスに働くこともあれば、先入観となってマイナスに働くこともある。一方、初めて参加する人は先入観なく、設備を検証できる。設備の検証には、両者の参加が必要である。

#### 4 利用者参加に当たっての課題、留意点

これまでの成果から利用者が施設整備の検討に参加する際の課題や留意点について述べる。

- ・ モックアップについて：UD研究会では工期・工程に間に合うものはモックアップを利用することとしたが、実際には建設現場への立入は危なくて困るとか、タイミングが合わないという理由から実施できないこともあった。
- ・ 学識経験者について：学識経験者には当事者の言葉を事業者伝える役割を担ってもらった。また当事者の検討は細かいところに集中しがちなため、大きなデザインに関する部分は補足してもらった。この場合、専門的になりすぎて、当事者から離れた意見にならないよう留意する必要がある。
- ・ 事業者の中での意識の向上、理解の共有について：事業者がユニバーサルデザインに関する意識の向上を図るためには、事業者の中にユニバーサルデザインを統括する組織が必要である。この組織が横断的に指導的な意見を言えるようにすることでユニバーサルデザインのルールを徹底できる。  
外部から事業者の意識の向上を働きかける工夫としては、当事者による検討の回数を一回だけではなく、複数回とするなど検討の仕組みをしっかりとつづけておくことが考えられる。
- ・ 長期にわたる参加への配慮：視覚障害者は図面の内容を理解するのが難しいので、事務局側で空間を言葉に置き換えるよう、説明を尽くした。一方、会議の進行が速すぎて十分理解できないなどの聴覚障害者の不満へは事務局側で十分な対応ができなかったため、聴覚障害者自身が司会進行する分科会を追加した。

#### 参考

本文は、下記論文及び(株)連空間設計 森崎康宣氏(元AJU自立の家)へのヒアリングにより執筆した。なお、文中の図表については、下記論文に掲載されている内容をもとに研究チームで作成した。

- ・ 森崎康宣「ものづくりへの障害者参加、その考え方(1)～中部国際空港での経験から」日本福祉のまちづくり学会第6回全国大会概要集 p131-132、2003年
- ・ 森崎康宣「ものづくりへの障害者参加、その考え方(2)～中部国際空港での経験から」日本福祉のまちづくり学会第7回全国大会概要集 p223-224、2004年
- ・ 森崎康宣「ものづくりへの障害者参加、その考え方(3)～中部国際空港での経験から」日本福祉のまちづくり学会第8回全国大会概要集 p323-326、2005年

## 利用者参加による公共施設の整備（熊本県の取組）

熊本県の「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン」では、利用者参加による施設改修として、県庁舎（本館）等、公共施設の改修事例が紹介されている。

### 【県庁舎（本館）改修】

改修時期

（設計）平成7～8年度（工事）平成11～15年度

#### 実施内容と参加者

- ・ワークショップ  
学識者、身体障害者福祉団体連合会、建築士、  
県老人クラブ連合会、ヒューマンネットワーク熊本ほか
- ・ヒアリング  
県立盲学校（先生、生徒）、県庁関係課職員、  
日本オストミー協会
- ・アンケート  
対象階利用者職員
- ・意見聴取会  
老人クラブ連合会、県点字図書館、県立盲学校、  
身体障害者福祉団体連合会ほか



#### 利用者意見と反映成果（視覚障害誘導ブロック）

（利用者意見）

- どこに誘導しているかわからない誘導ブロックは不要。警告ブロックは必要。（弱視者）
- 狭い通路に誘導ブロックがあると車いすでは通行しにくい。手すりでもいいのでは。（車いす使用者）
- EVボタン正面、廊下からEVホールへ曲がる部分等に点状ブロックが1枚あるとわかりやすい。（全盲者）
- 県庁新館の音声誘導は、上から声が聞こえるため方向がわかりづらい。（全盲者）
- 誘導ブロックは黄色がわかりやすい。（弱視者）

（反映成果）

- 人的な対応ができるため、1階の玄関～受付～身障者EV間のみ誘導ブロックを敷設し、その他の階は手すり誘導
- 各階の身障者EV、階段前に点状ブロックの設置
- 音声誘導装置はシステムが不統一であるので現状では設置しない。
- 手すりへの点字サインの貼り付け
- 誘導ブロックは黄色を基本とするが、明度差の確保を維持する範囲で既存設備との連続性も考慮

研究チームが独自に熊本県へ問い合わせたところ、意見聴取会は3回開催されており、トイレや手すりなど細かな施設に対するアドバイスはもちろんであるが、総論として職員意識や組織的問題等、ソフト面に対する要望が一番強かったようである。

またNPO・ボランティア活動等を応援する拠点施設として開館された「くまもと県民交流会館パレア」では、利用開始後の利用者検証として親子（小学生と両親）や中学生を対象としたワークショップを開催している。



ワークショップの様子

（ユニバーサルデザイン建築ガイドラインより）

### 3 既存施設のバリアフリー化

公共的施設のうち、新たに整備される施設については、ハートビル法や福祉の街づくり条例の整備基準への適合義務によりユニバーサルデザイン化が図られる。一方、条例制定以前から存在する既存施設の場合には、条例の整備基準への適合は努力義務であるために、現実には増改築を待って整備基準への適合が図られることになり、既存施設のバリアフリー化<sup>5</sup>は遅々として進んでいないというのが現状である。こうした状況を少しでも改善していくための方策の検討が必要である。特に、県有施設のバリアフリー化は民間施設に対し模範を示す意味からも大変重要である。

#### (1) 既存県有施設のバリアフリー化

##### ア 県有施設の現状

県有施設については県が整備実態調査を平成 15 年 2 月に実施し、バリアフリー化の現状について把握したところである。

これによると調査対象である 285 施設のうち福祉の街づくり条例が施行された平成 8 年以前に整備された建物は 216 施設と全体の 4 分の 3 を超えている。

285 施設の整備状況は次のとおりであった。

##### 【整備状況の良い項目】

車いすで通れる幅員の確保

(敷地内通路 = 96.7%、主要な出入口 = 95.8%、廊下 = 95.1%)

段差の解消

(敷地内通路 = 88.9%、主要な出入口 = 84.9%、廊下 = 90.5%、トイレ = 80.2%)

##### 【整備状況の悪い項目】

視覚障害者誘導用ブロックの敷設 (敷地内通路 = 45.2%、階段 = 18.6%)

点字表示

(階段の手すり = 9.7%、トイレ = 8.1%、案内板 = 9.1%、案内表示等 = 4.2%)

トイレへのベビーベッド、ベビーチェアの設置 = 11.2%

エレベーターの設置 = 47.2%

<参考：平成 8 年以降に新築、増改築された施設の整備割合>

・車いすで通れる幅員の確保 (主要な出入口 = 98.6%)

・視覚障害者誘導用ブロックの敷設 (敷地内通路 = 53.6%)

・エレベーターの設置 = 62.1%

##### イ バリアフリー化の課題

県有施設のバリアフリー化は、施設管理者がまずバリアを認識した後、予算を要求することになるが、現在のように県の財政に余裕がない時期においては遅々として整

<sup>5</sup> ここでは既存の建築物の障壁(バリア)を取り除いていくという意味で「バリアフリー化」を使用する。目指すところはユニバーサルデザインと同様である。

備が進まないといった状況に陥りやすい。

また、バリアフリー化は人々が生活していくうえで大変重要な課題であるにもかかわらず、昨今注目されているアスベストのような問題が発生すると優先順位がどうしても下げられてしまう傾向がある。

県では昭和 40 年代から 50 年代にかけて県立高校 100 校計画等、県有施設の整備を集中的に行った結果、県有施設の 9 割近くが築後 20～30 年を経過したものとなっている。従来、県では築後概ね 30 年を経過した施設について建替えを行うことが多かったが、昨今の厳しい財政状況の下建替えに伴う費用負担が難しくなっていることから、「神奈川県県有施設長寿命化指針」を策定し、施設の保全措置により、「長寿命化」を図るとしている。つまり、建替えによる施設のユニバーサルデザイン化の推進は困難な状況となっており、あくまでも既存の施設をいかにバリアフリー化するかが基本的な方向となる。

こうしたことを受けて、前述の県有施設長寿命化指針では施設の基本的性能の一つとして「ユニバーサルデザイン」を掲げその水準を確保することとしている。しかし、例えば保全のための防水工事といった建物の維持・修繕と階段へのスロープ設置といったバリアフリー化工事とは技術的に関連性がないため、バリアフリー化の整備を積極的に進めることは容易ではない。

#### ウ バリアフリー化の推進

ハード整備が困難な状況においては、まずソフト的な対応によりできることを各施設において検討すべきである。例えば、2 階の窓口へのエレベーターがない場合、窓口を 1 階に移動することが考えられる。

また、予算がない場合は職員の手作業でできることを実施する。例えば、視覚障害者の誘導に必要な点字表示の整備割合は低いが、市販の機械を用いれば手すりや案内板に貼付する点字シールを作ることができる。また、既存の案内表示が分かりにくければ、パソコンを使って分かりやすい案内表示を自作することは可能であり、できることから早急に取り組むことが必要である。

大切なことは常に、改善策が検討されることである。そのためには、まず施設管理者が施設のバリアについて認識する必要がある。各施設において定期的にバリアフリー点検を実施し、バリアの把握に努めることが求められる。

その際、点検が必要な箇所と点検項目として、以下が考えられる。

##### 点検が必要な箇所及び点検項目

- ・敷地内通路、出入口、廊下（段差解消、幅員の確保、誘導ブロックの設置）
- ・階段（手すりの設置、段端の明示）
- ・車いす使用者用駐車区画（幅員の確保、案内の表示）
- ・エレベーター（大きさ、使いやすい操作盤・音声案内の有無）
- ・トイレ（車いすで入れる大きさ、手すり・ベビーチェアの設置）
- ・休憩設備（ベンチの設置、授乳室の確保）
- ・案内板、案内表示（文字の大きさ、点字表示の有無）

また、長寿命化工事は直接的にはバリアフリー化工事に結びつかない面もあるが、長寿命化工事の済んだ施設がバリアフリー化予算を優先的に獲得するといったことが考えられる。

さらに、予算については個別に予算要求していく現在の方法を改め、バリアフリー化のための特定の予算を一括して要求していくことで、県有施設全体の計画的・効率的なバリアフリー化の推進が可能となると考える。あるいは、現在はバリアフリー化のためには用いることができない各所営繕工事費の一部をバリアフリー化のための枠として活用するような工夫が考えられる。

この際、県有施設全体の課題を把握し、今後どの位の期間で整備を進めるのか、毎年どの位の予算を盛り込むのかといった計画を明らかにすることが必要である。

## (2) 既存民間施設のバリアフリー化

### ア 民間施設の現状

民間施設については県が条例適合調査を平成10年度から12年度にかけて実施している。

このうち平成10年度に実施した大規模小売店舗の調査において回答のあった215施設のうち福祉の街づくり条例が制定された1990年代より以前の建物は122施設で全体の半数を超えている。

この215施設の大規模小売店舗の調査結果及び、平成11年度に実施した金融機関254施設、平成12年度に実施した宿泊施設154施設の整備状況は次のとおりであった。

#### 大規模小売店舗の実態調査結果

##### 【整備状況の良い項目】

車いすで通れる幅員の確保（敷地内通路 = 96%、外部出入口 = 97%、廊下 = 94%）  
段差の解消（外部出入口 = 77%）

##### 【整備状況の悪い項目】

視覚障害者誘導用ブロックの敷設（敷地内通路 = 10%、外部出入口 = 10%、廊下 = 5%、階段 = 9%）  
車いす対応トイレの設置 = 38%

#### 金融機関の実態調査結果

##### 【整備状況の良い項目】

車いすで通れる幅員の確保（敷地内通路 = 84%、外部出入口 = 95%、廊下 = 84%）

##### 【整備状況の悪い項目】

視覚障害者誘導用ブロックの敷設（敷地内通路 = 6%、外部出入口 = 6%、廊下 = 11%、階段 = 4%）  
車いす対応トイレの設置 = 4%  
車いす対応駐車区画の設置 = 3%

## 宿泊施設の実態調査結果

### 【整備状況の良い項目】

車いすで通れる幅員の確保（敷地内通路 = 90%、外部出入口 = 84%、廊下 = 84%）

### 【整備状況の悪い項目】

視覚障害者誘導用ブロックの敷設（敷地内通路 = 6%、外部出入口 = 6%、廊下 = 7%、階段 = 2%）

車いす対応トイレの設置 = 29%

車いす対応駐車区画の設置 = 23%

段差の解消（外部出入口 = 39%、居室出入口 = 31%）

県有施設の調査の場合と質問項目が異なるので単純に比較はできないが、車いすで通れる幅員の確保という点では県有施設と同様、高い割合で整備されている。また、出入口の段差の解消は大規模小売店舗では比較的整備されているが、宿泊施設ではあまり整備されていない。

視覚障害者誘導用ブロックは整備の割合が低く、県有施設をかなり下回っている。車いす対応トイレ、車いす対応駐車区画の設置割合も特に金融機関で低く、障害者への配慮が浸透している状況とはまだまだいえない。

## イ 民間施設のバリアフリー化の促進

民間施設の場合、特に視覚障害者誘導用ブロックと車いす対応トイレの整備が課題であることが明らかになった。こうした施設のバリアフリー化を促進させるためには施設管理者がその必要性を認識する必要がある。

そのためには、施設管理者用のチェックポイントを整理した改善マニュアルなどを作成し、それによってまず施設のバリアの現状を認識しやすくすること、さらには実際に整備された事例について情報提供することなどが考えられる。また、施設の改善に向けた助言を行うバリアフリーアドバイザーを積極的に活用してもらうよう周知を図る必要がある。

既存民間施設のバリアフリー化は県有施設以上に難しい面がある。だからこそ、施設管理者の理解が得られるよう地道な啓発活動が欠かせない。

こうした取組のほか、財政的支援もバリアフリー化の動機付けとして考えられる。熊本県では、民間事業者が一定の基準を満たした特別特定建築物（不特定多数の人が利用する建築物、ホテル、飲食店等）を整備する場合、市町村とともに建築費の一部を助成する制度を設けている。補助の限度額は市町村で異なるが、400万円を上限額として工事費の2/3以下を補助するとしており、対象事業には新築・増改築のほか既存建築物の改修も含まれている。

県において同様の補助金制度を新たに設けることは財政的に困難な場合、既存の市町村振興補助事業のメニューの追加として対応が可能（民間施設の整備費を助成する市町村に対してその一部を負担するという財政支援）であると考えられる。

また、施設管理者への動機付けとして、施設のバリアフリー化への融資制度の創設が考えられる。制度設計の際は、一般の融資よりも有利な条件とするほか、融資対象



を福祉の街づくり条例の公共的施設をはじめ幅広く活用できることとするなど、積極的に利用されるよう工夫が必要である。併せて、融資を活用した施設の事例紹介等も行っていくことが効果的である。

#### 4 小規模施設のユニバーサルデザイン化

福祉の街づくり条例施行規則では事前協議の対象施設として、規模要件のない（規模にかかわらずすべて対象となる）ものや、規模要件があってもかなり小規模のものまで定めている。

しかし、商業店舗に関しては 200 m<sup>2</sup>以上の施設が協議対象となっているものの、日常生活に身近なコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）や理美容所等の多くが規模要件を満たさず事前協議の対象外となっていることから、こうした小規模施設のユニバーサルデザイン化が求められる。

この場合、規模要件等を設けず、すべてを福祉の街づくり条例の事前協議の対象とすると考えることもできる。しかし、小規模店舗の設置者に過度の負担を強いる可能性もあり、一律に協議対象に加えることが適当かどうか慎重に検討する必要がある。また、条例等の法的枠組みによらないでも整備を促進することができるか検討する必要がある。

##### (1) 条例による対応

東京都では「小規模建築物・既存建築物 バリアフリーガイドライン」を福祉のまちづくり条例とは別に作成して、同条例の届出対象とならない小規模施設等に関して、最低限のバリアフリー基準を示すとともに高齢者や障害者への配慮の仕方等、ソフト面での対応について示し、バリアフリー化を推進している。

兵庫県では、従来福祉のまちづくり条例に基づく事前の届出を要さなかった 100 m<sup>2</sup>未満の小規模の商業施設を平成 14 年度より同条例上で「小規模購買施設」と位置付け、それに関して整備のポイントを絞った整備基準を定め、同基準への適合努力義務を定めている。さらに、事前の届出も義務付け、知事はその内容に対し指導・助言できるとしている。

埼玉県では平成 17 年度より、従来、福祉のまちづくり条例の届出の対象となっていなかった 200 m<sup>2</sup>未満の物販・サービス店舗のうち、すべての薬局、コンビニ、理美容所及び 100 m<sup>2</sup>以上の店舗を対象に加えるとともに、これらの店舗に対しては整備項目を絞った整備基準を適用することとしている。

このように、ガイドラインにより整備を促す取組と、条例の中に取り込んでいく方法（他の自治体の取扱いについて次頁図表 4 - 9 参照）とがあるが、実効性の確保という面からは条例の中に取り込んでいく方法がより有効であると思われる。

県では現在 200 m<sup>2</sup>以上の店舗を協議対象としているが、一律に規模にかかわらずすべての店舗を対象とするよりも、公共性の高いと思われる特定の店舗について規模要件をなくしすべてを対象に取り込んでいく方法が利用者や事業者からも理解されやすい。そして、協議の対象となる規模を引き上げる施設としては、

図表 4 - 9 小規模施設に関する他の地方自治体の取扱い

自治体	小規模な物販サービス店舗、又はコンビニ、 薬局、理美容所等の扱い	基準、手続きの緩和
岩手県	理美容所や郵便局について 50 m <sup>2</sup> 以上が対象	(事前届出)
新潟県	診療所、薬局、理美容所は 100 m <sup>2</sup> 超が対象	(事前協議)
石川県	理美容所や郵便局等のサービス業を営む店舗についてすべてが対象	(事前届出)
埼玉県	200 m <sup>2</sup> 未満の薬局、理美容所、コンビニ及び 100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満の物販サービス店舗等を 「小規模建築物」とする。	小規模建築物のための 項目を絞った緩やかな 基準を設定
群馬県	物販店等は 100 m <sup>2</sup> 以上が対象	(事前届出)
愛知県	理美容所や物販店等はすべてが対象	100 m <sup>2</sup> 以下の特殊建築物について整備基準の特例を設ける。(事前届出)
三重県	薬局はすべてが対象、物品販売施設及びサービス施設(理美容所等)は 100 m <sup>2</sup> 以上が対象	(事前協議)
兵庫県	100 m <sup>2</sup> 未満の物販サービス店舗等を「小規模購買施設等」とする。	小規模購買施設等のための項目を絞った緩やかな基準を設定。届出義務はあるが完成検査はなし。
京都府	コンビニ、薬局、理美容所はすべて対象 (他の物販店等は 200 m <sup>2</sup> 以上が対象)	基準の一部を緩和
大阪府	50 m <sup>2</sup> 超の理美容所、100 m <sup>2</sup> 超のコンビニが対象 (他の物販店等は 200 m <sup>2</sup> 以上が対象)	
山口県	50 m <sup>2</sup> 以上の理美容所が対象	(事前届出)
愛媛県	100 m <sup>2</sup> を超える物販店、30 m <sup>2</sup> を超える理美容所等のサービス業を営む店舗が対象 (上記の他、事務所、共同住宅、体育館等幅広い種類の施設について 100 m <sup>2</sup> を超えるものが対象)	(事前届出)
沖縄県	150 m <sup>2</sup> 以上の理美容所その他サービス業を営む店舗が対象	(事前協議)
横浜市	薬局、理美容所はすべて対象 (他の物販店等は 300 m <sup>2</sup> 以上が対象)	基準の一部を適用除外
川崎市	コンビニ、調剤薬局はすべて対象 (他の物販店等は 200 m <sup>2</sup> 以上が対象)	基準の一部を適用除外

研究チーム調べ。最近3年間以内(平成14年度以降)に福祉のまちづくり条例の改正を行っている団体を中心に、小規模施設(本県規則の一部対象外である200 m<sup>2</sup>以下の施設)を対象とする規則を抽出

医療機関における院外処方が定着しつつあることから薬局が、  
公共料金の収納等多様なサービスを提供することからコンビニが、  
日常生活でだれもが必要とすることから理美容所が、  
考えられる。

また、新たに協議対象とする施設に適用する整備基準については、兵庫県や埼玉県のように小規模施設に適用する整備基準を別途設ける方法もあるが、県では無床診療所や小規模店舗等については整備基準の一部を適用除外するといった緩和措置が既にとられており、これと同様の扱いをすることが適当である。

## (2) 条例以外の取組

こうした新たな法的枠組みのほかに、整備された施設を優良事例として広報紙で紹介する、あるいは法的枠組外の施設については整備項目を絞ったガイドラインを設定し、それを満たしている施設にはそのことを証するマークを交付するなどの普及啓発活動も考えられる。これら取組の積み重ねが、従来法的枠組みで担保されていなかった小規模施設の整備を進める原動力となっていくことが期待できる。

さらに小規模施設は大規模施設とは異なり、店員の目が来店者に行き届きやすく、ソフト面での人的支援が期待できる。この利点を生かすために、心のユニバーサルデザインの推進に向けた啓発活動も併せて行っていくべきである。

## 5 今後の方向性

### (1) 建築物における課題

これまで述べてきたように、建築物のユニバーサルデザイン化における課題としては、新築等については、より実効性ある制度の整備、制度を補うための利用者参加の仕組みづくり、また、制度の対象外である既存施設や小規模施設のユニバーサルデザイン化の促進がある。

しかし、以上述べてきたことは建築物単体の課題であり、やはり最終的な目標はまち全体のユニバーサルデザイン化にある。

また、せっかく建築物がユニバーサルデザイン化されても、通路に物が置かれて通りづらくなっていたり、車いす使用者用駐車区画を車いす使用者以外が使用するなど、その後の管理や使用方法が不適切であるため、本来の機能を発揮できないことがある。逆に、建築物のユニバーサルデザイン化が十分でない場合でも、ソフト面での対応によりその不足を補うことが可能な場合があり、そういう意味ではソフト面での対策も重要である。



建物と歩道がそれぞれユニバーサルデザイン化されていてもつなぎ目に段差があると、使いづらい。

### (2) 今後の方向性

一部重複するが、(1)で述べた建築物における課題について今後の方向性を整理する。

#### ア 福祉のまちづくり制度の整備

福祉のまちづくりを推進するための制度的柱として、これまで福祉の街づくり条例がその役割を果たしてきたが、その弱点を補い建築物の整備に関して強制力を伴うハートビル法に基づく制度に柱を移行していくためにハートビル条例を制定する必要がある。一方で、ハートビル条例ではカバーしきれない対象施設や整備基準も依然残ることなどから、引き続き福祉の街づくり条例には重要な役割があると考えれば、今後はこの条例に、よりユニバーサルデザイン的な考え方を盛り込んでいくことが求められる。

## イ ユニバーサルデザイン建築ガイドラインの作成

だれもが利用しやすい施設の整備を実現するためには、様々な段階で、想定される利用者の声を反映することが必要である。そのためには、検討委員会の設置等の利用者参加の仕組みを構築するといった環境づくりが必要である。

また、福祉の街づくり条例等の対象外である既存施設や小規模施設も県民にとっては利用することが必要な場合が少なくなく、こうした施設のユニバーサルデザイン化を促すことも欠かせない。そのためには、施設管理者が何をしたらよいのかを、あるいは実際に整備されている事例等について情報提供していくことが必要である。

以上の趣旨を踏まえて具体的な手順を示していく一つの手段として、建築ガイドラインの作成が考えられる<sup>6</sup>。このガイドラインでは、施設づくりのプロセスとして利用者参加や施設の評価の手法について示すほか、既存施設や小規模施設において優先的に整備すべき事項などについて示すことが考えられる。ガイドラインは従来から福祉のまちづくりのマニュアルとして活用されてきた「福祉のまちづくり整備ガイドブック」とともに施設整備の手引書として有効に活用されるよう、施設管理者への浸透を図ることも併せて必要である。

図表 4 - 10 神奈川県ユニバーサルデザイン建築ガイドライン（案）の構成

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 ユニバーサルデザイン建築の基本理念（デザインのありかた）</li><li>2 施設づくりのプロセス<ol style="list-style-type: none"><li>(1)施設整備計画の視点</li><li>(2)施設整備への利用者参加の手法</li><li>(3)施設の運用・管理のポイント</li><li>(4)施設評価の実施方法</li></ol></li><li>3 施設設計の留意点<ol style="list-style-type: none"><li>(1)施設整備のポイント</li><li>(2)既存施設・小規模施設整備の優先事項</li><li>(3)ユニバーサルデザインチェックリスト</li></ol></li><li>4 その他<ol style="list-style-type: none"><li>(1)施設整備・運用の取組事例</li><li>(2)利用者の動作寸法の考え方</li></ol></li></ol> |
|---|

## ウ 相互の関連性を考慮したまちづくり

先に述べたように、公共的な建築物の新築等においては利用者に配慮された整備が進められるが、既存の多くの施設は福祉の街づくり条例が施行される以前に建設されている。また、ユニバーサルデザインのまちづくりの実現のためには、公共交通との関連性への考慮が欠かせない。そこで、一定の地域において既存公共施設や公共交通の関連性が考慮されたまちづくりを市町村が計画的に進められ

<sup>6</sup> 国土交通省では、だれもが利用できる施設整備が重要となっていることを踏まえ、国や都道府県等が所有する建築物を対象とした「ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築物整備のガイドライン」を作成している。詳細は、<http://www.mlit.go.jp/gobuild/index.html>を参照

るように、財政的支援のほか、既に取り組んでいる市町村からこれから取り組もうとする市町村へとノウハウの橋渡しをすることも必要である。さらに、より民間施設のユニバーサルデザイン化のインセンティブを高めるため、法の規制を緩和することについても検討が必要だろう。例えば、重点的にユニバーサルデザイン化を推進する地区においては容積率の制限を緩和するといった手法も考えられる。

## エ ソフト面での取組の推進

### (ア) 心のユニバーサルデザインを進める普及啓発

ハード面の整備がその効果を発揮するには、心のユニバーサルデザインが必要である。例えば、車いす利用者用駐車区画に不必要に駐車しない、点字ブロックの上に駐輪したり立ち止まったりして視覚障害者の通行の妨げをしない、あるいは廊下や歩道に不用意に物を置かない、施設利用で困っている人の手助けを適切に行うなどが挙げられる。こうした心のユニバーサルデザインを進めるために広報媒体によるPRや学校の授業等を活用した普及啓発のほか、既に県内のNPO等が実施しているまち点検も考えられる。まち点検については、研究チームが県



バリアフリー・あつぎ・まち点検の様子

政モニターを対象に実施したアンケートでも参加したい活動の第一位に挙げられている(66頁参照)。県がNPO等と協働して実施する場合には、県有施設を中心にユニバーサルデザインの点検活動を住民参加で実施することでまちづくりの課題を確認できるだけでなく、参加者を通じたユニバーサルデザインの意識の広がりが期待できる。また県だけでなく市町村の取組も促すような幅広い働きかけも必要である。

こうした普及啓発活動を一歩進めて、ユニバーサルデザインにより整備された施設の利用の妨げとなる行為(車いす利用者用駐車区画の不当な使用、点字ブロック上への駐輪等)について罰則で対処するという考え方もある<sup>7</sup>。そのような行為に対して罰則を設けることについて議論すべき課題も多数あるだろうが、今後は普及啓発活動と併せて罰則により人々のマナー、モラルを呼び起こすことも検討していく必要がある。

### (イ) 表彰制度の導入

ユニバーサルデザインに配慮された優良建築物を高く評価することで他の事業者への動機付けとするとともに、そうした施設の情報一般に提供することで広く周知できる。その具体的表彰制度としては歴史ある神奈川建築コンクールにユ

<sup>7</sup> マナーやモラルに頼ることの限界から条例で罰則を設けることとした事例の一つとして千代田区の「安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例」がある。この条例では特定の地域(「路上禁煙地区」)での喫煙及びたばこの吸い殻を捨てる行為などに対して過料という形で罰則を設けている。

ユニバーサルデザイン部門を創設することが考えられ、これにより建築物のユニバーサルデザイン化に大きく貢献することが期待される。

また、建築物だけでなくユニバーサルデザインの普及に貢献した個人や団体を表彰することで、そうしたソフト面での活動を活発化させることも考えられる。

#### (ウ) ユニバーサルデザイン化された施設の周知

先に述べたような表彰対象となるような施設は数に限りがあるが、それらのほかに、利用者への配慮を行った、他の模範となる施設もあるであろう。そうした施設も積極的に県民に向けて紹介し、ユニバーサルデザインの啓発を進めていくべきである。併せて、ハートビル法の認定建築物や福祉の街づくり条例の適合証交付施設に関する情報も提供すれば、施設整備への動機付けが期待できる。具体的にはホームページ、あるいはパンフレット等により施設の優れている点、模範とすべき点等を分かりやすく解説する方法がある。

茨城県や熊本県等では、こうした施設に関する情報提供が充実している。茨城県が提供する「福祉マップいばらき」では、駐車場や段差といった項目と、利用したい施設の種類の指定すれば、施設の検索ができる。これら施設の案内と併せて、鉄道駅舎、福祉タクシーやサービスエリア等、移動に関する情報も掲載している。熊本県では、県内の施設について取材する「UDリポーター」を県民から募り、応募者にはユニバーサルデザインの理解を深め、ユニバーサルデザインの視点から施設及びサービス面等を取材するための実地講習等を盛り込んだ「UDリポーター講座」を受講させている。講座を修了したUDリポーターは施設を取材し、取材レポートは県のホームページ「UDマップ」に地域別に掲載される。取材レポートは施設全体に関して紹介する「内容」、具体の設備状況を示す「UDチェック」、リポーターの「感想」からなり、現場の写真も掲載されている。

県においても、こうしたきめ細かな情報を県民等と協働しながら提供する必要がある。



茨城県「福祉マップいばらき」より  
<http://map.ibaraki-welfare.or.jp/>



熊本県「UDマップ」より  
[http://www.pref.kumamoto.jp/ud/mapcom/zirei\\_de tail101.html](http://www.pref.kumamoto.jp/ud/mapcom/zirei_de tail101.html)

また、県内各地域で次々と作成されているバリアフリーマップ等のリンクを県ホームページに張るなど、利用者が必要な情報をすぐに得やすいホームページづくりが重要である。こうした取組は施設の管理者がバリアフリー化に取り組む動機付けにもなる。

(I) 福祉の街づくり推進協議会の活用

これまで述べてきたまちづくりのユニバーサルデザインの推進、人材育成、表彰の審査等に当たっては、学識者等からなる専門的な見地、第三者の立場からの検討が必要になる。そうした事項を調査、検討する組織として、県の福祉の街づくり推進協議会が考えられる。

福祉の街づくり推進協議会は神奈川県福祉の街づくり条例の制定に伴い、福祉のまちづくりを進めるために平成8年3月に設置され、開催されてきた。この協議会は、学識経験者や障害者・高齢者等の団体、福祉・医療関係団体、建築・交通・商工関係団体及び行政機関等で構成され、関係団体相互で協調しながら福祉のまちづくりの推進のための施策に関する事項を協議している。こうした実績を踏まえ、今後、表彰の審査等について、幅広い立場から検討できる組織として運営することで、より安定した施策の実施が見込まれる。



## 第2節 交通

### 1 交通計画・施策の現状

ユニバーサルデザインという視点から交通を考える場合、「だれもが自由に移動できる権利」を有しているという考え方を基本に置く必要がある。県民や県を訪れる人々が自由に移動するためには、駅等旅客施設やバス等車両のユニバーサルデザイン化、公共交通の連続性や利便性の向上等、様々な対応が必要である。ここでは、特に交通不便地域の住民や単独では公共交通機関を利用することが困難な高齢者・障害者等の移動制約者（以下「移動制約者」という。）を取り上げ、現在の交通計画・施策での取扱いについて述べる。

#### (1) かながわ交通計画

県では、増大する交通需要に対応すると同時に望ましい都市構造への誘導を図るため、昭和61年12月に、「かながわ都市マスタープラン」の部門別計画として「神奈川の交通マスタープラン」を策定し、その後、自動車交通需要の拡大等、交通を取り巻く状況の変化に対応して改定を重ね、平成9年3月からは現行の「かながわ交通計画」として、県内外に及ぶ鉄道網、主要な幹線道路網等、交通網のあるべき姿を検討し、神奈川における望ましい都市交通を実現するための交通施策の基本的な方向を示している。なお、この計画は国・首都圏レベルの交通計画を県土という立場で受けとめ、調整していくための指針であり、市町村間の交通計画を県レベルの広域的視点から調整するための指針となり、また、個々の市町村が交通施策を策定するに当たったの指針となっている。

近年、高齢社会の一層の進展や、環境意識の高まりなどから、高齢者や障害者をはじめだれもが円滑に移動できる環境や、自動車交通に過度に依存しない環境等がこれまで以上に求められていることから、平成17年3月に「かながわ交通計画追録版」を策定し、引き続き交通網の整備を進める一方で、既存の交通施設を有効に活用し、自動車以外の交通手段への変更を促すなどの交通需要マネジメントや、既存道路の有効活用、バス・鉄道等公共交通の連続性・利便性の向上等、ソフト施策の充実強化に取り組むことにしている。

このように、かながわ交通計画は、鉄道や主要幹線道路等の交通網整備に基軸を置きながら、生活交通の確保策、公共交通の連続性・利便性の向上や交通需要マネジメントなどのソフト施策にも取り組み、だれもが円滑に移動できる環境の充実を図る方向にあるが、移動制約者の多様な移動ニーズを満たすまでにいたっていないのが現状である。

#### (2) 県内市町村の交通計画

市町村は、地域の実情を知る基礎自治体として、地域の生活圏内の交通について、地域住民のニーズを把握し、地域交通に主体的に関与することが期待される。

県内市町村では交通不便地域におけるコミュニティバスの運行や、乗合バス路線の退出等に係る生活交通の確保対策等が実施されている。また、高齢者・障害者等の移動制約者については、福祉バスの運行やタクシー利用助成、NPO等による福祉有償運送等福祉政策目的で個別交通手段の確保が行われている。

このように、住民の生活と密着した市町村においては、交通不便地域の住民や移動制約者に対して、交通手段の確保・提供を行う団体は多いが、地域の交通計画を策定している団体は現在のところ7市と1地域となっている。

図表4 - 11 市町村の交通計画等作成状況

市町村名	交通計画名	策定日
鎌倉市	鎌倉市交通マスタープラン	平成10年3月
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市総合交通プラン	平成14年3月
逗子市	逗子市交通計画	平成17年3月
相模原市	相模原市総合都市交通計画	平成14年3月
秦野市	はだの交通計画	平成15年3月
厚木市	厚木市都市交通体系整備構想	平成12年2月
綾瀬市	綾瀬市新総合都市交通計画	平成7年3月
県西地域広域市町村圏協議会*	県西地域総合都市交通体系マスタープラン	平成16年3月

\* 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町の2市8町で構成

## 2 移動制約者等に対応した交通手段

交通不便地域の住民や移動制約者に対応した交通手段については、各交通手段が持つ輸送力等の特徴や地域の実情、住民のニーズにより様々な対応が考えられる。

ここでは、現在、県内で取組が進んでいるコミュニティバスやSTS<sup>1</sup>のほか、今後の活用が望まれるタクシーについて取り上げ、その課題について整理する。

### (1) コミュニティバス

コミュニティバスの定義はあいまいだが、一般に「需要が小さいため既存のバス事業者がバスを運行しない地域のモビリティに関する多様なニーズに対応し、同時に福祉サービスを視野に入れた市町村が主体になって運行されるバスサービス」<sup>2</sup>とされている。現在、県内のいくつかの市町村<sup>3</sup>で交通不便地域の解消や移動制約者の外出支援を目的として、コミュニティバスが運行されている。

コミュニティバスを運行している市町村では、ほとんどの場合、バス事業者や住民を交えた検討委員会を設置し、実証運行を行い、事業を実施している。

検討委員会での議題は、主に運行経路の設定と運賃の設定、運行時間や運行回数<sup>3</sup>の設定である。運行経路については、廃止された乗合バス路線の経路、交通不便地域と公共施設や鉄道駅を結ぶものが多くみられる。また、運賃の設定については、無料

<sup>1</sup> STS（スペシャル・トランスポート・サービス）：一般に、要介護者、身体障害者等であって単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者等を対象に行われる個別的な輸送サービスをいう。

<sup>2</sup> 「都市交通のユニバーサルデザイン」（秋山哲男編著：学芸出版2001年）より引用。「モビリティ」とは移動しやすさを意味する。なお、「コミュニティバス」の用語は色々な意味で使われており、単に「小型バスを使用した新規の路線」を指して言う場合もある。

<sup>3</sup> 交通不便地域対策や移動制約者対策（交通弱者対策）等として、行政が運行しているものは、12市町で事例がある。路線バスの廃止代替バスを運行しているものは3町村で事例がある。

のもの、100円といった低廉な運賃、既存バス路線と同等、の3つのパターンに分かれるが、無料とするバスの多くは、市役所や公共施設利用者の送迎を目的に運行するものが多い。こうした運行経路や運賃等を設定するために市町村では実証運行を半年～1年程度行い、住民アンケートを実施するなどした上で、本格運行をしている。しかし、運行している市町村の一部では、公費負担と利用者負担のあり方や利用の促進といった課題を抱えている。

これは、元々需要の小さいところで運行するため、採算の確保が難しい上、100円等の低廉な運賃にすることで、運賃による利用抵抗はなくなるものの、運行経費を上回る需要がないと事業の採算性が確保されないためである。

さらに、全国的な傾向として、他の地域での成功事例をそのまま導入することも多く、コミュニティバス自体がその地域の実情にあった交通手段であるかという検討が十分になされていない場合が多い。今後は、地域住民の移動ニーズに対応できる交通手段は何かという検討も必要である。

例えば、スウェーデンなど欧州では、公共交通を補完するフレックスな交通サービスとして、需要応答型交通サービス(DRT: Demand Responsive Transport)が実施されている。このサービスは、需要に応じた相乗りによる交通で、柔軟な運行経路や運行時刻により特徴づけられ、社会的コストの小さい路線バス・コミュニティバスの利点と、個別対応性に優れたSTS・タクシーの利点の双方を持つ、両者の中間モードの交通手段として注目されており、日本でも社会実験が実施されている<sup>4</sup>。

このように、移動制約者に対応する交通手段を検討する場合、コミュニティバスだけではなく、タクシーやSTS、DRTといった様々な形態を視野にいれて各地域に合った持続可能な交通手段を検討するとともに、地域住民、交通事業者、NPO、市町村等の適正な役割分担や負担のあり方を整理することが必要である。

## (2) STS(スペシャル・トランスポート・サービス)及びタクシー

STS及びタクシーについては、交通バリアフリー法の付帯決議において「高齢者、身体障害者等を個別に又はこれに近い形で輸送するサービスの充実を図るため、いわゆるSTS(スペシャル・トランスポート・サービス)の導入及びタクシーの活用につとめること」とされており、移動制約者に対応する交通手段として、その役割が期待されている。

### ア 福祉有償運送～STSの取組として

STSの分野は、これまでボランティア等による福祉輸送サービスを中心に実施されてきたが、こうした取組について、平成16年3月に国土交通省より福祉有償運送等のガイドラインが示された。これにより、NPO等がボランティア輸送として実施する有償輸送について、市町村が設置する運営協議会の議を経るなどの一定の手続及び条件の下で、道路運送法第80条第1項による例外許可<sup>5</sup>として自家用自動車

<sup>4</sup> 「おだかe-まちタクシー」(福島県小高町(現 南相馬市))や「鷹巣町お出迎えバス」(秋田県鷹巣町(現 北秋田市))、「ふくちふれあいバス」(青森県福地村(現 南部町))、多摩ニュータウンにおける予約型乗合タクシー等の社会実験が実施されている。

<sup>5</sup> 道路運送法第80条第1項 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため

の有償運送許可を取得し、あらかじめ会員登録された要介護者等の有償運送を行うことが可能となった。

福祉有償運送で運送の対象となるのは、

介護保険法第7条第3項にいう「要介護者」及び同条第4項にいう「要支援者」、  
身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」

その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者

であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者とされており、県内におけるその人数は平成16年度末現在、約49万人（県人口の約5%）程度となっている。

図表4-12 福祉有償運送の対象となる県内移動制約者の状況

移動制約事由の内容	人数	内訳	人数
要支援・要介護認定者数	213,302	要支援	28,619
		要介護1	71,082
		要介護2	33,456
		要介護3	28,311
		要介護4	26,313
		要介護5	25,521
身体障害者手帳交付者数	218,347	視覚障害	16,789
		聴覚・平衡機能障害	19,054
		音声・言語・そしゃく機能障害	2,370
		肢体不自由	122,738
		内部障害	57,396
知的障害児者把握数	38,901	重度	17,029
		中度	11,280
		軽度	10,592
精神障害児者数	23,867		
<b>合計</b>	<b>494,417</b>		

（平成17年3月31日現在） 県地域保健福祉課ホームページを参考に、研究チームで作成

県では、福祉有償運送の推進を図るため、市町村による運営協議会の共同設置を誘導し、協議会運営要綱案及びマニュアルを提示した結果、保健福祉圏域ごとに6つの市町村共同運営協議会と横浜市、川崎市、大和市の各市単独運営協議会が設置された。また、国土交通省のガイドラインでは福祉有償運送で使用する自動車を福祉車両<sup>6</sup>に限定しているが、県がセダン型車両の使用が可能となる「神奈川福祉有償運送セダン型車両特区」を申請（平成16年12月8日認定）し、県内全域でセダ

緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときはこの限りでない。

<sup>6</sup> 福祉有償運送にあつては車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であることを要する。

ン型車両の使用が認められている。このほか、NPO法人かながわ福祉移動サービスネットワークとの協働事業として、輸送サービス提供者を対象に運転者・運行管理者研修の実施や相談窓口を設置するといった取組を進めている。

また、道路運送法の改正案が平成 18 年 2 月 28 日付で第 164 回国会に提出されており、同法案は例外許可としての福祉有償運送を登録制とするとともに、特区内においてのみ使用が認められていたセダン型車両について全国的に使用を認めるなど、福祉有償運送について法律上の位置付けを明確化している。同法案は今後、平成 18 年 10 月を目途に施行される見通しとなっている。

## イ タクシー

タクシーの分野では、車いすやストレッチャーのまま乗降できるリフトなどを備えた福祉車両による「福祉タクシー」やホームヘルパー 2 級を取得した運転手が輸送サービスと介護サービスを提供する「介護タクシー」など移動制約者に対応したサービスが提供され始めている。

県内のタクシー事業者等における福祉車両の状況は図表 4 - 13 のとおりである。県内タクシー車両台数は県人口に対し、636 人/台となっているが、県内福祉車両台数は、県移動制約者数に対し、1,072 人/台となっており、約 1.7 倍の格差がある。

一方、県内において、移動制約者を限定としてタクシー事業を行う「患者等輸送限定事業者<sup>7</sup>」数は増加しており、その車両台数も平成 16 年 3 月末から 1 年間で 149 台から 236 台に増加している。また、県内の介護タクシー事業者同士が協同組合や NPO を設立するといった動きがある。

このように、県内の移動制約者の福祉車両に対するニーズは確実にあると考えられ、タクシー事業者も移動制約者への輸送サービスを新たなビジネス分野として捉えているが、まだ福祉車両の台数は少なく普通車両の台数との開きがあるのが現状である。

図表 4 - 13 県内のタクシー等における福祉車両の状況

タクシー車両台数			福祉運送福祉車両台数(c)	福祉車両台数計(a+c=d)	県人口	移動制約者数
普通車両	福祉車両(a)	小計(b)			県人口/b	移動制約者数/d
13,675	70	13,745	391	461	8,749,038	494,417
					636	1,072

福祉運送福祉車両数は、福祉運送(有償・無償)における福祉車両台数  
 移動制約者数は、福祉有償運送の対象となる人数  
 車両台数、県人口、移動制約者数は、地域保健福祉課ホームページを参考に研究チームで作成

一方、国土交通省では平成 18 年度予算に、「福祉輸送普及促進モデル事業」を計上している。これは、要介護者や身体障害者等の移動制約者に対する先進的な交通

<sup>7</sup> 道路運送法第 4 条の許可が必要だが、一般の法人タクシーに比べ、許可に対して要件が緩和されている。旅客の対象は、福祉有償運送の対象となる移動制約者と同じ者。

施策等を行っている地域において、新たに設置する福祉輸送普及促進モデル地域協議会<sup>8</sup>が福祉車両の導入計画を策定し、集中的かつ計画的に福祉車両を導入するとともに共同配車センターを設置し、移動制約者の需要に的確に対応する地方自治体に対して支援を実施するものである。

こうした状況を踏まえ、県としてもタクシーなどにおける福祉車両を増やし、公共交通機関としてのタクシーを移動制約者の輸送サービスとして活用するとともに、NPO等による福祉有償運送と併せたSTSの環境づくりを支援していく必要がある。

#### ウ 移動制約者として新たに認知されるべき人々

一方、新たに（若しくは潜在的に）STSを必要としている移動制約者が存在する。それは、妊産婦、子ども連れ、子ども、元気な高齢者、けが等で一時的な移動制約者となっている人等広い意味で移動に制約がある人々である。こうした広義の移動制約者については、STSを利用することができない状況となっている。

そのような状況の中でも、子育て支援の観点からSTSの対象を拡げていく試みがスタートしており、香川県ではNPO法人とタクシー事業者が連携して子育て中の親子や子ども一人での利用を対象に送迎を実施するなどの先進的な取組<sup>9</sup>が行われている。

今後、広義の移動制約者を含めたSTSのニーズが増えていくことが予想される中で、NPOや交通事業者等の民間の力を活かしていくことが必要であり、県や市町村は民間の力をサポートする仕組みづくりや必要な法制度の確立について国に働きかけるといった取組が必要である。

### 3 今後の方向性

#### (1) 様々な移動ニーズに対応した「かながわ交通計画」

多くの人々が利用する鉄道・バスなどの公共交通については、引き続き、旅客施設・車両等のユニバーサルデザイン化や公共交通の利便性等向上に取り組んでいく必要があるが、今後は、県民の「移動の権利」を保障するため、移動制約者のモビリティ（移動しやすさ）も含めて、だれもが移動しやすい地域交通の形成を支援していくことが重要となっている。

市町村では、交通不便地域の住民に対応するため、生活交通確保の実施やコミュニティバスを運行するなど小規模な需要に対する地域交通の確保に努めている。こうしたコミュニティバスや乗合タクシー等について、従来の乗合バスとタクシーの中間を担う「需要が小規模な公共交通」としてかながわ交通計画に位置付けることを提案する（図表4 - 14次頁参照）。

また、移動制約者への移動支援としては、既に述べたとおり、福祉政策の面から福祉有償運送等のSTSが実施されているが、かながわ交通計画上に位置付けはない。

<sup>8</sup>地方自治体、タクシー事業者、NPO等、運輸局等で構成する。

<sup>9</sup>NPO法人わははネットとタクシー事業者による「子育て応援タクシー」事業。平成17年度「交通バリアフリー優秀大賞」を受賞。

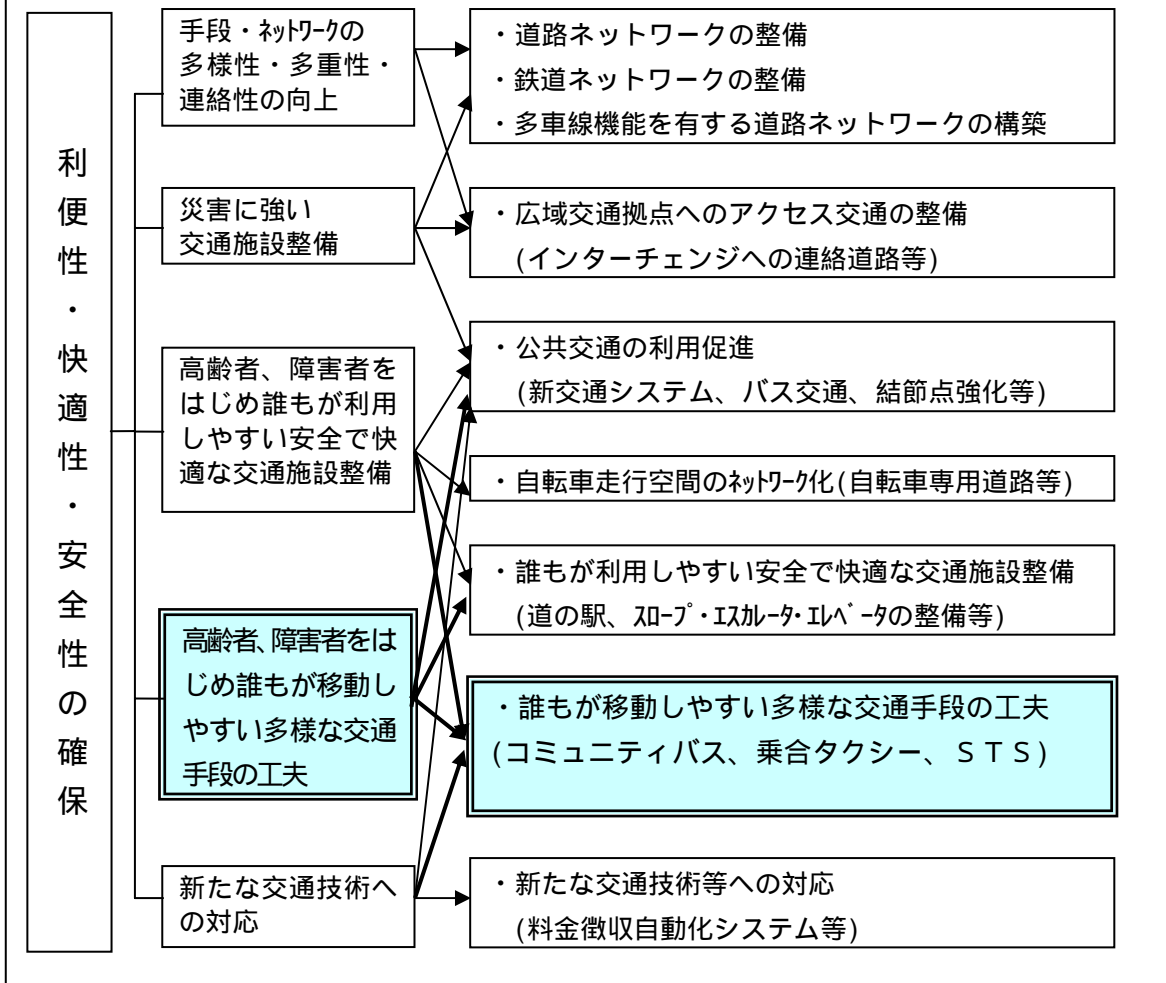


全性の向上を図り、さらに、高齢化の進展や交通技術等、交通を取り巻く環境に適切に対応した誰もが利用しやすい、安全で使いやすい施設整備を推進するとしている。

今後は、こうした施設等の整備に加えて、多様な交通手段を工夫して組み合わせる視点を加えることで、交通手段と施設整備が連携しただれもが移動しやすいまちづくりを進めることが可能となると考える。(図表4-15参照)

図表4-15 かながわ交通計画「基本方針2 利便性、快適性、安全性の確保」

\* 現行の「基本方針 2」に、新たに追加する交通施策(二重線枠)を加筆した。



(2) 地域交通計画

市町村が地域交通計画を策定する際には、住民の移動ニーズを把握し、地域の実情に即したものとするため、これまでの手法にはないアプローチが必要である。

例えば、これまで、交通計画策定のための基礎調査としてパーソントリップ調査等が用いられてきた。この調査は、「人の動き、すなわちある地点から他の地点への一方向の、ある目的を持った、人の移動を対象とした調査である」。パーソントリップ調査には、移動制約に関する項目がないことや、移動制約者のサンプルルートが少ないことから、移動制約者の移動を把握することは困難である。なお、英国では1988年に身

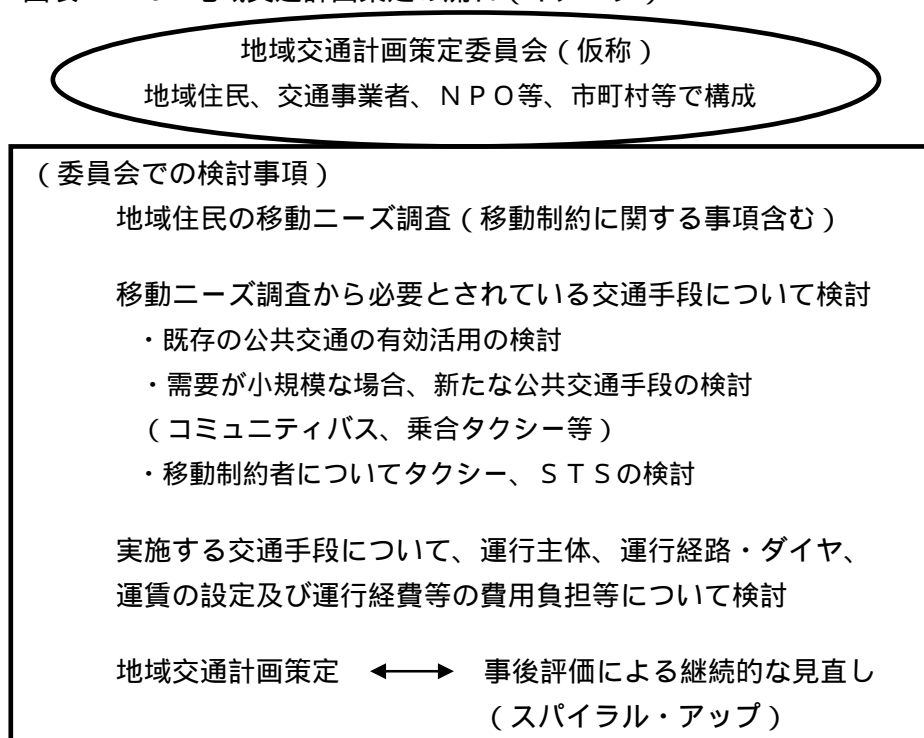


体障害の状況や交通手段ごとの利用困難性、交通手段非利用者に対する身体的理由を含む利用しない理由、各種割引パスの利用状況等、移動制約に関連する項目を入れた調査（NTS）<sup>10</sup>が行われている。また、生活行動と交通行動を質的に把握できる調査として、アクティビティダイアリー調査<sup>11</sup>という手法を用いることで移動制約者の特性に応じた交通行動を把握することができる。今後は、地域住民が望む交通手段を把握するため、「現在はこの目的地に今使うことができる交通手段で行く」が「本当はこの目的地にはこうした交通手段で行きたい」とか、「一人で行くことができないので、外出をあきらめている」が「送迎手段が確保されていれば外出したい」といった細かな移動のニーズ調査が必要である。その場合、例えばパネル調査<sup>12</sup>を実施するなど徹底した調査が必要である。

また、移動ニーズの把握のほかに、地域住民、交通事業者、NPO等、市町村の役割分担や費用負担を検討・協議することも重要である。

移動ニーズの把握や役割分担等の検討等により、確保すべき交通手段や運行するエリアを整理し、既存のバス網の再編をはじめ、公共交通への需要が小規模な地域へ効果的にコミュニティバスや乗合タクシーなどで対応することができる。また、補完的に福祉有償運送等のSTSを導入するなど、既存のバスや乗合タクシー、STSなど各交通手段を地域の実情に応じて組み合わせることで「地域オンリーワン」の地域交通計画の構築が可能であると考え（図表4-16参照）。

図表4-16 地域交通計画策定の流れ（イメージ）



<sup>10</sup> National Travel Survey. 英国の運輸省により実施される全国的な交通調査。

<sup>11</sup> 生活日誌調査：1日単位ではなく、連続した複数日で調査を行い、時間軸に沿って移動内容、移動目的、滞在場所を調査することで生活行動と交通行動を一体的に把握することが可能である。

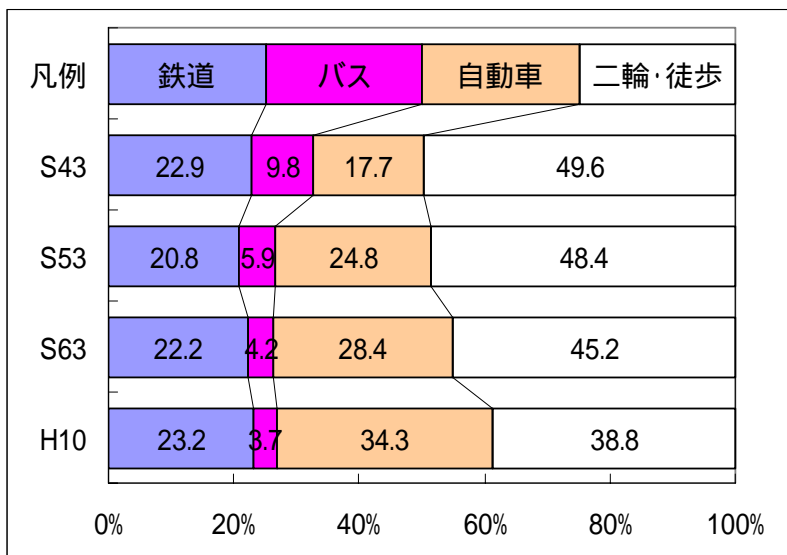
<sup>12</sup> パネル調査：同一個人を継続的に追跡し、時系列に把握する調査

なお、地域交通計画の策定に当たっては、地域住民、交通事業者、NPO等、市町村がメンバーとなる地域交通計画を策定する委員会のような会議体を組織することを提案する。地域交通の利用者と供給者が一つのテーブルについて検討し、合意形成をしながら計画を策定することが必要である。また、計画策定後には随時、住民の評価を受け、見直しをするといった継続的に改善（スパイラルアップ）できる仕組みを持った計画として運用していくことが必要である。

### (3) 住民参加型の交通施策の展開

交通は、鉄道・バスなどの公共交通のほか、自家用自動車によって多くの部分が分担されている。こうした状況は本県でも同様であり、交通手段の分担率に占める県民の自家用自動車利用の割合は、昭和43年と平成10年を比較すると約2倍に増加している。また、65歳以上の自動車免許の保有人口は、昭和60年と平成16年を比較すると10倍に増加しており、免許保有総人口に占める割合も増加している。

図表4 - 17 交通手段の利用率の推移 東京都市圏パーソントリップ調査より

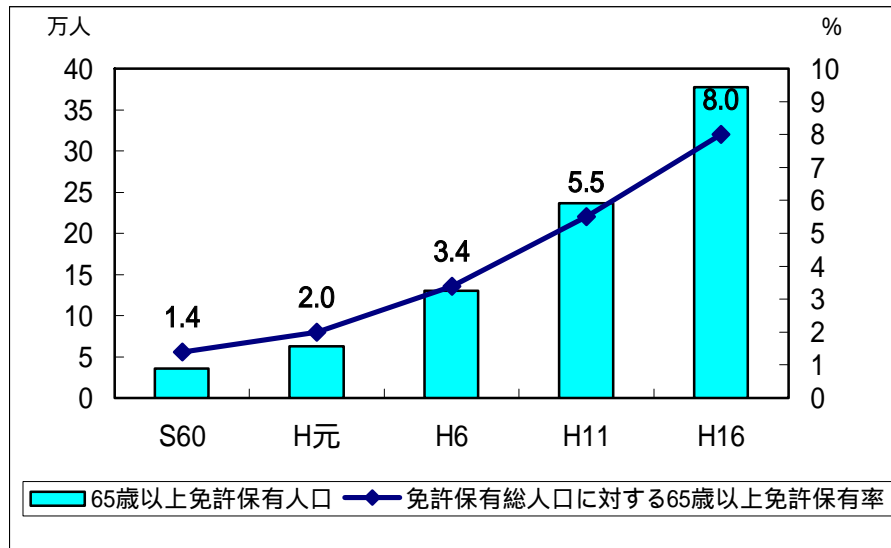


自家用自動車の運転は、加齢により運転が困難になることから、いずれは自家用車以外の交通手段を利用することとなる。しかし、鉄道やバス等の公共交通機関の分担率は年々減少しており、特にバスについては、昭和43年と平成10年を比較するとその分担率は3分の1に減少するなど、乗合バス路線の退出の要因にもつながっている。

今後は地域住民自らが、身近にある交通手段を積極的に利用することが必要である。例えば、青森県鯉ヶ沢町では地域住民の負担金によって民営バス事業者の路線を維持しており、三重県松阪市では市運営のバスについて企業や個人の協賛金により経費の一部をまかなうなどの事例があり、地域住民や地元企業が地域の交通手段を守る担い手となっている。さらに、兵庫県神戸市では、住民がバス会社等と協力してコミュニティバスを運行させている。バスは、住民のマイバスとして利用され、採算性が確保されている。こうした地域住民等の積極的な参加を進めるために、行政は住民のニー

図表 4 - 18 65 歳以上第 1 種普通免許保有人口推移

( 神奈川交通年鑑を基に研究チーム作成 )



ズを徹底的に把握し、地域住民、交通事業者、NPO、市町村等関係者と協力して地域の交通における役割分担・費用負担のあり方を検討・協議し、合意形成を図っていく必要がある。

また、県内ではNPO、交通事業者、行政等で「新しい公共性」という視点から地域交通を進める取組が行われている。NPO法人<sup>13</sup>を中心とする「地域交通」の近未来を「新しい公共」で創る勉強会」が開催されており、タクシー事業者とNPO等による福祉輸送の共同配車センターの設置・運営や、子育て支援NPOとタクシー事業者の連携による輸送サービス、NPOが運営に参加する生活交通のあり方など、できるところから、できる地域で、県民、NPO、事業者、行政をマッチングさせて、モデル事業の構築について話し合う場が提供されている。

今後は、NPO等と交通事業者が手を組んで地域交通を支える取組について行政がきめ細かくサポートし、地域の持つ社会資源を活用していく仕組みづくりが必要である。

#### (4) 検討の仕組みづくり

だれもが自由に移動できる交通を目指すためには、県や市町村の交通政策と福祉政策が連携して、多様な移動ニーズを整理し、地域の実情に応じて既存の鉄道やバス等を活用し、コミュニティバスやSTSなどの交通手段を効果的に組み合わせることが必要であると考えられる。地域においては、住民、鉄道やバス等の交通事業者や福祉有償運送を担うNPO等、市町村、県といった交通を利用する者と計画・運営する者が各々の担う役割や負担について協議し、合意形成を図ることで、持続可能な交通体系を形成することが可能であると考えられることから、県はコーディネート機能を発揮し、例えば交通事業者と市町村の連携づくりや、一つの地域の取組を他へ波及させる仕組みを

<sup>13</sup> NPO法人 かながわ福祉移動サービスネットワーク主催

つくる必要がある。

また、第1章第1節で述べたとおり、県は、「神奈川県地域交通研究会」に、平成17年8月から交通事業者も交え、生活交通確保のほか公共交通の利便性向上等様々な交通課題に対応した具体的な課題解決の研究を行う場を設けているほか、バス路線退出意向に係る生活交通確保方策について協議する「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」を設置している。

県内市町村では福祉有償運送運営協議会が設置されているほか、国土交通省では地方自治体の主導の下、市町村、住民代表、交通事業者等で構成する「地域交通会議」を設置できるとしており、協議が調ったコミュニティバスや乗合タクシーの申請事案については、許可等の弾力的な取扱いを行うとしている。

このように地域交通に関する組織が色々な形態で設置されているが、構成メンバーが重複することも多い。県は各組織相互の連携を図り、幅広く情報を収集し、関係者に提供するといった役割を果たすことが必要である。



## 第5章 神奈川県福祉の街づくり条例の今後

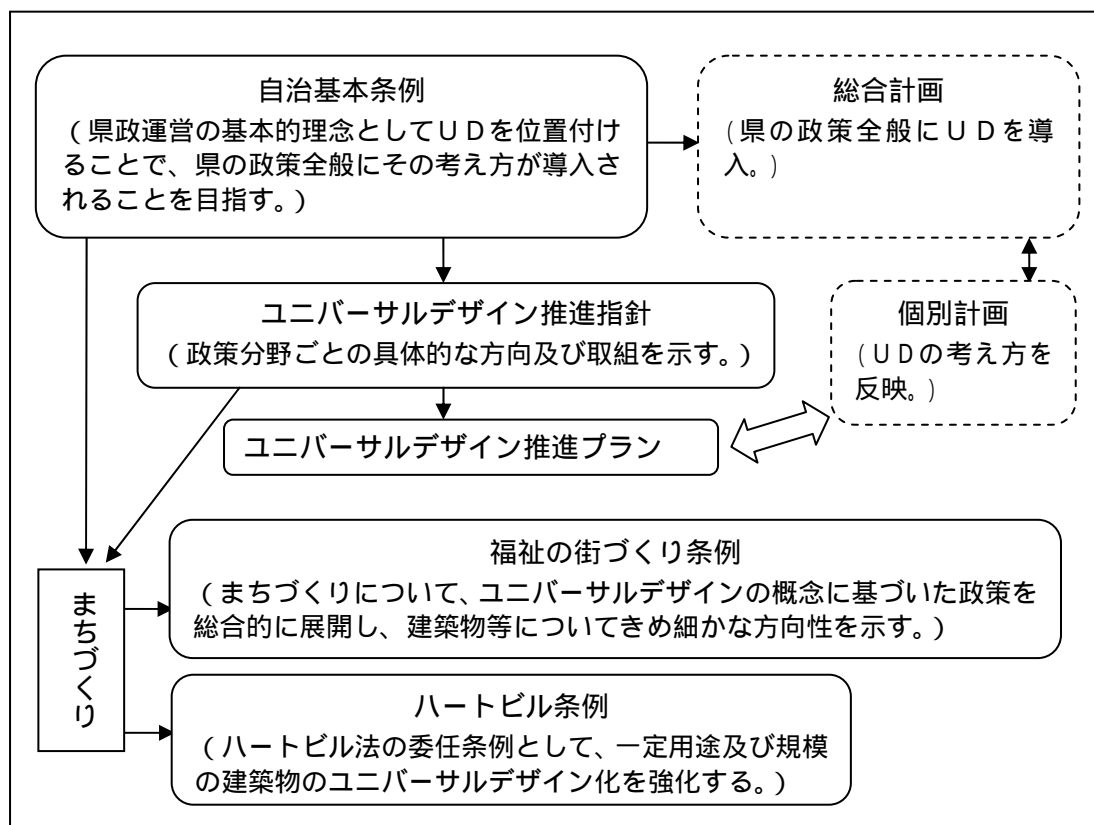
他の都道府県においては、ユニバーサルデザインの考え方を行政全般に導入し、あるいは、まちづくりの観点から一層取組を進めていくに当たり、福祉のまちづくり条例の見直しを検討したり、改正したりする事例がみられる（各団体の条例の制定年月日と最近の改正状況について次頁図表5-2を参照）。ハートビル法と交通バリアフリー法が統合され、新法として今後施行されることを考えると、こうした福祉のまちづくり条例の再検討の動きは加速すると思われる。県においても、まちづくりのユニバーサルデザイン化を推進するためには、従来の福祉の街づくり条例の役割の見直しや整理が必要である。

以下では、ユニバーサルデザインを推進するに当たって、神奈川県福祉の街づくり条例の位置付けやその改正に当たっての論点を検討し、条例改正案を提案する。

### 1 神奈川県福祉の街づくり条例の位置付け

既に述べたように、ユニバーサルデザインを県政運営の基本的な理念として自治基本条例に掲げ、その具体的な方向性を示すものとしてユニバーサルデザイン推進指針を位置付け、政策を推進していくことを考えると、福祉の街づくり条例はまちづくりの観点からユニバーサルデザインを推進する条例として位置付けられる。

図表5-1 福祉の街づくり条例の位置付け



図表 5 - 2 福祉のまちづくり条例の改正状況

都道府県名	条例名	制定年月	最近の改正年月
北海道	北海道福祉のまちづくり条例	平成 9 年10月	平成15年 8 月
青森県	青森県福祉のまちづくり条例	平成10年10月	平成11年12月
岩手県	ひとにやさしいまちづくり条例	平成 7 年 7 月	平成15年 3 月
宮城県	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	平成 8 年 7 月	
秋田県	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例	平成14年 3 月	
山形県	山形県福祉のまちづくり条例	平成11年10月	
福島県	人にやさしいまちづくり条例	平成 7 年 3 月	平成17年 7 月
茨城県	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	平成 8 年 3 月	
栃木県	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	平成11年10月	
群馬県	人にやさしい福祉のまちづくり条例	平成15年 3 月	
埼玉県	埼玉県福祉のまちづくり条例	平成 7 年 3 月	平成16年 3 月
千葉県	千葉県福祉のまちづくり条例	平成 8 年 3 月	
東京都	東京都福祉のまちづくり条例	平成 7 年 3 月	平成12年10月
神奈川県	神奈川県福祉の街づくり条例	平成 7 年 3 月	
新潟県	新潟県福祉のまちづくり条例	平成 8 年 3 月	平成15年 7 月
富山県	富山県民福祉条例	平成 8 年 9 月	平成16年 3 月
石川県	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例	平成 9 年 3 月	平成15年10月
福井県	福井県福祉のまちづくり条例	平成 8 年10月	
山梨県	山梨県障害者幸住条例	平成 5 年10月	平成 7 年12月
長野県	長野県福祉のまちづくり条例	平成 7 年 3 月	平成 8 年 3 月
岐阜県	岐阜県福祉のまちづくり条例	平成10年 3 月	平成12年 3 月
静岡県	静岡県福祉のまちづくり条例	平成 7 年10月	
愛知県	人にやさしい街づくりの推進に関する条例	平成 6 年10月	平成16年12月
三重県	三重県バリアフリーのまちづくり推進条例	平成11年 3 月	平成17年10月
滋賀県	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例	平成 6 年10月	平成16年10月
京都府	京都府福祉のまちづくり条例	平成 7 年 3 月	平成16年 6 月
大阪府	大阪府福祉のまちづくり条例	平成 4 年10月	平成17年 3 月
兵庫県	福祉のまちづくり条例	平成 4 年10月	平成14年 3 月
奈良県	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	平成 7 年 3 月	平成11年12月
和歌山県	和歌山県福祉のまちづくり条例	平成 8 年10月	平成12年 3 月
鳥取県	鳥取県福祉のまちづくり条例	平成 8 年10月	平成16年10月
島根県	島根県ひとにやさしいまちづくり条例	平成10年 6 月	
岡山県	岡山県福祉のまちづくり条例	平成12年 1 月	
広島県	広島県福祉のまちづくり条例	平成 7 年 3 月	平成17年 7 月
山口県	山口県福祉のまちづくり条例	平成 9 年 3 月	平成17年 7 月
徳島県	徳島県ひとにやさしいまちづくり条例	平成 8 年 3 月	
香川県	香川県福祉のまちづくり条例	平成 8 年 3 月	平成17年 3 月
愛媛県	人にやさしいまちづくり条例	平成 8 年 3 月	平成16年12月
高知県	高知県ひとにやさしいまちづくり条例	平成 9 年 3 月	平成11年12月
福岡県	福岡県福祉のまちづくり条例	平成10年 3 月	
佐賀県	佐賀県福祉のまちづくり条例	平成10年 3 月	平成12年 3 月
長崎県	長崎県福祉のまちづくり条例	平成 9 年 3 月	平成15年12月
熊本県	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例	平成 7 年 3 月	平成17年 9 月
大分県	大分県福祉のまちづくり条例	平成 7 年 3 月	
宮崎県	人にやさしい福祉のまちづくり条例	平成12年 3 月	平成15年 3 月
鹿児島県	鹿児島県福祉のまちづくり条例	平成11年 3 月	平成16年 3 月
沖縄県	沖縄県福祉のまちづくり条例	平成 9 年 3 月	平成17年10月

研究チーム調べ（平成 18 年 2 月現在）条例を改正したことがある 32 団体のおよそ 3 分の 2 にあたる 22 団体がここ 3 年以内（平成 15 年以降）に改正を行っている。

また、ハートビル条例との関係を見ると、ハートビル条例はハートビル法に基づいた法委任条例として一定の用途及び規模の建築物に関するユニバーサルデザイン化を目指す一方で、福祉の街づくり条例は、ユニバーサルデザインの考え方をより明確に導入し、建物や交通のあり方、それらを実現するために必要な人材育成や意識啓発等、まちづくりに関する総合的な取組を推進するとともに、建築物等についてきめ細かな方向性を示すものとして位置付けられる。

## 2 神奈川県福祉の街づくり条例の改正に当たっての論点

### (1) 条例の名称及び対象となる者

既に述べたとおり（第1章参照）神奈川県福祉の街づくり条例（以下「条例」という。）は平成7年3月に制定され、その後改正はないものの、第1条において、ユニバーサルデザインの考え方が基本とされている。（下線は研究チーム。以下、引用する条例文の下線はすべて研究チームによる。）

（目的）

**第1条** この条例は、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を保障されることの重要性にかんがみ、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができる福祉の街づくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に実施し、及び施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進め、もって心豊かな福祉社会かながわの実現に資することを目的とする。

上記からも分かるように、「すべての人」がこの条例の対象であり、またそうした人々が「あらゆる分野の活動に参加する機会を保障される」重要性を認識した上で、条例は、「自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができる福祉の街づくりに関し」定めている。続いて、第2条をみると、以下のとおりとなっており、「障害者等」の定義が幅広く定められている。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者等 障害者、高齢者その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるものをいう。

一方で、最近の他の地方自治体の取組をみると、「ユニバーサルデザイン」という観点をより一層強調するために、定義において具体的に「妊産婦、難病患者、病弱者、乳幼児を連れた者」を挙げる事例がみられ、県民にユニバーサルデザインの考え方をより一層アピールする観点からも望ましいと考えられる。

また、条例によれば、「社会生活に身体等の機能上の制限を受けるもの」とあるが、これについても、社会に関わりづらい状況は個人の責任にあるのではなく、社会環境が整っていないために個々人が「行動に制限を受ける」というユニバーサルデザインの考え方に基づけば、次のような条文が望ましいと考えられる。



(「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」から)

**第2条** この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、病弱者、乳幼児を連れた者等で、日常生活または社会生活における行動に制限を受けるものをいう。

なお、「行動に制限を受けるもの」とする同様の規定を定める事例は 47 都道府県中、22 の団体で見られる。(平成 17 年 10 月 31 日現在、研究チーム調べ)

こうした「だれもが」対象となる条例であると同時に、関連する政策分野も「福祉」に限られたものではなく、総合的な対策が必要であることを明確にするため、条例の名称を変更することが考えられる。以下、他県の条例名を例として挙げる。

・「ひと(人)にやさしいまちづくり条例」(岩手県、福島県、徳島県等 8 団体)

## (2) 利用者意見の反映

だれもが利用しやすい施設を建設するには、実際に想定される利用者の意見を計画段階から取り入れることが重要であることは既に述べた(第4章第1節)。こうした意見の反映を県として積極的に行い、また民間が建設する公共的施設においても取組を推進していくために、条例にその旨、位置付けることが考えられる。

(「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」から)  
(高齢者、障害者等の意見聴取)

**第17条の2** 特定建築主等は、特定建築物又は公共的施設(次条において「特定建築物等」という。)の設計及び施工に当たっては、高齢者、障害者等の意見を聴くよう努めなければならない。

上記の他に岡山県や愛知県、沖縄県で同様の規定がある。

## (3) 県有施設のユニバーサルデザイン化の推進

条例では県の責務として、第3条に「県が設置又は管理する施設で県民の利用に供するものについて、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、整備を進めるものとする。」という規定がある。一方で、県の既存施設については、ユニバーサルデザイン化について県有施設長寿命化指針に定められているものの、なかなか進んでいない状況があることは既に述べた。こうしたことから、既存施設も含めて県有施設のユニバーサルデザイン化をより一層、計画的に推進するために、県有施設に関して率先して取り組む旨、明記し、また併せて、国や市町村にも同様の努力を求めるとすることで、公共施設のユニバーサルデザイン化の実現性を高めることも考えられる。

(「東京都福祉のまちづくり条例」から)  
(都の施設の先導的整備等)

**第14条** 都は、自ら設置する一般都市施設を整備基準に適合するよう率先して整備に努めるものとする。

2 知事は、国、区市町村その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)に対し、これらが設置する一般都市施設の整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

他に、山口県、山形県、茨城県、千葉県、山梨県、奈良県に同様の規定がある。

#### (4) 重点推進地区

今後、ハートビル法と交通バリアフリー法が統合され、より一層、地区ごとのユニバーサルデザイン化が進んでいくことを考えると、これまで実施されてきたモデル事業が一層活用されれば、ユニバーサルデザインのきっかけづくりが進む。こうした事業を重点推進地区として条例に位置付けることで、地区ごとのユニバーサルデザイン化を促進すれば、当該地区から得たノウハウを蓄積し、さらに他の地区に反映するといったスパイラルアップの取組につながる。また、重点推進地区でのアドバイザーの活動やキャンペーン等の啓蒙活動も促進されると考える。

(「沖縄県福祉のまちづくり条例」から)

**第19条** 知事は、福祉のまちづくりを重点的に推進する地域をモデル推進地区として指定し、生活関連施設の整備基準への適合等を促進する措置を講ずるものとする。

#### (5) 公共交通

公共交通は、すべての人が自由に移動できる権利を保障する上で重要であり(第4章第2節)こうした観点から施策が確実に実施されていく必要がある。条例では、県の基本的な方向性を定める第8条において、既に「移動の自由」についてうたっており、その意味で早くから移動の自由の確保に取り組んできたともいえる。一方で、本条項は主に、施設についての条項であり、今後移動の権利に基づいた交通施策が重要視されていくであろうことを考えると、以下のように交通施策についても言及する方向で改正することが考えられる。

(「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」から)

(施策の基本的事項)

**第7条** 県は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本とし、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に講ずるものとする。

(2) 高齢者、障害者等の行動範囲の拡大および安全かつ快適な利用を図るための移動・交通対策の推進ならびに公益的施設等の整備の促進および整備に関する情報の提供

このように施策の基本的事項として盛り込むほか、6団体(石川県、岡山県、広島県、山形県、山梨県、北海道)のように、公共交通の環境整備に関する条項を具体的に盛り込むことも考えられる。

(「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」から)

(第3節 交通環境の整備)

**第33条** 県、市町村、公共交通事業者(公共車両等を所有し、又は管理する者をいう。以下同じ。)等は、連携し、高齢者、障害者等が自らの意思で自由かつ安全に移動できるよう連続性のある交通環境の整備に努めるものとする。

2 公共交通事業者は、高齢者、障害者等に配慮した公共車両等及び情報提供機器の整備に努めるものとする。

3 公共交通事業者は、公共交通機関の施設及び公共車両等を高齢者、障害者等が容易に利用できるよう情報提供及び介助等の体制の充実に努めるものとする。

(6) 公共工作物

公共工作物の設置者、所有者又は管理する者に対し、公共工作物を高齢者、障害者等が安全、快適にこれらを利用できるよう整備に努めるものとするといった規定が16団体で設けられていた。公共工作物の定義は、団体ごとに若干違いはあるが、信号機、公衆電話所、案内標識、自動販売機、バス停留所又はタクシー乗場の用に供する工作物、その他公共の用に供する工作物が挙げられている。こうした規定を設けることにより、公共工作物自体の利便性の向上が見込まれ、ひいてはだれもが移動しやすい交通環境の整備、利用しやすいまちづくりにつながると考えられる。

(「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」から)

(公共工作物の整備)

**第28条** 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(7) 安全・安心な生活の確保

高齢者、障害者等が地域で安心して暮らしていくためには、地震等の災害発生時における対応を整備しておく必要があり、こうした条項を条例に設けることが考えられる。

(「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」から)

(防犯対策等の推進)

**第16条** 県は、高齢者及び障害者が安心して日常生活及び社会生活を送ることができるよう防犯、防災及び交通安全の保持に関し必要な施策を講じなければならない。

(8) 意識啓発・自主的な活動等の促進

既に述べたように、ユニバーサルデザインの推進に当たって、意識啓発は出発点となる取組といえる。現在、条例においては、第8条(施策の基本方針)に「意識の高揚に努めること」と定められている。

(施策の基本方針)

**第8条** 県は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するものとする。

(1) すべての県民が福祉の街づくりに関する理解を深めるとともに、積極的に福祉の街づくりに取り組むよう意識の高揚に努めること。

他の都道府県においても38団体において意識啓発の条項を設けており、そのいくつかでは条例と同様、基本方針や別の条項で意識啓発に関しても定めている。そこで、条例でも基本方針の条項をより具体化し、幅広い機会において意識啓発を図る観点から以下のような条項を加えることが考えられる。

(「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」から)

(教育の充実等)

**第11条** 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育の充実その他必要な施策を推進するものとする。

また、今後ユニバーサルデザインを推進するに当たっては、NPO等との協働や県

民参加が欠かせない要素になると考えられることから、以下のような条項を条例に設け、県民による活動をより積極的に促進することも考えられる。

(「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」から)

(ボランティア活動等の促進)

**第 12 条** 県は、バリアフリーのまちづくりに関し、ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整備その他必要な施策を推進するものとする。

上記のほか、21 団体において同様の規定がある。

#### (9) 表彰制度

ユニバーサルデザインのまちづくりは、ユニバーサルデザインという考え方を広く県民に理解してもらうことで、よりだれもが住みやすく、まちづくりを進めていくという継続的な改善(スパイラルアップ)の取組であることから、県民の意識を高揚し、運動として盛り上げ、そうした改善を促していくことが重要である。県政モニターを対象に実施したアンケートでの回答からも、県に期待する取組として、「ユニバーサルデザインの情報を提供したり、優れた活動を表彰するなどの取組をすること」の回答が多かった。以上から、表彰制度について条例に盛り込むことが考えられる。

(「広島県福祉のまちづくり条例」から)

(表彰)

**第 25 条** 知事は、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

上記のほか、15 団体において同様の規定がある。

### 3 神奈川県福祉の街づくり条例改正(案)

以上の論点を踏まえ、研究チームで検討した条例の改正(案)を提案する。(条文については、資料編を参照)

## おわりに ～残された課題～

---

ユニバーサルデザインの考え方を活かし、だれもが暮らしやすい社会を築くには、行政はもとより、県民・NPO、事業者、市町村等の様々な主体の協力と、様々な分野からのアプローチが必要である。

しかし、研究チームでは、まず行政が見直すべきこと、取り組むべきことに重点を置くこととし、そのために全体的な方向性を示す指針や、指針を運用する枠組みを検討した。また分野別の具体的な政策提言としては、行政の関わる部分が大きく、県政モニターアンケートでも関心の高かったまちづくりについて検討した。このように、報告書では取組を始めるに当たってまず必要となる制度に重点を置いたため、その次の段階である、ユニバーサルデザインの考え方を県民運動として広げる取組や、まちづくり以外の分野に関する政策の検討が不十分であった。

そこで、研究チームでの検討は不十分であったが、ユニバーサルデザインを推進していくために重要となる今後の課題について、最後に指摘しておきたい。

### 県民・事業者等の意識啓発の必要性

県内では、子どもから大人まで様々な人々が参加してだれもが住みよいまちづくりを進めるためにまち点検の取組が広がっており、既に点検活動が定着している地域もいくつかみられ、意識啓発の広がりも期待される。

こうした取組が進む一方で、普段の生活で不便さや差別を感じている方々もまだ多くいる。千葉県では、平成17年1月より障害者差別をなくすための条例の検討を進めている。条例では、県民と差別についての意識の共有を図ることを目的として差別の定義として具体的な行為を定めるほか、個別の問題に対応するためにあっせんの制度についても定める予定である。日常の地道な取組を通じて意識啓発の素地を固めつつ、併せて、行政が条例等の制度を通じて県民にアピールしていく可能性も検討されるべきだろう。千葉県のように一つひとつの具体的な事案から「差別とはなにか」という県民の共通理解を積み上げていく仕組みづくりは今後注目される。

だれもが住みよい社会は、まちづくりというハード面と意識啓発というソフト面の両輪がそろってはじめて実現する。意識啓発については、これまでの取組に加え、新たな手法について県民を交えつつ、検討を進める必要がある。

### 社会参加

研究チームでは社会参加を、インターネットを通じたコミュニケーションや、外出についても含むものとし、広い概念で捉え、指針等を検討した。

しかし、取組が進めば社会参加を一步進めて雇用に焦点をあてた取組が重要になる。平成17年10月に成立した障害者自立支援法では、第5条で新たに「就労移行支援、就労継続支援」を「障害福祉サービス」として位置付け、基本指針では平成23年度末までに福祉施設から民間企業への年間就職率を現在の1%から4%に引き上げるといった数値目標を設定している。そうしたことを踏まえ、報告書で提案しているハートビル条例(案)には、事務所を特別特定建築物に加えている。これは、すべての人が働きやすい雇用環境の実現を念頭に置いてのことである。

一方で、現状では、一部の企業で積極的な動きがみられるものの、県内の民間企業、特殊法人、

地方自治体での身体、知的障害者の雇用率は1.37%（平成17年6月1日現在）と47都道府県で最下位となっている<sup>1</sup>。

そうした中で、一部の企業が地方自治体や民間団体と協力して障害者雇用の拡大に努める事例がみられる。県でもこうした事例を参考に、積極的な雇用に向けた支援策の検討が求められる。

例えば、入札の参加資格要件に障害者雇用率を条件に加えるといった対応が考えられる。また、ユニバーサルデザインを推進するに当たって、市町村や事業者等との相談に当たるアドバイザーとして障害者等を雇用するなど積極的な人材の活用が求められる。

#### ものづくり及びサービスにおけるユニバーサルデザインの推進

ものづくりは国内で生産される製品全般を対象とした規格にユニバーサルデザインの考え方を導入するなど、国レベルでの取組の影響が大きい。実際にユニバーサルデザインなどに基づいた製品を評価する制度としてグッドデザイン賞等があるが、これをさらに消費者に分かりやすくアピールするために、より幅広い製品に活用し、普及啓発を促す必要があるだろう。積極的な取組を進めている製品が消費者に選ばれていく仕組みづくりが重要である。

また、平成16年11月に地方自治法施行令が改正され、一定の政策目的（障害福祉、新産業育成等）に合致する場合、随意契約の対象範囲を拡げることが可能となった。例えば、新潟県では中小企業支援策として、一定の条件を満たした製品（ユニバーサルデザインの食器等）を随意契約で購入できる制度を創設している。県としてもこのような制度を活用してものづくりのユニバーサルデザイン化を支援することが考えられる。

一方、サービスは人と人とのやりとりにより成り立つものであり、経営者をはじめ、従業員への徹底した教育は重要になると思われる。特に、昨今の雇用の流動化、多様化が進む中で、いかに従業員全員にユニバーサルデザインの意識を根付かせるかは今後のポイントとなるだろう。そのために、県としては既に取組が始まっているサービス事業者を対象とした研修を、関係団体の協力を得つつ継続的に行うなどの取組が期待される。

サービスについても取組を進めている事業者を広く消費者にアピールし、ユニバーサルデザインに基づいたサービスが選ばれていく仕組みづくりが、ものづくり同様、必要になるだろう。

#### まとめ

ユニバーサルデザインは「だれもが利用しやすいデザイン」であり、一見すると、範囲が広くて戸惑うかもしれない。しかし、まずは、地域の特性を考えて取り組むべきだろう。地域に子育て中の家族が多い場合は、特に子育てに配慮したまちづくりが検討されて良いし、外国籍住民の中でも、特定の国籍の人が多い場合は、特に彼らに配慮することから取り組みが良い。そうしたことをきっかけに、より多くの人に心地よく暮らしてもらおうユニバーサルデザインへの糸口がつかめるだろう。そういう意味で、ユニバーサルデザインは地域住民の声に耳を傾けるという、地道で、また終わりのない取組である。

今後、地域の取組を一つひとつ積み重ね、着実にユニバーサルデザインが神奈川に根付くことを望んで止まない。

<sup>1</sup> 厚生労働省発表資料（平成17年12月14日）より

## 資料編

- 1 かながわユニバーサルデザイン推進指針（案）
- 2 県政モニターアンケート「ユニバーサルデザイン」  
調査票
- 3 神奈川県におけるハートビル条例（案）
- 4 神奈川県福祉の街づくり条例改正（案）





## 1 かながわユニバーサルデザイン推進指針（案）

# かながわユニバーサルデザイン推進指針（案）

# 目 次

<b>1</b>	<b>かながわユニバーサルデザイン推進指針策定の趣旨</b>	
(1)	策定の趣旨	1
(2)	指針の性格	1
<b>2</b>	<b>ユニバーサルデザインとは</b>	
(1)	ユニバーサルデザインとは	1
(2)	ユニバーサルデザインの考え方	3
<b>3</b>	<b>なぜ今、ユニバーサルデザインか</b>	3
<b>4</b>	<b>めざす姿</b>	
(1)	基本目標	4
(2)	基本方針	4
<b>5</b>	<b>分野別施策の方向</b>	
(1)	ユニバーサルデザインの意識づくり	6
(2)	まちづくりのユニバーサルデザイン	7
(3)	ものづくりのユニバーサルデザイン	10
(4)	サービス・情報のユニバーサルデザイン	11
(5)	社会参加におけるユニバーサルデザイン	12
<b>6</b>	<b>ユニバーサルデザインの推進</b>	
(1)	県の実施体制	13
(2)	各主体に期待する役割	13

## 1 かながわユニバーサルデザイン推進指針策定の趣旨

### (1) 策定の趣旨

少子高齢化が進み、人々の暮らし方や働き方が多様化するなど、社会環境が大きく変化しています。今後、だれもが住みやすく、安心して生き生きとくらししていくためには、県民一人ひとりが尊重されることが必要です。そのためには、これまで以上に人々の助け合い、支え合いが大切になります。

国では、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下「ハートビル法」という。)が、また、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下「交通バリアフリー法」という。)が制定されました。現在、それぞれの法律に基づき、建築物や旅客施設、歩行空間、鉄道車両等のバリアフリー化が進められています。

また、県では平成7年度に「神奈川県福祉の街づくり条例」を制定したのをはじめ、平成14年度に「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定、平成15年度に「かながわ障害者計画」の策定、平成16年度に「神奈川県地域福祉支援計画」の策定などを行い、主に福祉分野の側面から、くらしやすい神奈川の実現をめざしてきました。

今後、すべての人にとって生活しやすい環境を整備し、子どもからお年寄りまで、障害のある人・ない人、性別、国籍、文化の違う人々が、生き生きと自立し生活を送ることのできる社会を創出するため、ここに「かながわユニバーサルデザイン推進指針」を策定するものです。

### (2) 指針の性格

この指針は、ユニバーサルデザインの推進にあたり、次の性格をもつものとします。

県の施策・事業を、ユニバーサルデザインの考え方に基づき推進するものです。

県が県民、事業者、市町村と協働してユニバーサルデザインを推進するガイドラインを示すものです。

県の施策の方向性を示す理念的な指針であり、重点事業など具体的な事項については、「かながわユニバーサルデザイン推進プラン」で表します。

なお、この指針は、社会情勢の変化に応じた見直しを適宜行うこととします。

## 2 ユニバーサルデザインとは

### (1) ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、1985年に米国ノースカロライナ州立大学の故ロナルド・メイス氏(建築家・工業デザイナー)が提唱した考え方で、「だれもが利用可能であるように、製品や建物、環境をデザインすること」との発想に基づくものです。

ユニバーサルデザインは、人が違いをもつ存在であることを前提としています。すなわち、男女の性差に基づく違い、年齢による違い、肉体的・知的な違い、障害の有無による違い、肌の色・目の色による違い、言語・宗教・生活習慣などによる違いといった、人のもつさまざまな特徴です。このため、単に画一化した基準を定めるのではなく、これらの違いを踏まえて対応しなければなりません。違いを前提とした社会では、一人ひとりがお互いを理解し、認め合うことが必要です。豊かな社会を創出するためには、ユニバーサルデザインは欠くことのできない考え方です。

ユニバーサルデザインは、ものづくりやまちづくりなどの、いわゆるハード面にとどまるものではありません。情報やサービスなど、ソフト面にも及ぶ、広い考え方です。だれもがくらしやすい、使いやすい社会をつくるというこのユニバーサルデザインの考え方が、活力ある神奈川の創出につながります。

ユニバーサルデザインには、次の7つの原則があります。

原則1 公平性の原則

だれにでも利用できるようつくりされており、かつ、入手が容易であること

原則2 柔軟性の原則

利用者の好みや能力に応じた使い方ができること

原則3 単純性と直感性の原則

利用者の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく、つくられていること

原則4 認知性の原則

必要な情報がすぐにわかること

原則5 安全性の原則

うっかりミスや危機につながらないデザインであること

原則6 効率性の原則

効率がよく、心地よく、しかも疲れないで使えるようになっていること

原則7 快適性の原則

利用者の体格や姿勢、移動能力を問わず、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさであること

## (2) ユニバーサルデザインの考え方

ユニバーサルデザインはバリアフリーとよく比較されますが、このふたつともすべての人がくらしやすい、活動しやすい環境づくり、社会づくりをめざすものです。特に、ユニバーサルデザインはすべての人々が利用しやすいように、できるだけバリア(障壁)がないよう、あらかじめ設計するという考え方であり、バリアの存在を認識し、その除去を行うバリアフリーを包含し、発展させた考え方です。

ユニバーサルデザインは、すべての人々が利用しやすいように、できるだけバリアがないよう、あらかじめ設計するという考え方であるため、その実現にあたってはプロセス(過程)が重視されます。そのために、

デザインに利用者の声を反映させること

繰り返しによりデザインを進化させていくこと(スパイラルアップ)

が必要となります。

ユニバーサルデザインでは、実施した結果だけではなく、改善の積み重ねを重視しています。この改善の積み重ねによって、デザインそのものの完成度が高まり、利便性の向上、また、時代や社会の変化とともに、絶えず変わり続ける利用者のニーズにも、応えることができるのです。

## 3 なぜ今、ユニバーサルデザインか

今日、神奈川県では、高齢者人口が15%を超え、平成27(2015)年には23.0%となる見込みです。それとは逆に、出生数は減少傾向にあり、平成27(2015)年には0歳~14歳の人口が13.0%となる見込みで、少子高齢社会を迎えています。また、外国籍登録者が県人口の約1.8%を占め、全国で4番目に多く、国際化が進展しています。こうしたさまざまな違いをもつ人々が、共に生きる社会の実現のため、すべての人々が社会参加できる環境の整備が必要となっています。

このように社会のニーズが多様化・複雑化する中、人々が共通して求めているのは、心の豊かさや潤い、活力ある生活です。人は年齢や性別、身体的な特性、言語など、さまざまな個性や違いをもつ存在ですが、お互いの違いや個性を認識する大切さを感じてはいても、人々の意識や社会環境には、まだ多くの課題があるといえます。

一方、現在の社会システムの設計は、大多数を占める平均的な人々を前提としている場合がほとんどです。また、高齢者や障害のある方々には、バリアフリーなど、今あるバリアを取り除く考え方で対応することが多く、人々の違いや個性が反映された社会設計になっていない状況にあります。

そこで、県では、施策にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、県政運営の総合的な指針(「神奈川力構想・プロジェクト51」)のメインテーマである、「活力ある地域社会・生きがいのあるくらしの創出」の実現化をめざす布石にしたいと考えています。

## 4 めざす姿

### (1) 基本目標

今日、だれもがくらしやすい環境に恵まれ、それぞれが個性を発揮し、役割を担い、積極的に社会づくりに参画できることが大変重要になっています。ユニバーサルデザインは、一人ひとりの個性やニーズを重ね合わせることによって、すべての人々にとって利用しやすいまち、もの（製品）、サービスなどをつくっていかうという考え方に立っています。ユニバーサルデザインは、これからの社会づくりを進めるための、有効な手法なのです。

県では、ユニバーサルデザインの推進により、次のような神奈川の実現をめざします。

年齢、性別、個人の能力、文化など、お互いの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として安心してくらし、一人ひとりがもてる力を発揮して、元気に活躍できる神奈川

人々が、お互いの異なった状況や経験を理解し、尊重することを基盤にした、多様さに対する柔軟な姿勢をもち、人々を思いやり、助け合うなど、心通い合う神奈川をつくりまします。

だれもが、できる限り制約なく住む、移動する、働く、学ぶ、遊ぶなどの社会活動に参加できる神奈川をつくりまします。

### (2) 基本方針

前述した基本目標をめざすためには、ユニバーサルデザインで重要とされる、以下の考え方に基づき、施策を実施していくことが必要です。

#### プロセスの重視

ユニバーサルデザインは、さまざまなものをだれもがバリアを感じることなく利用できることが最終目標ですが、その目標を達成するのは大変難しいことです。しかし、だからこそ、限られた財源、技術などのもと、できるところから知恵や工夫をこらして取り組むこと、そしてそうした取組を継続することが重要です。

ユニバーサルデザインの最も重要なポイントはこうした継続的な取組を通じた改善（スパイラルアップ）を生み出すための仕組みづくりにあるといえます。このために、特に以下の点に留意して施策を推進していきます。

#### ア 利用者との協働

だれもがバリアを感じずに生きていくために、最初からそのバリアをつくり出さないというユニバーサルデザインの視点から施策を進めていく必要があります。そのために、施設の利用者やサービスを受ける人々の意見をできるだけ多く反映させること、

また施策の計画段階から実施後までの各段階にわたって、意見を反映させる仕組みを設けることが重要です。

利用者との協働を進めていく前提として、利用者と県が情報を共有している必要があります。そのため、県は関連した情報について積極的に公表していくことが求められます。

#### イ 事後評価のデータ蓄積とデータの活用

ユニバーサルデザインの取組を将来にわたって活かし、よりよい施策を実施していくためには、施策実施後に評価を行い、評価から得られたデータを蓄積し、その後の施策実施にあたり活用していくことが重要です。

その他、ユニバーサルデザインを推進するうえで配慮すること

その他、ユニバーサルデザインを推進するうえでは、前述した7つの原則に配慮することはもちろんですが、その他に次の事項にも配慮することが必要です。

#### ア 環境への配慮

地球温暖化問題など環境問題への対応が求められているなかで、ユニバーサルデザインだからといってその例外となることはありません。ユニバーサルデザインを推進するにあたっては、環境に負荷をかけないように配慮し、工夫していくことが必要です。

#### イ 地域特性への配慮

歴史的なものや自然は時に、物理的なバリアになる場合もあります。しかし、そのバリアを取り除くと、長年にわたり親しまれてきた神奈川の歴史や自然の良さが壊されてしまうこととなります。歴史や文化、自然を尊重しつつ、より多くの人々がそれらを楽しむことができるよう、ハード面だけでなくソフト面による対応も併せてユニバーサルデザインを推進することが必要です。

#### ウ 心のユニバーサルデザインへの配慮

どれだけユニバーサルデザインの考え方に基づいたハード面での整備が普及しても、すべての人のニーズに完全に対応することは難しく、最後は周りの人々の助け、人的な支援が必要になります。そのため、県民一人ひとりがユニバーサルデザインを自らのこととして意識し、積極的に協力していくことが必要です。

## 5 分野別施策の方向

県では5つの分野においてユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。以下では、各分野に取り組むにあたっての基本方向と取組の具体例を示します。

### (1) ユニバーサルデザインの意識づくり

#### 普及啓発

##### 取組の方向

ユニバーサルデザインの考え方を前提とした社会をつくり、そうした考え方が行政施策や地域で実践されるためには、県職員や県民の間にユニバーサルデザインへの理解を高める必要があります。

そこで、研修の実施や職場環境の改善等により県職員の意識改革に率先して取り組むとともに、県民がユニバーサルデザインに触れる機会を増やします。

##### 取組の具体例

- ・ 県職員の研修にユニバーサルデザインに関する講義を取り入れるなど、県職員の意識啓発に取り組みすべての県職員がユニバーサルデザインについて意識し、担当事業に取り入れる姿勢をめざします。
- ・ 学校教育や生涯学習の現場におけるユニバーサルデザインの学習機会を増やします。
- ・ 広報誌やホームページなどでユニバーサルデザインの考え方や取組事例などの紹介をします。
- ・ 研修会、講演会、シンポジウムなどを開催するなど、ユニバーサルデザインの考え方をさまざまな分野に定着させる取組を推進します。
- ・ ユニバーサルデザインに関する優れたアイディア、施設、製品、企業活動を表彰します。

#### 人材育成

##### 取組の方向

地域におけるユニバーサルデザイン推進の核となる人材を育てる必要があります。そうした人材を育成するとともに、地域におけるユニバーサルデザインを推進する取組への支援が求められています。

また、ユニバーサルデザインのまちづくりやものづくりなどの分野においてもそれをつくる人を育てることが不可欠です。

そのため、さまざまな分野で人材の育成に努めるとともに団体活動を支援します。



#### 取組の具体例

- ・ユニバーサルデザインを推進する人材を育てるための専門講座や研修会を開催します。
- ・ユニバーサルデザインを推進する民間企業やNPOなどの活動を支援します。
- ・大学や民間企業と連携し、ユニバーサルデザインに関する情報や人材の集積を進めます。

## (2) まちづくりのユニバーサルデザイン

### まち全体

#### 取組の方向

個々の施設が、安全、快適に利用できることはもちろんですが、まち全体を利用しやすい空間とするため、施設間のつながりを考慮して、一体的・連続的に整備することが求められています。

#### 取組の具体例

- ・各事業者の模範となるモデル地区などの整備により、ユニバーサルデザインによるまちづくりが面的に整備されることを促進します。

### 公共的施設

#### 取組の方向

さまざまな人が利用する公共的施設<sup>1</sup>は、だれもが安全かつ簡単・快適に利用できることと同時に、ユニバーサルデザインを普及し、その拡大のモデルとなるべく、積極的な取組が必要です。福祉の街づくり条例などの普及などにより、新しい建物はだいぶ取組が進んでいるものの、既存の建物については、まだまだ未改修のものも多く、より一層の推進が必要です。特に官公庁や学校においては、災害時の避難場所としても利用される場合も多く、優先的な対応が必要です。

#### 取組の具体例

- ・新たに整備する県有施設については、ハートビル法や福祉の街づくり条例に基づくだけでなく、より利用しやすい施設にするため、利用者の意見を施設整備に反映する仕組みを確立します。
- ・既存の県有施設については改善を促進し、ピクトグラム（絵文字）案内板やカラーバリアフリーによる色使いの配慮、音声・点字の併用など、だれもがわかりやすい

<sup>1</sup>公共的施設の事例：官公庁施設、学校、病院、福祉施設、運動施設等（神奈川県福祉の街づくり条例の定義より）

案内表示、オストメイト対応など多機能となるみんなのトイレ<sup>2</sup>、さらには休憩場所やエレベーターの設置など、優先的な改修整備を進めます。また、神奈川県県有施設長寿命化指針に基づく既存県有施設の対策工事と同時施工を行うなどにより、より効率的な対応に努めます。

- ・ 商業施設などの民間施設については、各事業者へ福祉の街づくり条例に関する整備基準等を積極的に情報発信するとともに、バリアフリーアドバイザー<sup>3</sup>の派遣等により、だれもが利用しやすい施設の整備を支援します。

## 道路

### 取組の方向

だれもが安全で円滑、快適に通行できることが道路の基本であり、通行の妨げになるバリアがないことや、すべての人にわかりやすい道路情報を提供することが必要です。

### 取組の具体例

- ・ 歩道の拡幅、セミフラット化、無電柱化、段差解消など、福祉の街づくり条例などに基づいた道路の整備を進めます。
- ・ 標識や道路情報等についても、カラーバリアフリーによる色使いの配慮、ローマ字や点字併記など、だれもが快適に利用できる道路の整備や改修に努めます。
- ・ 警察とも連携し、交通安全の推進や駐車場情報の提供などにより、通行を妨げている路上駐車や放置自転車対策を進めます。

## 住宅

### 取組方向

生活の拠点である住宅は、生涯を通じて安全かつ快適にさせることが必要です。

### 取組の具体例

- ・ 県営住宅の共同施設についてはユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を促進します。
- ・ 民間の住宅については、ユニバーサルデザインに関する住宅の情報提供や、共同住宅へのバリアフリーアドバイザーの派遣などにより、だれもがくらしやすい住宅の促進に努めます。

---

<sup>2</sup>県では、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、車いす使用者をはじめとするだれもが利用しやすいトイレを「みんなのトイレ」とし、その整備を推進しています。

<sup>3</sup>既存の民間施設のバリアフリー整備を推進するため、整備にあたっての相談に応じるバリアフリーアドバイザーを県で養成し、助言の要望のある施設に派遣しています。

## 公共交通

### 取組の方向

鉄道駅等の旅客施設においてエレベーター等の整備や視覚障害者誘導用ブロックの設置が進められていますが、利用者からみるとまだ十分とはいええない状況にあります。

また、鉄道やバスの車両には、乗降時の段差解消や、車いすスペースの確保を十分にできていないものもあります。

今後も、だれもが安全で円滑に移動できる公共交通を確保するために、交通バリアフリー法や福祉の街づくり条例に基づいた整備をさらに促進していくほか、障害者や高齢者など移動を制約された人々への交通手段を確保していく必要があります。

### 取組の具体例

- ・ 鉄道駅等の旅客施設について、エレベーターやエスカレータの設置、みんなのトイレの設置、だれもがわかりやすい乗車案内や危険情報などの案内表示の設置を促進します。
- ・ ノンステップバス導入の促進を図るとともに、バス停付近の道路についてノンステップバスに合わせた仕様に整備を進めます。
- ・ コミュニティバスをはじめNPOなどによる福祉有償運送など新たな交通サービスにより、だれもが外出しやすい環境づくりを進めます。
- ・ ハード設備を補完するものとして、駅ボランティアなどの活動を推進します。

## 公園・観光地等

### 取組の方向

自然、歴史、文化など県内の数多くの観光資源を活かしたユニバーサルデザインに配慮された観光地づくりを進めます。

また、障害者、高齢者など訪れるすべての人が安全で快適に利用できる魅力ある都市公園の整備を進めます。

さらに、公園や観光施設は地域の憩いの場でもあることから、地域住民や利用者の声を反映しながら整備します。

### 取組の具体例

- ・ 公園や観光地の景観や特色を大切にしながら、通路の整備やみんなのトイレの設置などを促進します。
- ・ 県立都市公園について利用者参加型ワークショップなどの手法により整備します。
- ・ だれもがわかりやすい施設の所在や道筋などの案内表示を設置します。

## 商店街

### 取組の方向

商店街は、商品やサービスの提供にとどまらず、地域に住む人々のコミュニティとしても重要な役割を果たしています。一方、多くの人々が訪れる場でありながら、駐車場の整備や歩車道及び道路・店舗の段差解消などがまだ十分とはいえない状況にあります。

ユニバーサルデザインに配慮した商店・商店街の事例紹介を通じて、だれもが利用しやすい商店の整備を支援します。

### 取組の具体例

- ・ 駐車場の整備、歩車道及び道路・店舗の段差解消、みんなのトイレの設置、託児施設、休憩場所の整備など、だれもが買い物がしやすい環境整備を進めます。
- ・ だれもが利用しやすい商店街マップなどの情報提供を支援します。

## (3) ものづくりのユニバーサルデザイン

### 製品の開発

#### 取組の方向

利用者のニーズが多様化しているなかで、だれもが利用しやすい製品づくりが求められています。

また、今後ユニバーサルデザインに配慮した製品の需要が増加し、新たな市場として拡大することが考えられることから、県内研究機関と連携し、企業などの取組を支援する必要があります。

#### 取組の具体例

- ・ ユニバーサルデザインの考えに基づいた製品開発にあたってのヒント集を作成し、事業者による製品開発を促進します。
- ・ 県内研究機関、企業等による連携を促進し、ユニバーサルデザインに配慮した製品開発を支援します。

### 製品の利用

#### 取組の方向

ユニバーサルデザインに配慮した製品について、積極的に県民や事業者へ情報を提供し、利用を促進します。

#### 取組の具体例

- ・ 県主催のさまざまなイベント会場において、ユニバーサルデザインのパネルや製品の展示コーナーを設けます。
- ・ 県の物品調達にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した製品の利用に努めます。

### (4) サービス・情報のユニバーサルデザイン

#### サービス

##### 取組の方向

行政サービスは、利用手続の煩雑さ、窓口の不明確さなど、利用者のニーズに十分対応できていないことがあり、利用者の満足度を高めるよう利用者本位のサービス提供を図ることが求められています。だれもが気軽に安心して、行政サービスを受けられるよう、きめ細かなサービスの提供が必要です。

また、事業者が提供するサービスについては、すべての人が利用できる環境づくりが求められています。

##### 取組の具体例

- ・ だれもが利用しやすいよう行政手続の電子化（電子申請、申告、収納）など、各種届出、受付方法の見直しにより、行政手続を簡素化し、また窓口サービスの共通化など、利用者の利便性の向上に努めます。
- ・ 窓口サービス、行政文書において、ユニバーサルデザインを常に意識した、平易な言葉づかい、わかりやすい表現方法などコミュニケーションへの配慮に努めます。
- ・ 県の機関において、障害者や高齢者、子ども連れ、外国人などの来庁を想定した環境整備を進めるとともに、さまざまな人々がきめ細かなサポートを受け、利用しやすい施設の運営に努めます。
- ・ 県だけでなく、事業者についても、身体障害者補助犬法などの周知、徹底を図ります。

#### 情報

##### 取組の方向

障害者や外国人などだれもが、いつでもどこでもわかりやすい情報を得られる環境づくりが求められています。

さまざまな広報媒体を利用して行政情報を発信し、だれもが迅速かつ確実に必要な情報を入手できるよう、わかりやすい表現や表示、伝達方法などに配慮した行政情報の提供が求められています。

#### 取組の具体例

- ・ だれもがわかりやすい行政情報を提供するため、大きな文字、絵の使用、見やすい色使いなどデザインへの配慮や平易な語句の使用などを進めます。
- ・ 手話通訳付き広報番組、点字付き広報誌などさまざまな媒体による広報、外国語の併記、情報バリアフリー対応のホームページなど、さまざまなニーズに対応した広報に努めます。
- ・ だれもが簡単に情報を入手できるよう、電子メール、ホームページなどIT（情報通信技術）を活用したアクセスしやすい情報伝達システムの整備を進めます。
- ・ 地震災害など県民の生命・財産に甚大な影響を及ぼす非常時の行政情報について、障害者、外国人など、だれもが正確な情報を入手し、的確に行動し、安全を確保できるよう、防災対策と一体化した取組を進めます。

### (5) 社会参加におけるユニバーサルデザイン

#### 取組の方向

障害者、高齢者、子ども連れ、外国人など、さまざまな特性や個性をもったすべての人が、社会の中で生き生きと暮らし、自立した生活を送れるよう、共生の社会づくりが求められています。

こうした社会づくりを進めるために、すべての人が社会の一員として活動していくための環境づくりを進めます。

#### 取組の具体例

- ・ だれもが参加できる講座、イベントなどの実施のために、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたガイドラインを作成します。
- ・ さまざまな障害者のための総合相談窓口や外国籍県民の相談窓口の充実を図ります。
- ・ 働く意欲のあるすべての人の就労を支援するために、就業に関する情報提供や講習会などを実施します。
- ・ だれもが安心してまちに出られるよう、公共施設や商店街などのユニバーサルデザインマップを作成します。

## 6 ユニバーサルデザインの推進

以上の5分野（意識づくり、まちづくり、ものづくり、サービス・情報、社会参加）におけるユニバーサルデザインを推進するにあたっては、県が県民、事業者、市町村と協働して取り組むことが重要です。

### (1) 県の取組

#### 県の推進体制の整備

まず、全職員を対象にユニバーサルデザインに関する研修を実施し、すべての県職員がユニバーサルデザインについて意識し、担当事業に取り入れる姿勢を徹底します。

ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、県の施策を推進していくには、県の各部署が連携しつつ計画的に取組を推進していく必要があります。

県では、このための推進体制を整備し、県の施策・事業にユニバーサルデザインの考え方を取り入れる仕組みづくりに取り組んでいきます。

#### 協働の推進体制

ユニバーサルデザインはさまざまなものをだれもがバリアを感じることなく利用しやすくすることが目標であり、その実現にあたっては、利用者の声を反映させることが重要です。そして県民やNPOなどの団体、事業者、市町村など多様な主体の参加、協力のもと、まちづくりやものづくりなどに取り組む必要があります。このため、県はこうした参加、協力を積極的に支援します。

また、ユニバーサルデザインの推進を広げるため、広域自治体として、他の都道府県との協力を進めます。

#### 進行管理

各施策の実施にあたっては優先順位づけを行い、重点事業は「かながわユニバーサルデザイン推進プラン」に定め、実施していきます。

また、こうして実施していく施策について、その進捗状況などを点検、評価するとともに、見直しを行い、継続的改善（スパイラルアップ）に努めます。

### (2) 各主体に期待する役割

#### 県民への期待

利用者の視点が重視されるユニバーサルデザインの推進にあたっては、県民の積極的な参加が期待されます。まず、ユニバーサルデザインに対する理解を深め、身近にできることから取り組んでいくことを期待します。

身近にできることの例：

困っている人がいたら手をさしのべる

点字ブロックの上に駐輪しない

など

#### NPOなど民間団体への期待

本県で活動するNPO法人の数は全国で3番目に多く<sup>4</sup>、積極的に活動する県民が多いのが特徴です。こうした特徴を活かし、民間団体には、地域づくりの担い手としてユニバーサルデザインの普及や活動の一層の推進を期待します。

また、県民の声をより具体的に行政や事業者に提言として伝えるなど、行政、事業者と県民をつなぐ役割や行政・事業者のパートナーとして主体的にユニバーサルデザインを推進することが期待されます。

#### 事業者への期待

事業者には、ユニバーサルデザインの考え方を導入し、だれもが利用しやすい施設整備、使いやすい製品、配慮が行き届いたサービスを提供することを期待します。

そのためにも、各事業者においては、ユニバーサルデザインを普及啓発するとともに、その考え方に基づいた事業活動を推進することを期待します。

さらに、施設整備、製品開発、サービス提供にあたり、さまざまな利用者からの意見を反映することを期待します。

#### 市町村への期待

住民に最も身近な行政機関として、県と連携しながら、ユニバーサルデザインの普及啓発など、その推進に主体的、積極的に取り組むことを期待します。

また、推進にあたっては、組織全体で取組を進める体制づくり、まちづくりなどにおける住民との協働を推進する仕組みづくり、これらによる取組を継続的に進めることを期待します。

---

<sup>4</sup> 内閣府国民生活局市民活動促進課運営の「NPOホームページ」で掲載されている表「特定非営利活動促進法に基づく申請受理数及び認証数、不認証数等」より。順位は表にある1998年12月～2006年1月までの累計実績（神奈川県1,539団体）を比較した結果。



## 2 県政モニターアンケート「ユニバーサルデザイン」調査票

〔県政モニターの皆様へ〕

このアンケートは、神奈川県自治総合研究センターが県政モニターの皆様ユニバーサルデザインについてお聴きし、今後の政策研究の参考とするために実施します。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

ユニバーサルデザインとは「年齢、性別、身体（障害の有無、左利き等）、国籍等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、はじめから配慮した建物、製品、サービス、環境等のデザインをしていこうとする考え方」です。

問1 あなたは、「ユニバーサルデザイン」という言葉をご存じでしたか。

- 1 言葉を見聞きしたことがあり、その意味まで知っていた
- 2 言葉を見聞きしたことはあるが、意味は知らなかった
- 3 今回初めて聞いた（知らなかった）

問2 あなたの身の回りでは、歩道の段差解消や鉄道駅へのエレベーター設置、誰もが乗り降りしやすい超低床ノンステップバスの導入など、誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると思いますか。

- 1 とても進んでいる
- 2 ある程度進んでいる
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり進んでいない
- 5 まったく進んでいない

問3 あなたは、身近にある次の施設について改善してほしいと感じたことがありますか。それぞれ改善してほしいものすべてに「」（チェック）をつけてください。

施設	項目	施設までの交通利便を改善してほしい	案内表示を分かりやすくしてほしい	安全にもっと配慮してほしい	知-プやEバ-ターを設置する等、誰にでも利用しやすい設備にしてほしい	手続、利用方法を分かりやすくしてほしい
1	役所					
2	図書館					
3	学校					
4	美術館・博物館					
5	公園					
6	病院					

問4 施設の整備などのハード面だけでなく、電車等で席を譲ることや点字ブロックの上に乗らないことなど心の面でのユニバーサルデザインを推進することについてどのようにお考えですか。

- 1 おおいに推進するべき
- 2 推進するべき
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり推進しなくてもよい
- 5 推進する必要がない

裏面へつづく

問5 県では、これまで「福祉の街づくり条例」により、公共施設や道路の段差をなくしたり、エレベーターや手すりを設置するなど、高齢者や身体障害者をはじめ誰もが暮らしやすいまちづくりを推進してきました。このことについてご存じでしたか。

- 1 条例の名前も、まちづくりの取組も知っていた
- 2 条例の名前は知らなかったが、まちづくりの取組は知っていた
- 3 まちづくりの取組は知らなかったが、条例の名前は知っていた
- 4 条例の名前もまちづくりの取組も知らなかった

問6 あなたは、ユニバーサルデザインを進めていくために、県にどのようなことを期待しますか。あてはまるものを3つまで○をつけてください。

- 1 ユニバーサルデザインに関する教育、ひとづくりを行うこと
- 2 まちや公共施設をユニバーサルデザインに基づいて整備すること
- 3 個人住宅や民間施設の整備に金銭的な助成をすること
- 4 企業や団体の活動に金銭的な助成をすること
- 5 企業や団体がユニバーサルデザインの取組を進めやすいようにガイドラインなどを示すこと
- 6 ユニバーサルデザインの情報を提供したり、優れた活動を表彰するなどの取組をすること
- 7 誰もが利用しやすい行政サービスの提供を推進すること
- 8 その他( )
- 9 特に期待するものはない

問7 ユニバーサルデザインについて、あなたが参加したいと思う活動すべてに○をつけてください。

- 1 講座等に参加してみたい
- 2 ユニバーサルデザインの観点からまちの点検をしてみたい
- 3 ユニバーサルデザインの推進活動をしている団体に参加したい
- 4 ユニバーサルデザインの商品を利用したい
- 5 その他( )
- 6 わからない

自由意見：その他、ご意見がありましたら、ご記入ください。

( )

ありがとうございました。同封の封筒(切手不要)で(日付)までにお送りください。

性 別	男 ・ 女	年 齢	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
お住まいの市区町村名								

問い合わせ先 神奈川県自治総合研究センター研究部(電話 045-896-2932)

### 3 神奈川県におけるハートビル条例（案）

#### 神奈川県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（案）

（趣旨）

**第1条** この条例は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号。以下「法」という。)第3条第2項の規定により、特別特定建築物に追加する特定建築物その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例における用語の意義は、法及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成6年政令第311号。以下「政令」という。)の例による。

（特別特定建築物に追加する特定建築物）

**第3条** 法第3条第2項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校(政令第2条第1号に規定する特定建築物を除く。)
- (2) 事務所
- (3) 共同住宅
- (4) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの(政令第2条第9号に規定する特定建築物を除く。)
- (5) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(政令第2条第11号に規定する特定建築物を除く。)

（建築の規模）

**第4条** 法第3条第2項の条例で定める特別特定建築物(前条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。)の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。)とする。

（利用円滑化基準）

**第5条** 法第3条第2項の規定により利用円滑化基準に付加する事項は、次条から第13条までに定めるものとする。

（廊下等）

**第6条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等のうち階段又は傾斜路の下端に近接する部分には、点状ブロック等を敷設しなければならない。

（階段）

**第7条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する階段は、踊場に手すりを設けなければならない。

（傾斜路）

**第8条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する傾斜路は次に掲げるものでなければならない。

- (1) 手すりを設けること
- (2) 両側に、側壁又は立ち上がり部を設けること

(便所)

**第9条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は次に掲げるものでなければならない。

- (1) 床面は粗面とし又は滑りにくい材料で仕上げること
- (2) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること
- (3) 床置き小便器その他これに類する小便器を設ける場合は、そのうち1以上に手すりを設けること

2 政令第10条第1項第1号の規定により設ける車いす使用者用便房又はその他の便房を設ける場合には、そのうちそれぞれ1以上(男子用女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 便房の出入口の幅は80センチメートル以上とすること
- (2) 手すりを設けること

(浴室等)

**第10条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する浴室又はシャワー室(以下「浴室等」という。)を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 前項の浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること
- (2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること
- (3) 出入口は、次に掲げるものであること

ア 幅は、80センチメートル以上とすること

イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと

(利用円滑化経路等)

**第11条** 利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 利用円滑化経路を構成する直接地上へ通じる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること
- (2) 利用円滑化経路を構成する廊下等の幅は140センチメートル以上とすること
- (3) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の幅は140センチメートル以上とすること

2 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる経路のうち1以上を、政令第13条第2項各号及び前項各号の基準に適合させなければならない。

- (1) 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する居室(政令第13条第1項第1号に規定する利用居室を除く。以下「特定利用居室」という。)を設ける場合、道等から当該特定利用居室までの経路
- (2) 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合、特定利用居室(当該建築物に特定利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路
- (3) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合、当該車いす使用者用駐車施設から特定利用居室までの経路

3 前項各号に掲げる経路又はその一部が、利用円滑化経路又はその一部となる場合にあっては、当該前項各号に掲げる経路又はその一部については、同項の規定は適用しない。

4 第2項第1号に規定する経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により政令第13条第2項第7号の規定によることが困難である場合における同項の適用については、同項第1号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

5 利用円滑化経路及び第2項第1号に規定する経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第3号の規定によることが困難である場合における同項及び第2項の規定の適用については、

政令第 13 条第 1 項第 1 号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあり、又は、第 2 項第 1 号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

(増築等に関する適用範囲)

**第 12 条** 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。)をする場合には、第 6 条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室(特定利用居室を含む。以下この条において同じ。)又は共同住宅の各住戸までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する便所
- (4) 第 1 号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。第 6 号において同じ。)から車いす使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する駐車場
- (6) 車いす使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第 1 号に掲げる部分にある利用居室までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

**第 13 条** 第 3 条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第 6 条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。

(制限の緩和)

**第 14 条** 第 6 条から第 11 条までの規定は、知事がこれらの規定によることなく高齢者、身体障害者等若しくは多数の者が特定施設を円滑に利用できると認める場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、適用しないことができる。

別表第 1 (第 4 条関係)

特別特定建築物	床面積の合計
学校	
病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)	
集会場(一の集会室の床面積が 200 平方メートルを超えるものに限る。)又は公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
公衆便所	
診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1000 平方メートル以上
集会場(すべての集会室の床面積が 200 平方メートル以下のものに限る。)	
展示場	
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
公衆浴場	
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	
備考 床面積の合計の欄に定めのない特別特定建築物は、規模にかかわらず、利用円滑化基準に適合させなければならないものとする。	

4 神奈川県福祉の街づくり条例改正（案）

□ は、改正箇所

現 行	改 正 案
<p>神奈川県福祉の街づくり条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第7条）</p> <p>第2章 施策の基本方針等（第8条～第10条）</p> <p>第3章 施設等の整備</p> <p>第1節 公共的施設等の整備（第11条～第15条）</p> <p>第2節 指定施設の整備（第16条～第24条）</p> <p>第3節 公共車両等の整備（第25条・第26条）</p> <p>第4章 雑則（第27条・第28条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を保障されることの重要性にかんがみ、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができる福祉の街づくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に実施し、及び施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進め、もって心豊かな福祉社会かながわの実現に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者等 障害者、高齢者その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるものをいう。</p> <p>(2) 公共的施設 官公庁施設、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設、公共交通機関の施設、駐車場、共同住宅、事務所その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>（県の責務）</p> <p><b>第3条</b> 略</p>	<p>神奈川県だれもが住みよい街づくり条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第7条）</p> <p>第2章 施策の基本方針等（第8条～第14条）</p> <p>第3章 施設等の整備</p> <p>第1節 公共的施設等の整備（第15条～第20条）</p> <p>第2節 指定施設の整備（第21条～第31条）</p> <p>第3節 <u>交通環境等の整備</u>（第32条～第34条）</p> <p>第4章 雑則（第35条・第36条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を保障されることの重要性にかんがみ、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができる<u>だれもが住みよい街</u>づくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に実施し、及び施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進め、もって心豊かなかながわの実現に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者等 障害者、高齢者、<u>妊産婦、難病患者、病弱者、乳幼児を連れた者等</u>で日常生活又は社会生活における行動に制限を受けるものをいう。</p> <p>(2) 公共的施設 官公庁施設、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設、公共交通機関の施設、駐車場、共同住宅、事務所その他の<u>多数の者の利用に供する施設</u>で規則で定めるものをいう。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>（県の責務）</p> <p><b>第3条</b> 略</p>

<p>(市町村の責務)</p> <p><b>第4条</b> 市町村は、県の施策と相まって、当該市町村の区域の状況に応じて、福祉の街づくりに関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p> <p>2 市町村は、自ら設置し又は管理する施設等で住民の利用に供するものについて、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、整備を進めるものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p><b>第5条</b> 略</p> <p>(県民の責務)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>(総合的推進)</p> <p><b>第7条</b> 略</p> <p>第2章 施策の基本方針等 (施策の基本方針)</p> <p><b>第8条</b> 略</p> <p>(情報の提供等)</p> <p><b>第9条</b> 県は、市町村と連携して、事業者及び県民に対し、福祉の街づくりに関する情報の提供、技術的指導又は助言を行うものとする。</p>	<p>(市町村の責務)</p> <p><b>第4条</b> 削除</p> <p>(事業者の責務)</p> <p><b>第5条</b> 略</p> <p>(県民の責務)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>(総合的推進)</p> <p><b>第7条</b> 略</p> <p>第2章 施策の基本方針等 (施策の基本方針)</p> <p><b>第8条</b> 略</p> <p>(教育の充実等)</p> <p><b>第9条</b> 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者等に対する理解と共感の心を醸成するため、学校教育の充実その他必要な施策を推進するものとする。</p> <p>(県民の自主的な活動等の促進)</p> <p><b>第10条</b> 県はだれもが住みよい街づくりに関し、自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整備その他必要な施策を推進するものとする。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p><b>第11条</b> 県は、市町村と連携して、事業者及び県民に対し、<u>だれもが住みよい街づくり</u>に関する情報の提供、技術的指導又は助言を行うものとする。</p> <p>(表彰)</p> <p><b>第12条</b> 知事は、<u>だれもが住みよい街づくりに関して著しい功績のあった者</u>に対して、表彰を行うことができる。</p> <p>(安全・安心な生活の確保)</p> <p><b>第13条</b> 県は、<u>障害者等が安心して日常生活及び社会生活を送ることができるよう防災等</u>に関し必要な施策を講じなければならない。</p>
--	---



<p>(財政上の措置)</p> <p><b>第10条</b> 県は、福祉の街づくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第3章 施設等の整備</p> <p>第1節 公共的施設等の整備 (整備基準)</p> <p><b>第11条</b> 略</p> <p>(整備基準の遵守)</p> <p><b>第12条</b> 略 (既存施設の整備)</p> <p><b>第13条</b> 略 (維持保全)</p> <p><b>第14条</b> 略 (適合証)</p> <p><b>第15条</b> 略</p> <p>第2節 指定施設の整備 (事前協議)</p> <p><b>第16条</b> 略</p> <p>(工事完了の届出)</p> <p><b>第17条</b> 略 (完了検査)</p> <p><b>第18条</b> 略 (勧告)</p> <p><b>第19条</b> 略 (公表)</p> <p><b>第20条</b> 略 (適合調査)</p> <p><b>第21条</b> 略 (改善計画)</p> <p><b>第22条</b> 略 (立入調査)</p> <p><b>第23条</b> 略</p>	<p>(財政上の措置)</p> <p><b>第14条</b> 県は、<u>だれもが住みよい街づくり</u>を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第3章 施設等の整備</p> <p>第1節 公共的施設等の整備 (整備基準)</p> <p><b>第15条</b> 略 (<u>県の施設の先導的整備等</u>)</p> <p><b>第16条</b> 県は、自ら設置する公共的施設等を整備基準に適合するよう率先して整備に努めるものとする。</p> <p>(整備基準の遵守)</p> <p><b>第17条</b> 略 (既存施設の整備)</p> <p><b>第18条</b> 略 (維持保全)</p> <p><b>第19条</b> 略 (適合証)</p> <p><b>第20条</b> 略</p> <p>第2節 指定施設の整備 (事前協議)</p> <p><b>第21条</b> 略 (<u>障害者等の意見聴取</u>)</p> <p><b>第22条</b> <u>指定施設の新築等をしようとする者は、指定施設の設計及び施工に当たっては、障害者等の意見を聴くよう努めなければならない。</u></p> <p>(工事完了の届出)</p> <p><b>第23条</b> 略 (完了検査)</p> <p><b>第24条</b> 略 (勧告)</p> <p><b>第25条</b> 略 (公表)</p> <p><b>第26条</b> 略 (適合調査)</p> <p><b>第27条</b> 略 (改善計画)</p> <p><b>第28条</b> 略 (立入調査)</p> <p><b>第29条</b> 略</p>
---	--

<p>(国等に関する特例)</p> <p><b>第24条</b> この節の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、適用しない。ただし、国等は、指定施設の新築等をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に通知しなければならない。</p> <p>第3節 公共車両等の整備 (公共車両の整備)</p> <p><b>第25条</b> 公共車両を所有し又は管理する者は、当該公共車両について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない。</p> <p>(住宅の整備)</p> <p><b>第26条</b> 略</p> <p>第4章 雑則 (適用除外)</p> <p><b>第27条</b> 略 (委任)</p> <p><b>第28条</b> 略</p>	<p>(重点推進地区)</p> <p><b>第30条</b> 知事は、だれもが住みよいまちづくりを重点的に推進する地域を重点推進地区として指定し、公共的施設の整備基準への適合等を促進する措置を講ずるものとする。</p> <p>(国等に関する特例)</p> <p><b>第31条</b> この節の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、適用しない。ただし、国等は、指定施設の新築等をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に通知しなければならない。</p> <p>2 知事は、国等に対し、これらが設置する公共的施設の整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。</p> <p>第3節 交通環境等の整備 (交通環境の整備)</p> <p><b>第32条</b> 公共車両等を所有し又は管理する者(以下「公共交通事業者」という。)は、障害者等が自らの意思で自由かつ安全に移動できるよう連続性のある交通環境の整備に努めなければならない。</p> <p>2 公共交通事業者は、障害者等に配慮した公共車両及び情報提供機器の整備に努めなければならない。</p> <p>3 公共交通事業者は、公共交通機関の施設及び公共車両等を障害者等が容易に利用できるよう情報提供及び介助等の体制の充実に努めなければならない。</p> <p>(公共工作物の整備)</p> <p><b>第33条</b> 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない。</p> <p>(住宅の整備)</p> <p><b>第34条</b> 略</p> <p>第4章 雑則 (適用除外)</p> <p><b>第35条</b> 略 (委任)</p> <p><b>第36条</b> 略</p>
--	---

## 研究チーム員名簿等

研究チーム員名簿（平成18年3月1日現在）

所 属	職 名	氏 名
企画部政策課	主 査	内 田 直 子
保健福祉部地域保健福祉課	副主幹	作 原 圭 介
保健福祉部障害福祉課	主 事	細 川 牧
県土整備部都市計画課	主 事	齋 藤 貴 子
県土整備部道路管理課	主 査	小 山 真 生
平塚市下水道部下水道総務課 （平成17年9月30日まで障害福祉課）	主 管	内 藤 卓 也
NPO法人神奈川県障害者自立 生活支援センター	事務局長	鈴 木 治 郎
横浜国立大学大学院工学府社会 空間システム学 博士課程	大学院生	木 下 知 威
神奈川大学大学院工学研究科建 築学専攻 修士1年	大学院生	本 田 知 之
横浜国立大学大学院工学府社会 空間システム学 修士1年	大学院生	徳 永 真 紀 子
自治総合研究センター研究部	主 査	長 田 亮 一
自治総合研究センター研究部	主任主事	西 出 祐 子

### 政策アドバイザー

齊 藤 進	産能大学経営学部教授
-------	------------

（敬称略）

### 専門アドバイザー

高 橋 儀 平	東洋大学工学部建築学科教授
---------	---------------

（敬称略）

### 上記のほか指導・助言を頂いた方

秋 山 哲 男	首都大学東京都市環境学部 都市環境学科教授
大 原 一 興	横浜国立大学大学院工学研究院 社会空間システム学教授

（敬称略）

---

報告書名	かながわのユニバーサルデザイン (平成17年度部局共同研究チーム報告書)
発行日	2006(平成18)年3月31日
編集・発行	神奈川県自治総合研究センター 〒247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1-3 電話 (045) 896-2932 (研究部直通) FAX (045) 896-2928 e-mail soken.1119@pref.kanagawa.jp
印刷	株式会社 シーケン

---

